

平成23年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成23年6月13日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月13日	月	午前10時	○本会議 ・町長所信表明 ・議案上程
2	6月14日	火		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	6月15日	水		○休 会
4	6月16日	木		○休 会
5	6月17日	金		○休 会
6	6月18日	土		○休 会
7	6月19日	日		○休 会
8	6月20日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	6月21日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	6月22日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会（総務産業、社会文教）
11	6月23日	木		○休会
12	6月24日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

## 付議事件及び審議結果

6月13日上程

- |        |   |       |    |
|--------|---|-------|----|
| 議案第31号 | 坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて                        | 6月13日 | 同意 |
| 発委第1号  | 「東日本大震災」及び「長野県北部地震」に対する被災者支援並びに坂城町災害対策の推進に関する決議について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第32号 | 上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について                            | 6月24日 | 可決 |
| 議案第33号 | 坂城町税条例の一部を改正する条例について                                | 6月24日 | 可決 |
| 議案第34号 | 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第1号)について                          | 6月24日 | 可決 |

6月24日上程

- |        |                                       |       |    |
|--------|---------------------------------------|-------|----|
| 発委第2号  | 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について | 6月24日 | 可決 |
| 議案第35号 | 町長の給与の特例に関する条例の制定について                 | 6月24日 | 可決 |
| 議案第36号 | 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第2号)について            | 6月24日 | 可決 |

平成23年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日	6月13日(月)	
○議事日程	.....	2
○会議録署名議員の指名	.....	2
○会期の決定	.....	2
○町長所信表明	.....	3
○議案第31号、発委第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	.....	10
○議案第32号～議案第34号の上程、提案理由の説明	.....	11
第2日	6月20日(月)	
○議事日程	.....	16
○一般質問	塩入 弘文 議員	16
	塩野入 猛 議員	31
	窪田 英子 議員	44
	中嶋 登 議員	50
	塚田 忠 議員	58
第3日	6月21日(火)	
○議事日程	.....	74
○一般質問	西沢 悦子 議員	74
	入日 時子 議員	84
	塚田 正平 議員	97
	山崎 正志 議員	110
	柳澤 澄 議員	119

第4日 6月22日(水)

○議事日程	136
○一般質問 吉川まゆみ 議員	136
大森 茂彦 議員	147

第5日 6月24日(金)

○議事日程	164
○請願採決	164
○議案第32号～議案第34号の質疑、討論、採決	164
○追加議案上程、提案理由の説明	185
○発委第2号、議案第35号～第36号の質疑、討論、採決	186
○町長閉会あいさつ	191

## 平成23年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年6月13日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月13日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	小 奈 千 秋 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	中 沢 恵 三 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	柳 澤 博 君
総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長所信表明
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 3 1 号、発委第 1 号の上程、提案理由の説明、質疑、採決  
議案第 3 2 号～議案第 3 4 号の上程、提案理由の説明

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

**議長（宮島君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

**議長（宮島君）** 会議規則第 120 条の規定により、5 番 窪田英子さん、6 番 塚田正平君、7 番 山崎正志君を、会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第 2 「会期の決定について」

**議長（宮島君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 24 日までの 12 日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（宮島君）** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 6 月 24 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は 14 日午前 11 時までといたします。質問時間は答弁を含め 1 人

1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

---

◎日程第3「町長所信表明」

**議長（宮島君）** 町長から、所信表明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**町長（山村君）** おはようございます。本日ここに平成23年第2回坂城町議会を招集いたしましたところ、議員におかれましては全員の皆様にご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さきの臨時会におきまして、宮島議長、柳澤副議長初め各常任委員会の委員長等「新しい議会の体制」が整いました。議員各位の皆様方に改めてお祝い申し上げるとともにご活躍されんことをご期待申し上げます。

さて、私も「民間視点で坂城町に新風を！」旗印に町長選挙に立候補し、町民の皆様のご温かいご支援を賜りまして当選をさせていただきました。初登庁から本日までの間、2回の臨時議会を経験いたしました。また各種団体の総会等に積極的に出席をさせていただいたり企業のトップの皆様のお声を聞かせていただく一方、役場各課とのヒアリング、課長を初めとする職員との話し合いも数を重ねております。

また町長就任にあたり役場職員全員に提出を求めました提言書は、ほぼ全員から回答がありました。内容は素晴らしいもので、現在テーマごとに整理をしているところです。近々テーマごとの組織横断のタスクフォースをつくり、内容をつめていきたいと考えております。

いよいよ私が町民の皆様にご訴えてまいりました「活力あふれた、元気で、明るい坂城町づくり」をスタートさせる体制が整いました。

さて、臨時会におきましても招集のごあいさつで申し上げましたが、定例会ということでございます。改めて東日本大震災で亡くなられた皆様、被災された方々、いまだ終息の方向すら見えない原子力発電所事故により避難をされている皆様、長野県北部地震で被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものです。

被災地の皆様に坂城町といたしましては、栄村に対しては地震の1週間後となります3月18日にミネラルウォーター1.5ℓを段ボール箱34箱408ℓ、子どもたちのために株式会社ロビニア様のご協力を得てチョコレート300人分をお届けしました。また当日、現地の対策本部の方と話し合い、日精樹脂工業株式会社のご協力をいただきまして、プラスチック製スープカップ、コップ、箸それぞれ3千個、トレイ1千個をお届けいたしました。また1カ月後の4月12日には災害援助金といたしまして100万円を島田村長にお渡ししてまいりました。

東日本大震災に対しましては、全国町村会を通じ、公費義援金200万円をお送りいたしました。また人的支援といたしまして、県を通じ、国から要請を受け、5月24日から29

日までの間、保健師を初め4名の職員を被災地であります岩手県陸前高田市に派遣いたしました。避難所や孤立した住宅に住まれる要支援者のケアや健康相談の活動をしてまいりました。

被災地での活動報告につきましては、町のホームページ、有線放送番組で町民の皆様にお伝えしてあります。また中学校、3小学校で生徒・児童の皆さんの全校集会において被災地の状況についての報告会を開催したところでございます。

なお、今回の職員派遣に際し、何か坂城町から元気を送りたいと「坂城のばら300本」を被災地にお届けしました。「明るいばら、ばらの香りが長野県の坂城町から元気を届けていただいた」と皆さんに喜ばれたと報告を受けましたが、被害の大きさとともに残された方々の心に受けた傷の大きさは計り知れず、本当に一日も早い復興と新たな暮らしに向かって立ち上がれますことを願わずにはられません。町といたしましては、今後も人的支援要請に対しまして積極的に対応してまいります。

現在、被災地を離れ、坂城町の親戚等に避難されている方は5つの家族9名の方々と町の連絡がとれております。町では福祉健康課を窓口に一本化し、避難元である自治体からの情報をお伝えしたり、相談体制をとっております。既にお帰りになられた、避難先を移転されたご家族も3家族ございます。町に避難されている方の情報がございましたら、町にお知らせいただければと存じます。

なお町民の皆様から寄せられました東日本大震災・長野県北部地震に対する義援金は、6月10日現在で1,120万円となりました。日本赤十字社を通して被災者の皆さんに届けられます。ありがとうございました。

さて、選挙後の初めての議会定例会でございますので、私の「まちづくり」についての考え方や施策の展開について所信を表明させていただきます。

最近の日銀や内閣府の経済予測では、4月から6月期はいまだマイナス成長との見方が多いようですが、7月から9月期はプラス成長となり、V時回復を予想しております。坂城町としましても、この基調に乗り遅れることなく、行政面からもサポートしていきたいと思っております。

私は選挙公約に「活力あふれた元気なまち」「人の輝くまち」「笑顔のまち」「誇れるまち」の4つの柱建てをし、それぞれの施策展開を組み立ててまいりました。こういった中で、この4月から町の10年後の将来像を“人がともに輝く、ものづくりのまち”と定めた第5次長期総合計画との関係はどうなっているのかというご心配をされる方もいらっしゃるのではないかと思います。総合計画とは理念、考え方、方向性を定めたものでありまして、表現の違いはあるにしても、その「まちづくりの基本精神」において方向性が私の考えと違っているとは考えておりません。ただし、展開していく事業や進める手段などにつきましては若

干の違いは出てくると思います。24年度からの実施計画の見直しの中で私のカラーを出してまいりたいと考えておりますし、今年度におきまして、6月補正など補正予算等の中で私の方向性も示せるのではないかと考えますので、議員各位、町民の皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

広域行政のひとつの形として、定住自立圏構想がございます。新たな枠組みとして坂城町は上田市と「地域医療」「産業振興」「地域交通」「人材育成」の4つの項目におきまして協議を進めております。今定例会に上田市との協定締結に係る議案を上程しております。いずれも大切な項目であると考えますが、今後も研究、検討する中で町民の皆様にとって必要な取り組みがあれば新たな項目として対応もしてまいりたいと考えております。例えば具体案として町内津々浦々を回っております巡回バスを1日数便を上田まで延長し、総合病院などへ通えるように検討中でございます。

さて、1番目の「活力あふれた元気なまち」でございます。

「坂城町はものづくりのまち」これはどなたが考えてもそうなります。私もそう考えますし、総合計画でも将来の町の姿を“人がともに輝く、ものづくりのまち”と定めております。ここでひとつ目を閉じて思い浮かべてみてください。“ものづくり”のイメージはどんな色になるでしょうか。こんなにも素晴らしい坂城町の自然環境を知らない方には、ものづくり・イコール・かつての映画のキューポラの街になってはいないでしょうか。

間違いなく坂城町は「企業のまち」です。「ものづくりのまち」です。私は「坂城ものづくり」と「青空」のイメージを、町民の皆様は当然のこと、坂城を知らない人々に伝えることも行政に求められていると思います。

企業を訪問させていただき、お話をお聞きするにつけ、国内はもちろんのこと、海外においても大きなシェアを占める製品を製造されていたり、新製品を開発するなど町内企業が頑張っている姿を見てまいりました。震災の影響があり、いまだ町内の景気動向はまだら模様であるとは思いますが、企業の皆さんは決してめげていません。前を見据え、力強く進もうとされています。そんな姿を一人でも多くの方に知っていただく体系づくりを進めてまいりたいと思っております。

名誉町民であります日精樹脂工業の創設者、故青木固さんが、この5月、全米プラスチック協会の殿堂入りをされました。アメリカで青木固さんは日本の樹脂産業の先駆者として活躍し、900以上の特許を取得された方と紹介されています。東洋人としては初めての殿堂入りであります。また、今回殿堂入りされた方の中にはノーベル化学賞を受賞された方もおられます。これは会社にとっての名誉であります。我が坂城町の名誉でもありますので、私がブログで紹介し、町のホームページから発信させていただきました。

新たな取り組みとして信州大学と企業、自治体や公共団体による産学官連携組織である

「信州大学ものづくり振興会」に特別会員として参加することを決めました。新たな情報交換や交流の場として町内企業の科学技術の振興や活性化の一助となり得ると期待するものがあります。

また長野県としても積極的に推進しようとしている大規模太陽光発電計画にはクリーンなエネルギーづくりとして町としても積極的に参画をしていきたいと考えております。ソーラーパネルの下の日陰の部分で、きのこの栽培などができないかなどということも含めて検討を進めてまいります。

町の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。震災による消費マインドの低下は町の“りんご”“ぶどう”“花卉”等の農産物の売れ行きを心配させます。高齢化、担い手不足、遊休荒廃農地の解消、鳥獣被害、松くい被害等につままして農業委員会、農業支援センター、林業委員はもちろんのこと、区長さん初め猟友会の皆さん等地域の皆さんと一緒に取り組んでまいります。

先日ある方に伺いましたら、日本で一番ワインぶどうに適しているのは、もはや山梨県ではなく、長野県なのだそうです。特に坂城は、ぶどうづくりの土壌がすばらしく、ぜひともワイナリーをつくるようにというふうに勧められました。このようなテーマについても、皆様と一緒に検討していければと思っております。

商業・観光につまましては、まず坂城町の、いわばセントラルステーションである坂城駅をどう位置づけていくかが課題であろうと思っております。手始めとして長野県信用組合さんの協力をいただきまして駅前にはば祭りの広告横断幕を掲示いたしました。今後も町内イベント情報等の発信の場として研究してまいりたいと思っております。

第6回ば祭りが6月4日土曜日から始まりました。坂城小学校の5年生の歌と太鼓もとてもすばらしいものでした。一昨日、昨日は、ほぼ満開の様子を見せております。2日間で7,800人、開会式からは累計で2万600人の方に訪れていただきました。「活力あふれ、元気で、明るい坂城町」発信の拠点として、町内観光、商業の活性化につなげる努力を皆さんとともにしてまいりたいと存じます。

次に「人の輝くまち」でございます。

「人づくりによるまちづくり」が重要と考えております。私は長年、民間在任中から教育問題にかかわりを持ってまいりました。町長選に立候補の決意をした大きな要因でもあります。家庭内教育、小・中の義務教育の大切さは当然であります。高校、大学、そして社会教育、生涯教育を通じた地域の教育力の向上こそが坂城町を変え、日本を変えていくという大きな力になります。

江戸末期に大変大きな影響力のあった学者の佐藤一斎の言志四録にありますように「少にして学べば、則ち壮にして為すこと有り。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。老いて学べ

ば、則ち死して朽ちず」とあります。人間が学びを一生続ければ一生それぞれの立場で必ず開花するということであり、学びの大切さをこれほど端的に示したものはございません。学びを通して地方自治が元気に、日本が元気になる第一歩を坂城町が歩み出したいと願うものでございます。

世界はグローバルに展開しています。今回の震災における世界の自動車産業のありようが如実に示しています。町内企業の多くが世界に目を向けています。教育においても今年度から小学5年、6年の外国語、特に英語学習が必須となりました。英語が世界の広い範囲で使われ、共通語とまで言われているのが現状です。既に4月から2カ月たちました。どんな状況になっているのでしょうか。私は若干心配を感じております。

6月補正では額は少ないですが、信州大学の教授による授業サポート、大学生と小学生の交流事業などを通して英語が楽しいと感じるように努めていきたいと思っております。

楽しい授業を受けられるかどうかの最大の課題は教員であることは、皆様も思われることだと思います。小学校の教諭が自信を持って児童に接することが英語学習を充実させるものでございます。小学校の先生を対象とした英語教室、ゼミを開催する経費も計上いたしました。

「働く力・生きる力」の育成が求められます。学校教育と企業・社会人教育は密接な関係があります。今回テクノセンターの事業に対し、「住民生活に光を注ぐ交付金」を利用し、小・中学校、坂城高校のものづくり事業の充実や次世代経営者育成等に努めてまいりたいと思います。学校が閉ざされた世界ではなく、実質的に地域に根ざし、愛される存在になるよう教育委員会の協力を得て進めてまいりたいと思っております。

次に「笑顔のまち」。ハンディのある方にとっても“やさしいまちづくり”を進めてまいりたいと思っております。

子育ては「家庭の問題」であるとともに「地域の問題」にもなっていると感じます。子育てに関する悩みにつきましても、より気軽に相談していただけるよう、それぞれの保育園を子育て支援センターの分室と考え、各園長を中心に相談に対応する体制をとるよういたしました。また6月から毎週火曜日に子育て支援センターで実施しております家庭児童相談員による相談を各園で月1回は巡回で開催できるように組みかえをいたしました。

また、今回の補正に組み入れましたが、家庭児童相談員に加えて臨床心理士を配置し、子育て支援センター及び各保育園を巡回し、保護者や保育士の相談に応じるなど、子育てに係る相談機能を充実し、子育てを応援したいと考えております。

次代を担う子どもたちのために子宮頸がんワクチンの接種を4月から中学3年生を対象といたしましたが、7月から中学2年、1年生にまで拡大いたしました。

公共施設のバリアフリー化が求められています。補助事業を取り入れまして、まず皆様の

利用度が高い町の体育館入り口をバリアフリーにする改良工事をしたいと考えております。

また選挙におきまして、私は坂城駅にエレベーターを設置したいと訴えてまいりました。駅前活性化、交通弱者・高齢者支援等の象徴的な課題ではないかと考えます。そうは言っても町長になったからといって、いきなり工事ができるわけではありません。先日、しなの鉄道の本社に伺い、エレベーターの設置をお願いしてまいりました。また、駅舎の利用についてもお願いしてまいりました。

しかし、しなの鉄道の経営状態もごさいます。補助事業の動向、沿線市町の事業順位、さまざまな制約もあるところですが、事業化に向けての手法や利用者である町民の皆さんの協力体制など含めて前向きに取り組んでいきたいと思っております。

次に「誇れるまち」。芸術・文化の振興でございます。

「今年の夏は坂城が熱い」とでもいいでしょうか、8月最後の土曜日、27日、びんぐしの里公園で薪能が開催されます。実行委員会の皆さんが張り切って計画を進めており、町としましては、教育委員会を窓口に関係課との連携を図っております。重要無形文化財、いわゆる人間国宝の松木千俊（まつきちとし）さんや狂言師としていろいろな分野に挑戦されている野村萬斎（のむらまんさい）さんが出演いたします。また町内の小学生も地域の皆さんにご協力をいただきまして、能楽の勉強をし、同じ舞台に立てることに胸を膨らませております。日本の伝統文化を次世代に継承し、芸術・文化活動振興のひとつとして応援してまいりたいと思っております。

元気な町にとって環境は大切な裏づけです。最近の一番の関心は、福島第一原発の事故を受けて目に見えない放射能に対する不安が高まっています。国民に安心を伝える責任は、まず国にある。「しっかりしろ、日本！」と国民が声を上げています。長野県では現在、長野市にあります長野県環境保全研究所での観測データを発表しており、観測地点の拡大を検討しております。県民が安心できる状況を願うところであり、町といたしましては、県や広域、近隣市町村と、どのようにしたら歩調を合わせることができると検討して前向きに対応していきたいと思っております。

道路環境も大きな問題です。18号バイパス坂城町区間の説明会がせんだってありました。今年度の調査をスタートに事業が進められますが、早期完成に向け、議員の皆様、町民の皆様とともに取り組んでまいります。また町の基幹道路であります産業道路整備につきまして、坂都1号線・A01号線の整備を進めてまいります。

下水道は住民の関心の高い環境問題でもあります。22年度末の普及率は65.4%です。住民の3分の2の方々が利用いただける環境整備ができたと言われます。しかしながら、これはいまだ3分の1の皆さんが利用できないという状況であります。本年度は町横尾区、上五明区、網掛区、上平区で面整備、管渠工事等を進めます。未整備地域解消に向け、引き続

き努力をしていきたいと思っております。

また県営水道の市町移管問題につきましては、町民が安心できる水の確保は当然のこととして町に事業運営ができるまでの体制整備が最低条件であり、新たな負担増がないよう、慎重に取り組んでまいります。

なお、小網地区の上水道整備につきましても地元区との連携をとり、効率的な事業執行ができますよう、県と調整をしてまいります。

ごみ処理問題は人間生活と切っても切れない問題です。今私たちにできることとして、ごみの減量化に取り組みましょう。22年度の可燃ごみは前年比約170t、6%の減となりました。私は、こういった問題も“地域の教育力”のあらわれと考えます。次代に私たち大人の伝えるべきことのひとつではないでしょうか。「混ぜればごみ、分ければ資源」さらなる減量化に町民の皆様のご協力をお願いいたします。

次に防災につきましては、今回の災害を見るにつけ、消防団の若い力がいかに地域を支えているかを再認識いたしました。消防団の皆様、頑張ってください。地域の皆さんがみんな応援してくれます。町としても皆さんの活動しやすい基盤整備に努めます。

今回の補正に第3分団消防コミュニティの建設を計上いたしました。場所は、町横尾・入横尾・泉の3区から要望のありました泉区内の町有地に予定しております。また一級河川谷川に面することを考慮し、水防に係る資機材倉庫も併設してまいります。

町の有線放送電話につきましては、施設更新後16年が経過いたしました。災害発生時の情報通信のあり方が重要視されます。これには無線通信も視野に入れ、これからの整備の方向性の検討を行う組織を職員の中に再編させ、検討してまいります。

以上私の当面の町政運営の目指す所信を述べさせていただきました。

今議会でご審議をお願いいたしますのは、人事案件1件、協定の締結1件、条例の一部改正1件、一般会計補正予算1件でございます。

なお、私が選挙の際に町民の皆さんにお約束しました「町長の報酬減額」につきましては、るる述べました施策につきましてはの財源が必ずしも十分ではないということがありますので、その一助としまして議会の最終日に「町長の給与の特例に関する条例」をご審議いただくべく準備を進めておりますので、あわせてよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、所信表明、招集のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（宮島君）** 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成22年度坂城町一般会計予算及び平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費、繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社、財団法人さかきテクノセンターに係る平成23年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また監査委員からは例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に請願について申し上げます。

本日まで受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

日程第5「議案第31号 坂城町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第6「発議第1号 東日本大震災及び長野県北部地震に対する被災者支援並びに坂城町災害対策の推進に関する決議について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(宮島君) 9番 大森茂彦君から暫時休憩というご発言がございました。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時31分～再開 午前10時33分)

議長(宮島君) 再開いたします。

朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長(山村君) それでは議案第31号「坂城町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、町長が行う固定資産価格の決定を補助する固定資産評価委員として副町長であります宮下和久君を適任者として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。以上でございます。

9番(大森君) 発議第1号「東日本大震災及び長野県北部地震に対する被災者支援並びに坂城町災害対策の推進に関する決議について」。

朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

3月11日に発生した「東日本大震災」及び12日の「長野県北部地震」は、日本の歴史上最悪の被害をもたらし、被災者、死者が計り知れない大災害となりました。ここに坂城町議会は亡くなられた皆様とご家族に対し、哀悼の意を表します。被災されたすべての皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様方が一日も早く立ち直られ、復興さ

れますことを願うものであります。

今回の大震災は国難と言うべき未曾有の災害となり、地震と大津波による被害、さらには福島原子力発電所の一連の事故により壊滅的な被害を受けた被災地が東北地方を中心として広範囲に発生しました。被災された皆さんの支援と被災地の復興には国民的な支援が必要であり、継続的な取り組みが求められております。

坂城町においても震度3を記録するなど決して予断を許しません。行政におかれましては、支援活動とともに改めて災害対策を再検討し、町民の皆様方におかれては、一人一人の被災地支援協力とあわせて日ごろからの災害に強い地域の絆づくりもお願いするものであります。

本議会は、今回の大震災に対して惜しめない支援活動を積極的に行うとともに、国、県、市町村が一丸となり、一人一人の被災者が失った生活基盤の回復に向けた取り組みを継続的に推進していくよう求めるものであります。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

**議長（宮島君）** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

議案調査のため15分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時36分～再開 午前10時51分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

◎日程第5「議案第31号 坂城町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

**議長（宮島君）** ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前10時53分）

---

◎日程第6「発委第1号 東日本大震災及び長野県北部地震に対する被災者支援並びに坂城町災害対策の推進に関する決議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（宮島君）** 日程第7「議案第32号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」から日程第9「議案第34号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（宮島君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第32号から第34号まで順次ご説明申し上げます。

まず議案第32号「上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」ご説明申し上げます。

本町と中心市である上田市において、相互に役割分担し、連携協力することにより圏域に必要な生活機能を確保していくため、定住自立圏の形成に向けて協議を続けてきたところがあります。本年2月3日に上田市におきまして中心市宣言が行われ、相互の間で連携する4項目の取り組み内容がまとまったことに伴い、今回、上田地域定住自立圏形成に関する協定を締結することについて坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第33号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令の改正に伴い、坂城町税条例を改正するものでございます。

改正内容は、東日本大震災の被災者等の負担を軽減するため個人住民税にかかわる特例措置を講ずるもので、住宅や家財等にかかわる損失について、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として平成23年度以降の年度分の個人町民税の雑損控除額の控除等の特例を適用することができるものとする。また住宅借入金等特別税控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなかった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き住宅借入金等特別税控除を適用することができるよう改正するものでございます。

次に、議案第34号「平成23年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億4,391万円といたすものです。

歳入の主なものにつきましては、地域発元気づくり支援金などの県支出金1,410万4千円、財政調整基金などからの繰入金で7,449万9千円、コミュニティ助成金など諸収入で1,950万7千円、防災対策事業債などの地方債で1,970万円それぞれ増額でございす。

次に歳出の主な内容につきましては、温泉管理事業では源泉のタンクの交換と増設で840万円、子宮頸がんワクチンの接種対象を拡大するなど予防接種事業で800万円、直売所の駐車場舗装、イベント開催等で794万7千円、町道、農道、水利改修などの町単補助事業で1,123万円、第3分団消防コミュニティセンター建設など消防施設経費で2,690万円、南条小学校、村上小学校耐震工事の実施設計で444万5千円、鼠地区公民館の建設補助事業として3千万円、町体育館の改修工事で500万円の増額でございす。またあわ

せて職員の人事異動に伴う人件費の組み替え等を行うものです。

よろしくご審議の上適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

**議長（宮島君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から6月19日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思いをいたします。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（宮島君）** 異議なしと認めます。

よって、明日14日から6月19日までの6日間は議案調査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は6月20日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時03分）

## 6月20日日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 塩入弘文君  | 8番議員 | 入日時子君 |
| 2 "  | 吉川まゆみ君 | 9 "  | 大森茂彦君 |
| 3 "  | 西沢悦子君  | 10 " | 中嶋登君  |
| 4 "  | 塩野入猛君  | 11 " | 塚田忠君  |
| 5 "  | 窪田英子君  | 12 " | 池田弘君  |
| 6 "  | 塚田正平君  | 13 " | 柳澤澄君  |
| 7 "  | 山崎正志君  | 14 " | 宮島祐夫君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |       |
|-----------|-------|
| 町長        | 山村弘君  |
| 副町長       | 宮下和久君 |
| 教育長       | 長谷川臣君 |
| 会計管理者     | 中村清子君 |
| 総務課長      | 田中一夫君 |
| 企画政策課長    | 宮崎義也君 |
| まちづくり推進室長 | 青木昌也君 |
| 住民環境課長    | 塚田陽一君 |
| 福祉健康課長    | 塚田郁夫君 |
| 子育て推進室長   | 天田民男君 |
| 産業振興課長    | 小奈千秋君 |
| 建設課長      | 荒川正朋君 |
| 教育文化課長    | 中沢恵三君 |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君 |
| 総務課長補佐    | 青木知之君 |
| 総務係長      |       |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君  |
| 財政係長      |       |
| 企画政策課長補佐  |       |
| 企画調整係長    | 中村淳君  |
4. 職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 塩澤健一君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 子育て支援についてほか       | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 山村町政の民間視点のまちづくりほか | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 空間放射線の測定についてほか    | 窪田 英子 議員 |
| (4) 町長の選挙公約について       | 中嶋 登 議員  |
| (5) 大災害に耐えられる町づくりをほか  | 塚田 忠 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（宮島君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（宮島君）** 質問者はお手元に配付しました通告書のとおり、12名であります。質問時間は答弁を含め、1人1時間以内であります。理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に1番 塩入弘文君の質問を許します。

**1番（塩入君）** ただいま議長から発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、このたび東日本大震災、福島原発事故で亡くなられた方、被災された方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。日本中みんなで支え合い、一日も早い復興を願っております。

今日は大変さわやかな日です。さわやかに質問しますから、また、さわやかな答弁をお願いしたいと思います。

まず私が議員として、どんな坂城町にしたいか、その思いを述べます。

今、少子高齢化が進み、坂城町の高齢化率は23年度が29.7%、3年後には31.7%と推定され、3人に1人が65歳以上の高齢化社会を迎えます。

一方、子どもは、今年度の小学校1年生は151人、5年後の28年度は100人を割って92人になります。そういう子どもの数は減るばかりです。子どもは、明日の坂城町を担う担い手です。活気のある坂城町にするために若い人が「子育てするなら坂城町で」と思える子育て環境づくりを今求められています。子育て支援は元気で輝く坂城町にするための最

大の先行投資だと私は考えています。

私は選挙中、多くの町民と話をしてきました。その中で子育て中の若いお母さんから「保育料や教育費を稼ぐのに毎日パートを掛けもちしているんですよ」とか「子どもの医療費をもっと安くしてほしい。そして近くに安心して遊べる場所もつくってほしい」等々たくさんの要求が出されました。私も子育て、教育にかかわってきたので親の気持ちはよくわかります。万葉集の山上憶良の歌に「白金も黄金も珠もなにせむに優れる宝子にしかめやも」という歌があります。昔も今も親の子に対する愛情は変わりません。本当に子どもは宝物です。私も教育の仕事の中で、どの子にも行き届いた教育ができる環境をつくりたいと願って取り組んできました。そして子どもが健やかに成長するには一人一人が大切にされる社会をつくる必要があります。今、貧困と格差が広がる中、親の暮らしや仕事を応援する政治が求められています。困難をかかえるすべての人をやさしく支える政治が必要です。若い人たちが安心して働け、子どもたちの笑顔が輝き、高齢者が生きる喜びを実感できる坂城町にするために頑張りたいと思っています。

このような立場から子育てについて幾つか質問します。

#### イ. 子育ての基本姿勢について

町のリーダーである町長がかわり、新しい山村町長の所信表明の中で、ものづくりの事業、英語学習事業の充実、相談機能の充実など一歩進めた施策が表明されました。しかし、若い人たちが本当に坂城町で子育てしたくなるような町にするために、今後どのような支援を考えられているのでしょうか。

また子どもたちの未来を平和で安心して暮らせるために憲法9条、25条、26条の精神を町政に、ぜひ生かしてほしいと思いますが、どのように生かされるのでしょうか。

#### ロ. 保育料の値下げを

今、町民の暮らしが大変になる中で保育料の負担も重くのしかかってきています。「保育料をもっと安くできないか」「負担金の階層区分を細かにして収入に応じた適切な保育料にしてもらえないか」などの声が出されています。このことについて、どのようにお考えになっていらっしゃるか、お聞きします。

#### ハ. 村上保育園の一時保育を

村上保育園だけに一時保育がないということは教育の機会均等という立場からすればいかがなものでしょうか。上の子を村上保育園に入園させながら下の子を坂城か南条保育園に預けなくてはならない。忙しい親にとって大きな負担になります。村上地区からの申し込みの現状と実現の見通しはどうでしょうか。

#### ニ. 子どもの医療費無料化の年齢引き上げを

今、貧困の格差はますます拡大しております。この背景には小泉構造改革によって非正規

労働者が増え、雇用の不安定化が進んだ上に労働者の賃金が抑えられ続けてきたことにあります。今では5人に1人が年収200万円以下の生活を余儀なくされています。

また2009年度の長野県教育委員会の調査によれば、義務教育における保護者負担は給食費だけでも子ども3人で年15万円の負担です。小・中9年間で1人当たり40万円を超えています。親の負担を少しでも軽くするため、また子どもの怪我や病気のために安心して病院へ連れていけるためにも、無料化の年齢を、できれば中学3年生まで実現していただきたいのですが、財政事情も見ながら、段階的でもよいですから前向きに検討していただければありがたいと思います。

ちなみに現在、無料化が小学校就学前までのところは、残念ながら坂城町と伊那市だけです。ほかの市町村は中学校卒業までのところが今多くなってきております。

#### ホ. 不安定雇用の見直しを

私は人生最初の幼児教育、食育は最も大切だと思っています。「三つ子の魂百までも」と言われるように3歳児前後は第一の発達の節目であり、最も大切な時期です。この幼児期に自立する力、人と交わる力を獲得していくわけです。この生きる力が育たないと小学校へ入学したときに本当に大変になります。

私は、今、保育園の現状がどうなっているのかということで坂城町の保育園を見学させていただきました。給食を準備しているところや子どもたちが遊んでいる様子、食事をしている様子を見て歩きました。調理員さんは黙々と手早に調理していました。保育士さんは園長さんを先頭に子どもに元気な声をかけ、忙しそうに世話をしていました。

見学してみて思ったことは、こんなに子どもたちのために一生懸命食事をつくったり、また障害を持った子、0歳児から5歳児まで手のかかる子どもたちのために働いている保育士や調理員は、なぜ6カ月勤めて3カ月休まなければならない異常な不安定雇用になっているかということを感じました。児童館の職員も同じです。何人かの調理員さんは離乳食やアレルギー対応のためにいろいろ考え、11時までには昼食をつくらなければならない。短期間で調理員がかわっていくので子どもたちに安心でおいしいものをつくるのに大変苦労しているという声を聞きました。また栄養士さんからは、最近の子は味噌汁をあまり飲まなくなってきたということで、和食の一番大事な味噌汁が嫌われていると、こういう状況もあります。また後で障害を持った子のお母さんから聞いたのですが、「加配の保育士さんが6カ月でかわられると子どもがとても不安になる。せつかく先生との信頼関係ができてきたのに。1年間続けてもらいたい。登園拒否にならないか心配だ」という話も聞きました。まだたくさんありますけれども、行政の側も本当に大切な幼児教育、食育を担っている人たちの声を真摯に受け止めていただきたいと思います。

そこで臨時職員の現状と問題をどのように把握されていらっしゃるか、答弁をお願いします。

これで第1回の質問を終わります。

**町長（山村君）** おはようございます。今、塩入議員さんから種々問題につきましてご提案いただきました。私、初めての一般質問でございますので、私のほか担当課長から、なるべく具体的にお話をするようにしたいと思っております。

私の方からは、まず基本的な考え方について述べよということでございますので、まず初めの子育て支援についてお話しさせていただきたいと思っております。

今、塩入議員さんからお話がありましたように、私は教育について施政方針でも申し上げましたけれども、非常に大事だと思っております。

先日も私のひとつの懸念事項でありました小学校で今年から英語の授業が5年、6年必修になるということで、どんな授業をされているのかなと思って参観させていただきました。私は今回の補正の中でも英語の授業について、もう少しいい方法はないかということで幾つかのアイデアを信州大学の先生等お願いしたり大学院の生徒と子どもたちの交流をしたり、そういうことでお金を積みました。

それはそれとして、現場でどうなっているのかなということで先日、南条小学校の5年生の授業を拝見しました。そうしましたら、やはり現場の先生はいろいろ工夫しています。担任の先生と補助の先生が非常に楽しいクラスをやっておりました。非常に安心して帰ってきたんですけれども、でも、これが全部の学校、全部のクラスでできるかということ、また別の問題かなと思っておりますので、引き続き皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

さて、今子育ての基本姿勢についてというご質問がありました。私は、子育て、これは家庭内教育から始まって初等、中等、高等、大学、もっと言えば社会人教育まで全体関係するんですけれども、世の中を変えていくには人が変わっていかなければいけない。では、人が変わるにはどうするかということ、やはり教育だと思っております。人は育ちます。そうしますと社会も変わってきます。ということに基づいております。

先ほど少子化の話がございました。公式の統計としましては、平成20年度の合計特殊出生率、これは1.37でございます。これは前年の1.34より若干プラスになりましたけれども、まだまだ少子化は進行しております。

この要因としては、ご案内のように晩婚化ですとか未婚化ですとか、あるいは結婚観の変化などが挙げられております。先ほど憲法第9条のお話が出ましたけれども、次世代を担う子どもたちが争いごとがない平和な社会で人とのかかわりを大切にしながら豊かな自然環境の中で思い切り遊び、さまざまな体験を通して心身ともに豊かに成長していくと、これが皆さんの願いでもありますし、私の基本的な願いでございます。

さて、少子高齢化社会とともに都市化、核家族化が進行して人とのかかわりがだんだん薄

れてきております。また子育てを負担に感じられる保護者の方や、あるいはお父さん、お母さん中心、1人の家庭、子育ての問題というのは非常に増えております。いろいろな問題がクローズアップされております。こうした中で子どもたちが心身ともに健やかに育ち、子どもを安心して産み、育てることができるまちづくりを進めたいと思っております。保護者の方、家庭、地域、学校、事業者、行政がそれぞれの役割や個性を生かして、連携を深めながら地域住民の協力のもとで子育ての養育、教育を行い、子育て家庭を支えていくことが重要であり、町の次世代の育成行動計画というのがございますが、それに基づきまして次代を担う子どもと子育て家庭への支援に積極的に推進していきたいと思っております。

これまでも保健福祉、教育、医療の連携のもとに今までにもいろいろな施策に取り組んできましたけれども、今後とも子育て支援の推進に向けて議員の皆様初め町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りたいというふうにお願い申し上げます。これは私が本当に進めたい事業のひとつでございます。

具体的な点につきましては、後ほど課長あるいは今回の議会を通じましてさまざまな場面でご議論させていただきたいと思っております。

次に、ニで挙げられました子どもの医療無料化の年齢引き上げについて私の方からお答えをさせていただきます。

町の福祉医療事業につきましては、子どもさん、障害者、母子・父子等対象として医療費の自己負担分について助成をさせていただいております。平成22年度、昨年度におきましては、総額でおよそ6,762万円の給付をしております。

福祉医療につきましては、町の給付額の2分の1を補助してくれる県単の福祉医療費給付事業の内容をベースとした対象区分に加え、町単独でも対象を拡大しながら実施をしているところでございます。子どもさんに対する福祉医療は、従来の小・中学校入学前の乳幼児に関する入院・通院に対する給付に加え、平成22年4月からは新たに小・中学生の入院に対しても給付の拡大をいたしました。このうち小学校4年生から中学生の入院に関する給付は、町単独による実施でしております。

ご質問いただきました医療費無料化の年齢を中学3年生まで引き上げられないかということでございますが、既に入院分につきましては福祉医療の対象としておりますので、入院外ということでお答えさせていただきます。

担当課におきまして対象要件の福祉医療に関する経費を推計いたしましたところ、給付及び給付に伴うレセプト診査等の事務手数料、合わせますと、年間でおおよそ1,700万円程度の負担が生じるものと思われ。これらの経費につきましては、町単独での負担ということになるわけですので、現在の町の財政状況等考慮いたしますと、これだけの経費を賄っていくためには、ほかの事業との調整もあろうかと思われ。福祉医療制度自体

の持続可能性についても勘案していかなければならないと思っております。

しかしながら、一方ではリーマン・ショック以降震災の影響などもあり、なかなか改善しない経済状況の中、子育て家庭への物心両面からの少子化対策、子育て支援は非常に大切なことであるとも認識しているところでございます。

今議会の招集にあたりまして、私の所信表明でも申し上げましたけれども、南条保育園及び村上保育園への子育て支援センター分室の開設、それから家庭児童相談員による各園での巡回相談の実施、さらには補正予算として臨床心理士による巡回相談事業のご提案をさせていただくなど、総合的な子育て支援に取り組んでいるところでもございます。

また、ご提案の福祉医療の対象年齢引き上げにつきましては、一遍に中学3年というまでにはいかないと思いますが、段階を踏む中で順次給付の拡大について検討していきたいというふうに思っております。詳細につきましては、また別途いろいろご議論させていただきたいと思っております。

私の全般的な説明でございますが、イトニについてご説明申し上げます。以上でございます。

**福祉健康課長（塚田君）** それでは、私の方から、まずロの保育料の値下げをについてお答えをしてみたいです。

町の保育料につきましては、国の示します保育所徴収金基準額表、保育料の基準額表でございますが、これに準じて階層区分を定めております。保育園等運営委員会のご意見をお聞きする中で平成14年4月より国の基準にあわせまして、それ以前は12階層でありましたが、これを9階層に改めたものでございます。以降、所得税法の改正に伴いまして、所得税額により保育料が決定いたしますD1階層からD4階層の保護者の皆さんに影響の出ないように基準額表中の所得税額の改正を行いますとともに、町の基準額につきましては、国基準の85%以下になるように維持をしてみたいところでございます。

また町では同一世帯から2人以上の子どもさんが保育所、幼稚園などに入園している場合の軽減措置を講じております。1人目のお子さん、上のお子さんであります。この方の保育料につきましては基準額どおりといたしまして、2人目、下のお子さんについては基準額の5割軽減としております。

さらに平成21年度からは同一世帯から3人以上の子どもさんが保育所、幼稚園などに入園した場合におきましては、3人目以降の児童の保育料を、それまでは1割いただいておりますけれども、無料にということで軽減措置の拡大をいたしましたところでもございます。

階層区分の細分化、収入にあわせてというようなことでございますけれども、今のところ国の階層区分の基準に準じまして規準額表の見直しを行っていくことを基本に考えておりますが、近隣自治体の状況等も踏まえまして保育園等運営委員会のご意見をお聞きし、今後研

究してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、ハの村上保育園の一時保育をとということにつきましてお答えを申し上げます。

一時保育事業は、家庭の都合などによりお子さんを家庭で保育できないときに家庭にかわって保育園で一時的にお預かりするものであります。坂城町では平成13年の10月から開始をいたしました。当時は4保育園でありましたが、そのうち南条保育園と坂城保育園の2園において実施をしております。平成21年、国の実施要綱が改正されましたことを受けて、それまでの一時保育事業から一時預かり事業というふうに改めまして現在に至っているところでございます。

この一時預かり事業は毎年延べで1千人を上回る方のご利用をいただいております。22年度の利用者は、インフルエンザ等の影響だというふうに思いますけれども、延べ935人でありました。そのうち村上地区の方の利用は、おおむね1割ということで、利用者は延べ87人、全体の9.3%でありました。

一時預かり事業の実施にあたりましては、現在6カ月雇用の臨時保育士によって運営をしております。村上保育園でも一時預かり事業をとのご提案をいただきましたが、実施するためには臨時保育士の雇用に係る経費等が必要になってまいります。現状1割程度の利用率ということでもあります。実施にかかります費用を考え合わせる中では、当面は現在の2園で実施をしておりますが、今後の村上地区の方々の利用状況によりましては検討してまいりたいというふうに存じます。

続きまして、ホの不安定雇用の見直しについてでございます。

まず保育園職員の現状について、初めに保育業務について申し上げます。

南条保育園におけるクラス担当は、正規保育士が7名、常勤的非常勤保育士が1名、1年雇用の臨時保育士が7名の計15名によりまして6カ月児からの園児170人を保育しております。

坂城保育園では正規保育士が4名、常勤的非常勤保育士が1名、1年雇用の臨時保育士が4名の計9名で1歳児からの園児102人を保育しております。

村上保育園は正規保育士が4名、常勤的非常勤保育士が1名、1年雇用の臨時保育士が2名の計7名で1歳児からの園児85人を保育しております。以上のほか6カ月雇用の臨時保育士によりまして延長保育や障害児保育、一時預かり事業など保育の充実に努めているところでございます。

続きまして、給食業務について申し上げます。

現在、南条保育園では臨時調理員2名とパート調理員2名によりまして200食の調理を、坂城保育園では臨時調理員1名とパート調理員2名で120食の調理を、それから村上保育園では臨時調理員1名とパート調理員2名で100食の調理を行っております。

保育園における給食は、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食やアレルギー、アトピー等への配慮など安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、保育園が責任を持って行えるよう、栄養士を中心に努めているところでございます。

現在、町におきましては行財政改革の推進に取り組んでおりまして、人件費の削減はその大きな柱のひとつであります。こういった中で職員を増やしていくということは大変厳しく、臨時職員につきましても、これは保育園だけではないんですが、時間や業務限定など必要最低限の雇用を行うとする雇用方針に基づきまして保育園におきましても臨時の保育士、調理員を雇用しているところでございます。

年間を通じて臨時職員を雇用するという場合には、雇用契約終了後再雇用までの間の人員確保などに苦慮する場面もございます。これがひとつの課題であるというふうに認識をしております。

臨時職員の雇用につきましては、地方公務員法の制約がございます。当面は現在の雇用方針に基づく臨時職員をお願いいたしまして保育園を運営してまいりますが、現状における課題を整理する中で、よりよい方法がないか、今後さらに研究してまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

**1番（塩入君）** 今、町長と福祉健康課長から幾つか答弁されました。時間の関係もありますので、2つだけ質問したいと思います。

第1点の子どもの医療費無料化について、町長の方から中学3年生まで引き上げる場合、1,700万円ということで規模が大きいというお話があって、しかし、段階的に前向きに考えていかれるという回答をいただきました。私もぜひ段階的で結構ですから、これからぜひ努力していただきたいというふうに思います。

次に不安定雇用の問題について、今、課長からも答弁がありましたけれども、それについて再質問します。

今クラス担任は、保育園ですね、保育園のクラス担任で通年の臨時保育士さんが13人います。全体の約半分近いんです。この人たちの雇用は3年で雇止めになります。子どもに慣れ、信頼関係をつくることができるようになったらやめなければならなくなります。そして他の市町村へ行って新たに試験を受け、また、ほかの分野の仕事を探さなければならない。本当に本人の気持ちを考えるとつらいと思います。子どもや親にとっても不幸です。町にとっても立派な人材を育てることができず、大きな損失になると考えます。坂城町の保育園で、このような異常な不安定雇用の保育士さんが半分近くいるということは、僕はびっくりしました。山村町長の言われる人の輝くまちにするには、優れた人材が第一義的に考えられなければならないというふうに思います。そういう意味でも、ぜひ再考していただきたい。そして、せめて3年たったら本人の希望を聞いて更新すべきではないでしょうか。検討してみてください。

ください。

次に調理員の問題ですけれども、臨時調理員の2人は、通年臨時調理員ですが、どうしても2人は必要だというふうに現場を見て感じました。私は調理員さんが言われた言葉を今でも思い出します。「子どもに安心しておいしい食事をつくってあげたい」という気持ちを大切にするためにも、最低どの保育園にも午後5時まで2人体制が確保できればありがたいと思います。特に重い障害を持った子どもの加配保育士をぜひ通年にさせていただきたい。保育士と子どもの信頼関係は普通の子より大変です。それから半日雇用の加配保育士も、できれば1日にして、帰りに親と話して、今日はこうだったということを話せば親も保育士も勉強になるのではないかと思います。町長が言われるハンディのある障害者に手厚い支援こそ笑顔が生まれてくるのではないのでしょうか。町長の答弁もぜひお願いします。

**福祉健康課長（塚田君）** 再質問にお答えをしてみたいと思います。

不安定雇用の関係ということで、臨時保育士、調理員の関係で再質問をいただいたわけでございます。

ご質問いただきましたように、最初私が申し上げましたが、クラス持ちの臨時保育士さん、3園で合計13名でございます。以前は1年という中で運営をしておりましたが、見直しを行いまして最長3年までというようなことで現状きているというふうに思います。3年という中でおおむね子どもさんに通して対応できるのかなというようなことも思うわけでありませけれども、ご質問いただきました内容を含めまして検討してみたいなというふうに思います。

それから調理員のご関係でございます。お2人は通年で、あるいは最後の時間までというようなお話でございました。

先ほど申し上げましたように、これまでの研究の中で、できるだけ効率的に人件費の削減というようなものも含めて、その中で現場に支障のないようにというようなことで、現場を含めて研究をしてみたい現状の状況ということでございます。それぞれ園によって調理数が異なりますので、調理員の数も異なっております。すべての方を年間通してという形になりますと、あいた3カ月の間をどなたにやっていただくのかというようなことが逆に難しくなってくる場面もございます。そういった中で6カ月お勤めいただいて3カ月お休みいただくというような臨時的調理員さんを何名かお願いをいたしまして、ローテーションの中で支障なく現場が回るような形、少なくともお1人は通年をというような形で現状の中で対応してきているということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから障害児等の加配の方を通年というようなこともございました。

ご理解をいただいているというふうに思いますけれども、クラス持ちの担任につきましては、すべて通年でお願いをしております。そのほかの、いわゆるプラスアルファの部分につ

きまして、パートの保育士さんで対応をお願いしているということでございます。その方が専門的に障害児の方にかかるとか、そういうことではなくて、あくまでもクラス担任の方が責任を持ってそのクラスを1年間保育しているということでございます。そういった部分で補う部分につきましての臨時保育士さんということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

**1 番（塩入君）** 特に障害を持った子どもたちのかかわりですけれども、先ほど町長にもお尋ねしましたけれども、町長の公約の中に本当にハンディを持った子どもたち、そういう子どもたちに光が当たる、笑顔が出る、そういう町政にしたいというふうにおっしゃいました。やはり一番大変な障害を持っている子どもたちが、せつかく登園してもまた休まざるを得ない、先生が6カ月、6カ月かわっていくと。加配の先生がかわるという状況では、やはりこれは大変ではないか。また担任の先生も大変になるだろうというふうに思うんです。そういうことで、この点について町長に再質問します。

**町長（山村君）** ありがとうございます。私も本当に重要な問題だと考えております。

私、かつて東京で杉並の関係の教育をやっていたときに、区で独自の財源をつくって東京都で採用になる先生以外に毎年30人余分に採用して、それをクラスに配分しました。それはパートではなくてフルタイムの先生を派遣しました。

そのように財源の補てんができればできるんですけれども、今、課長からご説明ありましたように、基本的には3年で4人の先生に働いていただく感じなんです。6カ月、3カ月。なんですけれども、先ほど課長の方からは、基本的には先生が責任を持って、保育者が1年間、通年の教育をやるけれども、6カ月、3カ月の方はそうではないというような答弁がありましたけれども、私は、その6カ月、3カ月の先生でも専門的な知識を持って対応していただけるようなことは指導していきたいと思っております。財源の関係がありますのでフルタイム2人をずっとやるというのは今のところはちょっと難しいと思いますけれども、塩入さんのおっしゃるようなことを含めて検討していきたいと思っております。それがないと私の公約がうそだということになりますので、今すぐ財源をばつとできませんので、今ある現状の中でどこまで今のようなハンディを持った方にどれだけ対応できるかというのは工夫していきたいと思っております。そんなことで考えたいと思っております。

**1 番（塩入君）** ありがとうございます。

2. 子どもが輝く学校づくりについて

イ. 小・中学校の子どもと教職員の実態は

昨年、長野県教育委員会は不登校の子どもの数は全国1位、中学校で5位と発表しました。不登校や学校嫌いの子が増えてきていることは事実です。原因はさまざまありますから解決していくにも時間がかかります。

私は不登校の子どもはリトマス試験紙と同じで、家庭や学校が子どもにとって楽しくないという警鐘のサインだと思います。だから県教委が市町村別に数字を発表するような不登校の数を問題にして対処療法的に取り組むのではなくて、いかに子どもが輝く学校を目指すか、そのことが大切だと思います。そのキーワードは、授業をいかに魅力あるものにするかにかかっております。

町長も所信表明の中で、わかる授業、楽しい授業こそ大切なんだということを言われました。同感です。子どもたちの知的好奇心を本当に沸き立たせるような授業、こういう授業が必要です。子どもたちは1日6時間、わからない授業で座っていることは大変です。

そういう意味から、ぜひ先生たちが明日の授業のための教材研究をする時間、これがどのくらい確保されているか。今、国では1時間の授業に対して1時間の準備をなさいと。とてもこれは無理です。しかし、国はそう言っているんです。しかし、現場はなかなかとれません。でも工夫してどうやっているのか、それをまず聞きたい。

#### ロ. 教職員の健康と勤務実態は

今、全国的に精神疾患で病気になる、休む教職員が増大しています。長野県で2009年に171人も教職員が休んでいます。過去10年間で2.2倍になりました。現職で死亡した人は12名います。

なぜ増加したのか。それは教職員があまりにも忙し過ぎるからです。長野県でも1カ月当たり83時間余の超過勤務があり、過労死ラインを超えています。坂城町の小・中学校でも夜9時ごろまで電気がついていて、びっくりすることがあります。教職員の健康と勤務実態はどうなっているのでしょうか。また教職員の健康を守るために労働安全衛生管理体制がそれぞれの学校でとられているのでしょうか。私は教職員が健康で元気でなければ子どもが輝く学校は絶対につくれないと思います。以上第1回の質問です。

**教育長（長谷川君）** 塩入議員さんからの子どもが輝く学校づくりについてというご質問にお答えをさせていただきます。

まずイの小・中学校の子どもと教職員の实態はについてでありますけれども、大きな表題でありますので、子どもが輝く学校づくりについてという視点でお答えをさせていただきたいと思ひます。

去る6月6日に坂城中学校で、また6月14日には南条小学校で北信教育事務所の主幹指導主事の学校訪問がございました。私も教育委員の一員としまして一緒に訪問させていただいたわけでありまふけれども、そのときの状況をもとにお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず児童生徒は大変熱心に学習に取り組んでおりました。中学校では手を挙げて発言する姿がどの教室でも見られ、発言の音が大きく、はっきりと堂々として自信を持って発言して

いる姿が印象的でありました。今年大変目についた点であります。これは先生方の授業展開が今何に向かって学習すればよいかということを全生徒にわかるように展開を工夫してくださっている、そういう結果であるのかなというふうに思いまして大変ありがたく感じたわけであります。

小学校の方でも一人一人の児童を大切にされた授業が行われておりました。具体物で課題を提示されたり、あるいは学習問題がきちんと黒板に書かれているとか、さらに今年行って新しい工夫として気がつきましたのは、こうすればできそうだという板書がどの教室にもありまして、どういうところから考えを進めていけばいいかということ子どもたちに示し、子どもたちが意欲を持って熱心に追求していた、この点も印象的でありました。

一番ありがたいと思ったことは、それぞれのクラスにいます支援を必要とする児童、これが全員学級の仲間と一緒に集中して勉強していたことです。これは先生方が毎時間の授業で、その児童たちにもわかる授業、これを心がけて工夫してくださっているということと、また児童たちもお互いのよさを認め合う中で、すべての児童を学級集団の中に位置づける、どの児童も学級の中に居場所がある、そんな学級づくりを目指して指導してくださっている、努力してくださっている結果であるというふうに受け止めました。多分保護者の皆さんとの連絡も十分とりながら、その子のために何ができるかということを考え、努力してくださっている結果であろうというふうに思います。

支援を必要とする児童は今後もますます増えていくだろうと思われませんが、それらの児童を別扱いにするということではなくて、先生方が深い教材研究をして、わかる授業を展開すると同時に、どの子にも居場所のある学級経営を目指してくだされば、学級集団の中で十分に学習を進め、一緒に生活することができ、集団の一員としての存在意識を持てるというふうに思います。大変ありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

次に、教材研究や子どもと接する時間の確保についてというご質問について申し上げたいと思います。

数年前より長野県教育委員会といたしましても、超過勤務時間の短縮あるいは先生方の健康管理のために学校運営を工夫する取り組み、これを各校に求めております。それを受けまして各学校では職員会の回数を少なくするとか、会議のない日を設定して先生方が教材研究や学級事務の推進に時間を確保することができるような取り組みも進めていただいております。会議を少なくするほかに個人的に遅くまで残る先生には教頭が声をかけていくようにしたり、校長も直接悩みを聞くなど、なるべく早く帰るよう指導をしていただいております。

また学校によりましては残業ゼロの日といったものも設定しているなど工夫をしてくださり、あるいは遅くなったとしても6時半までにといったことをみんなで約束し合ったりしている学校もあり、さまざまな取り組みを進めていただいております。

議員さんからご指摘をいただいたとおりに子どもが輝く学校をつくるには先生方に児童理解を深めていただいたり、あるいは明日の授業の準備である教材研究を深くして楽しく、わかる授業を展開していただくことは不可欠である、これは同感であります。

しかし、これに力を入れ過ぎますと、先生方の勤務は厳しいものになってしまうわけでありまして、この相反する2つの面の両方にバランスをとりながら学校教育活動を進めていく、こういう学校を今、目指しております。

各学校ではプロジェクトチームをつくって勤務について研究をし、年度当初の職員会でお互いに共通認識を持ってスタートをしている、そんな工夫もされたり、いろいろな工夫をしていく中で、よい方向に進んできているというふうな受け止めているわけであります。

次に、口の教職員の健康と勤務実態についてお答えをいたします。

先日の学校訪問でも中学校でも小学校でも先生方の笑顔が大変印象的でありました。余裕を持って子どもの一人一人を見て活動させている、その中でエネルギー感を感じさせる姿を見せていただきました。先生方が心身ともに健康でやりがいを感じて意欲的に子どもたちとともに教育活動を展開していく姿がそこにあるなというふうにお見受けいたしました。心身ともに健康で子どもの前に立っていただく、これは教師の第一条件であると思っております。

しかしながら、昨年も本年も健康を害されまして1カ月以上お休みに入る事例がございました。そのような場合には、速やかに補充の先生をお願いして児童生徒の皆さんの学習活動が円滑に進むように、また校内のほかの先生に負担がかからないように校長先生に配慮をお願いしているところであります。

また校長先生や教頭先生には先生方の健康状態を観察して気になる先生には声をかけていただくとか、あるいは様子を聞いていただくとか、一人で悩まないよう配慮していただいたり、体調がすぐれない場合には早く休養をとることを勧めるよう指導をしていただいております。

各校ともに自分の健康管理を自分で進めながらも先生方が仲間としてお互いに気を配り合いながらも、お互いに助け合い、協力し合える、いわゆる職員集団のよい状況をつくっていただくこともお願いをし、進めているところであります。

次に、労働衛生管理体制についてのご質問であります。労働安全衛生法によりますと、50人以上の事業所では資格を持った安全管理者を置かなければいけないことになっておりますけれども、坂城町の小・中学校は、いずれも職員数が50人以下でありますので、これには該当していません。

しかしながら、職員の安全衛生管理は大事なことでありますので、各校ともに校長を責任者として安全衛生委員会を設置していただいて先生方の安全の確保、衛生条件の確保を図っ

ていただいております。

学校によりましては、毎学期、安全衛生委員会を開いて安全衛生面での校内の設備の点検をしたり、パワハラとかセクハラ等の防止の学習を進めている学校もございます。法的にどうかという問題ではありませんで、先生方が知恵と力を出し合って明るい活気のある職場、楽しい中にも節度のある職場をつくるよう努力していただくことが先生方の健康管理という面で大切だと思っております。学校という職場でありますから児童生徒から見ましても大人集団としての見本になるような、そういう職員集団を育てていただければと願っているところであります。以上であります。

**1番（塩入君）** 今、教育長から学校の様子、授業の様子も報告されましたけれども、本当に国が1時間の授業に対して1時間の準備をなさいという指示は出しているわけです。しかし現実には、僕も経験ありますけれども、絶対できないんです。そして、いろいろなことをやったあげく、最後に自分の明日の授業をやるというのが現実です。

先日、坂城中学校の先生にもお聞きしました。今シーズンですから、毎日部活で6時過ぎまでやっています。そして、それが終わってきて一服して、それから明日の授業の準備をされる先生もいらっしゃる。そういう中で、さっきの実態のように本当に超勤が出てきているわけですね。長野県でも171人、これだけの先生が休む、本当に大変なことです。

そういう意味で先生たちが本当に元気でやれるためにも、子どもたちと向かい合えるためにも、やはり授業の準備の確保、テレビでよく出てくる、でんじろう先生がよく実験をやります。ああいう楽しい授業を理科の先生がやろうと思っても絶対にできないんですよ、今。やはり今、理科嫌いの人も出てきています。坂城は、ものづくりのまちです。ぜひ理科とか算数に関心を持って、どんどん伸びる子が必要です。すべて理科の先生が専門でいて、そういう準備をしてくれるような、そういう体制ができればいいのではないかというふうに思うわけですが、現実にはなかなかそうならないわけですね。

だから私は、ぜひ2点お願いしたいと思います。再質問にも関係しますけれども、1つは、やはり明日の授業の準備のために、その時間を確保するために対外的ないろいろなものを、できるだけ縮小して授業準備のための時間を確保してもらおう。そのために全職員が校長さんを先頭に知恵を絞って考えていただきたい。授業を優先する体制を学校につくっていただきたい。それをひとつお願いしたい。

それからもうひとつ、これは大変難しいんですけれども、本当に今の時間の中でいい授業をやるということは難しいんです。それを克服するには、やはり教員を増やしてもらいたい。そのことです。教員の数が増えない限りは、これは保育園もそうです。どうしても、これは超勤になってしまいます。体を傷めてしまいます。そういうことで、まず国や県に対して教育長初め町でも教員を増やす働きかけをしていただきたい。

それから町独自で、増やすためにどんな努力をされているのか。今いろいろな事業にかかわって、学校にかかわっている方がたくさんいらっしゃいます。その中で特に中学校の先生にお聞きしたことですけれども、いわゆる町独自で緊急雇用ということで町の職員の方が今年度までやっていらっしゃるということを聞きました。「ぜひ来年度も引き続きやってもらいたい」と、こういうふうにおっしゃっていました。そういう意味で、できることなら、そういう町独自で何ができるのか、これをぜひ考えていただきたい。

それから最後に学校安全委員会のことですが、本当に今、大変な状況になっていますから、特に1人の先生に負担がかかる状況、中学なんか特にそうかと思えますけれども、そういう先生の健康状態をチェックできるような安全委員会、これがどうしても必要です。

坂中の養護の先生にも聞きましたけれども、今のところ特に心配はないと。私も回っているというお話でしたけれども、安全委員会できちっと学期ごとに、やはり教職員、子ども、学校全体の危機管理含めて安全点検をしていただいて、ぜひ安全で子どもたちが本当に楽しく過ごせるような、そういう学校にしていきたい、努力をしていただきたいというふうに思うわけです。時間の関係で1点ですが、町独自でどういう工夫ができるのか、その点だけ質問します。

**議長（宮島君）** 時間もありませんので、簡明をお願いします。

**教育長（長谷川君）** 町独自でどういうことができるかということでありまして、先ほど中学の例を出していただきましたように、現在、緊急雇用事業でそういう先生をお願いしているところであります。これは小学校2校にも入っているわけですが。

教育委員会といたしますと、そういうことはお願いをしていく中でも今のような緊急雇用事業ですとか、そういう国のある面での資金的な手助けがあつて、そういうものがあつたときに、それに対してどういうふうにやっていくかというようなことで考えたいというふうに思っております。単独でも今入れていただいておりますけれども、今、緊急雇用のものを来年度すべて単独でということは非常に難しいというふうに感じております。以上です。

**1番（塩入君）** 時間がなくなってきましたけれども、一般質問を終わるにあたって一言感想を述べたいと思いますが、それは特に不安定雇用の問題について、やはり幼児教育の重要性、それから保育士と子どもの信頼関係をつくるのが教育の命であるというふうに僕は思っています。そういう意味で、ぜひ不安定雇用を一日も早く改善すべきだというふうに私は思いますので、良識ある検討を行政に求めたいと思います。

最後に、特に教職員も含めてですが、健康で本当に子どもたちと向かい合えるためにも教員の数を町でぜひ努力して増やしていただきたい。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（宮島君）** ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時01分～再開 午前11時11分)

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

初めに私からも東日本大震災及び長野県北部地震により未曾有の大震災を受け、亡くなられた多くの人々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の一日も早い平穏な暮らしができることを心から念願をいたします。

さて、このたびの統一地方選挙で山村町政が発足をいたしました。山村町長は一念発起して町長選挙に立候補し、これまでの民間での経験を生かし、坂城の現在と未来をともに手を取りながら考え、語り合い、新しい風を巻き起こしながら次代の坂城をつくり上げていくという「民間視点で坂城町に新風を！」のキャッチフレーズを掲げて見事当選をいたしました。

そこで所信表明にも申されておりました山村町政の民間視点のまちづくりについてお伺いをいたします。

山村町長は、町長選挙に立候補したときから「民間視点あるいは民間での経験を生かし」と、いわば行政畑との違いを大きく取り上げております。民間カラーによるその違いを示すことは大いに結構なことですが、問題は、その中身であります。行政分野は産業、福祉、教育、環境など多岐にわたります。

今ここで、そのすべての分野にわたりお伺いすることは時間的にも無理なことでありますので、今回は工業のまちとして発展をしてきましたこの町の特性を踏まえ、産業振興、産業活性化といった産業面に絞って民間視点をお聞きいたしますが、加えて町長は、米国カリフォルニアで仕事をしていた経歴をお持ちであるやにお聞きをしております。所信表明では、展開していく事業や進める手順などに若干の違いはあるものの、この4月に策定された坂城町第5次長期総合計画が示す方向により進めていく、また町長のカラーは補正予算や24年度からの実施計画の見直しの中で入れ込むことを基本に置く、そうした中で産業面においては企業を訪問しながら震災の影響にも決してめげない、前を見据え、力強く進もうとしている、そんな姿を多くの人に知っていただく体系づくりを進め、新たな取り組みとして産学官連携組織である信州大学ものづくり振興会への参加を決め、新たな情報交換や交流の場として町内企業の科学技術の振興や活性化の一助になり得ると期待するなど、これからの取り組みの一端がおぼろげながら見える部分もあります。

そこで、こうした米国での経験などを生かしたグローバルな民間の発想の視点で、これからの産業の振興、活性化、産業の育成などについて、できるだけ具体的にお伺いをいたします。

町長（山村君） では、塩野入議員さんにお答え申し上げます。

非常に幅広いテーマでございますので、幾つかまだお話ししていなかったような点も含めまして、若干の具体例も入れて私の考えをお話しさせていただきますので、そこからお聞き取りいただければと思っております。

まず、民間視点という言葉についていろいろな意味があるかと思っております。前にもお話ししたかどうかあれですけども、5月6日に役場に初めて行ったときに皆さんに申し上げたのは「民間視点というのは何ですか」という質問については「役場にとっては1万6千人の町民の方がすべてお客様なんだ。そういう発想で仕事を進めてください」というようなことを申し上げました。

しかしながら、今ご質問がありましたようなビジネスの産業の振興については、必ずしもそれでは十分ではないと思っておりますので、お話し申し上げたいと思っております。

それから私がシリコンバレーで仕事をしていたときの経験も踏まえてということでございますので、その点も入れてお話し申し上げたいと思っております。

私がかねがね、いわゆるシリコンバレーという、あそこは盆地なんですね。それと坂城バレーと言えるかどうかわかりませんが、千曲川を真ん中にしたバレーでありますけれども、盆地ですね。小さな企業がいろいろなビジネスを興してきた。戦後の状況を見ますと、まさにシリコンバレーと同じようなビジネス展開をしてきたかなというふうに思っております。

ですけども、最近の状況と坂城町の状況はちょっと違っているなという感じもありますので、そんなことも含めてお話ししたいと思っております。

5月のレポートなんですけれども、アメリカのスタンフォード大学で、いわゆるベンチャーキャピタルであるブラックボックスというのが、あるレポートを出しました。これは650社以上の新規創業企業を調査しました。そこで成長あるいは成功する企業の特徴を明らかにしたレポート、スタートアップ・ゲノム・レポートというんですけれども、それを公表しました。

詳細をお話しする時間はありませんけれども、ざっと申し上げますと、このレポートでは、企業の成長をまず何かを発見する、それから立証する、それから効率化はどうか、どう拡大したか、利益最大化はどうだったのか、それを新たにまたブラッシュアップしていく、更新ということに向けて分析をしております。その中で多くの企業がその段階を経ていくにあたって、どのような要素が影響を及ぼして成功したのかというような分析をやっております。

その成功した企業の分析から主に14の傾向があるとしておりますけれども、その中で主なものとして幾つか挙げますと、まず学習する創業者ほど成功するということです。

それから1から2回方向転換した企業は、しない企業の2.5倍も資金調達ができた。

つまり何回か方向転換を考えていくという企業は、ほかからのファンドをたくさんもらって2.5倍も資金調達ができた。

それから1人で創業すると2人の場合より成長段階に3.6倍の時間がかかる。つまり1人よりは複数で一緒に共同に企業を興した方が、より短い時間で企業が伸びると。

それから多くの成長した創業者はインパクトを与えることを一番のモチベーションにしている。つまり今の社会あるいはビジネスに何か新しいインパクトを与えることができる、つまり新しいビジネスができるかどうかということ挙げております。

ちょっと今ばらばらとした内容ですけれども、つまり常に考えて勉強する、それから方向転換を常に考える、複数の人と一緒にやる、それから何か新しいインパクトがあるのかとか、既存のものではなくて新しいことが始められるか、こんなことを挙げております。

そして、こういうことをやることによってアメリカの企業成功には多くの投資家、エンジェルという言葉を使いますが、投資家による資金調達が重要な要素になってくる、資金も得られると。

日本でも近年、このような起業家に対する有効な制度としてエンジェルによるファンドづくりというのが注目されています。後ほど述べますが、坂城町では、どうも見ていると、そのエンジェルのような資金を供給するような人の状況というのはあまりよく見えていないような感じがします。企業を興すときには、もちろん技術開発を進めていくためには多大な投資が必要になります。21年度に経済産業省が実施した緊急経済対策のものづくり中小企業製品等開発支援補助や産学連携によるサポート・インダストリー施策等の新技術、新試作品への公的支援も行われているところではありますが、開発または市場展開にかかわる資金援助の仕組みとしてエンジェル制度というのは有効な仕組みであります。また長野県では平成21年度から長野県中小企業振興センターで、このエンジェル制度を立ち上げ、投資家と投資を希望する企業の仲介も行っているところでもあります。

しかしながら、この仕組みを活用するには、企業が何を行い、何を開発したということ公的に発信していく仕組みが必要です。

所信表明でも申し上げましたが、町内の企業を訪れる中で企業のすばらしい技術、新たな分野に臨まれているという姿に接してまいりました。例えば、かつて都筑学校と呼ばれる中で、その後世界をマーケットにした企業へと成長され、いわば坂城ドリームと呼ばれた竹内製作所さん、それからアジアで初めて全米プラスチック協会に殿堂入りされた坂城町の名誉町民であります故青木固さんを創業者に現在も世界市場に製品を送り続ける日精樹脂工業、それから青木固研究所、自動車産業の根幹となる部品で世界的な市場を有するKYB-Y Sあるいは宮後工業さん、栗林製作所等々、またパテント・リザルト調査、これはパテントでどれだけユニークなパテントを出したかという発明者の注目度番付で電気機器業界の

3位に位置づけされたウインテックさんなど企業の皆さんが前を見据えて力強く進もうとする姿に感動するとともに、世界を市場に製品・部品を供給する姿は、まさにシリコンバレーの企業群を彷彿させるものだと思っております。

このすばらしい企業群が今後世界をマーケットに事業を展開していくための体系づくりが必要だと考えております。幸い町内には坂城町の商工会ですとかさかきテクノセンターですとかテクノハート坂城協同組合という産業支援機関がございます。これら機関と相談する中で、個々の企業の自慢の技術、開発した新技術を時には磨き、企業の姿を一人でも多くの方に知っていただき、賛同、これは投資をしていただくということですが、賛同していただく方を募る体系というのも構築していきたいなと思っております。

また先ほどのレポートにも1人より2人、さらに多くの方が携わった事業の方が成長するとあります。そうした中で、これからの事業展開には産産あるいは産学、産学官といった連携が大変重要と考えます。現在、坂城町は信州大学繊維学部、長野大学、埼玉工業大学と協定する中で大学の研究と卒業生を企業へと招く事業を実施しております。

しかし企業の製品開発等技術面での成果はなかなかあらわれておりません。そこで信州大学全学部との連携が可能な信州大学ものづくり振興会の特別会員とお誘いを受け、今後、医療、農業等多岐の分野から情報をいただいて企業が交流していくための一助として、この会に加入をいたしました。

さらに今後重要な課題として私が申し上げております農商工連携というのを進めていきたいと思っております。

シリコンバレーの例をというお話でしたので、皆さんご存じと思いますが、カリフォルニアのナパバレー、これはシリコンバレーの北の方にあります。サンフランシスコのちょっと南ですが、これは全米でもナンバーワンと言われるナパワインの産地であります。このナパワインを飛躍的に成長させたカリフォルニアワインの父と呼ばれております人がロバート・モンダヴィという方です。

彼は父から受け継いだ家族用のワイン農場から出発しまして、当時低品質しか生産されなかったカリフォルニアワインをアメリカの最新テクノロジー、例えば低温発酵、ステンレスタンク等導入する中で高品質ワインを生み出すことに成功いたしました。このロバート・モンダヴィというのはスタンフォード大学のマーケティングを卒業して実業界に入った人ですが、先ほどの最新技術というのもシリコンバレーの最新技術と一緒に使ってやっているということでございます。

クラスターという言葉がございます。いろいろな企業がいろいろなところと連携していくと。クラスターというのは、ぶどうの房のことなんですけれども、このぶどうの房のようにいろいろなところが連携して産業を興すという、ある意味シリコンバレーの典型的なスタイ

ルです。そして、このロバート・モンダヴィは、その後もワインと文化芸術の融合のために、その地域の名物と言われる音楽祭活動を行ったり、地域おこしを成功させた方でもあります。

さらに、これも先日申し上げましたけれども、長野県内のワインの専門家から坂城町でのワイナリーを勧められております。所信表明で申し上げましたとおり、農業だけではなく、工業、商業も含めた農商工連携のテーマとして検討していきたいということを考えております。

民間視点というのは行政内部だけで完結するひとりよがりの制度ではなくて、町内・町外大勢の方、あるいは海外の皆さんとの知恵を取り入れていくというふうに考えております。坂城町の産業が発展していくために、まずは町内事業所の発信の仕組み、産学官連携の強化と展開、農商工連携の仕組みづくり等意見をいただく中で考えていきたいと思っております。

以上、時間の関係でざっと申し上げましたけれども、こんなことを皆さんと一緒に具体的な形になるように進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

**4番（塩野入君）** 今、町長からご説明をいただきました。シリコンバレーの例をもとにいろいろな雑誌の分析結果あるいはものづくり支援の公的補助だとか、あるいはエンジェル制度も取り入れているとか、ワインを例に挙げた農業、あるいは農工商の連携、クラスターとして連携していく形あるいは全体をと、こんなようなお話でおまとめいただきました。

所信表明で「世界はグローバルに展開しています。今回の震災における世界の自動車産業のありようが如実に示している。町内企業の多くが世界に目を向けている」と、こんなふうにおっしゃいました。今回の震災の影響で、供給体制、サプライチェーンといいますか、供給体制の寸断の影響が取り沙汰されてきて自動車産業が手痛い痛手を受けているというのが大きいわけであります。

これから坂城町は結構ミクロ的な分野でいろいろすごいニーズ等持っているわけであります。これが部品を製造したり、そういう必要な部分の生産ラインだけではなくて、子会社、孫会社という、そういう細かい生産ラインまで目配りし、サプライチェーンのすべてがうまく流れるという、そういう仕組みがやはり私たちの中にも必要になってくるのではないかと、こんなようなことがありますし、例えば産業構造、今、経済の成長を牽引する分野も幾つ也多軸型にしないと、これだけということではなかなか難しい。例えば電力需要や環境保全、保護という形の中で、誰もが考えることは、これは節電効果の高い製品づくりというのは新しい分野になりはしないかというような部分もあるわけであります。

先ほど具体的な会社の名前も出して、町には、いわゆるマイクロ的な分野などで日本そして世界においても大きなシェアを占めている、そういう事業がありまして、それも高い能力・技術を持っている企業であります。そういうものを新興国と競合しない、高い付加価値商品

を広げていく戦略というのも大事だと思うわけであります。

一番肝心なことは、町長も申し上げてはおりましたけれども、次のステップに向かう段階というものが、そこが民間視点で、町内だけでなく、それは外国まで含めて広い分野でということではありますが、それはそのとおりだと思いますが、そういうものをもう一步進んでいくという方向が、もうちょっと見えてもいいかなという形でありますので、ちょっとその辺のところを、もう1度ご所見をお伺いをいたしたいと思います。

**町長（山村君）** ありがとうございます。こういう質問は大好きなので。ただ延々とやると時間がなくなっちゃうかもしれませんが、今言われたように、例えば栗林さんなんかは日本精工さんの傘下でやっていますけれども、ベアリングの関係、カップリングしたもの、これは全自動車産業の50%の車に入っています。ですから栗林さんが倒れると全世界の車の50%、40兆円産業の50%はとまっちゃうというような会社。それからYSさんもそうです。KYB-YSさんも30数%のあるものをシェアでつくっています。

今回の震災でわかったことは、昔は産業連関図は富士山の山のようにずっと分かれていくことだったんですが、実際には今回わかったことは、こう分かれていくけれども、所々は絞られているということがわかったわけです。ですから、そういう意味では今ご指摘のように産業構造というのは今までとはずいぶん違った形で考えなければいけないなと思っております。

坂城から中国、上海とか青島に会社を出されております。20年前ぐらいから出されておりますけれども、その当時はローコストセンターを求めて中国に出て行きました。ご存じのように今、中国はインフレがすごいし、物価が10%近いですね。それから賃金も上がっているということでローコストセンターではあり得ないということで、ある企業はもうタイに行きました。複数の企業はタイに出ています。それは今後もローコストセンターを求めていく形ではビジネスは成功しないと思っております。そこには、やはり技術は日本に持っていて、それで付加価値を高めるための仕組みづくりを海外でやっていかなければいけないと思っております。

そういうことで私は海外、さっきシリコンバレーの例をとということで出しましたけれども、これはやはりグローバルにヨーロッパの拠点、アジアの拠点、それを含めた企業地図というのを坂城町として持ちたいなというふうに思っております。

それを見据えながら、今回の震災でも、ご存じかと思っておりますけれども、複数の企業から資金援助をしまして私どもが補てんをしているというのがあります。それはかなり来ています。それは期末から資金需要が出るところを何とか乗り越えなければいけない。そういう支援はやっております。

それからもっと言いますと、今の状況ですと車も大分リカバーしてきていまして、最後の

ホンダさんもいよいよ本格的に始まっていくということで、7月、8月にピークになるのではないかと、ひとつの山ですね。そのために今回の補正でも若干積みましたけれども、ある企業さんからは土曜日、日曜日休みのときにでも、夏休みのときでも保育園にお子さんを預けられるような形に手を打ってくれないかと、そういう依頼も受けております。そんなことも、ものづくりだけではなくてグローバルに見ながら、なおかつローカルに、この町でということがサポートできるかということ、いわゆるグローバルに物事を考えていかなければいけないということで、我がスタッフと一生懸命議論して企業の方とも語り合っているというところがございます。とりあえずこれだけにしておきます。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

**4番（塩野入君）** 成長を生み出す主役は、あくまでも民間であります。行政の役割は民間が力を発揮しやすい環境を整えることだと思います。予想されるV字型回復の基調に乗り遅れることがなく、行政面からのサポートをご期待をいたしたいと存じます。

次の質問を申し上げます。

## 2. 住民にやさしい福祉と健康のまちづくり

今、社会保障と税の一体改革に向けた政府の集中検討会議は今月中に最終改革案を取りまとめる方針で進んでおります。原案では財源を確保するため消費税税率を2015年までに10%へ引き上げることを明記し、子育て支援を含む社会保障の充実強化と財政健全化を盛り込んだ税制改正改革法案の国会提出を今年度中に目指すとされています。

ここで注目したいことは、この社会保障と税の一体改革に自治体を実施する社会保障への財源確保の要望など地方との攻防であります。今日20日に政府与党の最終案が出されるようではありますが、地方側の思いどおりには進まないのではないかと危惧をいたします。

しかし、そうは言っても地方の側でこれまで進めてきた社会保障を弱めるわけにはいきません。

そこで私が公約のひとつに掲げました住民にやさしい福祉と健康のまちづくりについてお伺いをいたします。

イ. 福祉、介護、保健、医療ネットワークを構築し、総合的福祉サービスの充実を。

社会や社会生活が多様化・高度化して、それによって世の中の問題・課題も複雑多岐にわたり、それを受ける側にとっても事細かに整理して事にあたらないと合理的かつ円滑に解決が進まない現状があります。福祉、健康といった分野でも同じような現象の中で、やれ福祉だ、介護だ、保健だ、医療だと細分化しなければならなくなっている現実があります。

しかし一方で、細分化をすればするほど、それぞれの部門間の連携や意思疎通が見えなくなったり、疎遠になり、かえって事が進まないという弊害も出てまいります。これまで培ってきたそれぞれの機能を生かしつつ欠点や弊害を取り除くには、それぞれの部門を円滑に連

携させるネットワークをつくり、総合的福祉サービスの充実を図ることが今一番求められていると思います。こうした福祉、介護、保健、医療ネットワークを構築し、総合的福祉サービスの充実をどのようにお考えであるか、お聞きをいたします。

ロ. 高齢者へのきめ細かな介護サービスの提供と健康寿命の延伸について

これから急激な超高齢化が進みます。私の母親も齢90を超え、要介護4の状態になり、それを世話する女房の介護活動を毎日見ております。要介護4なんかになりますと、生活行動のすべてが一人ではできずに介助が必要になってまいります。

高齢者の多くは当然ながら長年住み慣れた場所での生活をするための在宅居宅介護を強く望みますが、一方で介護をする側にとっては四六時中手がかかり、休む暇はありません。そこに閉じこもり、認知症、うつなどの症状が加わると想像を絶する介護があり、現に苦しみ続けているケースが見られます。さらにこれから超高齢化へと急激に進み、老老介護などが追い打ちをかけます。介護に悩み、生活不安や心身にストレスをかかえ、家庭や生活崩壊に至る、そういう惨事が後を絶たない現実を手助けするきめ細かな介護サービスの提供は欠かせないと思います。

また、こうした事態を少しでも減らすには心身ともに健康で人の手をできるだけかりることなく生きていく、いわゆる健康寿命に向けた施策も極めて重要であります。食事や排泄など生活の最低限は人の手を借りず自立して過ごせ、人生を全うして永久の旅に向かう、いわゆるピンピンコロリを多くの高齢者が望んでいるところでもあります。高齢寿命の延伸は膨らんでいく社会保障費の抑制にもつながります。今でも援助が必要な高齢者、高齢者世帯への介護を初めとした福祉サービスがなされていることを承知はしておりますが、これから確実に進む急激な超高齢化にあわせてきめ細かな介護サービスの提供と健康寿命の延伸施策についてお伺いをいたします。

ハ. いつでもどこでも適切な医療を受けられる広域な医療体制の整備を

本町を初め周辺千曲市、上田市の坂城寄りの地域にも開業医が増え、一次医療は充実されつつあります。また本町の救急医療も医師会に委託して休日当番医による一次救急や病院の輪番制による二次救急も実施されているところでもあります。特に小児救急は上田地域広域連合との連携を深め、広域な取り組みがされ、子どもたちへの救急医療体制が進みつつあることは大変喜ばしいことでもあります。

ここで千曲坂城消防組合消防本部が発行している2010消防年報を見ますと、平成21年度中に開業医ではCTとかMRIなどの高度医療機器がなく、二次医療機関等へ搬送をする転院搬送が本県で51件ありました。転院搬送先は総合病院などとなり、本町で受け入れできる医療機関は今のところございませんので、町外の医療機関に向かうことになります。加えてこうした総合病院などでも勤務医の減少、専門医不足で搬送に時間がかかる場合もあ

り、こうした現象を年報では救急は今後とも高齢化社会の進展や疾病構造の変化など、ますます増加することが予想され、救急患者受入病院の減少など一部に難しい問題もかかえていると記述がされております。

何といたっても救急医療体制の確立が一番ではありますが、開業医の増加が見られる中で、地域医療という大きな枠組みでの広域な医療体制の整備が求められます。既に総合病院の医師と開業医の共同診療の連携体制も一部で見られますので、いつでも、どこでも適切な医療を受けられるよう広域な医療体制の整備をぜひとも進めていただきたいと思います、ご所見をお伺いをいたします。

**福祉健康課長（塚田君）** それでは住民にやさしい福祉と健康のまちづくりということで3点にわたってご質問をいただいております。順を追ってご答弁申し上げてまいります。

まず、イの福祉、介護、保健、医療ネットワークを構築し、総合的福祉サービスの充実についてでございます。

誰もが健康で心豊かに生活するために、行政や地域、医療機関、介護保険事業者などが密接に連携し、援護が必要な方々を支えることがますます重要になってきております。とりわけ高齢者につきましては、医療技術の発達等により長寿化が進み、元気に過ごされる方が増える一方で支援を必要とする方も増加いたしております。

町の高齢化の現状につきましては、23年4月1日現在の人口1万5,976人で、前年同期の1万6,145人と比べ1.05%減少しているのに対しまして、65歳以上の高齢者は4,652人で、前年4,649人と比べ微増しております。高齢化率は29.12%と3人に1人は高齢者という状況に近づいてきていると思っております。

また現代は生活様式、家族構成、生活ニーズなどが多様化しておりますので、これらに対応した利用者本位のサービスを提供していくことが必要となってきております。

さまざまなニーズに対応するべく、福祉、介護、保健、医療が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスを提供できる環境の整備が必要不可欠であります。

介護や支援が必要な方々に対しましては、地域包括支援センターが中心となりまして、居宅介護支援事業所、サービス事業者などとのケア会議などを通じて必要なサービスの検討を行っております。また個々のケースに応じましては連絡調整会議等で関係機関と意見交換を行う中で調整を図り、連携を深めているところでございます。地域包括支援センターはサービスを総合的に利用できるように相談機能を持っておりますので、地域住民から信頼と理解を得られるよう、ご意見やご要望をお聞きする総合窓口として、その充実を努めております。

また保健センターにおきましても、疾病や健康に対する不安やリスクを持つ方に対しまして保健指導や訪問を行うなど、不安の解消や自己管理意識の高揚に努めておりますとともに

各種検診を充実させ、予防接種を推進し、生活習慣病の予防に向けて住民の健康づくりを計画的に推進するため、医療機関との連携を通して町民の皆様の健康の維持増進を図っております。また心配事相談や障害者相談などの機会を設け、より専門的な相談への対応も心がけているところでございます。

地域福祉につきましては、町社会福祉協議会が中心となりまして事業活動を展開しており、要介護者及び要援護者の把握、情報などについても、地域内の民生児童委員さん、あるいは独り暮らし高齢者訪問員の皆様と連絡調整を行っております。町民の皆さんが生きがいと安らぎのある生活を送ることができるよう、高齢者支援、介護予防の拠点となる地域包括支援センター並びに健康づくり、健康予防の拠点となります保健センターが中核となりまして、社会福祉協議会、福祉施設、介護保険事業者、医療機関などとの連携を深めてきておりますが、総合的なサービスの供給体制のさらなる充実、ネットワークの強化を図り、住民にやさしい福祉のまちづくりをさらに推進してまいります。

続きまして、口の高齢者へのきめ細かな介護サービスの提供と健康寿命の延伸についてご答弁を申し上げます。

介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で尊厳を持って、できる限り自立した生活を送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設されました介護保険制度も今年12年目を迎え、医療、福祉と並ぶ社会保障制度の大きな柱として定着をしてまいったところでございます。

当町におきましても、高齢化の進行に伴い、平成12年度の制度創設当初、327名でありました要介護認定者は、23年5月末現在、先月末現在であります。635名と大きく増加しております。平成22年度の介護サービス利用に係る保険給付費は初めて10億円を上回ったという状況でございます。

介護保険制度は介護が必要な方を支援するサービスでありますとともに要介護者を介護するご家族の皆さんを支援する制度でもございます。

当町の介護保険における在宅サービスの利用状況の主なものを申し上げますと、デイサービスセンターにて入浴や食事をとっていただきながら一日過ごしていただく通所介護が最も多く、認知症対応型のデイサービスの利用を含めると、1月当たり210名ほどの方がご利用されております。

次いでホームヘルパーがお宅に伺いまして入浴や食事、排泄といった身の回りのお世話や家事などをお手伝いする訪問介護サービスをご利用いただいている方が月150名ほどいらっしゃいます。

また介護者のお出かけやリフレッシュのためなどに一定期間施設でお過ごしいただくショートステイも1月当たり65名ほどの方に利用いただいております。

あわせて在宅での生活をより安全・快適に過ごしていただくため、歩行器や手すり、車椅子といった福祉用具のレンタルを利用されている方も220名ほどいらっしゃるという状況でございます。

さらに町では地域包括支援センターを中心に介護予防に係る事業の充実にも努めておりまして、元気な高齢者を対象とした健康づくり運動教室や訪問指導事業などを通じて、要介護状態になることを予防することで健康寿命の延伸に少しでもお役に立てればと考えているところでございます。

あわせて要介護認定をお持ちでない高齢者への町の事業といたしまして、生きがいミニデイサービスや軽度生活援助事業、生活管理短期宿泊事業といった介護保険で利用いただけるサービスに準じた事業や独り暮らしの高齢者を対象とした安心電話や配食サービスといったメニューも実施する中で、住み慣れた家で生活される高齢者の支援の充実に努めておるところでございます。

また寝たきりの高齢者を介護するご家族等を対象といたしまして、介護者交流事業を実施し、情報交換や健康相談、リフレッシュの場としてご利用いただくとともに、外部サービスの利用方法や介護技術等の知識の普及を行っております。

さらに介護慰労金や紙おむつ購入費用の助成を申し上げるなどさまざまな側面から高齢者の在宅生活を支援いたしております。

高齢者福祉や介護保険等に係るサービスや事業の概要などにつきましては「お年寄りのための老人保健福祉」「介護保険サービスガイド」というものを毎年作成いたしまして、町内全戸にお知らせをいたしますとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、町社会福祉協議会などに、お年寄りの健康や福祉、介護に係る総合的な相談窓口を設ける中で個々の状況に応じたきめ細かなサービス提供に努めておるところでございます。

ご質問が高齢者へのということでございますので、高齢者に対する施策についてご答弁申し上げますが、健康寿命の延伸は個人やご家族はもちろん医療や介護の給付抑制といった点で町にとっても大変有益なテーマでございます。高血圧や糖尿病といった生活習慣病は若いころからの摂生や意識啓発が重要でありまして、万一疾病があったとしても早期発見・早期治療が欠かせないものであります。町といたしましても、特定健診を初めとした健康診査や各種がん検診等の実施に努めまして、その結果に応じた保健指導や医療機関の受診勧奨などを行い、生活習慣の改善や治療につなげることで個々人の健康寿命の延伸、ひいては医療費を初めとした社会保障費の抑制にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ハのいつでもどこでも適切な医療を受けられる広域な医療体制の整備についてご答弁申し上げます。

高齢化の進行や医療技術の進歩、住民意識の変化など医療を取り巻く環境が大きく変化す

る中、誰もが安心して医療を受けることができる環境整備が求められております。地域医療は、重要な課題である救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療などについても医療体制の充実により安心して医療を受けられるようにすることが必要であります。

当町における救急医療体制につきましては、千曲医師会と埴科歯科医師会の協力によりまして休日当番医制を一次救急とし、また救急医療を担う第二次救急医療は長野広域医療圏に加入の長野赤十字病院、篠ノ井総合病院、長野松代総合病院、千曲中央病院の4病院によります病院群輪番制をとりまして、さらに第三次救急医療までの体制を長野赤十字病院によりとっているところでございます。

また、ご質問にもございましたが、上田地域広域連合で組織します市町村とともに、上田市内科小児科初期救急センターの運営費を共同負担する中で初期救急の医療体制の充実に努めてまいりました。

ご質問いただきました広域的な医療体制の整備の充実を図るためには、初期救急医療、第二次救急医療など医療機関の持つ機能が分化し、効果的に発揮するよう病診連携の推進、診療所、一般病院、中核的病院等それぞれの位置づけと役割分担の明確化が必要であります。また住民の皆さんにも、それぞれの医療機関の役割分担をご理解いただく中で受診いただくともにかかりつけ医を持っていただくことも重要なことでもあります。

医療供給体制は県の保健医療計画に沿って進められておりますが、各地域の実情に応じた医師の配置や診療科ごとの格差をなくすため、効果的な誘導策を講ずるよう、県や医師会など関係機関に働きかけていくことも必要であります。また公的医療機関等による連携を図り、相互補完しながら安心できる医療サービスを提供するため、地域内の市町村が連携して地域医療の確保に取り組んでいかなければならないと思います。

さて、坂城町は医療圏としては先ほど申し上げた長野医療圏に属しておりますが、地域医療再生臨時特例交付金を原資といたしました上小医療圏地域医療再生計画に上田地域広域連合の一員として加わっております。さらに定住自立圏形成協定により上小地域の中核であります上田市との連携もさらに強まるものと思います。総合病院のない当町における地域医療体制の整備は広域的な連携に頼らざるを得ないわけであります。長野医療圏の南端に位置しているわけではありますが、長野医療圏と上小医療圏の両医療圏の間という地理的な条件を前向きに生かしながら、今後も引き続き広域的な医療体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**4番（塩野入君）** 住み慣れた家庭、住み慣れた地域の中で生きがいや安らぎのある生活を送り、介護を必要な高齢者には、きめ細かな介護サービスの提供ができ、病気などで体調を崩したときは広域な医療体制のもとに的確な措置ができる住民にやさしい福祉と健康のまちづくりをつくり上げることが重要であります。大体ご答弁をいただく中で方向づけはそうやってい

いただきましたということでもあります。特にこれから高齢化というものを主軸に強力にお願いをしたいと、このように思います。

その中で、まず福祉などの面では町の地域福祉計画を早く策定して地域における総合的なサービスを受けられる体制を一刻も早く整備することが大切なことでもあります。社会福祉法にも市町村地域福祉計画の策定がうたわれております。

そこで町の地域福祉計画策定をどういうふうに考えているか、これはつくる社会福祉法にもありますが、どう進めていくのかをひとつお聞きをいたします。

次に、保健健康寿命の延伸についてであります。折しもこの3月には向こう10年を見越した坂城町健康づくり計画「すこやか坂城21」が策定をされました。ここでは重要項目が8項目設定され、それぞれに目標、目標実現のための取り組み、そして目標値の設定が10年計画で達成されるよう記載はされています。

心配することは、これから迫ってくる超高齢化の波への対策であります。団塊の世代を中心に一番の高波は2025年と想定されています。あと15年弱であります。10年後にこれらが達成したとしても、それからあと5年弱で超高齢化のピークが参ります。一刻も早い対策が必要であります。特に65歳を超えた方々には達成時期を前倒ししていかないと健康づくりの効果が薄らいでしまうことにもなりかねません。

そこで年少だとか、今働き盛りの壮年、あるいは老年というような形で年齢層を分けて年齢層ごとに目標期限を定めていくというような方法も検討する必要があると思っております。その2点についてお答えをいただきたいと存じます。以上です。

**福祉健康課長（塚田君）** 再質問にお答えをしております。

ご質問いただきましたように、坂城町におきましては、地域福祉計画、まだ策定予定というところまでいってございません。県内77市町村のうち現在策定済みとなっておりますのが26市町村ということでございます。

長野県におきましても、県の計画、まだ未策定ということでございますが、ご質問のように総合的という部分では、それぞれの項目ごとの計画、総合計画に基づいて実施をしております。それら、いわゆる相互連携の中でネットワークという形ではやっておりますが、社会福祉法にも定められております地域福祉計画ということでございますので、今後の課題ということでお受けをしていきたいなというふうに思います。

続いて、この3月に策定をいたしました町の健康づくり計画、それぞれ健康寿命の延伸というのもひとつの目標にしながら、いわゆる健康に大変関係の深い8項目についての目標、血管の健康でありますとか、がんの問題でありますとか、主なもの8項目についてそれぞれ10年後の目標ということで設定をしてあるわけではありますが、なかなか数字的な目標設定というものよりは現状よりも前進をさせるんだというような設定になっているものが多いの

かなというふうに思います。

年齢ごとに目標の設定をというようなご質問でございます。10年計画ということでありませぬけれども、例えば特定健診の受診率ということであれば毎年数字が出るわけですけれども、年々目標を設定をしながら取り組んでいる部分もございます。毎年毎年検証しながら進めていくという中で、特に高齢者についての課題というようなことであれば、その辺も含めて検証しながら10年先の目標に向かって進めてまいりたいというふうに考えております。以上答弁ということでよろしくお願いをいたします。

**4番（塩野入君）** ご答弁をいただきました。課題ではなくて、これはつくっていかねばいけぬんですね。県の計画がまだですから、その辺もあわせていかねばならないことは、それは十分承知をしています。あまり甘い考えではなく、つくっていく、県の計画にあわせながらつくっていく、そういうことをしっかり持ちながらやっていくべきではないかと、こんなふうに思います。

それから健康づくり関係も10年先を見ながらということではありますが、ちょっと答弁よくわからない部分もあるんですが、要は統計も出てそういうふうになるということですから、その数字をよく分析をして、そして私が言ったような形の中で進めていっていただきたいというふうに申し上げるわけです。

人々には寿命があります。高齢化の時代がずっと続くわけではありません。これから2025年までが最後の急な上り坂であります。福祉施策もこれから2025年までの15年弱の辛抱であり、それを見据えて充実した施策を施さなければなりません。これから最後の急な上り坂、もう一押し頑張ってくださいと存じます。

さて対面の雛壇に座る副町長初め町幹部の皆さんも2年前に私がそこにいた時分に比べて大きくメンバーの様変わりがありました。皆さんは、これから山村町政の主軸となり、町長を支え補佐していく重要な人材であります。率先して、まちづくり、地域づくりに挑み、それぞれが持てる力を精一杯発揮していただくことが肝要であります。山村町長も町幹部はもとより職員全体の力を引き出し、一体となって執行部体制を築き、正しい舵取りをされることをご期待申し上げ、これにて私の質問を終わります。

**議長（宮島君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

次に、5番 窪田英子さんの質問を許します。

**5番（窪田さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問いたします。

1. 空間放射線の測定について

「東京電力福島第一原発の事故を受け、県内18市町村が空間放射線の測定機器を導入したり導入を決めたりしたことが、3日、全77市町村への取材でわかった。ほかに15市町村が導入を検討している。県が長野市と松本市で毎日測定している。空間放射線は3月16日を最後に事故以前の最大値を超えたことはなく、県環境部は健康に影響のない値とする。だが、放射能に対する住民の不安の声が少なくないとして導入を決めたところが目立っている」。平成23年6月4日。『信毎』。

「導入済みは、松本、飯田、飯山3市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、これが2町。松本は市職員、軽井沢は町立病院の診療放射線科技師。ホームページで公表。伊那市は8地点で、中野市、月1回測定。21市町村、水道水、下水道、汚泥、検査機関独自依頼。松本市、水道水、月1回。塩尻、県外の検査機関で検査。諏訪市、6月から月1回検査を始める。坂城町、町独自の測定で基準値を超えた場合の対応は決まっていない」と新聞に書かれていました。

質問に入ります。

イ．独自調査への考え方は

東京電力福島第一原発の事故を受け、自治体が独自で空間放射線の測定機器導入に踏み切ったという実情が新聞報道されました。紙上では町のコメントが掲載されていました。この報道についての詳しい説明と独自調査の基本的な考え方をお聞きします。

ロ．情報公開を迅速に

報道のわかりやすい情報公開をよろしく願います。以上です。第1回の質問を終わります。

**町長（山村君）** では、今、窪田議員から出されました点につきまして、ご回答申し上げます。

空間放射線の測定についてということでございますけれども、お答えする前に私の個人的な感想をまず申し上げますと、今ご報告がありましたように、各都道府県、自治体でさまざまな取り組みをしようと思っております。

しかし私は、これはやはり国がある統一した基準で、例えば気象庁が雨や風を測定しているように、同じ基準の機器で、ある一定の間隔を持って測定するのが本来だろうと思っております。

しかしながら、最近の国政を見ておきますと、とてもじゃないけれども、国はいつになったらやってくれるかわからないということで、いわば防御的に各地方自治体でやらざるを得ないということだと思っております。

ご存じのように、自然界には自然の放射能が降り注いでおります。それから今回の特定の場所の事故に限らず、いつ何時ほかのところで原発の問題が起きるかもしれません。それから自国ではなく他国で起きるかもしれません。その場合に、やはり速やかに国がある一定の

基準で、例えば気象庁で測定するというようなことを進めたらどうかと思っております。現在、電力会社に測定させようとかいう議論もありますけれども、それは甚だおかしいと思っております。

それでは、お答えいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災は日本の観測史上最大のマグニチュードを記録し、震源地は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及び東北地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。東日本大地震、また長野県北部地震に被災された皆様には、この場をかりまして重ねまして心より哀悼の意を表し、お見舞い申し上げます。

坂城町としても何ができるかということを実際に考え、被災を受けられた方への対応を協議してまいりたいと思っております。

特に地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展し、いまだ終息も見えないという状況になっております。

坂城町は福島第一原発から約270kmで、ほぼ等距離、同方位である長野市安茂里の長野県環境保全研究所等において観測している空中放射線等の測定結果を注視してきたところがございます。3月15日の最大値0.107マイクロシーベルトを最後に事故以来測定数値が超えたことはなく、県環境部では健康に影響のない値としていますが、町内においても目に見えない放射能に対する住民の不安の声が数件届いていることも事実であります。

また県で公表している観測地点の長野市と松本市においては、測定機械や方法の違いなのか、福島第一原発から直線距離で遠いとされる松本市の方が比較的数値が高い結果も公表されております。坂城町の地形等がどう影響するのかといったものも不安材料のひとつになっているのではないかと思います。県では、こうした状況の中で、来月には全市町村で空間放射線測定を実施するとしています。

また県教育委員会におきましては、14日から県内10圏域ごとに1校の校庭において、地表、50cm、1m、この3つの高さによる空間測定を実施し、16日に測定結果を公表しています。測定した学校の中で上田市立南小学校においては、南条小学校と直線距離で約5kmにあたりますが、最大値0.03マイクロシーベルト、また長野市立篠ノ井西小学校においては、坂城小学校と直線距離で約15kmにありますが、最大値0.06マイクロシーベルトであり、測定したほかの8小学校と同様に健康に影響のない数値であるとされています。

しかし、常時測定している箇所が長野市と松本市のみであることから、東信5市において東信地域にも常時測定できるように県に要望しているとのことであり、観測地点が増え、観測の網の目が小さくなることも期待しているところであります。

また県で導入できた簡易測定器の台数が3台とのことから、各地域で常時測定することが不可能であり、空間放射線の測定を市町村独自ではかる動きが出てきています。6月4日の『信濃毎日新聞』上では、県内77市町村中18市町村が導入済み、または導入を決定、15市町村が導入を検討しているとされていますが、報道を受け、独自測定をしない方針だった市町村においても導入の検討を開始しているという情報もあります。

ただ、測定や数値の評価には放射線の専門知識が必要とされ、機器導入を決めた市町村においても、今後その運用をどうしていくのかといった検討課題があります。公立病院の放射線技師に測定をさせている市町村もあります。また福島原発事故以前からアメリカ、旧ソ連の核実験やチェルノブイリ原発事故、そもそも自然界には自然放射線が存在し、測定した数値が、すなわち福島第一原発事故による影響かどうか判断しかねる状況下でもあります。

一方で測定機器の需要が急増し、現在発注してもすぐには入手できない状況でもあります。現在、標準的な簡易測定器を発注しても納入までには4カ月かかるという状況であります。仮に今すぐ発注できたとしても10月ごろの納入になってしまうという状況であります。この測定器にしても数千円から数百万円と、とんでもなく種類がいろいろあります。

いずれにしても国の施策の中で進めてきた原子力発電が与えている住民不安等の影響でありますので、導入にあたっては、国、県補助の要望をしていくとともに広域的に観測網を整備できるのかも検討し、委託による測定等も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。ですから基本的には前向きに進めるということでございます。

次に情報公開を迅速にということについてはありますが、空間放射線測定は住民に正確に情報を伝えることが大原則であり、主目的であります。測定されたデータの解析が必要とされるものでありますが、来月測定される予定で進めている県による全市町村の測定結果も含めて測定された場合は速やかにホームページや広報などを活用して公表していきたいと思っております。情報公開につきましては、情報を速やかに出すということで対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**5番（窪田さん）** 今の町長さんのご回答で健康に影響がないということと、発注には月日がかかるということ、それから前向きに検討なさるということで了解いたしました。

あと2番の件につきましては、ホームページで公表してくださる、広報等にも載せてくださるということなので、安心してその数字を見たいと思います。ありがとうございました。

では、もうひとつの議題に入ります。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問いたします。

## 2. 鼠マレットゴルフ場の環境整備について

鼠のマレット場はアカシヤの木に囲まれて夏はその木陰で涼むこともでき、コースも山あり川あり橋ありで、すばらしいマレット場だと思います。マレット人口も約800人とか。

生涯スポーツとして主体的にスポーツに取り組み、高齢者にとり、健康増進、体力向上、コミュニティづくりに最適だと思います。現在では、ほかの市町村から試合に来られる方々もいる中、環境も少し整備をし、時代にあったマレット場の設備をと考えています。

イ. 簡易水洗トイレと手洗所の設置を

トイレが衛生上非常に悪い状況にあり、簡易水洗トイレの設置と手洗所の水が衛生的でなく、設備が整えられるよう求められています。これに対する考え方を伺います。

また、この件につきましては、従前より一般質問などで要望がなされていましたが、前進しない根拠はどこですか。

ロ. 道路の舗装について

南コース、北コース両方の駐車場と道路が水たまりが雨のたびにできて大変です。でこぼこを早急に修理して混雑をなくしてほしいと思います。試合に人数が増え、駐車場に水がたまり、混雑します。この件2件よろしく願いいたします。第2の質問を終わります。

**教育文化課長（中沢君）** 窪田議員さんの2の鼠マレットゴルフ場の環境整備について、イの簡易水洗トイレと手洗所の設置についてお答え申し上げます。

鼠橋運動公園につきましては、国土交通省、千曲川河川事務所の河川占用許可を受け、千曲川の河川区域内にマレットゴルフ場2コース、36ホールと多目的広場のサッカー場1面が整備され、マレットゴルフ場は、町内はもとより町外の方々にも広く利用いただいております。

マレットゴルフ場のトイレにつきましては、現在5基の汲取式の仮設トイレを設置しており、管理面につきましては、シルバー人材センターに委託し、4月から11月までのシーズン中は週1回の清掃を行うなど年間を通じて清潔な施設の維持管理に努めているところでございます。

マレットゴルフ場への簡易水洗トイレと手洗所の設置をとのご質問でございますが、マレットゴルフ場周辺の地下水の水位は低く、水質が不安定であることなどから洗浄水の確保が難しいなどの条件面から汲取式の仮設トイレを設置し、対応してきたところでございます。

また手洗場の関係につきましては、現在、北コースの若鮎コース内の2カ所に手動ポンプを備えつけた手洗場を設置し、ご利用いただいております。先ほど申し上げましたとおり、地下水が低く、水質がよくないため水が出にくいときもございますので、定期的に確認をしているところでございます。

既存の仮設トイレにつきましては、夏場の臭気、害虫等の発生がありますので、消毒による害虫駆除あるいは殺虫剤、消臭剤等を置き、衛生管理に努め、気持ちよく利用できるトイレの維持管理をしております。

ご提案の簡易水洗トイレの設置につきましては、地下水に砂が混じるなど水質がよくない

ため、トイレのポンプの故障の原因になる可能性が高く、簡易水洗用には適さない水質であると思われます。また冬場、凍結する恐れがあるため、不凍液の管理をしたり、維持管理に多くの人員が必要になるなど当該施設に簡易水洗トイレの設置に課題がございます。

このようなことから、現行の仮設トイレを今後も引き続き活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、道路舗装についてのご質問でございますが、マレットゴルフ場の道路は一般車両が通行する町道等と違い、千曲川河川区域内を占用し、マレットゴルフ場利用者が使用する道路という意味で通路と言い換えますので、ご了承ください。

ご質問のマレットゴルフ場南コースのちょうげんぼうコース18番ホールに隣接する通路につきましては、ご指摘のように舗装されている通路の表面にクラック、亀裂が入ったり、数カ所路面のくぼみが見受けられます。また、この通路に隣接して駐車場として利用されている未舗装部分につきましても、長年の使用により所々くぼみ、雨の日には水たまりとなり、ゴルフ場利用者にご迷惑をおかけしている面もあろうかと思えます。通路及び駐車場のくぼみ部分につきましては、早急に舗装の補修等応急措置をしてまいりたいと考えております。

鼠マレットゴルフ場は千曲川の河川区域内でありますので、形質の変更あるいは補修工事に際しては千曲川河川事務所と協議をし、了解をいただく中で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどを申し上げます。

**5番（窪田さん）** 今のご回答で国土交通省ということで両者の話し合いでなければ河川にはトイレができないということなんですけれども、今すぐでなくてもいいんですけれども、訪れる来客の方が結構多いので、できれば全部ということではなくて、たとえ来客用としてでもいいですから、できないということはないと思うので、すぐということではなくて、時間をかけて話し合っていくながら、ぜひ私たちが諦めることなく、ぜひ清潔なトイレをひとつ、全部欲しいんですけれども、そういうわがままはできませんので、ひとつ入れて、それが上手に運転できるようになりましたら、また2台目ということでもよろしいので、まず来客用として、入った方はわかると思いますけれども、全部下まで見えるわけなんですよね。ですから、消毒したりいろいろして清潔に保ってくださっているのはうれしいんですけれども、できれば1台だけでも入れていただいて、それがうまく水が回転できるようでしたら、また2台目ということで、長い目でぜひ設置していただきたいと思えます。

それから通路と駐車場の件ですけれども、ご回答いただきました。ありがとうございます。では、これで2問の質問、ありがとうございます。

**教育文化課長（中沢君）** 長い目で簡易水洗トイレの設置について検討いただきたいということでございます。現在の簡易仮設トイレでございますけれども、まだ使える状況でございます

ので、将来にわたって簡易水洗トイレが導入可能か、研究してまいりたいと存じます。

5番（窪田さん） ぜひ検討して、長い目で、私たちも長くいきたいと思っておりますので、ぜひ検討してください。お願いします。これで終わります。

議長（宮島君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後1時55分～再開 午後2時06分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

町長におかれましては、坂城町町民の多くの支持を得てご当選をなされましたこと、誠におめでとうございます。そして副町長の宮下さん、総務課長の田中さんと誰もが思いもつかなかった若返り人事であり、しがらみのない山村体制がとられ、大きく役場も変わっていくと思われま。

しかし、皆様も周知のとおりでございます、3・11、東日本大震災、県内における栄村を中心とする北部地震、千年に1度と言われる大自然の脅威を見せつけられた思いであります。でも、こんなことに負けてはいられません。絆という言葉のとおり、日本人が一枚岩となり、東北の人たちの、そしてまた栄村の人たちの早き復興を願うものであります。

そしてまた、取ってつけたように原発問題も想定外という言葉で多くの国民が、私は愚弄されておると思うものであります。まさに原発問題は人災であり、日本人一人一人が未来を考え、孫子の代にツケを残さないような施策をとっていかなければいけない問題であり、町議会においても今後きちとした道筋を立てて国に提言をしていかなければいけないと私は思っております。

さて、山村町長による新体制がとられ、まさに山村号出航の直前に大震災であり、日本、そして我が坂城町も乱世の世となってしまいました。このようなときだからこそ、山村町長による民間の活力を導入して坂城町の未来のために先をきちっと見据えて舵をとっていくよう期待するものであります。

それでは質問に入らせていただきます。

1. 町長の選挙公約について

イ. 活力あふれた元気なまち

ロ. 人の輝くまち

ハ. 笑顔のまち

ニ. 誇れるまち

今議会招集あいさつの所信表明でお答えをいただいておりますが、もう少し具体的に説明

をしてもらいたい箇所もあります。重複しても構いません。イ、ロ、ハ、ニ各4項目すべて町長よりご答弁をお願いをいたします。

なお、4項目の中で重点施策を4つ挙げるとすれば、どのような施策かもお答えをいただきたいと思います。

なお、答弁の前に子宮頸がんワクチンの接種を4月から中学3年生を対象とし、7月から中学2年生と1年生にまで拡大をするように今議会に上程されておりますが、私も以前より少子化問題に取り組むとともに子宮頸がんワクチンの無料化を訴え、昨年一般質問を、ちょっとしつこいと言われましたが、3回行い、12月議会で可決、実施をされた経過があります。今回、町長の英断には敬意を表するとともに、今後とも子どもたちの命を守るために恒久的な事業として継続をしていくようお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは再質問はいたしませんので、大いに語っていただきたいと思います。5分ほどお時間をいただければ。町長、語ってください。以上であります。

**町長（山村君）** 中嶋議員の温かいお言葉ありがとうございます。

まず、その前に、最後におっしゃられました子宮頸がんワクチンにつきましては、中嶋議員の、いわば長年取り組んでこられたテーマでございます。今年度は補正でその予算も積みました。問題は来年度以降ですが、その点につきましては、また時間をかけて、できれば前向きに検討していきたいと思っております。それはまた別途ご相談したいと思っております。

さて、今お話で私の選挙公約をもう一回、重複しても構わないから詳しくというお話でございましたので、若干補足しながらお話し申し上げたいと思っております。

6月13日の6月の議会初日に申しあげました私の所信表明につきましては、上田ケーブルビジョンで本日と明日21日、お昼に放送されるということでございますので、町民の皆様にも、お時間がありましたら見ていただければと思っております。

それから内容につきましては、全文を町のホームページあるいは私のブログにも掲載しておりますので、ご覧になれる方はぜひ見ていただければと思っております。

4月の町長選挙におきまして、皆様方の温かいご支援をいただきまして町長に当選をいたしました。町長として今後の町の運営をするにあたりまして、私がどのように考えているのか、選挙を通じて町民の皆様にご訴えてきたこと、町長となり、改めて議員の皆さんを初め町民の皆さん、企業の皆さんと話し合い、各種団体等の会に出席してまいりました。就任以来いろいろな団体の総会等ございまして、この前数えましたら120幾つに参加しました。でも、毎回毎回違う団体でございますので、中には早朝早起き野球連盟の大会、朝5時半からとか、そういうのもありましたし、夜もありました。でも毎回毎回違ういろいろな方と話し合いを続けてまいりました。それからあと我がスタッフ各課とのヒアリング、各課長、職員との話し合いをしてきました。その内容を総合的に私の所信として述べさせていただきます。

た。

前に申し上げましたが、私が5月6日に初登庁したときに、私どものスタッフ、約130名の方に全員をお願いをしまして、提言書を書いてくれというお願いをしました。そうしましたら幸いなことに、ほぼ全員からレポートをいただきました。そのレポートを分析しておりますけれども、件数は201件あります。さまざまなテーマであります。さまざまなテーマをいろいろな課の人が書いているということですから、組織横断的なタスクフォースをつくって組織とは違う形でプロジェクトに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから所信表明の中身については議員の皆様にもお配りしております。私の「活力あふれる元気で明るい坂城町づくり」ということに向けてスタートを始めてまいりました。

さて所信表明をして1週間たちました。答弁自体がこれからお話しする内容と若干重複することはご理解いただければと思っております。

まず一番初めに、活力あふれた元気なまちということでございます。

これは何度も申し上げましたけれども、坂城町はものづくりのまちであるということは100人に聞けば100人の方はそう答えるだろうと思えます。

でも、別の観点から坂城町を、カラー、色でたとえるとどんな色という質問があったときにどうでしょうか。緑の山々のグリーンですとか、バラ公園のようなカラフルな色と答えるでしょうか。あるいは前に申し上げたようなキューポラの街のような灰色のイメージととらえるのでしょうか。違います。私どもの坂城町は、遠くアルプスの残雪も見え、千曲川や緑あふれる山々、りんご、ぶどうの農産物などすばらしい環境があります。

しかしながら、坂城町を知らない人は灰色の工場の油にまみれたイメージをお持ちの方が多んじゃないでしょうか。私は、できるだけこの坂城のものづくりのイメージだけではなくて、青い空のイメージになるような情報発信をしていくことが行政にも求められるのかなというふうに思っております。

町内企業を訪問させていただきました。各企業が輝く技術、世界に誇る製品をもって世界に挑戦しているという姿の一端を見せていただきました。このようなことを一人でも多くの方に知っていただく体系的なもの、体系づくりをしたいと思っております。世界に挑戦するまち坂城、子どもたちにもすばらしいことだというふうに伝えていきたいと思っております。こんなすばらしい町に育つことの喜び、地域に誇りと自信を持って育つ環境にもつながるものであると考えております。

例えば私は今、手を挙げておりますけれども、長野県が積極的に推進しようとしている大規模太陽光発電計画にも参画していきたいと思っております。クリーンなイメージ、クリーンなエネルギー、大切なことだと思っております。坂城町の町内の企業にとりましても電力の安定供給というのは大きな課題でもあります。いろいろな可能性を占める資源エネルギー

の活用に対して町として挑戦していこうと思っております。

これは決して大規模太陽光発電計画にこだわりません。話を伺いますと、以前、和平の上で風力発電にトライしてみました。でも、結果的にはあまり風力は得られなかったからダメだったと言いますが、昔だめであっても今はダメじゃないかもしれない。それから千曲川を使った小規模の発電、昔は地熱発電というものもあったとありますけれども、いろいろなクリーンな自然エネルギーの活用というのを町として挑戦していきたいと思っております。

農業、商業ともに厳しい状況であるという認識は皆様も同じであると思っております。個々の現状課題の取り組みにつきましては、県あるいは農業委員会の皆さん、商工会、観光協会、JAちくまなど関係機関、区長さん初め地域の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

ここにもひとつ私には夢があります。ただ、実現不可能な夢ではないと思っております。ワイナリーをつくりたいと思っております。検討したいと思っております。坂城は、ぶどうの産地です。季節を感じる生食用として坂城を代表する果物です。しかし、残念ながら、かつてまるさかのりんごというようなことで出荷されたりんごのときと違って坂城ブランドとしては現状のぶどうは確立されているでしょうか。ぶどう栽培の高齢化や後継者不足が叫ばれています。ワインぶどうづくりに活路は見えないでしょうか。坂城ブランドを育てるひとつの方策として、農工商連携したひとつの課題として皆様と一緒に検討できればと提案しております。

さかき千曲川バラ公園のばらの美しさが広がりを見せています。しなの鉄道の車窓から田植えを終えた田んぼを背景にバラ公園が見えます。晴れた日は遠くアルプスの残雪を背景に実にのびのびとしたバラ公園ではありませんか。薔薇人の会の皆さん、町内等のオーナー企業の皆さんの協力による町のビューポイントとなりました。今回第6回ということで大成功に終わりました。おかげさまで大成功でした。6月4日から19日、この2週間で3万8千人以上の方においでいただきました。去年は3週間開催して3万5千人でございます。ですから、いかに今年は多くの方に来ていただいたかと思っております。

実は昨日、非常にうれしいメールをいただきました。若干のお時間をいただいでご披露したいと思っております。これは松本市にお住まいの女性の方からです。

読ませていただきます。「突然のメール、失礼いたします。本日、坂城町のばら祭りに出かけ、とてもすてきな一日を過ごすことができました。一緒に出かけた両親も大変喜んでおり、メールを出させていただきました。

高齢の父親が数カ月前がんの手術をし、ようやく出かけたり外食をする元気が出てきました。花好きの両親なので、どこか花のきれいなところ、どこへ連れて行こうかと考えていた

ところ、知人から坂城町のばら祭りを勧められました。両親も私も坂城町は初めてでした。普段上信越道で通り抜けてはいたんですが、大変失礼ながら東信なのか北信なのかも曖昧でした。

もちろんばらの花は美しく癒されました。でも私が感激したのは、帰りに交通案内（誘導）をしていた男性の方です。駐車場を出て少ししたところにいた方が帰る車の1台1台に帽子を取り、丁寧に深々と頭を下げてくださいっていたことです。思わず目頭が熱くなってしまいました。その方のお人柄はもちろん町を愛する気持ちが伝わってきたようでした。

思えば駐車場整理の方、案内所の方、ばらの説明をしてくださった方、イベントコーナーの方、帰りに立ち寄った直売所の方々、本当に皆さんが温かく迎えてくださいました。皆さん、いい人たちです。小ぢんまりとという表現は失礼かと思いますが、のどかで温かい雰囲気、いい町だなと感じました。

本日はバラ公園メインで伺いましたが、まだまだ見どころがありそうです。ぜひまた坂城町を訪れたいと思います。今日は一日ずっといい気分でご過ごせたことがうれしく、坂城町の皆さんに感謝いたします。ありがとうございました。6月19日。松本市」。名前をご紹介しますが、女性の方からいただきました。

私は実際には今日の朝このメールを見たんですが、もううれしくてしょうがないと思っております。私が民間の視点は何だ何だと職員にも言っています。「民間の視点は何ですか」と。簡単に言えば、1万6千人の町民の方はみなさん一人ずつお客様だというようなことを言っていましたけれども、言ったことが恥ずかしくなるぐらいに皆さんがこういうふうにやっていたいていました。本当にうれしいことだと思っております。

そんなことで、ばら祭り、大成功に終わりました。この公園を核に、さらに多くの皆さんに来ていただく、町民の皆さんに喜んでいただく、ほかの町内の観光施設、企業、商店に足を運んでいただく努力を皆さんとともにしてまいりたいと思っております。

2つ目の人の輝くまちでございます。

人づくりによるまちづくりがこれからも大切なことと考えます。家庭内教育や小・中の義務教育の大切さは当然でございますが、高校、大学、そして社会、企業教育、生涯教育などの連携こそが地域の教育力を向上させることです。

また当たり前のことですが、世界はグローバルに展開しています。町内企業もそうです。そんな企業にお勤めの町民の方も目は世界に向けられているはずで、テレビジョンは世界の政治経済ニュースを送り届け、インターネットは瞬時に世界をつなげてしまいます。

そんな中で今年4月から小学校5年、6年生の英語学習が始まりました。今や政治の世界でもビジネスにおいても英語は必須のものになっています。英語教育などの外国語教育の強化は坂城の子どもたちにとっても大変重要なことと考えます。英語を学習の入り口で嫌いな

科目にはいけません。教える側が余裕を持って英語学習の楽しさを伝えるために今回の6月補正に教える側の教員に対する勉強会の予算等を計上いたしました。『信濃毎日新聞』に小さい記事で掲載されましたが、掲載されたということは、ほかの市町村ではあまり考えていない、やっていない考え方であるのかとも感じております。

また学校教育と企業とのつながりをこれまでも中学生の職場体験学習の受入窓口を果たしてきたテクノセンターなどを中心に強化したいと考えております。坂城高校のものづくり授業の充実や次世代の経営者育成等に努めてまいりたいと考えております。教育委員会の協力を得て企業のまち坂城、ものづくりのまち坂城の特色ある教育をどのように展開していくかとも考えております。

そして3番目、笑顔のまちとして子育て支援やハンディのある方にとってもやさしいまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

子育ても家庭の課題であるとともに地域の課題にもなっていると思っております。子育てに関する悩みの相談機能の拡充といたしまして、各保育園を子育て支援センターの分室ととらえ、各園長などベテランの保育士が相談に対応できる体制をとるよういたしました。また6月から毎週1回子育て支援センターで実施してまいりました家庭児童相談所による相談を各保育園を会場に月1回は相談会場となるように組み替えをいたしました。この対応は予算を増額するのではなく、現行予算内の対応でできます。

さらに今回の補正に家庭児童相談員に加えて臨床心理士を配置する予算を計上いたしました。子育て支援センター及び各保育園を巡回して保護者や保育士の相談に応じるなど子育てに係る相談機能の充実を図り、子育てを支援してまいります。この辺のところもいろいろもっと工夫をしていきたいと思っております。

今日の新聞を見ましたら、『日経』ですけれども、日本IBMが自社内の保育所をつくって、その保育所で、その保育を受ける子どもたちに英語の教育をするというようなことも一企業でやっておりました。いろいろな工夫ができるんだなと思っておりました。いろいろ考えていきたいと思っております。

公共施設のバリアフリー化が求められますが、予算を伴うものでございます。今回、補助事業を取り入れまして町民の皆様の利用度が高い町の体育館、文化センターの体育館の入り口部分をバリアフリーにする改良工事をいたしたいと考えております。

それから選挙中ずっと言っていましたけれども、坂城駅にエレベーターをと訴えてまいりました。これは単にエレベーターだけではなくて駅前の活性化あるいは交通弱者と言われる方、高齢者の方、ハンディのある方、もっと言うと、しなの鉄道の利用促進にもなるのではないかという象徴的課題ではないかと考えまして、しなの鉄道本社に伺いましてお願いをしてまいりました。

しなの鉄道自体の経営状態や補助事業の動向等さまざまな問題もありますが、事業化に向けての手法や利用者である町民の皆様にとどのような協力体制をいただけるのか等を含めて、これから取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、誇れるまちということでございます。

芸術文化の振興でございます。8月27日に、びんぐしの里公園で薪能が開催されます。このイベントは実行委員会の皆さんが自ら企画し、それから、その実現に頑張っておられます。これにあわせて町内の小学生も実行委員会の皆さんから指導を受け、日本伝統文化である能楽の学習をしております。「鶴亀」を歌って踊るということでございます。人間国宝の松木千俊さんや有名な狂言師である野村萬斎さんと同じ舞台に立てるということは、子どもたちにとって大変な幸せでありますし、本物と一緒に出られるということは大変な喜びであると思います。町としましても教育委員会窓口で各課で連携をとり、支援しております。

このほか今回の震災から新たな防災に対する課題や検討を要する事項も出てまいりました。道路も単に建設事業と考えるのではなく、防災面での緊急面の生命線であったり、救急救命の課題であったり、町産業、観光とのかかわりなど多面的機能を持つものであります。18号バイパス坂城町区間や町事業の坂都1号線、A01号線などの早期完成、整備に努めてまいります。

さらに下水道事業、県営水道の移管問題、ごみ減量化等々取り組まなければならない課題はたくさんございます。

中嶋議員から、さらに重点項目として4つというご質問でございますが、これをさらに言いますと1時間ぐらいかかるとお思いますので、それはちょっと省略させていただきまして、今るる申し上げましたことをひとつひとつ実現していきたいと思っております。予算配分が大きいからといって、小さいからといって事業内容が云々されるものではないと考えております。私の施策の展開、考え方につきましては、今回の補正予算の中にもありますし、今後必要に応じて補正対応できるものについては今後も取り組んでまいります。本格的には24年度からの実施計画の見直し、厳しい予算編成が見込まれると思っておりますけれども、来年度の本予算、骨格予算等におきまして、皆様と議論しながら進めていきたいというふうに思っております。

本日は貴重なお時間をいただきまして中嶋議員からのお言葉によりまして多少重複いたしましたけれども、私の思うところを再度述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

**10番（中嶋君）** 今日は大勢のギャラリーがいるせいで私も久々に緊張しております。それから先ほど町長にもお話し申し上げましたように、まだ34分という時間が残っているわけですが、できれば、もっと具体的に、特にこの重点4項目はきちっと、これは絶対だというよ

うなものがあればというふうに思いましたが、私の考えでは、そういうすべてが重点項目であると、そんな認識を今させていただきました。

本当は、大変失礼なことを言って、町長、申し訳ないんですが、12月に坂城町へ来られて、もちろんその前もずっと町長は第二のふるさとということで坂城町に来ておったわけですが、その中で2月に立候補するということを固めて選挙戦に臨んで、それであるという間に町長になられたというふうに私は認識しております。それから大きな期待をしておるわけでありました。でありますので、あれはこうしろ、ああしろとか、これはどうするんだというのではなくて、今、本当に町長が純粹にこの坂城町を思い、こういうふうにするんだというようなところがあればと思って、この間も所信表明のときに述べておられたので、そういうふうに思っておりました。でも、やはり新しく町長を迎えるにあたって私はもっともっと述べていただきたいというふうに思いましたので、本来この1時間、私に与えられた時間ではありますが、そんな思いもあったということをご認識をいただければありがたい。

まさに先ほども町長もおっしゃってましたバラ公園、3万8千人、びっくりします。すごい人が坂城町へ訪れているなど。それから、これは個人的な部分ですが、今、町長にもばらのメールの話、私も感動いたしました。やはり年をとってくると少し涙腺が弱くなってまいりますので、こういうのが用意してありましたので少し、こんな部分もありまして、もうだめなんです。

でも、逆に言うと町長だけではなくて、我々議会の方、それからまた職員、それから傍聴者の皆さんのいるところ、もしかしたらテレビを見ている大勢の皆さんのところで、やはり町長から感動したようなお話をいただいたということは本当に私は坂城町の誇りだと思っております。いいお話をいただきました。

それから、もうひとつお話し申し上げますと、町長にいろいろお話をさせていただきかけたというのは、私は実はひとつ思いがあります。また私も議員にさせていただきましたので、この4年間、やはりいろいろ一般質問の中で町長と対峙する部分はあると思います。特にまたこの9月議会でありますとか、12月議会においては、私は抽象的な話ではなくて具体的な一般質問をしていきたいというふうに心しておる次第であります。

さて、そうはいいまして公約4項目にわたり思いを語っていただきました。ありがとうございました。この町のトップリーダーとして「民間視点で坂城町に新風を！」町長が言っていた旗印のごとく疲弊している農業、工業、商業の活性化を図るとともに、安心・安全で子育てがしやすく少しずつでも人口が増え、弱者にやさしい日本一住みやすい坂城町をつくるために、我々議会も改革をするとともに一生懸命汗をかき、頑張っていく所存であります。町民益を第一に、是々非々の中で町と協力体制をとっていくことが大切な時代になってきて

いると私は思うものであります。町、そして議会が、よく言われる話ではありますが、両車輪となり、この乱世を乗り切っていこうではありませんか。

時間が半分ぐらいではありますが、原稿ももう尽きてきております。町長にエールを送るために坂城訛りの入った一句を添えます。「シャンソンの風しなやかに坂城町」。少し時間が余りましたが、これで私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後2時35分～再開 午後2時46分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

質問に先立ち、このたび3月11日発生した東日本大震災と津波被害に遭われた方、また12日に長野県北部大震災に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回は、この東日本大震災を教訓に一般質問をさせていただきます。

1. 大災害に耐えられるまちづくりを

震災後3カ月がたちましたが、あの一瞬の出来事で死者、行方不明合わせて2万3,500人と想像を絶する数に驚いております。あわせて発生した原発事故で避難者数が9万人以上もいるということです。

イ. 町はどのような支援をしてきたか

日本各地、また県内市町村でも避難者を積極的に受け入れたり現地避難所を支援物資を持ち慰問に訪れたニュースは数多く見ております。我が坂城町ではニュースに出るような救援活動や数多くの避難者の受け入れがありませんでした。坂城住民の中から「坂城町では被災者に義援金を集めているだけで、ほかに何も支援していないのか」という声まで聞こえてきました。坂城町議会では義援金を送り、義援金を募る箱も方々に見受け、協力をさせていただいております。

今回、町長招集あいさつで初めて細かに栄村、陸前高田市に対し坂城町から支援の報告を受けて知った状態であります。町内企業にも協力していただき、感謝申し上げるところであります。このようなことは議員だけは知っているものの、地域住民の皆さんが関心があり、手を差し伸べたいという気持ちであります。早い時期に町民の皆さんに報告していただきたいと思っております。

9名の方が町内に避難されているようですが、その避難されている方に町としてどのような支援をしているか、お聞きいたします。

町内在住の福島県出身の知り合いから聞いた話ではありますが、原発事故直後に親戚を頼り

坂城町に避難してきて役場にも相談したそうですが、避難住宅等が条件に合わず、現在では地元近くの秋田県で避難しているという話を聞きました。非常にかわいそうな思いをさせてしまったと感じるところであります。

県内の自治体では大分多くの避難者を受け入れておりますが、災害の少ない緑豊かな坂城町で避難してもらうことはできないだろうか。町営住宅、県営住宅、民間アパート等を借り上げることで数多くの受け入れも可能と思います。また足りなければ個人住宅でのホームステイ等も考えて避難者家族の受け入れていくお考えはないかお尋ねをいたします。

今後町として避難所慰問、復興支援隊を送り込む予定はあるのか、お聞きいたします。坂城町のイメージアップにつながると思います。

ロ．町内避難場所の再点検を

今回、東日本大震災で犠牲のほとんどが津波による犠牲者であります。海岸端の住民は津波に対する避難訓練は行っているようですが、あまりにも想定外の津波で避難所に避難した全員がさらわれるというケースも数多くあるようです。過去をたどれば100年前に同程度の津波があったと言われております。

坂城町では津波の心配はありませんが、千曲川の洪水が心配であります。子どものころから聞かされていた話ですが、今から200年ぐらい前、大水が出て私の住んでいる上五明にあった家は全部流され、住民は山に避難したと聞かされておりました。当時は千曲川に堤防もなく、大水のたびに農作物は流されたと思いますが、戌の満水と名付けられているようですが、満水のときには上五明村の中心に大きな木が1本残っただけと語り継がれております。そのときの記録を見ますと「1742年、寛保2年8月2日、戌の満水、史上一位の大洪水、全滅村落数知れず」と記されております。今から269年前、約270年前、上流の佐久の方から下流まで相当な被害が出たという記録が方々であります。

現在でも、もし、このときと同様の洪水が出たならば、たとえ堤防があったとしても千曲川沿岸の地域は深刻であります。各地の避難所は堤防より低く、もしも堤防決壊したならば避難者全滅も考えられます。洪水は津波と違い、とっさに襲いかかるのではないけれども、出水状況により避難所が洪水で危険箇所になりますので、二次避難場所も考えておく必要があります。

子どものころの体験した話ですが、昭和27年7月ごろかと思いますが、村上地区で昼ごろ集中豪雨に見舞われ、当時、天井川であった福沢川の堤防が雨がやんだ2時ごろ決壊して上五明地区が浸水になりました。昼間の出来事ですので、はっきり記憶しております。当時は家も少なく、私の庭から網掛の集落が見える状態であり、すべて田んぼ、福沢川からあふれた洪水が津波のごとく30cmぐらいの高さで刈り取ったばかりの小麦を巻き込み、押し寄せてまいりました。当時は避難勧告もなく、避難するほどではなかったけれども、家の中の

畳を外して2階に持ち上げた記憶があります。半日ほどの出来事でしたが、もし千曲川の堤防が決壊したならば家を守る避難には頭が回らないこともあろうと思います。

町の防災計画を見ますと、避難場所について疑問を感じます。物資輸送拠点がヘリポートを見ますと鼠橋、運動公園グラウンド、河川敷内、坂城運動公園グラウンド、昭和橋下流ではありますが、千曲川は堤外地であります。それにあわせて村上小学校グラウンドは洪水水害の場合は利用できない可能性もあります。今回の東日本災害を教訓に想定外の災害も考えて避難場所の再点検と防災計画の見直しを求めます。

#### ハ．自然エネルギーの推進について

今回の地震、津波災害により、福島第一原発事故の放射性物質問題で3カ月過ぎても終息の目処が立たず、再稼働の見通しが立たない状況の中、中電浜岡原発が稼働停止となり、いよいよ坂城町でも電力不足により節電せざるを得ない時期になりました。坂城町として節電計画ができておりましたらお聞きいたします。

原発に頼らず自然エネルギー、太陽光、風力、水力による発電の方法が方々で話が出ておりますが、坂城町としても真剣に取り組む必要があると思います。

坂城町は自然エネルギーに恵まれており、町の真ん中には千曲川があり、絶えず水が豊富に流れ、川の河床勾配も鼠橋上流から刈谷原までの間が4%と、わりと勾配のきつところ です。最近、各地で小水力発電が開発され、実業化されております。そのような小型発電を景観を壊さない程度に何基か千曲川をおかりして発電できたなら、町内の一般家庭の電力は賄えるのではないかと思います。以前、町内T製作所で農業用水路を利用した発電実験をしていましたが、いまだ実用化されていない感じがいたします。改良が続けているのか、開発中止になってしまったのか気になるところであります。

風力発電につきましても、以前NEDOによる現地調査が行われ、風力不足ということで断念しておりますが、以前調査した和平以外で条件のよいところがあるのではないかと思います。工業のまち坂城企業で発電システムの開発を推進すべきと考えます。また研究費用も町で補助金を負担するぐらいの価値のある事業と考えますので、町のお考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 塚田議員さんから非常に長い歴史観も含めまして、いろいろご説明、ご質問いただきました。

昨日たまたま塚田議員さんと上五明、上室賀の長い間にわたる交流の懇談の場に出ました。本当かどうかわからないのですが、999年間、上室賀の地を上五明の人に使用するという約束のもとに年に数回交流を続けているという、すばらしいことでございました。

さて、ご質問の中で私の方から町はどのような支援をしてきたのかということについてお答え申し上げます。

実は私、選挙中も3月11日、外を歩いておりまして、地震が起きたことがわからず一生懸命歩いていました。そしたら大変な地震だということがわかりました。その後どうも私も大震災を受けた方に坂城町として救援の手を差し伸べる、あるいは人を送るというメッセージがないなというふうになんかずっと感じておりました。従って、私も選挙中も積極的に被災に遭われた方は坂城町に人と、それから、できれば仕事も受け入れるべきだということを申し上げておりました。しかしながら、それは3月の時点でございまして、その後4月以降いろいろな手を講じております。その辺も含めましてご説明申し上げます。

長野県北部地震及び東日本大震災に対して町としてどのような支援を行ってきたかということは、既に議員の皆様方には全員協議会または5月の臨時会においてその都度ご報告をしております。

しかしながら、今回初めての議会定例会でもあります。テレビ中継によりまして町民の皆様にもご覧いただけるということで、改めて所信表明の場でも前回申し上げました。

先ほど被災をされて町の方で十分な対応ができないために秋田県の方へ移されたというお話がございました。これは3月のことだと思っております。このように震災発生直後に避難先について役場に相談された方のお話がありました。このときは直後のことでありまして現地との連絡のやりとりなどがありまして十分な対応ではなかったというふうに私も思っております。

しかしながら、4月からは福祉健康課を総合窓口として各関係課と連携しながら避難されてこられた方への相談体制をとり、住宅関係につきましては、建設課にも相談窓口の表示をいたしております。

坂城町では町営住宅3戸、教員住宅3戸と入居可能な戸数はあまり多くありませんが、町営住宅については県を通じて被災地への情報提供をしております。何件か電話の問い合わせがございましたが、今のところ、そこに入居されるというところまでは至っておりません。

先ほどお話がりましたが、現在、坂城町に避難されている方で町と連絡がとれていますのは5つの家族、9名の方であります。それぞれこれは、いずれもご親戚のお宅に身を寄せられているということでございます。この方々に対しては福祉健康課が窓口になり、避難元の自治体や国からの情報を伝達するとともに、ご相談に応じることとしております。この9名の方以外にも町内に避難されている方がいらっしゃるかもしれません。そんな情報がございましたら、ぜひ町にお知らせいただけますようお願い申し上げます。

この9名の方には、町の方から、少ない額でございますけれども、お見舞金を渡しております。それから近々私と一緒に皆さんとお会いする機会をつくろうということでスケジュール調整をしております。いろいろなお悩み事があると思いますので、お話を伺うことにして

おります。

長野県の情報によりますと、県外から長野県内に避難されている方は、5月26日現在、長野市で141名、松本市で110名、上田市92名、全体で1,021名であります。民間のアパートや市の研修センターの利用もありますが、公営住宅や親戚の個人住宅へ避難されている方が多いという状況であります。

多くの方を積極的に受け入れるには、避難されてこられた皆さんの生活を支えるための医療や介護のサービス、また食事の提供などの条件が整っていなければなりません。受け入れ場所は用意したけれども、それほど多くの方が避難されていないという実態もあるようでございます。被災者の皆さんの多くは、一日も早く戻りたい、避難するにしても、できるだけ近くに避難したい、地域がばらばらにならないようにという思いがあるのではないのでしょうか。地震、津波による被災地においては仮設住宅も順次整備されてきているようですが、坂城町町内に避難されている方からも近々仮設住宅に入居されるというお話も伺っております。当面は引き続き町営住宅、教員住宅への受け入れ態勢をとりながら、今後の被災地の状況、要求によっては、できる限りの対応をしてみたいと思っております。

町としての避難所への慰問、復興支援隊の予定についてのご質問がありましたけれども、ご存じのように前回、陸前高田へ派遣しましたけれども、今のところ特定の避難所への支援の予定はございません。

町としては先月、保健師、栄養士を岩手県陸前高田へ派遣し、行政支援として住民の皆さんの健康調査や栄養指導などにあたってまいりましたが、今後も要請に応じて行政部門における被災地支援としての人材派遣には積極的に対応していきたいというふうに思っております。

陸前高田の例を保健師から聞きますと、陸前高田には9名の保健師の方がおられたそうです。9名の保健師の中の6名が被災に遭われて亡くなられて、残りの3名のうちの2名が病院に入っているということで、1人しかいないということで、私ども坂城町へ保健師の派遣の依頼がありました。長野県のチームと一緒に9名で対応してまいりました。今後とも、こういうことがありましたら応じていきたいと思っております。

あとボランティアによる被災地への活動は個々の自主的・積極的な思いによって取り組まれています。県の社会福祉協議会では20人以上の団体でバスや宿泊場所を自主的に手配すれば現地ボランティアセンターとの調整を行うということでボランティアバスパックの募集を継続していますし、旅行会社によるボランティアツアーの募集などさまざま取り組みがなされておりますので、町としてボランティアを募るということは当面考えておりません。

被災地支援というのは決して現地のボランティア活動だけではありません。ご案内のように、被災直後、震災の直後に子どもフェスティバルを中止しようかという意見の中、子ども

たちはぜひ開催をして元気を被災地に届けようとフェスティバルを実行し、義援金の募集も行いました。

また先日、南条小学校の子どもたちは、自分たちにできることは何かということを考えて児童会で義援金を呼びかけ、集めた義援金を町に届けてくれました。せんだって、この南条の子どもたちが来ましたので、私の部屋で「ありがとう」とお礼を言うとともに今年の5年生の教科書、国語に取り上げられた「稲むらの火」の話を子どもたちには申しあげました。

被災地でのボランティア活動はできなくても、それぞれの立場で今できることは何か一人一人が考え、行動していただいております。そして多くの町民、企業、団体の皆さんから大変多くの義援金や支援物資が寄せられました。被災地支援は決して町のイメージアップのためにやるわけではありません。これからもまだまだ息の長い支援が必要になります。町では引き続き義援金の寄附、呼びかけを行ってまいりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思っております。

個人的な話ですが、実は私はライオンズクラブに入っております。坂城ライオンズクラブでは今週の24日から25日、26日にかけて陸前高田へ慰問に行っております。私も1日だけですが、ライオンズのメンバーとして24日の夜、夜間バスで行って帰ってくる予定にしております。

町としても、今申しあげましたように、いろいろ活動しておりますけれども、塚田議員が言われましたように、まだまだそれをちゃんとした形で広報していくという努力も足りないと思っておりますので、適切な形で町民の皆様、あるいはほかの方にご理解いただけるようなこともあわせてやっていきたいと思っております。以上でお答えを終わります。ありがとうございます。

**住民環境課長（塚田君）** 私からは、口の町内避難所の再点検をについてお答えいたします。

災害時の指定避難所につきましては、大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所として40カ所、宿泊可能な屋内避難所として32カ所、また中核避難所として10カ所が指定されております。風水害災害の場合は、地域住民の身体・生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるとき、特に必要と認められる場合には、町長は住民等に対し、状況に応じて避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うこととなっております。過去に他県で発生した風水害では避難所まで避難する間に災害に巻き込まれるケースが発生しており、各地域での避難ルートにおける危険箇所などについて平素から情報を共有し、自主防災会等を中心とした災害の状況に応じた避難訓練を実施する中で、住民自らが確認し、身の安全の確保を行うことが重要であると考えます。梅雨時や台風シーズンにおきましては、局地的な大雨や集中豪雨、河川の急激な増水による氾濫や土砂崩れなどの被害発生危険性が高まります。

千曲川におきましては、町消防団、千曲川河川事務所との合同での重要水防箇所点検を実施するなど水防活動時の連携を図るとともに、増水時には町内3カ所、筈橋、坂城大橋、鼠橋の3カ所ですが、この3カ所に設置されましたライブカメラや生田杭瀬下の千曲川上流、下流の水系で常に状況を注視し、警戒にあたっているところです。有事の際には、これらの情報データ等を有効に活用し、適正な避難場所の指示を行うよう努めてまいりたいと考えております。

また、ご質問にございました大災害時における物資等の輸送拠点となりますヘリポートにつきましては、運動公園グラウンドを主要ヘリポートとしております。しかしながら、河川敷であることから千曲川が増水して使用することが困難な場合には、状況に応じて町内小・中学校の校庭等を臨時ヘリポートとして開設し、陸上のライフラインが寸断された場合にも緊急支援物資の供給が滞ることのないよう計画をしております。

避難所の再点検をということです。

土砂災害防止法によりまして、平成21年度には千曲川右岸、22年度には左岸に土砂災害警戒区域が設定されました。このことによりまして町全体の土砂災害危険箇所が明らかとなりました。これらの区域に位置する避難所につきましては、今後、地元地域との協議を行う中で検討を進め、防災計画に反映させてまいりたいと考えております。以上です。

**企画政策課長（宮崎君）** 私からは、ハの自然エネルギーの推進についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の町内の太陽光発電の普及状況ということでございますが、中部電力に照会いたしましたところ、太陽光発電システムの設置に伴う中部電力との売電契約数、これがわかりました。平成22年度末で164件というようなことでございます。

自然エネルギーによる発電システムの開発につきましては、今までにも取り組んでまいっております。

まず風力発電につきましては、先ほども議員さんもおっしゃっておられましたけれども、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDOということでございますが、これとの共同で和平でテストを行いました。

しかし、今日的な技術という部分からいうと、発電のための十分な風力が得られなかったということでございます。

先ほどほかの場所でというお話もあったわけでございますけれども、この和平を選んだときも、図面上ではございますが、一応最も可能性の高い場所ということで和平を選定したという経過もございます。

小水力発電につきましても、びんぐし湯さん館の廃湯を利用した発電をやってはどうかというような話がございまして、いろいろ調査等もしたんですけれども、費用効果等により実験を行うところまではいかなかったというような状況でございます。

次に、町内企業による小水力発電の取り組みもあったわけですが、今、小休止というようなことで、実験をやめたということではなくて、小休止というふうに伺っておりますが、残念ながら、これについても実用段階までは至っていないということでございます。

また、ご質問の千曲川での小水力発電でございますけれども、先ほど洪水のお話も承りましたが、費用対効果等の面から現時点ではなかなかちょっと現実的ではないかなというふうに考えております。

太陽光発電につきましては、テクノセンターが事務局を務めます坂城技術交流研究会によりまして2009年のばらサミットの開催にあわせて坂城の工業をPRするためにバラ公園にモニュメントを設置し、そのモニュメントのLEDの電力として太陽光発電を使うなり、町内の企業でも、研究とまではいきませんが、大変興味を持っているというふうに考えております。ましてや、この3月11日以降、エネルギーに対する考え方も違ってきていると思われま。

今後は新エネルギー発電システムにかかわる研究開発支援について、企業からの要望、これが一番大事でございますけれども、テクノセンターを通じて新エネルギーのセミナーの開催や技術支援を積極的に行ってまいりたいと思っておりますし、また補助事業についても、国、県の動向を見ながら対応していきたいと思っております。

次に、町の節電計画ということでございますが、具体的なものは現在のところございません。

しかし、一般住民への節電啓発といたしましては、広報7月号に家庭でできる節電対策についての特集を掲載する予定でおります。

また企業への取り組みといたしましては、今月の13日にテクノセンター主催、町の共催によりまして中部電力から講師をお招きし、電力の需給状況の今後の見通し、企業活動における節電への取り組み等の講座を開催いたしまして、近隣地域の企業の皆さんとともに町内の企業にも受講をしていただいたと、そういうことで報告を受けているところでございます。以上でございます。

**11番（塚田君）** それぞれお答えをいただきました。

被災者の支援に対してであります、結局、要請がなかったら坂城町は手を出さないという考え方でおられると受け取りますが、よろしいでしょうか。

**町長（山村君）** 先ほど申し上げましたように、長野県とも一応連絡をとっておりますので、そこで相互に連絡をとって、そこでご要望があればやるということですので、ですから、意思表示をしているというふうにご理解いただきたいと思います。

**11番（塚田君）** はい、わかりました。

坂城町のイメージアップといったらちょっとあれだったらしいですが、今後の町のあれと

して私なりに考えたんですが、積極的に希望者の受け入れを表明して、被災地には永住家族が、遠くの方から来て永住している家族もあるもんで、もし坂城町に避難したいということになれば、話し相手の心のケアにもなるのではないかと思うので、できるだけ受け入れてほしい。

この前、話はまた違いますけれども、町長、企業の疎開も考えたいというようなお話もあったけれども、そのような話はなかったでしょうか。大町あたりは企業が来たり、佐久の方へは豚が来たり、いろいろ日本の企業が坂城町を使わせてもらえないかという話があったかどうかもお聞きいたしたいと思います。

それで少し変わった支援の仕方なんですけど、避難所で家族と別れて暮らしている子どもたちを集めて、夏休みに坂城町に集めて招き、数日間坂城の子どもたちと交流を持ち、千曲川で遊んだり和平公園でキャンプをしたり、湯さん館の樽ぶろに入れたりして被災者の子どもたちのケア計画などはどうかと考えておりますが、これはお答えは要りません。いただけるようでしたら。よろしいですか。

**町長（山村君）** 2つお答えします。

企業で受け入れる話、これは実は各企業の社長さんとも何人かとお話ししております。要するに人を受け入れても、若い方、今、坂城町においてなのは割と高齢者の方あるいはお子さんをお持ちの方がいらっしゃるんですけども、現役の若いばりの方を受け入れる場合には、やはり何もしていないだけというのは、かえってつらいということで、その場合には仕事もこちらで斡旋してやろうということを幾つかの企業の経営者の方とお話ししております。

ただ、それは条件が整わないとなかなか難しいかと思っております。企業の方から積極的に手を挙げるというのは結構難しいですね、こういう話は。ですから、条件を整えば、それはやりましょうということで賛同をいただいている企業はあります。

それから今言われたように、いろいろなお子さんを何かのイベントのときにお呼びするというのは非常にいいお話だと思います。

ただ、相手もあることなので条件を整えば、ぜひそういうプログラムを考えたいと思っておりますので、塚田先生も一緒に考えたいと思っております。以上です。

**11番（塚田君）** わかりました。

口につきましては、細かにお答えいただいておりますが、一番は福沢川の話を出しましたけれども、戊の満水ときはそれほどの、小さな災害でなく、想定外も想定外というような千曲川の堤防まで乗り越すような水だったもので、今の避難場所はちょっと難しいので、町長の避難勧告を出してから考えるようなあれでなくて、このときはここへ行ったらどうかというような、今から町で。

それでヘリポートも学校のグラウンドというお話ですが、村上のグラウンドなんか災害になった場合には、とても使える状態ではない。そうすると、こっち側の学校、坂城、南条の学校、坂城高校等は使えるけれども、村上側の学校は水浸しの状態なわけです。だから、どのような坂城全体の避難を考えるかもお聞きしたかったんですが、もしお答えいただけたらお願いします。

**住民環境課長（塚田君）** 戊の満水の話をお聞きいたしまして、やはりそういうお話は大切なことだなと。いつまでも伝えていかなければいけない教訓というものだと思います。今回の東北東日本の大震災でも津軽てんでんこでしたか、津波が来た場合には、てんでんばらばら逃げなさいよというような、そういういわれがあるというようなこともお聞きしております。そういう話も、やはり地域でそのような話がいつも共通の情報として伝わっているということが大切かなというふうには思います。

また避難場所の関係ですが、初めから町長が危険な場所に避難はさせません。避難場所に指定はしないと。いろいろな情報をもとに、安全な場所を避難場所として避難勧告あるいは避難指示をしていきたいということで先ほどお話ししたということでもよろしく願いいたします。

それとヘリポートですが、やはりその状況によって、例えば山が崩れたとかという場合になりますと、坂城高校はちょっと危ないと思います。ですので、そういう状況を把握した上で、やはりヘリポートとして安全な場所、そういうものを検討した上で、そういうヘリポートとして、応急のヘリポートとして対応させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**11番（塚田君）** はい、よくわかりました。災害のない坂城町を願っております。

## 2. 有線放送電話について

平成3年ごろの記憶としておりますが、有線放送機器が変わり、電話は何回利用しても無料、地区別一斉放送ができ、非常に便利な機種に変わるという説明があり、当時、区議員をしていたので担当地域の利用者を取りまとめました。ほとんどの家庭が加入されました。今では携帯電話と本電話の普及により有線電話の必要がなくなってしまったものと思いますが、一斉放送のスピーカーだけは町内全戸に必要なものと考えております。開始以来、毎年利用者が減り続けているようですが、どのような推移で減り続けているか、お聞きいたします。

緊急を要するお知らせのときには有線放送に勝るものはありません。しかしながら、現在の調子で加入者が減っていくと、あと数年で住民の3分の1程度の加入者数になる恐れが出てまいります。脱会者に歯止めをかけたいものです。脱加入者の脱会理由をお聞きしてありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

担当課として未加入家庭に対して再加入、新規加入等のPRをしてきたものかもあわせてお聞きいたします。

「広報さかき」にも載っていない行政からの大事な連絡も有線がなかったから知らないというようでは町民として無責任過ぎるし、町としても「有線でお知らせしてあります」では、なお無責任と感じます。大分前になりますが、先輩議員がこの有線放送について一般質問をしましたが、当時の課長は「先進地の視察研修を行い、新たな機能で検討したい」ということでしたが、検討しているのか、お聞きいたします。

今議会でも町長の所信表明で「有線放送電話につきましては、災害発生時の情報通信のあり方が重要視されます。無線通信も視野に入れ、これからの整備の方向性を検討を行う組織を職員の中に編成させ、検討してまいります」と述べられましたが、どのようなシステムなのか、お聞きいたします。以上1回目の質問を終わります。

**まちづくり推進室長（青木君）** 初めに、イの加入状況についてお答え申し上げます。

通話機能や屋内外のスピーカー放送機能を備えました現在の有線放送施設は平成6年に施設更新し、現在までの間、緊急時の情報提供や住民相互のコミュニケーションを図る地域情報網として活躍しております。

また有線放送の放送状況につきましては、定時放送として毎朝、昼、夜に住民の皆さんに役立つさまざまなお知らせ放送等を行っていますとともに、災害等の緊急放送につきまして、屋内放送にあわせ町内30カ所に設置しております屋外スピーカーを活用し、町民の皆さんに速やかで正確な情報提供をしております。

ほかにも自治会が行います地区別放送、登録グループが行いますグループ放送がございます。有線放送が地域内の連絡網として有効活用されておるのが現状でございます。

加入率の状況につきましては、現在は携帯電話やインターネットなどの情報通信システムが普及しまして、NTT電話同様、主に通話機能における必要性の面から有線放送加入者が減少するという状況でございます。

加入者の推移につきましては、平成6年の有線施設が更新された当時は町内で約75%の加入率でしたが、緩やかな減少が始まりまして、平成13年には約70%、最近では加入率が60%となる状況でございます。

また脱会の理由といたしましては、やはり携帯電話や他の通信システムの移行により有線放送電話の必要性が薄くなったという意見が多くを占めております。

進む加入率の低下の歯止めはかけられないかにつきましては、先ほど申しましたように、地区別放送、それから小・中学校、または学校PTAの皆さんの放送や連絡網として大切な役割を担っておりますので、これらの便利さ、また、お年寄りにとっては安価で、そして身近で使い慣れた有線放送が連絡の手段として利用されている現状でもございます。これらの

便利な方法を広く紹介する中で加入維持を図ってまいりたいと考えております。

また加入促進対策といたしましては、昨年度から有線電話使用料を1,400円から1千円に、スピーカーのみの契約者の方は1,050円を650円と減額を行っております。また有線放送電話に新規に加入される方につきましては、加入金が無料になるという加入キャンペーンも実施をしているとともにインターネットサービスにおきましても現在、安価で利用できるということで、広報紙あるいはホームページ上でPRも行っているところでございます。

続きまして、口の加入者減少後の有線放送の項目の有線放送施設の更新の内容についてのご質問でございますが、ご案内のとおり、現在の有線放送施設は既に16年が経過しております。施設の部品の交換も大変難しい状況、大変な状況となっております。このような状況のもと、平成21年度から役場庁舎内におきまして、これからの有線放送の電話機能のあり方をまず検討してまいりたいと思っております。

東日本大震災、それから長野県北部地震の発生により災害発生時の情報通信、そのあり方が大変重視されております。無線通信も視野に入れた中で、これらの情報通信技術の勉強会あるいは災害時における情報通信施設の方向性を検討する組織を関係各課の職員で再編成し、有線放送電話が担うべき新たな情報通信網のあり方や設備内容を検討してまいりたいと考えております。以上です。

11番（塚田君） お答えいただきました。加入キャンペーンをしているということですが、広報などでやっていたのかのお答えがいただけたらお答えいただきたいと思えます。

今お答えいただいた中で「地区別放送は大分利用させていただいておりますが」と言われたんですが、グループ放送について加入者はあまり認識されておられません。各種団体等の連絡手段としては便利な方法だということですが、役員の改選のときなどは利用方法をPRすることで新規加入者も出るのではないかと思います。差し支えなかったら、どのようなシステムか、お聞きいたしたいと思えます。

未加入者に対する不便な実例を申し上げますと、3年ほど前のことですが、観光会社の企画するバスツアーで近くに住む気の合う仲間5人ほどで参加したときのことですが、朝早く家を出て県外の観光地で昼食をとり、バスに向かう途中、仲間の一人が階段を踏み外して3mほど転げ落ち、大怪我をいたしました。彼の家の方は全員が携帯電話を持ち、本電話と有線電話は外しているため連絡のとりようがありませんでした。仕方なく私は自宅へ携帯をして1kmほど離れた彼の家まで重い体の女房を走らせて彼の息子の電話番号を聞いて、ようやく連絡をとるという不便な出来事がありました。有線を外した本人は何もないが、周りにいる者は大変迷惑をかけているのです。

そこで町の電話帳に本電話、有線のない家庭で携帯電話の番号を記載を義務づけることは

難しいこととは思いますが、協力のできるものだけでも記載してもらいたいものです。

それと先進地視察についてお答えはいただけなかったんですが、町独自で施設更新、研究委員会を発足させ、検討するということですが、無線通信を視野に入れた情報通信ということは緊急放送だけを検討されているのか、その辺もお聞きいたします。

先日、あるテレビ番組で山村地域の有線放送システムが放映されておりましたが、急な坂道の多い集落の様子ですが、高齢者の独り暮らしの家庭へ福祉サービスをテレビ有線で役場の福祉課から職員が映像で顔を見ながら体調を聞いたりしておりました。インターネットテレビのようなシステムかと思えます。このようなシステムを今後検討されるのか、お聞きいたします。

**まちづくり推進室長（青木君）** それでは、促進キャンペーンについて、まずお答えいたします。

促進キャンペーンにつきましては、平成8年から既に、形は変わりますが、実施しております。多くの機会をとらえまして、このキャンペーンの実施は皆さんにアナウンスさせていただいております。

またグループ放送についてでございますが、グループ放送は、ボランティア団体あるいは生涯学習グループなどさまざまなグループの会員さんがグループ登録することによって、代表者からグループの皆さんにスピーカー放送が流れると。便利な機能です。現在28グループの方が登録されてご利用いただいております。この機能につきましては、坂城町電話帳、そこにグループ放送を記載してございます。また機会があればグループの代表の方にもご案内を申し上げております。

ご質問をいただきましたように、加入促進のためにも年度の初めに広報等に記載して、新しくグループの代表になられました方にはPRしてまいりたいというふうに思っております。

それから坂城町電話帳の件でございますが、携帯電話の番号を記載してはどうかと。電話帳は商工会青年部が主体となって作成をしております。個人情報関係で大変難しい部分もございまして、これから作成にあたりましては、お聞きした内容を要望してまいりたいというふうに思っております。

視察研修につきましては、昨年度中、北信地域の2つの自治体に視察研修を実施いたしました。これはケーブルによる情報通信を行う現在の有線放送システムを通話放送機能において、どのように更新するかという目的で実施したわけですが、ご案内のとおり、東日本の大震災においてはケーブルが断線するなど災害時における情報通信のあり方が課題となっております。

従いまして、有線放送電話として何を担っていくのか、通話であるとか放送であるとかインターネット通信であるとか、あるいは災害時の情報通信であるとか、そして、そのためには、そのシステムは従来どおりのケーブルなのか、あるいは無線なのか、またケーブルと無

線の両方なのか、こういったものを総合的に検討してまいりたい、これから検討してまいる予定でございます。

それから高齢者のひとり暮らしの家庭への福祉サービスの件でご質問をいただきました。

動画の動く画面の情報を通信するとなりますと、それなりの速度、情報を送る速度、それを確保する通信手段が必要となります。現在、安心電話など、これに類似した事業はやっておりますが、投資と利用を慎重に考える中で魅力ある有線放送電話を推進していくということで参考とさせていただきたいと思います。以上です。

11番（塚田君） よくわかりました。なるべく早い検討をお願いして、いつ災害が来るかわからないわけですが、今回の津波災害で福島のある地域で緊急放送で津波避難を呼びかけたようですが、想定外の津波で緊急放送も途中で止まってしまったという話も聞いております。アナウンサーも犠牲になられたのではないかとと思うと胸が痛くなる思いです。

当町におきましても、たとえ加入者が少なくなっても情報通信は不可欠であります。これからの有線整備内容を検討していく段階ということですが、各家庭の必需品であるべく機能等利用しやすく時代に見合ったタイプの検討をお願いしたいと思います。特に、山村町長は大手通信メーカーの幹部として活躍された方ですので大いに期待いたします。以上一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日21日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時46分）

## 6月21日 日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 塩入弘文君  | 8番議員 | 入日時子君 |
| 2 "  | 吉川まゆみ君 | 9 "  | 大森茂彦君 |
| 3 "  | 西沢悦子君  | 10 " | 中嶋登君  |
| 4 "  | 塩野入猛君  | 11 " | 塚田忠君  |
| 5 "  | 窪田英子君  | 12 " | 池田弘君  |
| 6 "  | 塚田正平君  | 13 " | 柳澤澄君  |
| 7 "  | 山崎正志君  | 14 " | 宮島祐夫君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |       |
|-----------|-------|
| 町長        | 山村弘君  |
| 副町長       | 宮下和久君 |
| 教育長       | 長谷川臣君 |
| 会計管理者     | 中村清子君 |
| 総務課長      | 田中一夫君 |
| 企画政策課長    | 宮崎義也君 |
| まちづくり推進室長 | 青木昌也君 |
| 住民環境課長    | 塚田陽一君 |
| 福祉健康課長    | 塚田郁夫君 |
| 子育て推進室長   | 天田民男君 |
| 産業振興課長    | 小奈千秋君 |
| 建設課長      | 荒川正朋君 |
| 教育文化課長    | 中沢恵三君 |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君 |
| 総務課長補佐    | 青木知之君 |
| 総務係長      |       |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君  |
| 財政係長      |       |
| 企画政策課長補佐  |       |
| 企画調整係長    | 中村淳君  |
4. 職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 塩澤健一君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 地域医療についてほか      | 西沢悦子 議員 |
| (2) 子育て支援についてほか     | 入日時子 議員 |
| (3) 選挙公約についてほか      | 塚田正平 議員 |
| (4) 下水道についてほか       | 山崎正志 議員 |
| (5) 変化する地方自治への評価はほか | 柳澤 澄 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（宮島君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（宮島君）** 最初に、3番、西沢悦子さんの質問を許します。

**3番（西沢さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回の質問に対し、昨日の同僚議員の質問内容と重複する部分につきましては、ご了解をいただき、答弁をお願いいたします。

今回私は、一人一人が大切にされる町にとの願いから、まず1として、地域医療について質問をいたします。

#### イ. 現状とその問題点について

国立病院の統廃合や組織の変更、医師不足、医療機関の閉鎖など医療を取り巻く厳しい状況の中、医療関係の方々や行政の担当者、先輩議員の皆さんのご尽力により地域医療体制の充実が図られてきたところです。町民誰もが、いつでも、どこでも適切な医療が受けられる安心、この安心を確保するために地域医療の現状と問題点について質問いたします。

地域医療については、まず広域での連携ということになりますが、現在実施されている内容は長野広域と上田広域の結節点である坂城町の地域性が、ある面難しい対応や、また新しい可能性を生み出した結果だと思えます。千曲医師会、埴科歯科医師会に委託して実施している休日当番医による一次救急、また長野広域医療圏で加入している長野日赤病院、千曲中央病院、厚生連篠ノ井病院、厚生連松代病院の輪番制による夜間二次救急、さらに夜間の小

児救急は上田市内科・小児科初期救急センターで成人内科もあわせて受診が可能になりました。

以上のように、休日・夜間の救急や診療について、ある程度充実が図られたことは歓迎すべきことと思います。

ただ、残念なことは、一番難しい周産期医療については、全国的に産科医、小児科医の不足が解消されない中、町としての方向が明確に出されていないのではないかと思います。いつでも安心して子どもを産み、育てられる環境を早急に整備してほしいと思います。

また二次救急についても、事故などで一刻を争う場合、長野広域医療圏の病院に到着するまでの所要時間が心配です。このような状況の中で、その現状と問題点をどのようにとらえているか、お伺いいたします。

ロ．定住自立圏形成協定の締結を踏まえて

平成21年4月1日に定住自立圏構想推進要綱が施行されて以来、上田市を中心とする6市町村で取り組みを進め、坂城町でもこの3月議会で議会の議決事件に関する条例が議決されました。そして今議会に「上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」が提案されています。

その中で、坂城町は次の4つの内容について取り組むとしています。地域医療、産業振興、交通、人材育成の4項目です。この4項目の中の地域医療について坂城町が目指すものは何か。上田市が策定する共生ビジョンの内容について坂城町の要望を強く主張してほしいし、十分満たされるものであってほしいと思います。具体的に取り組む内容についての考えはあるでしょうか。新しい取り組みに期待も大きくなりますが、一歩進めば安心に一歩近づくこととなります。23年度中に共生ビジョンが策定され、24年4月1日に取り組み開始の予定です。定住自立圏形成協定の締結にあたり、坂城町における地域医療の目指す方向及び具体的内容についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

**福祉健康課長（塚田君）** それでは私の方から地域医療につきましてご答弁を申し上げます。

西沢議員さんの方からもございましたが、昨日の答弁とダブる部分、一部あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、今の現状とその問題点についてということでございます。

初めに周産期医療の現状についてでございますが、出生数の減少によりまして産科医療も減少しております。分娩を取り扱う産科施設は近隣市町村を見ましても、上田市内で1病院2診療所の3施設、長野市内では5病院7診療所の12施設という状況であります。県全体を見ましても分娩を取り扱う施設が病院、診療所合わせまして45施設ということで、5年前に比べますと10施設減少しております。新たに産科施設を開設するということについても経営上の問題などもあり、なかなか難しい状況のようでございます。

また昨年度、当町に住所がある妊婦の方がどこで出産をしたかというのを見ますと、全体で115件のうち5割の方が上田市内の医療機関で、4割の方が長野市内の医療機関で分娩されており、周辺の分娩施設の数を考えますと、緊急の場合には十分とは言えない状況にあるというふうに思っております。

周産期医療体制について申し上げますと、県で策定しました長野県保健医療計画の中で安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、周産期医療システムを整備し、患者さんにとりまして最適な医療を迅速に提供できるよう、関係者の連携を図り、限られた医療資源を有効に活用するために、医療機関の機能分担あるいは転院の搬送を円滑に行うための基準の設定等が行われております。

システムの運用といたしましては、県立こども病院を総合周産期母子医療センターとし、厚生連佐久総合病院、国立病院機構長野病院、これは4月1日に名称を変更しまして、現在、信州上田医療センターとなっております。それから長野赤十字病院、厚生連篠ノ井総合病院、これら9施設を地域周産期母子医療センターとし、さらに高度周産期医療機関10施設を含めた20施設によりシステムの運用がされております。これにより母体搬送、新生児搬送が行われております。

このうち当町に最も近い信州上田医療センターにおきましては、ご案内のとおり産科医の減少によりまして平成19年12月から分娩を休止しております。地域周産期母子医療センターとしての機能を果たせなくなっているという状況でございます。

次に、救急医療の現状といたしましては、二次救急であります輪番制病院群への町民の搬送患者数といたしましては、平成19年度が102名、20年度が107名、21年度が128名、それから22年度が148名ということで年々増加傾向にございます。

また搬送先病院別を見ますと、多い順で篠ノ井総合病院、次いで長野赤十字病院、千曲中央病院、長野松代総合病院の順となっております。

また救急車両による搬送所要時間につきましては、中之条から出発した場合ということで、篠ノ井総合病院、長野松代総合病院で20分、長野赤十字病院で25分、信州上田医療センターで15分、搬送先まで時間を要しているという状況であります。

周産期医療と二次救急医療につきましては、このような状況の中で、当町におきましては上小医療圏地域医療再生計画に基づく事業を上田広域圏の市町村、関係機関と連携して推進しているところでございます。

この計画は、周産期医療と救急医療の再構築を核とした計画でございます。周産期医療につきましては、信州上田医療センターが信州大学などと連携して医師を確保し、ハイリスク分娩を取り扱うという体制を整えること、また上田市産院を信州上田医療センターと連携がとれる隣接地に移転新築する中で整備をし、正常分娩の取り扱い件数を増やしていく、こう

いうことなどを目標にしております。

また救急医療におきましては、既に開始をしております当町の町民の方も受診されておりますが、上田市内科・小児科初期救急センターの整備、また上小医療圏内の中核的医療機関であります信州上田医療センターの機能回復による救急搬送体制の整備を目指しております。

当町といたしましては、上小医療圏の医療再生計画における取り組みとともに長野医療圏におきましても、関係市町村や医師会、歯科医師会などと連携を図る中で周産期医療、救急医療の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、ロの定住自立圏形成協定の締結を踏まえてということでございます。

定住自立圏構想につきましては、中心市と周辺市町村の連携、役割分担により地方に必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化や人口定住の促進を目的とするものでございます。

当町を含む上田市、東御市、長和町、青木村、立科町の6市町村は、従来から住民が往来し、相互に恩恵を享受しながら地域を形成してまいりましたが、地域医療におきましても、医療圏こそ異なりますけれども、上小地域とは大変密接な関係がございます。

上田地域定住自立圏構想における地域医療につきましては、地域医療再生に向けた取り組みの推進が最重要課題となっております。そして圏域住民が安心して各種医療を受けられる環境を整備する中で、中心市である上田市と周辺市町村が信州上田医療センターなどの公的医療機関や関係機関と連携しながら圏域における安定した医療供給体制を確保していく取り組みが必要となっております。

具体的には、医師不足の解消、救急医療体制の強化、周産期医療体制の整備などが挙げられます。救急医療と周産期医療の再構築を核に上小医療圏の再生を目標とした上小医療圏地域医療再生計画が既に平成21年度から5年間の計画でスタートしているところでございますが、上田地域定住自立圏構想の地域医療におきましても、この再生計画に基づき、各種事業を実施していく方向であります。

この再生計画の具体的な事業内容といたしましては、繰り返しになりますが、医師不足解消として大学との連携による医師の確保であります。上小医療圏の中核となる信州上田医療センターと信州大学が連携し、医療センター内に開設いたしました地域医療教育センターに信州大学から医師を派遣し、高度な医療供給と研修医の教育などを実践する体制整備を進めていく計画でございます。

また救急医療機関の整備といたしまして、信州上田医療センターの敷地内にあります上田市内科・小児科初期救急センターの整備でございます。上田市内科・小児科初期救急センターは、夜間の急患に対応するもので、関係市町村の共同運営で開始しております。当町でも小児科の運営について平成21年度から運営費を負担しているところでもございます。

次に周産期医療の再構築として、上田市産院を信州上田医療センターの隣接地に移転新築

し、立地的集約を図るとともに信州上田医療センターの小児科や麻酔科等との連携を強化させ、体制面や設備面の充実を図る中で正常分娩の取り扱い件数を増やしていく計画でございます。

以上、上小地域医療再生計画の主な内容を申し上げましたが、基本的には、この計画に基づいて事業を推進し、地域全体としての医療体制の充実を図っていくということになります。今後進められます上田地域定住自立圏の共生ビジョンの策定にあたりましては、坂城町を含む関係市町村も参加をいたしてまいりますので、その中で当町にとってよりよいビジョンとなりますよう協議をしてまいりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

**3番（西沢さん）** この4月から厚生連松代病院内の長野市夜間急病センターでは病院医師と地域の開業医の共同による診療が始まりました。当面、週1日で軽傷者の夜間一次救急診療としていますが、このような取り組みは厚生連篠ノ井病院でも行われています。そして、いずれの病院でも坂城町で開業している先生方も診療にあたっています。地域医療は、病院、患者、開業医、薬局、行政それぞれができることをしてネットワークを構築していくものだと思います。

そこで質問ですけれども、周産期医療について質問をいたします。

当町の医療圏は長野、だけれども、救急及び周産期医療については上小地域医療再生計画の中で5カ年の計画で事業を実施中ということです。その5カ年計画の中で、どこまで達成できる見込みなのかということと、その5カ年が25年までということですので、その25年以降、そのような事業をまた継続できるのかどうかということ。

それからもうひとつは、上田市産院の機能が信州上田医療センターに移転して拡充をされるということです。そして、そこに地域周産期母子医療センターが開設されるということですが、具体的にその時期については、どのようにお考えでしょうか。

それから口の定住自立圏形成協定の締結の中で、この上小医療圏の地域医療再生計画の事業に基づき進めていくという方向ですが、その進め方について、中で項目で分けるのか、それとも一緒にして進めていくのか、その辺は何か決まっているのでしょうか。以上です。

**福祉健康課長（塚田君）** 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、上小地域の医療再生計画の周産期医療について目標ということでございますが、ひとつはやはり今、機能を果たしておりませんが、信州上田医療センターの、3番目にも言われましたが、地域母子医療センターの機能を回復していくということがひとつの大目標ということでもあります。現在、分娩を取り扱っておりますので、いわゆるハイリスク分娩は当然ないということですので、そういった母体の搬送もないわけではありますが、目標としますと、今の危機的状況を迎える前のもとの状態を確保していくということがひとつの目標になっているかというふうに思います。計画目標の中では信州上田医療センターにおいて、異常分娩

については、この計画が25年度までということになっておりますので、25年度末の段階で異常分娩を年間200件以上は取り扱える機能を持っていきたいというのがひとつの目標かというふうに思っております。

それから県内で2カ所、再生計画というのが県の中で認められて実施しているわけですが、この認められる条件といいますか、ということでは、この計画が終了後についても、そういったものを引き続き関係市町村で担っていくといいますか、支援をしていくというような基本的な合意のもとでスタートしているかというふうに思います。もちろんその段階で自立をして運営がスムーズにいけばいいわけでありますけれども、その後の状況については、またその時点で見極めるということになろうかというふうに思います。

今回の協定、今回の議会で議案として上がっておりますが、協定書の中にも甲乙、甲が上田市、乙が坂城町ということになります。それぞれの役割に掲げておりますけれども、計画期間終了後の地域医療教育センターの運営方法及び具体的支援内容の検討ということで、具体的にこの中では支援をしていくということになっておりませんけれども、検討していくということで、双方の話ができていくというふうに考えております。

それから3つ目につきましては、時期のお話ございましたけれども、最初の中で申し上げましたように、この計画を目指しているところが25年度までということでございますので、少なくともそれまでには、その状態を回復していかなければならないということでございます。まだ21年、22年、本年度3年度目ということでありますが、取りかかりが恐らく21年度の最終段階からの取り組みということで、まだ1年強の期間が過ぎた段階であります。まだ具体的などころにはいっていないのかなというふうに考えておりますけれども、今後、関係機関の努力によりまして、少しでも目標に達成できるように努力してまいらなければならないというふうに考えております。以上です。

**3番（西沢さん）** ありがとうございます。とにかく周産期医療の充実を願ってやみません。まず平成25年度末を目指して、可能と思われる方策について力を尽くしていただきたいと思っております。以上で1について質問を終わります。

## 2. 浜岡原発停止を受けて

### イ. 停止受け入れについて評価は

東日本大震災から2カ月目を目前にした5月9日、中部電力は政府から要請されていた浜岡原発の全面停止を受け入れると発表しました。そして5月14日、運転可能な3基、3号機、4号機、5号機について停止作業を完了、廃炉手続中の1号機、2号機と合わせて全面停止になりました。3カ月たっても新たなトラブルが続き、放射能汚染が拡大している福島第1原発の現状に大きな不安と焦りを感じます。人間がつくり出したものなのに制御すらできない。このような状況の中での停止受け入れでした。なぜ浜岡原発だけが停止なのか、電

力が不足することによる大きな影響はどうするなど解決すべき問題は山ほどあると思います  
が、私は、この浜岡原発停止受け入れについて、とにかく当然ではないかと思います。全国  
にある54基、建設計画中を含めると71基の原発が将来に向けて脱原発に方針できるきつ  
かけになってほしいと思います。町長は、この原発停止受け入れについてどのように評価さ  
れますか、お尋ねします。

ロ. 省エネと自然エネルギーについて

原発事故や運転停止による電力不足を回避するため、テレビや新聞では毎日、節電の呼び  
かけをしています。本当に電力が不足するのかという識者の議論もあるところですが、地球  
温暖化を考えても省エネ型社会を進めるためにも節電して電力消費量の削減に努めるべきと  
思います。

役場内は、ビシッとクールビズに取り組み中とのことですが、公共施設の節電対策、小・  
中学校での学習や実践の内容、また各家庭への呼びかけ、先進的な企業での取り組みなど  
についてお尋ねします。

次に、自然エネルギーは、太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、その対象はさま  
ざままで、小規模分散型と言われています。以前、昨日の質問の中でも話が出ましたが、和平  
で風力発電の可能性を探ったことがありました。思ったほど風がなく、結果はどうだったで  
しょうか。

町長所信表明で大規模太陽光発電所、メガソーラーについて積極的に参画をしたい、また  
昨日の答弁の中ではクリーンな自然エネルギーの活用を考えたいとのことでした。非常に魅  
力的です。これについては、どんな構想を描いていますか。

また、その他の自然エネルギーについては、どのように考えているでしょうか、お尋ねし  
ます。1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** どうもありがとうございます。私の方からイの停止受け入れについての評価に  
ついてご答弁させていただきます。

3月11日に発生しました東日本大震災の影響による福島第1原発の事故は、歴史的に見  
ても1986年のチェルノブイリ原発の重大事故に次ぐ危険性をはらむ事態に陥っております。  
現在も予断を許さない状況であります。西沢議員さんもおっしゃられましたけれども、人間  
が人知のコントロールできないものをつくってしまって、それがいまだに3カ月たっても制  
御できていないと、これは由々しき問題だと思っております。その影響により中部電力は政  
府の要請を受け、東海地震津波に対する安全性等の観点から浜岡原発を停止させました。

原子力発電は化石燃料を使わず、かつ温室効果ガスを発生させない有用な発電方法として  
国の施策としても導入を推進してきました。そして原子力エネルギー白書2010年によれ  
ば、日本の総発電電力量の29.2%を占めるまで至りました。我が国のエネルギー源とし

て欠かせないものへと成長してきました。

このような状況を考えますと、電力供給の安定のためには、現段階においては原子力発電は否定できない、こういうふうに思います。しかし、その安全性が担保できているということが基本的には絶対条件であると思います。

政府の地震調査委員会によりますと、浜岡原発直下で発生すると想定される東海地震が今後30年以内に87%の確率で発生すると試算されております。この値というのは、いつ大地震が起こっても不思議ではないということをあらわしております。大地震に対して原発の安全性を担保できるとは到底言えない状況となっている現段階におきまして、浜岡原発の停止は私は評価できるものと考えております。

いずれにしても、原子力の代替エネルギーの取り組みというのは進めなければいけないと思っております。しかしながら、なおかつ唐突ではだめだと思っております。

ご存じのように、ドイツでは今回の福島原発の件に押されてといたしますか、10年以内に原子力発電を廃止すると宣言をしました。しかしながら、これは今回唐突に言ったわけではなくて、ご存じのように2000年に原子力廃止法が可決されております、ドイツでは。ニュークリア・エクストラ・ローというのがあります。今回の福島の原発の事故が、どちらかという先送りにしようとしていたドイツ政府の後押しをしたということであろうと思っております。その意味で浜岡原発の停止は評価できますし、まさに今こそ長期的に見たエネルギー政策が必要であるというふうに判断しております。以上でご答弁いたします。

**企画政策課長（宮崎君）** 私からは口の省エネと自然エネルギーについてご答弁申し上げます。

先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、浜岡原発停止後、電力の需給が逼迫しているということで、特にこれからの季節は冷房の使用等によりまして電力の使用の増加が見込まれて、より一層の節電が必要になってくるものと考えられます。

そのような状況の中で役場庁舎内では不要な照明の消灯、そして議員さんも言われましたけれども、「ビシッとクールビズ」と名付けた職員の節度を持った軽装の励行をし、冷房使用の縮減に努めております。

小・中学校の節電に対する学習実践の取り組みでございますが、ヘチマや朝顔の植栽で日差しを遮るグリーンカーテンの取り組み、電力量の計測による使用料の把握と節電に対する学習などを行っているというふうにお聞きしてございます。また教職員に対しましても時間外勤務の縮減による節電や照明の消灯なども進めている、そういう状況でございます。

企業につきましては、今月の13日にテクノセンターの主催、町の共催による中部電力からの講師をお招きいたしまして、企業対象に電力の需給状況の今後の見通しですとか、企業活動における節電への取り組みなどの講座を開催するなど、啓発活動を行っておりまして、省エネへの取り組みを実践し始めているということでございます。

なお、一般町民の皆さんには広報7月号で節電のご協力を要請していきたいと考えてございます。

続いて、以前行われたNEDOとの共同による和平の風力発電の実験についてでございますが、発電のために適した風力というのは、平均で言うと毎秒5～6m以上は必要であるというふうに言われておりますが、実測値といたしましては、高さによりますが、2.5mから2.8mというようなことで、残念ながら十分な風力は得られなかったということでございます。

また大規模太陽光発電についてでございますが、こちらはソフトバンクと長野県を含む全国の自治体による自然エネルギー協議会を7月上旬に設立し、大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーを設置していくという計画でございます。

これを受けて長野県内においても自然エネルギー政策について県と市町村との情報交換や共同研究を行う場として、市町村との共同による自然エネルギー推進研究会を発足するというところでございまして、これについては当町も参画していきたいということで意思表示をしております。

現在の状況についてでございますが、本日の『信濃毎日新聞』にも掲載されておりますけれども、県が市町村誘致を中心としたメガソーラー発電所設置可能な市町村誘致の調査、いわゆる町で言えば町有地の調査をしております、当町といたしましては、日当たりがよく十分な設置面積が確保できるといった観点から五里ヶ峰の南斜面の町有林を候補地として報告させていただいております。

その他の自然エネルギーに対する考えについてでございますが、前回も申し上げましたが、湯さん館の廃湯を利用した小水力発電の可能性についても検討した経過がございます。これについては実現に至りませんでした。

今後、国、県の自然エネルギーへの施策や技術開発も踏まえて有用な自然エネルギー発電の手段があれば前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

**3番（西沢さん）** イの停止受け入れについての評価についてですが、これにつきましては大きな問題で、一人一人がまず自分の考えをきちんと持つことが大切だと思っております。これについての答弁は結構です。

次に、ロの省エネと自然エネルギーについて、さまざまな取り組みをお聞きしました。

そこでもう少し具体的に例を挙げて説明をいただきたいと思っております。役場庁舎内での節電の取り組みはどうでしょうか。それから、小・中学校での自然エネルギーについての学習や実践については、何か例があるでしょうか。それについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、今答弁にありましたメガソーラーの適地ということで、当町は町有林20haのうち使用可能と見られる10haの場所が五里ヶ峰南斜面ということでございます。今後の取

り組みに、これについては期待をしたいと思います。以上2回目の質問とします。

**総務課長（田中君）** それでは役場庁舎内の具体的な節電についてお答えをいたします。

まず不要な照明の消灯の徹底、廊下、ホール等の消灯、パソコンの長時間使用しない場合の電源オフ、プラグ抜き、またデマンド監視装置を総務課に設置をいたしました。先ほど議員さんもおっしゃいましたが、6月1日から10月31日まで「ビシッとクールビズ」と名付けた節度を持ったノーネクタイ、ノージャケットの軽装で業務を行っております。今後も引き続き役場庁舎内の節電に心がけてまいります。

**教育文化課長（中沢君）** 省エネ、自然エネルギーについて、小・中学校での具体的な取り組みについてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、照明の節電を実施している、あるいは電力計を毎日計測して現状の把握と節電への啓発を図っている、あるいは緑のカーテンの実施ということで、ヘチマ、朝顔、ゴーヤ等の栽培を実施しております。

そのほかにも環境教育として、南条小学校ではさまざまな樹木の苗を中庭に植栽して育てる活動を実施されております。

また坂城小学校では学有林活動ということで春、秋に学有林の手入れをしたり、山を守る活動、あるいは水源を守る活動を実施しております。

また村上小学校では、ビオトープというホタルの生息のできる環境づくりをされたり、稲作といますか、稲の栽培に取り組んでおられます。

また給食センターでは太陽光発電を実施しておりますので、小・中学生の視察の際には太陽光について学んでおります。以上です。

**3番（西沢さん）** 平成21年の8月にテクノセンターで子ども科学教室「電気って何だ」が商工会工業部会の主催で開催されました。これは毎年開かれている科学教室のひとつですが、磁石で発電、またソーラーカーの製作など自然エネルギーの実体験をしました。これには小・中学生35名、保護者21名の計56名が参加しています。これはほんのひとつの例ですが、すばらしい取り組みだと思います。このように坂城町では以前からいろいろな取り組みをしてきているわけです。

そこで町長にお尋ねします。

町全体が省エネや新エネルギーに関心を持ち「坂城町の省エネは」「坂城町のエネルギーは」とエネルギーについて町中の機運を盛り上げるお考えはありませんか。お尋ねいたします。

**町長（山村君）** 大変結構なことだと思います。ぜひとも、先ほどエネルギーの問題を含めましてみんなで考えるということ、私の教育の信念というのは、単なる学校教育だけではなくて、家庭内、初等、中等、高等、大学、企業すべてで進めていくということでございます。

そういう意味では坂城町全体の教育等も含めて進めていきたいと思っております。

先ほどドイツの話を申し上げましたけれども、ドイツで10年後に原発を廃止するといっても、ドイツは実際にフランスから8%電力を買っているんです。日本は外から買えないんですね。ですから、やはり代替エネルギーというのは真剣に、あらゆる知恵を出して考えていかなければいけないと思っております。以上で答弁とします。

**3番（西沢さん）** ありがとうございます。今まで使いたい放題のエネルギーを、これからはひとつひとつ考えながら大切に使い、また坂城町の新エネルギーの可能性を信じたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（宮島君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時55分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

8番 入日時子さんの質問を許します。

**8番（入日さん）** 東日本大震災、長野県北部地震から3カ月がたちました。被災者への救援や復興が進まない中、国会では政権争いが続いています。今まで原子力発電を進めてきた自民党は、自らの責任を反省もせず、被災者の苦しみよりも政権奪回に意欲を燃やしています。民主党も勢力を維持するために大連立で乗り切ろうと模索し、被災者の苦しみを全くわかっていません。大連立は戦前の大政翼賛会を連想させます。数の力で暴走し、民主主義の危機さえ感じます。

福島原発事故により広範囲に放射性物質の汚染が広がっています。6月14日の新聞に千曲衛生施設組合の肥料からセシウムが検出されたと載っていました。放射性物質の汚染は目に見えず、匂いもありません。セシウムの半減期は30年で、土に吸収されるため、土壌汚染や農作物への影響が懸念されます。福島原発の汚染水が海に流れ出したことによる漁業への影響、海水浴場への影響もはかり知れません。

東京電力社員の被爆が報道され、作業員の過酷な作業も心配です。東電以外の作業員も放射線量のチェックを徹底し、被爆者を絶対出さない取り組みが必要だと思います。

政府は被災地支援を口実に消費税を上げようとしています。アンケート調査で山村町長は消費税増税に反対でした。さすが見識者だと安心しました。消費税の増税は家も仕事もなくし、これからの暮らしをどうしようかと途方にくれている人たちをさらに追いつめ、苦しめることとなります。財源は戦闘機や軍艦などの軍事費をなくし、米軍への思いやり予算をやめる、政党助成金を廃止するなど削るべきところはいくらでもあるはずですが。

国民の命も守れない、国際的にも自立した外交ができない、今までの自民党や民主党政権には国民として本当に歯がゆく、恥ずかしい思いをしています。私たち国民一人一人が自分の払った税金がどのように使われているかチェックし、自分が選んだ人が国会や地方議会で

どのような活動をしているのか、厳しく見ていかないと利権争いをするだけの議員を生み出すことになりかねません。憲法の主権在民「主権は国民にある」を實踐し、本当に自分たちのために仕事をする議員を選ぶ目を持つことが大切だと思います。

私たち町会議員は今回、無投票で決まりました。それだけに町民の見る目は厳しくなっています。議員など要らないといわれないように、質の高い議員活動が求められています。そのことを心に刻み、町政発展に力を尽くしたいと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

#### 1. 子育て支援について

##### イ. ながの子育て支援家庭優待パスポート事業に参加を

私は、赤ちゃんのボランティアに行っていますが、お母さんから「子育てパスポートが欲しい」と言われました。調べてみましたら、正式には、ながの子育て支援家庭優待パスポートと言います。こういうものです。事業主体は、ながの子ども子育て応援県民会議で、会長は県知事です。地域の皆さんで子育てを応援しようという目的で、平成22年4月から実施されています。市町村と連携共同し、子育て家庭が買い物のときなどにカードを見せれば割引など各種のサービスが受けられます。

今年の6月16日現在、協賛店舗は2,965店、スーパーや食料品店、デパート、コンビニ、時計、宝石、眼鏡、カメラ、写真店、学習塾や飲食店、銀行、薬局、美容院、美容室、防犯ベル店、ゴルフ練習場、宿泊施設、書店、おもちゃ屋、電器店、クリーニング店、文化施設など幅広いジャンルの協賛店があります。

制度の仕組みは、18歳未満の子どもが1人以上いる世帯に各自治体からパスポートカードが発行され、協賛店でカードを見せれば、お店ごとのサービスが受けられます。長野県内どこでもサービスが受けられる便利なカードです。

サービスの内容は、店舗ごとに決められ、商品の割り引きやポイント制度、子どもに対するソフトドリンクのサービス、授乳やおむつ交換場所の提供、子どもの遊び場設置、駐車スペースの優遇などさまざまです。

そのお店のできることで子育てを応援するという制度なので、協賛店も増えると思います。町内でも既に八十二銀行と長野信用金庫、Aコープびんぐし店が協賛店になっています。町内業者も、この事業に参加することで少しでも集客につながれば商業の活性化も図れると思います。

町としても県の企画部企画調整課に申し込むだけで済みます。費用もパスポートカード発行代と町内の協賛店へのポスター代だけです。現在55町村が実施しています。7月には2町村、今年中に1村が実施します。

核家族が増え、地域での子育て支援が重要になってきています。山村町長は福祉や教育に

力を入れていくと言いました。企業のトップとして人材育成の大切さを身をもって実践し、実行してきた方だと思います。ぜひ子育て家庭優待パスポート事業に参加し、町としても子育て家庭の支援をしていくべきだと思います。パスポート事業に対する町長の答弁を求めます。

ロ．福祉医療費の子どもの年齢引き上げを

この問題は、長い間何回も新婦人や子育てグループで請願や署名に取り組み、議会でも平成21年9月に採択されました。そのため中沢町長も22年度からやっと入院医療費を中学3年生まで引き上げました。確かに子どもの入院は家族の負担が大きいので、中学3年生まで拡大したことは評価します。

しかし、昨日の塩入議員の質問でも言われましたが、通院が6歳未満は伊那市と坂城町だけです。非常に恥ずかしいことだと思います。「坂城町より財政力のない町村でできているのに、なぜ坂城町ができないの」とお母さんに聞かれても返事ができません。幸い昨日、町長は段階的に引き上げていくと答弁されましたので、大いに期待しています。

過去の実績を見てみますと、21年度の決算では、支給件数が1万1,172件、支払総額は1,568万4千円、このうち県の負担分が784万1千円、町の負担分は784万3千円です。

22年度は6歳未満の支給件数は923件、このうち通院は855件、入院は73件です。支給総額は1,437万7,488円で、通院は1,106万2,200円、入院は331万5,288円です。22年度は中学3年生まで入院の対象を増やしたので前年度より140万円予算を増やしましたが、小学校1年から中学3年生まで入院は20件でした。県の無料化の対象になる小学校3年生までが4件で14万2,650円、町の負担分になる小学校4年から中学3年生までが16件で58万2,835円です。

22年度は1,700万8千円の予算に対し、1,510万2,973円の支出になり、190万5,027円の不用額が出ました。つまり小学校4年生から中学3年生まで対象を大幅に拡大しても入院だけでは、その恩恵にあずかれる人は少ないということです。保護者は子どもが病気にならないように常に気を使い、病気の初期段階で医者連れていく、それだから入院するような事態にならないのです。町長交渉のときに、あるお母さんが「子どもが熱を出しても、お金がないと医者連れていけない。家で我慢させている。それが一番つらい」と泣いて話されました。そんな思いをさせないようにすることが町に求められていると思います。小学校3年生までは学校で病気をもらったり抵抗力や体力もないため医者にかかることが非常に多いのです。町長は段階的に引き上げると昨日答弁されましたが、せめて小学校3年生までの引き上げができないか、お聞きします。以上で第1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ありがとうございます。私の方から初めにお話がありました伊のながの子育て支援家庭優待パスポート事業に参加をという件について、私の認識しているところ、対応についてお話ししたいと思っております。

その前に私が消費税そのものを反対しているように受け止められると困ると、ちょっと一言申し上げておきます。

あのアンケートは、今回の震災に対する復興の財源として消費税を大幅に上げるということについて私は反対だというふうに申し上げました。消費税というのは、あまねく公共の費用のため、例えば福祉だとか、さまざまのそういうことに幅広くチャージがかかってきますので、そういう意味で使うべきであって、復興のための財源として使うべきではないと申し上げました。消費税そのものについては否定するものではありません。

もうひとつ私がアンケートの中で申し上げたのは、無利子の国債を出したらどうかということも言いました。

これは古代ローマでは、しばしば無利子の国債を出していました。要するに短期的な災害に遭った場合、これに対して財源の余裕のある裕福者あるいは企業、そこに利子は払えないけれども、元本だけ貸してくださいというようなことはやっていました。無利子の国債を出せと書いたのは私だけだったんですけれども、そういうことも考えていかないと一時の大災害に次の世代を支える子どもたち、孫に利子分まで負担させるというのはまずいというふうに思いまして、そんなことを申し上げました。

さて子育て支援についての中ですけれども、伊のながの子育て支援家庭優待パスポート事業に参加ということのご質問についてお答えいたします。私の認識をちょっと申し上げます。

ながの子育て支援家庭優待パスポート事業は、急速な少子化社会の中、安心して子育てができる環境づくりを目指し、長野県知事を会長とするながの子ども子育て応援県民会議による取り組みとして、昨年、平成22年の4月から開始されました。

この事業は18歳未満の子どもさんがおられる家庭に対して市町村が発行したパスポートを協賛店舗において提示をすることで商品の割引等協賛店舗ごとに定める子育てサービスを受けることができるものだとということでございます。

坂城町は、まだこの事業に参加をしておりませんが、事業開始から1年余が経過し、4月15日現在、51市町村が参加しているということでございます。また協賛店舗も6月13日現在、県下各地でいろいろな業種にわたり2,962店舗が登録をされているということであります。当町におきましても、2つの金融機関が登録をされています。優待パスポートについては、自分の居住地以外の市町村にある協賛店でも使えるということから子育て家庭にとってはメリットのある事業であると考えております。

さて、この事業に参加するにあたっての市町村の負担でございますけれども、パスポート

の印刷、配布、協賛店の開拓募集、協賛店に掲示するポスター、ステッカーの印刷、配付と  
いうことであります。町の規模から勘案しても驚くほどの経費的負担はなく実施できるの  
ではないかと考えております。

また協賛をいただく店舗においては何がしかのサービスによる若干の不利益はあるかもし  
れませんが、子育てを支援すると、応援するという店舗のイメージをPRできる。それ以上  
に新たな誘客、客を誘い込むということの活性化を図るための一策になるのではないかと  
感じております。協賛店舗につきましては、制度の仕組みとあわせて、こういうこともご説  
明しながら商工会などにも連携協力を呼びかけて協力をいただきたいというふう呼びかけ  
をしようということになろうかと思えます。既に仕組みとしてはでき上がっている事業を利  
用することにより子育て家庭のメリットや協賛店舗の活性化が同時に図れるということであ  
れば費用以上の効果が十分に期待できるものと考えられます。

当町におきましても参加に向けて検討を進めるよう、担当課に既に指示をいたしました。  
ご理解をいただきたいと思っております。私は前から坂城町全体を活性化しなければいけな  
いということを思っておりますので、とにかくこういう種々な試み、あるいは催しを行うこ  
とによって町が動くということになればいいと思えます。大変結構なご提案だと思えますの  
で、既に担当課に指示をしております。実施したいと思っております。以上で答弁を終わ  
ります。

**福祉健康課長（塚田君）** それでは私からは口の福祉医療費の子どもの年齢引き上げをというこ  
とでお答えをしまいたします。

まず県内市町村の乳幼児、児童等の子どもの外来医療費に対する福祉医療の状況でござい  
ますが、今年4月1日現在でございます。議員さん、おっしゃられましたように小学校就  
学前までの給付というのが当町及び伊那市の2市町、それから小学校3年生までが長野市、  
上田市などの6市、中学校就学前までが、一部所得制限を設けている自治体もござい  
ますが、それらを含めまして6つの市村、それから中学校2年生までが1市、中学卒業までが、これ  
も一部所得制限を設けている自治体を含めまして、お隣の千曲市など42の市町村、16歳  
未満が1村、高校卒業年齢ということで18歳到達後の3月31日までということですが、  
これが19の町村ということでございます。

県の福祉医療費給付事業における乳幼児の外来医療費については、小学校就学前までが対  
象ということでございますので、坂城町と伊那市以外の市町村につきましては、単独で上乗  
せ給付をしているということでございます。

当町におきましては、昨日の塩入議員さんからのご質問に町長が答弁をいたしましたとお  
り、昨年4月から小・中学生の入院について福祉医療の対象とする要件の拡大を行ったとこ  
ろであります。そのうち小学校4年生以上については、町単独の上乗せ給付ということでご

ございます。

当町における子どもへの福祉医療費につきましては、医療費の自己負担額から1レセプト当たり500円を受給者の方にご負担をいただき、残りを福祉医療として給付をしていることはご案内のとおりでございますが、議員さんの方からも細かく数字をおっしゃっていただきましたけれども、平成22年度における給付実績は就学前乳幼児の入院・通院に約1,438万円、小・中学生の入院には約72万6千円となっております。このうち小学校4年生から中学3年生までの入院、町単独の分ということではありますが、この上乘せ給付は58万3千円余りという状況でございます。

昨日、町長から小中学生の外来に係る外来医療費への福祉医療の推計額は年間1,700万円程度というお話を申し上げましたが、この推計につきましては、年齢要件に該当する子どものうち、平成22年度の国民健康保険被保険者である子どもの医科外来、歯科外来、調剤の、いわゆる入院外の受診状況から対象者総数に換算しての概算推計であります。流行性疾患の状況などによっても大きな変動があるということをお含みおきをいただきたいと思います。

その中で、ご質問にございました小学校1年生から3年生に係る入院外について福祉医療費の対象を拡大した場合は、受給対象者はおよそ400人ほどの増加、経費といたしましては、給付で約410万円から430万円、そのほかにレセプト診査等の事務手数料で約70万円から80万円、合わせまして年間でおおよそ500万円程度というふうに推計をいたしたところでございます。このほかプログラムの変更等システムの改修経費が初期経費として若干かかるものと思われま。

町の財政状況を考えますと、決して小さな額とは言えないわけでございますが、子育て支援という観点や県内の他の市町村の状況なども踏まえ、給付対象の段階的拡充について検討をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

**8番（入日さん）** 今、町長の方から子育て家庭優待パスポートについては参加に向けて取り組んでいると。担当課に参加に向けて検討するように指示しているということでしたので、ぜひ早目に参加できるようにしていただきたいと思います。

そして町にも文化施設として鉄の展示館とか、ふるさと歴史館、びんぐし湯さん館などがあるんですが、そういうところも協賛店として入れば、非常に今、お客さんをお呼びするのに苦労していますし、それで入場料の割引などができれば家族揃って休みの日なんか来てもらえるのではないかと。ぜひ早目の取り組みをお願いいたします。

医療費についてですが、非常に丁寧に答弁いただきました。

先ほどの答弁では中学3年生までが42市町村で非常に県内では多いわけで、大体中学3年生までというラインが県の平均的なというか、各自治体が目標としているラインかなと思う

んです。町長も予算的に非常に厳しいから一遍にはできないと。段階的に拡大していきたいとおっしゃいました。

先ほどの答弁では3年生までだと大体500万円程度を予算化すれば何とかできると。前回私、町の補助金の見直しをということで言ったのですが、ちょっと補助金の使い方などいろいろな問題のあることもありまして、そういうの見直しても3千万円ぐらいの見直しがきくと思うんですね。そういう見直しの中で新たなこういうものを生み出すとか、あるいは今また企業がかなり景気がよくなってきていて、今年の予算ではかなり低目に抑えていると思うんですけれども、法人税なんか。そういうところが増えてくれば、これらの財源が出てくるのではないかと。

6月14日の新聞でも山ノ内町が今まで中学3年だった医療費の無料化を18歳まで拡大したと載っていました。このように、ほとんどの自治体が今まで小学生だったら今度は中学生まで、あるいは中学生だったら高校生までというふうに引き上げを行ってきているんですね。山村町長の言葉の端々に本当に誠実な人柄と、それから子どもに対する愛情というか、子どもを大事にしたいという姿勢があらわれています。そういうこともあわせて県内で一番最後になった「坂城町が一番最後だね」と言われたいないようにしてほしいと思います。特に小学校3年まで500万円ぐらいだったら今年度の中で補正を組んでできるのではないかと。そういう意味で町長に再度答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ありがとうございます。今回の議会で皆さんといろいろ議論をしておりますので、そういう議論を踏まえまして検討したいと思っております。あまり先送りしないようにしたいと思っております。議会はまだ日にちがありますので、皆さんと議論していきたいと思っております。以上でございます。

**8番（入日さん）** 町長の答弁では、まだ議会、日にちもあるし、この後2人まだ医療費について質問するので、その2人のどちらかのうちに答えていただければ結構だと思います。

次の質問に入ります。

## 2. 駅のエレベーター設置について

山村町長当選後のブログにも新聞にも「坂城駅にエレベーターを設置したい」と公表しています。この6月議会でも、しなの鉄道に坂城駅のエレベーター設置をお願いしてきたと言われました。私は昨年6月議会で、この問題を質問しました。中沢町長の答弁では「しなの鉄道の26年度までの5カ年計画では中軽井沢駅と小諸駅が駅舎の改修とあわせ、エレベーターを設置するとなっているが、坂城駅は全く計画に入っていない。坂城駅もテクノさかき駅も、しなの鉄道の直轄ではなく、業務委託でやっていて1ランク下のように扱われている。駅のトイレも駅舎の改修も、しなの鉄道でやってもらえず、町がお金を出した」と悔しそうに答弁されました。

しなの鉄道も資産の売却でやっと黒字になりましたが、利用者の減少で営業利益は年々厳しくなっています。資金面でのやりくりが困難なため、利用者の少ない坂城駅はどうしても後回しにされます。上田駅は2008年12月にエレベーターを設置しました。ホームの改修も含め、7,693万3千円で、国が3分の1、しなの鉄道が3分の1、県と市が6分の1です。県が1千万円しか出さなかったのが国の補助金も134万円ほど削られ、2,174万円しか出なかったのが、その分はしなの鉄道の負担が増えました。

坂城駅はホームの嵩上げは済んでいるので、仮にエレベーター設置費を8千万円としても3分の1は2,667万円弱です。6分の1は1,334万円弱です。合計4千万円ほどで町が用意できれば、しなの鉄道も動いてくれると思います。以前、町の優良企業が上田市に移転するとき町にお世話になったからと1億円の寄附をしていきました。人づくり基金として今でも大切にに使わせていただいております。

高齢化に伴い、車をやめ、公共交通を利用する人も今後増えると思います。エレベーターがあれば体の不自由な人も利用しやすいことでしょう。「エレベーターがないから高いお金を払ってハイヤーで病院まで行っている。医療費よりハイヤー代の方が高くて大変だ。早く坂城駅にもエレベーターをつけてほしい」と何人かのお年寄りにも言われました。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

-----坂城駅のエレベーター設置について町長の答弁を求めます。

**町長（山村君）** ありがとうございます。お答えします。

私は坂城町の議会でこんなことを議論しなければいけない、本当に情けないと思っています。坂城町の駅にエレベーターがない、これは皆さん、長年何とかならなかったんでしょうか、何十年も。私はごくごく自然に、選挙の最中も何回も言いました。普通の都市でエレベーターのない、あるいはエスカレーターのない駅を探すのが大変なぐらいです。何とかしましょう。

それで、しなの鉄道さんにお邪魔しましたら、いろいろな数字があるんですけども、大体乗降客が5千人以上じゃないとつけないんだというようなことを言っていました。今、坂城駅は2千人ぐらいでしょうかね。でも、これは悪の悪いスパイラルなんです。エレベーターがないから乗らない、乗らないからつけられない、これではだめだと思います。いろいろな工夫をしたいと思っています。

-----

-----ただ企業にも協力を求めるということも必要かなと思って  
おります。坂城町の駅は大勢の人が行き来する往来だとか、先ほど申し上げましたけれども、  
いろいろなイベントでにぎわうということが必要だと思っております。セントラルステーシ  
ョンという言葉がありますけれども、町のセンターですね、町と町、あるいは人と人をつな  
ぐセンターであると思っております。まさにまちづくりの拠点であると思っております。そ  
して歴史ある坂城駅は町民と坂城町を訪れる人々の交流や情報発信の場として、もっともっ  
と活用されなければならないと思っております。

セントラルステーションである坂城駅前をもっとにぎやかに、そんな思いから、せんだっ  
ても長野県信用組合坂城支店さんのご快諾を得て、ばら祭りのポスターを張らせていただき  
ました。もう既に撤去されていますけれども、引き続き、いろいろなイベントをあそこの壁  
を借りて使わせていただこうというふうに思っております。これは駅前を活性化することの  
手始めであります。今後もより多く皆さんから町の顔をアピール、手法についてもいろいろ  
なご意見を賜りながら取り組んでいきたいと思っております。

本題であります坂城駅のエレベーター設置についてですけれども、私が選挙中も大勢の皆  
さんと懇談する中で、その必要性を痛感し、駅前の活性化や交通弱者と言われる方、高齢  
の方、ハンディキャップのある方、象徴的な課題として取り組んでまいりたいと考えており  
ます。

先ほどもお話が出ましたけれども、先月末に早速しなの鉄道本社へ伺いました。浅海社長  
初め幹部の皆様方にエレベーター設置についてお願いしてきたところです。社長からは、新  
駅についてはバリアフリー化等の設置基準について整備されているが、旧来の駅でエレベ  
ーターが設置されているのは上田駅のみというふうに牽制をされました。先ほどの話にもあり  
ました。

それからもうひとつ、ちょっと余計なことかもしれませんが、西上田駅にエレベ  
ーターがあるというので見に行きました。よく見ましたら全然別なんですね。上田西高から駅  
を超えてくるための跨線橋のためにエレベーターとステージや行路をつくってつくりました。  
でも駅に乗るために、またおりて階段を上らなければいけない、あれに3億円かかったそう  
ですけれども、あれもある意味ではどうしてそうだったのかなというふうには感じています。  
もっといい方法がないかなと思っております。

それから先ほども、しなの鉄道の経営状況という話がありました。やっと累積赤字が解消  
されたということで、でも大変な努力をされたんだと思います。経営も厳しいと、あるいは  
人口の減少とかモータリゼーションの進展によって開業以来右肩下がりの利用者数に歯止め  
をかけるということが会社としても最大の課題だろうと思っております。

いろいろなお話を伺いました。深刻化する地球温暖化や、より一層の人口の少子高齢化を

視野に入れて過度にマイカーに依存した社会からの転換を求められている、これは向こう側が言ったんです。それはまさにそのとおりだというふうにお話ししました。

私どもの要望を言いましたけれども、先ほど議員の方から話がありましたけれども、こちらの要望だけですぐに駅にエレベーターが設置できるという状況ではありません。鉄道事業者であるしなの鉄道の経営状況を初め施設整備に係る財源確保としての補助事業の動向、そして、しなの鉄道沿線、市町の事業順位などさまざまな制約があると思っております。まず事業化に向けての手法や利用者である町民の皆さんとの協力体制づくりというのもやっていかなければいけないと思っております。

具体的には、しなの鉄道に対してはエレベーター設置から駅舎施設の改修など一連の施設整備に要する費用の見積依頼と、それから補助事業のメニューや採択基準を満たすための手法等について協議を行ってまいります。また現行の仕組みについて鉄道の軌道施設、車両更新、駅舎等の改築といった施設整備から宣伝啓発に至るまでさまざまな事業を進める場合には、しなの鉄道と沿線市町及び商工観光団体で組織するしなの鉄道活性化協議会において協議の上、しなの鉄道総合連携計画という事業計画に組み入れて事業化することになっておりますので、これらとの諸調整についても逐次取り組んでまいります。

そして何よりも大切なことは、先ほど駅前の活性化や交通弱者、高齢者支援などの象徴的な課題として取り組みたいと申しあげましたことは、駅エレベーターを設置する施設整備だけが目的ではなく、誰もが利用しやすい環境を整え、さらなる鉄道の利用促進が地域交通を守り、育て、駅前がにぎわい、地域経済の活性化に結びつく、さらには先ほどから議論がありました省エネにも結びつく施策だと考えております。それを町民の総意によって達成することが私の公約に掲げた活力あふれた元気なまち、笑顔が輝くまちに向けた取り組みと考えます。

このためにも坂城駅にエレベーター設置を望む町民の皆さんの声を集約した、ただ単にエレベーターを設置してほしいという要望だけに終始するのではなくて、しなの鉄道の利用促進にも向けた提言あるいは駅前の活性化、これには駅前の美化清掃やギャラリーの活用、イベントの開催など我々の方からのさまざまなアイデアを出し、あるいは皆様方からアイデアをいただくということをしながらか実践行動をすると、そんな活動的な組織づくりにも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

しなの鉄道さんにお邪魔して約束できたことがひとつあります。一緒に検討する検討会をつくりましょうということになりました。これも多分今までなかったと思います。ですから、それを切り口にして全体の活性化ということを含めてやっていきたいと思っております。議員各位を初め町民の皆様、趣旨にご賛同いただける皆さんのお力添えを賜りまして進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

**8番（入日さん）** 開口第一に何とかすると力強い答弁がありました。本当に公共交通、特に鉄道網が一番省エネでクリーンなエネルギーなんですよね。そういう意味では、やはりマイカー依存をやめさせて、そういうものをいかに利用するか、一時役場職員も近隣の駅から通ってきなさいよと、マイカー自粛デーみたいなものがあったのですが、このごろまた何かその辺がうやむやになったので、そういう取り組みも町として、できるだけしなの鉄道の乗客を増やすということが、やはり改善につながっていくのではないかと。やっとなんかそういう話し合いの場を立ち上げるといっていますが、何とかすると言ったので、この町長の任期の4年間のうちにはつけてもらえるのかなと非常に期待をしております。ぜひそういう意味でも町長の手腕を発揮していただきたいと思います。

時間がありませんので、次の質問にいきます。

### 3. 文化の輝くまちについて

山村町長は「坂城町は文化面で遅れているので文化の振興に力を入れていきたい」と立候補の決意を述べられました。その言葉に共感し、本気になって応援した人たちが私の周りにも何人もいます。山村町長は「新たな施設をつくるのではなく、既存の施設を利用して文化活動を進めたい」と公約にもありました。町長のブログにも「誇れるまち、芸術文化の振興を行います」とあります。坂城地区の人から「村上は湯さん館のホールがミニギャラリーになっていて絵や写真、絵手紙など発表する場所があってうらやましい。坂城地区にも公共施設があるのだから飾らせてほしい。車を運転できないので歩いて行ける場所にミニギャラリーがあれば見に行けるのに」と言われました。年1回の文化祭には陶芸や書道、絵画、ちぎり絵、レカンフラワー、押し花、手芸、生け花、盆栽、踊りや歌など多種多様な展示品や発表があり、町民の文化意識の高さや多趣味さが伺えます。しかし、文化講座やグループに属していないと出展できないと言われてたりして発表場所がない人もいます。

身近にミニギャラリーがあると人が集まります。鉄の展示館や中心市街地コミュニティホールやふるさと歴史館のホールなどミニギャラリーに活用できないか。中之条は文化の館や福祉センターのホール、南条は勤労者福祉センターホールなどミニギャラリーに使用できる場所は数カ所あると思います。費用もかからないし、愛好者には発表の場所があれば励みにもなります。作品を見に行く人も増えれば集客効果も出て町の活性化が図れると思います。

ミニギャラリーについて答弁を求めます。

**教育文化課長（中沢君）** それでは文化の輝くまちについて、伊の町の施設をギャラリーにの答弁を申し上げます。

文化芸術の振興につきましては、教育委員会といたしましても重点施策のひとつとして掲げております。このたび新しく策定された第5次長期総合計画でも地域文化の振興について章立てを行い、文化芸術活動の推進を図っていくこととしております。

文化芸術は私たちに癒しや夢、希望を与え、この文化芸術活動によって多くの人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに人々の心をつなぎ、心の豊かさを育てるものでございます。

町内で文化活動をリードしていただいております組織といえば、坂城町文化協会が挙げられ、絵画、書道、華道を初め約45団体が加盟しており、現在850名以上の皆さんが日々研鑽しております。ご指摘のとおり、びんぐし湯さん館では文化協会に加盟している坂城町華道協会、坂城写友会などを初めレカンフラワー、押し花アートに取り組んでいる団体など多くの方がエントランスホールを使って展示を行った経過がございます。展示を見学される方はもとより展示をされる方も多くの方に見ていただくことで満足していただけると聞いております。

当町において文化芸術を趣味とされている方の発表の場は、毎年秋に開催される坂城町文化祭があります。文化祭は文化センター、体育館、夢の湯、文化の館などを主会場として文化協会と共催で開催しております。また例年3月に開催される文化協会主催の美術展でも日ごろの成果の発表や他団体との交流を通じて地域文化の向上に努めていただいております。

坂城駅のギャラリーにつきましても小・中学生及び高校生授業の課外活動での作品等を展示していただき、学校教育での文化活動の成果を町内外に発信していただいております。普段疎遠になりがちな学校内の文化活動の一環を知るよい機会であり、作品に対して日ごろから関心ある方を初め駅を利用される方など若い発想、力強い作品の数々を楽しんでいただいております。

先ほど議員さんからご提案いただきました坂城町鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館においてもギャラリーとして利用できないかといった点については、各施設の展示室ではそれぞれの館の展示が行われておりますので、展示室を使っての展示はかなわないのが実情です。

また鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、坂城町中心市街地コミュニティセンター、坂城町文化センター等のホールは、もともとホールでの展示を考慮して明るく広くつくられたわけではございません。鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館ではオリジナルグッズ等の販売も行っており、ホール自体狭いことに加え、刀、歴史等の展示と相通じるような作品の展示はなかなか難しいのではないかと考えるところでもございます。

坂城町文化センター、ホールをギャラリーとして利用することは年間30回ほど100名を超える方の利用がありますので、作品自体は多くの方に見ていただけるというメリットはございます。ただ逆に、多くの方が来館されるときに作品を展示した場合、狭いといった構造上あるいは管理上の問題から、せつかくの作品に損傷等を与えてしまうことも危惧されます。文化協会等に加入していらっしゃる団体の作品としての開催であれば、今後検討してまいりたいと存じます。

より安全に作品を展示するには教育委員会の管理施設では文化協会加入団体の申請であれば文化センターや文化の館の施設を減免した上でお貸しすることが可能でございます。中心市街地コミュニティセンター、勤労者福祉センター等の施設も同様に貸し出しが出来ますので、各種施設の管理者にお問い合わせいただきたいと存じます。多くの方に当町の文化の向上を牽引していただくためにも教育委員会として連携を密にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**8番（入日さん）** 坂城地区は駅のギャラリーがあるということでしたが、あそこをつくって私の周りにも写真がすごく好きで、あちこちで写真のグループがあつて飾っているんですが、「どうしてあそこを使わないの」と聞いたら「照明が全くなっていない。あそこは本当に展示するような照明じゃない」と言われたんですよね。坂城町は割方利用する人の声を聞かないでつくるので、つくった後、利用者が非常に利用しにくい施設が多いんですけれども、やはり展示する人たちの意見をもうちょっと聞いたら本当に活用されたギャラリーになるのではないかと。

私もよく坂高の生徒や中学生の絵を飾ってあるときに見に行くのですが、本当に照明が暗くて、せっかくの絵や写真がよく見えない。特にあそこを出入りする人は結構学生とかお年寄りの方が多いと思うんですが、暗ければお年寄りなんか本当によく見えないと思うんですよ。せっかくギャラリーがありながら、そういう活用できないような作りでは全く用をなしていないと思うんです。

先ほど鉄の展示館とか、ふるさと歴史館はそういうふうを活用するようにつくっていないと。展示室の方はもちろん鉄の関係の、刀の関係なので、そこを貸せと言っているわけではないんです。今のところ2階に企業の展示がされていますが、あれも補助金の関係で仕方なしに展示しているという部分があるから、その補助金が切れれば、また考えを変えたいというようなことも前、答弁で言っていましたので、その辺が使えるのかどうか。

あるいはお金を出してまで趣味のグループがやるということはなかなかできないわけですよ。だから無料で簡単に少し、ほんの少しでいいんですよ、大々的にやるのではなくて。そういうところが、やはりもうちょっと町にあつたらいいなという声なき声のつぶやきなので、そういうところをやはり町長が聞いてしっかりとこれから町政に反映していただきたいと思います。水掛け論になるので、これは以上にしておきます。

村上村が坂城町に編入合併されてから今年で51年になります。合併前の村上村は各戸に有線放送が入り、水道も引かれていて坂城町よりも進んでいました。昔は洗い物を川でやったり、飲み水は井戸からという時代で、水にお金を払うなどもつたいないという感覚でした。当時の久保速雄村長が川水で食器を洗ったり洗濯をしているため集団赤痢などになりやすいと家庭の主婦たちを集めて話し合い、衛生面を教える中で水道水の方が勝っていると理解し

てもらい、かあちゃんパワーで水道を普及されたと苦勞話を話されました。最初の村長選のときは名誉職で給料はなくて毎日奥様が財布にお金を入れてくれていたそうです。そういう先人の苦勞や歴史の上に今の坂城町があります。

町政初の民間大企業トップの経験者が町長に当選されました。今まで助役が町長になってきた坂城町の歴史の中で画期的なことです。しかし、当選したとはいえ、有権者の35.5%、投票数の51.8%の支持でした。

町長が職員に、町民はお客様だと思えと訓示されたとのことで、住民サービスが心から実行できれば町民の評価も上がると思います。しかし、首長がかわったからといって長年染みついた上から目線や官僚体質はなかなか直せるものではありません。町長の誠実さが、そういう職員にも伝わり、地方自治体の本旨に立ち返り、一丸となって町民サービスの向上に努める役場に生まれ変わることを期待しています。町民の声なき声に耳を傾け、住んでよかった、住み続けたいと言ってもらえるまちづくりをともに進めていきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（宮島君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時49分～再開 午後1時30分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

入日時子議員から発言を求められておりますので、それを許可をいたします。

**8番（入日さん）** 一般質問の貴重な時間をおかりして申し訳ございません。

午前中の私の一般質問の中で-----  
-----のところを誤解を招く恐れもありますので、削除していただきたいと思います。以上です。

**議長（宮島君）** ただいま8番 入日時子さんより削除することについての、取り消しのことを申し上げたわけでございますが、それについてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（宮島君）** 異議なしと認め、よって削除することに決定をいたします。以上です。

続いて、6番 塚田正平君の質問を許します。

**6番（塚田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

久しぶりの演台での質問です。緊張しておりますので、答弁はやさしくご配慮のほどをお願いします。

東日本大震災は戦後最大の自然災害です。戦争で国破れて山河あり、大震災の被災地は地図の上からも消えてしまうかもしれない。傷は深く多くの犠牲者と今も約9万人が避難所で暮らしています。福島第一原発事故は終息の見通しさえ立たず、放射能汚染は今も広がり続

けています。住み慣れたふるさとを追われ、住まいや仕事を失い、生活の目処さえ立っていません。

震災から3カ月、被災者の我慢と忍耐は限界の中、一方、国会では復旧復興の復興基本法の審議そっちのけの内閣不信任騒動など与野党の政争の具にされ、政治不信は広がるばかりであります。被災者を置き去りにした政治災害と揶揄されております。

大震災後の自粛ムードの中行われた春の統一地方選挙では、当町の町長選挙は激戦でありましたが、議員選挙は無投票でありました。県内24町村議選の半数が無投票であり、選挙のあった議員選挙は過去最低の投票率であり、平成の大合併で自立を選んだ町村の多くが議会の担い手不足、有権者の関心の低さなど厳しい財政下の議会の役割が問われた結果であります。

さて、NHKのテレビ小説「おひさま」が東日本大震災で被災した福島県で視聴率が30%を超したと言われ、戦前戦中の「贅沢は敵、英語は敵性語」など食料配給の厳しい時代の中にも少しの明かりと小さな夢や希望を持ち続けて生きた日本人と日本の歴史です。今に生きる私たちに歴史は多くのヒントと生き方を示しています。

大河ドラマの「坂の上の雲」の影響で明治の時代が脚光を浴びています。「ざんぎり頭を叩いてみれば明治維新の音がする」。徳川幕府300年は江戸に将軍、地方に300諸侯が小政権を持ち、城下町を形成し、政治、経済、文化の中心を占め、明治4年の廃藩置県により日本は東京政府を中心に中央集権制になりました。

日本の歴史で明治維新は大きな革命であります。英国公使のパークスは、この大改革が1発の砲弾も使わず完了したことは奇跡だと本国に連絡している。明治維新の少し前まで腰に刀を挟み、東海道を2本の足で歩き、まげと着物という独特の民族文化を持つこの国民が、西洋式の国会を持ち、法律を持ち、ドイツ式の陸軍とイギリス式の海軍を持つ、欧米列強をモデルに猿まね明治日本が誕生しました。

当時、日本の産業技術と軍事技術は西洋より400年遅れたと言われ、ヨーロッパ大陸では能力水準の同じぐらいの民族が相互に影響し、模倣し、戦い、混血し合い、それぞれの国家をつくっていました。イギリスで発生した産業革命から喜望峰が発見され、アメリカ大陸が発見されました。織田信長が天下平定を目指したころ、英国女王公認の海賊船5隻は世界就航に出ています。

一方、アジアでは世界の中華である誇り高い清国と大秦帝国の属邦を望む朝鮮と対馬海峡を挟み緊張し、富国強兵が日本国の存亡にかかっていました。明治27年に始まった日清戦争でアジア最大の国家であり、強者の清国に対し、日本は意外にも連戦連勝して日本人のほとんどがすっかり度を失ってしまいました。有史以来かつてない国民的興奮も体験しました。

米国海軍少将ベルナップは「日本人の素質を知るには過去1千年の日本の歴史を知る必要

がある。この民族の献身的な武勇と戦略的才能と英雄的行動を知ることができる。一方の清国人は、ゆらい平和を愛し、守旧を愛し過ぎた」と言った。

明治の悲惨は戦争準備から始まりました。明治29年の建艦10カ年計画は、いわゆる戦艦づくりであり、当時日本海軍には7千t級のぼろ汽船に大砲を積んだ軍艦であり、戦艦はなかった。ロシアは一等戦艦1万t以上を10隻、二等戦艦以下巡洋艦まで28隻に対して、日本はすべて0隻だった。明治30年には国家予算の実に55%が軍事予算であり、日本人は飲まず食わずの飢餓予算に耐えた。当時の日本では都会の一部を除いて靴をはく習慣がなく、藁草履か裸足、食物は米と麦、あわ、ひえ、副食物はないに等しく、日本人は貧困に慣れていました。

時の海軍大臣は西郷隆盛の弟、従道で、同じ薩摩出身の海軍大佐、山本権兵衛に海軍の改革を託した。西郷は山本に「あなたの思うとおりにやってください。もし問題が起きたならば私が掃除に出かけます」と言い、薩摩の海軍と言われ、自身の功績にあぐらをかいていた老朽無能幹部96人のリストを示し、山本は懐中に短刀を忍ばせ容赦なく断行した。同じ海軍大佐だった東郷平八郎もリストに載ったが、山本と同郷の無口で病氣加療中の東郷はなぜか残された。

その東郷は、明治37年の日露戦争で世界最強を誇ったロシアのバルチック艦隊を破った連合艦隊司令長官の東郷平八郎であります。明治の外交で天才的な経綸家は、日清戦争の陸奥宗光と日露戦争の小村寿太郎である。

その小村寿太郎は文部省留学生としてアメリカのハーバード大学で法律を学び、卒業後3年間ニューヨークの法律事務所で働いた米国通である。明治35年、伊藤博文内閣の外務次官として日英同盟の調印にこぎ着けた。小村はロシア帝国の本能は略奪であると決めつけた。ロシアは他国との同盟をしばしば一方的に放棄するのが常習であり、英国はこれまで1度もそういう例はなかった。小村は「正直は最上の政策である」と言ったワシントンに尊敬し、彼の外交はうそをつかない、うその外交は骨が折れる、また、いつかはばれると「常に誠をもってすれば知恵も使わずに済む」と言い、小村の米国観は「米国人は驚喜に富み、彼らの精神は我が国の武士に似ている。名誉と義侠の念に満ち、弱い者を愛するおせっかきやきだ」。後の日米開戦、ベトナム戦争に通じるものがあります。小村の政党論「日本の政党なるものは私利私欲に集まった徒党である。主義もなければ理想もない。外国の政党には歴史があり、人には主義があり、家には歴史がある。祖先は、その主義のために血を流し、家はそのために浮き沈みした。さらに日本の政党は憲法政治の迷走からでき上がったフィクション、虚構であり、藩閥はシャドー、影で実態がない。このフィクションの政党とシャドーである藩閥の虚ろな争いのために日本はとんでもない淵に落ち込むだろう」と常に言っていた。

「明治ははるかに遠くなりにはけり」。貧乏が嫌なら勉強しろ、明治新政府が行った一番は教

育だった。江戸末期、日本の識字率は世界一だと言われています。江戸時代には義務教育の制度はなく、読み書き、そろばんを習う寺子屋という市井の教育システムにより大人が手本を見せ、子どもにあいさつや身仕舞いを教えるしつけによって世界でも珍しい犯罪の少ない、ごみのない、もったいない社会ができ上がった。12～13歳で寺子屋を卒業すると、弟子入りや奉公に出て職業、技術を身につけて社会に出ていった。

明治5年師範学校が初めて東京の官立学校、昌平覺にできたが、当時はまだ藩意識が強く、薩摩、長州以外の小藩の師弟や士族の師弟が学費がかからない官制の学校に入り、薩長の師弟は艦隊入りか陸海軍に入った。日本の政治と軍事は薩長がやり、教育は非藩閥がやると言われたゆえんであります。「朝にあっては太政大臣、野にあっては国会議長」と立身出世が夢であり、新国家建設の大志は、末は大臣や大将、博士だった。

正岡子規と秋山真之は明治13年に松山中学に入学、当時の中学校は、どの県においても最高学府の教授内容は英語、数学、漢文の3本柱だった。子規も真之も東京に出て大学予備門の入学試験を受けた。英語の苦手な子規も試しに受けたが、真之と一緒に受かった。

明治19年の帝国大学令で子規は東京帝国大学に移り、真之は築地の海軍大学校に移った。真之と日露戦争の参謀としてともに戦った広瀬武夫は独学でロシア語を学び、後に広瀬の遺族は東京外国語学校にロシア語の蔵書を130冊を寄贈しています。

以上、明治維新により国が、社会が、人がすべて改まり、新しくなりました。人は環境や教育、育ち方により人格と生き方が形成されていくと思います。町長の雑感をお伺いします。

#### 1. 選挙公約について

イ. 民間感覚とは

ロ. これまでにかかわった教育問題とは

以上、町長の所見を伺って1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ありがとうございます。あと30分ぐらい塚田議員のお話を聞けば「坂の上の雲」は終わるのではないかと感じていましたけれども、なかなかいいお話で歴史観に基づいたいろいろなご質問でありがとうございます。

イとロ、民間感覚とはというご質問と、それから、これまでにかかわった教育問題、これを通してご答弁させていただきます。

今、教育の問題いろいろお話ありました。確かに明治時期の教育、今の教育制度と違うのは、ひとつ違うと言え、お金がなくても勉強できる仕組みがあった。それは端的に言えば秋山の兄貴らも行った師範学校ですね。全国津々浦々にお金はなくても勉強したい人は行けると、無料で勉強できると。教員の義務はありましたけれども、そういう仕組みが戦後なくなってしまったということがあるかなと思っております。

まず選挙公約はということで、民間感覚とはというご質問でございます。

私は、さきの町長選挙におきまして「民間視点で坂城に新風を！」と訴えてまいりました。私の経歴につきましては、選挙公報あるいは町のホームページ、あるいは私のブログにも書いてありますけれども、プロフィールとして紹介してあります。

基本的に富士通という民間会社に長くいまして人事部長をやったりビジネスの事業管理をやったり米国の富士通の子会社をやったりという会社経営にも携わってまいりました。それから富士通ユニバーシティーという企業内大学ですけれども、そこの代表もやったりということで人材育成についても携わってまいりました。その関係から放送大学の、特定特任教授ということですが、それになったり、それから小学校の教員を養成する杉並師範館というところの塾長もしておりました。

今いただいたご質問というのは「坂の上の雲」を例にとられまして、人を育てるとはどういうことかということかと思えます。

私は、しばしば歴史を見るとときに、最近しばしば見ているのは、平成と明治の時の進み方というのを時々対比することがございます。つまり江戸期が終わり、明治政府として全く新しい国づくりに邁進したこの期間、テーマとしては、今もいろいろありましたけれども、廃藩置県であったり身分の開放であったり国家インフラの整備であったり、法整備あるいは不平等条約の改正などありとあらゆる問題が目の前にあったわけであります。

しかしながら明治22年になりますと、憲法が発布され、明治23年には第1回衆議院議員選挙、第1回通常国会の開催がなされました。また東京市内の一般電話通話が始まったり帝国ホテルが開業したり浅草に12階建ての凌雲閣というのがつくられたりしたのも明治23年です。つまりこの23年で、ほぼ明治日本の骨格がつくられたということがございます。

翻って、この平成の23年間、昭和末期のバブル景気の崩壊の後、長期にわたる不況が続く、国政は混乱し、社会不安が高まる中で二度にわたる大変大きな大震災があり、さらに今回は福島の第一原子力発電事故などが立て続けに起こったわけであります。

私はよく思います。我々はこの23年間何をしてきたのか。ある意味では忸怩たる思いがございます。

さらにこの中で私は、今挙げました諸問題に加えて大変大きな問題は教育問題だと思っております。

人間の可能性は無限だと思っております。人の発達段階において適切なる教育指導がなされれば人は大きく成長します。中国の書に『礼記』というのがあります。『礼記』の中に「玉琢かざれば器とならず、人学ばざれば道を知らず」という言葉があります。どんなに優れた素材でも磨かなければ器にはなりません。また学ばなければ道というものを知ることはできません。

戦後の教育を振り返ってみると、大荒廃の中からある程度の経済的な豊かさを手にしたも

のの反面、精神的な豊かさというものを失ってしまったのではないかと感じております。人を大切に作る心、根本に立ち返って人間として失ってはならない機軸が揺らいでいるのではないかと危惧します。

「教育は人なり」と言います。人が人を育てるという人間社会で最も尊い営みです。それこそが教育であります。その神髄を支えるのが教師であろうと思っております。

私が今年の3月まで携わっておりました杉並師範館というところは、杉並区で独自に採用する小学校教員を毎年30人選んで4月に教壇に立つ前に社会人として基礎基本から人づくりを行ってまいりました。わずか1年間の教育ですけれども、しかも土日を使った教育ですけれども、若者はがらっと変わります。若者は十分に伸びる可能性を持っています。しかしながら、残念ながら現在の教育制度、家庭教育、初等・中等教育、高等教育では、この大切な部分についての教育指導が十分ではありません。この坂城はどうでしょうか。皆様と一緒に十分議論を尽くしてすばらしい若者を育てたいと思っております。

それから教育関係で申し上げますと、もうひとつ私が先日まで副会長を務めておりましたけれども、公益社団法人の日本工学教育協会というのがあります。これは大学と企業が一緒になって日本にとって大変重要な技術者教育を推進してきた公益法人です。坂城にとっても後継者の育成など重要な問題があります。今後とも同協会と密接に連携をとって技術者の育成を進めていきたいと考えております。

今日たまたまといいますか、手に持っております、これは昭和34年、今から52年前につくられた技術立国建白書というものです。建白書です。これは時の総理大臣は岸信介なんですが、全閣僚に対してあらゆる大学の学長、財界人、あらゆる大手の企業の社長がこぞって建白書を出しております。このときの閣僚で今ご存命なのは中曽根さんだけですけれども、52年前につくられました。時間の関係で長々と引用しませんが、表の裏表紙だけ1~2分ちょっと読ませていただきます。

このころの52年前を想像していただいて、戦後14年たちましたけれども、日本には国土はまだまだ荒れ果てております。しかしながら、あるのは人間なんだと。その人間を教育しなければいけないということです。

「現在の我が国には戦前の半分にも満たない資源の乏しい狭小な国土に戦前同様1億近い人口がひしめいており、多数の国民が貧困に喘ぎ、犯罪は増大し、ストが激化している。この我が国が今後、真の福祉と繁栄を構築する方途は、技術立国を新しい重大国策として徹底実施する以外に見出せない。技術立国の基盤は次代を担う幼小・青年男女への画期的技術教育の即時断行にある。大多数の国民が有能な技術員として堅確に教養されるならば国土の狭小も資源の貧しさも問題の重点ではなくなり、人口の多いことは、むしろ無限資源の豊富さに転移する。岸総理が指令されたという国民経済新10カ年計画も技術立国の新国策を基盤

として初めてその実現が可能となる。あえて建白書を提出し、国家的技術教育の即時断行を要請するゆえんである」。

つまり日本のほぼすべての大学、経済院、経済界、国民全員が団結をして、この日本を助けるのは技術立国しかないということを書いたわけです。この中に当時いろいろな教育をしなければいけないということで合計1千億円を支出してあたるべしと言っています。この当時の、昭和34年の国家予算というのは1兆5千億円です。1兆5千億円の中の1千億円を使うべしということで、この建白書が出ました。この建白書のおかげで技術系の大学ができたり、皆さんご存じの高等専門学校、技術系の高専、そんなものができて技術教育に邁進したわけです。

ところが、その数十年たった後、日本の教育はどうなったでしょうか。今、日本の若者は科学嫌い、理科嫌い、算数嫌い、工学嫌い、果たしてこの日本はどうなってしまおうのか非常に心配しております。私は、ぜひとも技術立国坂城というのを私の大きな目標にしまして、学校だけではなくて企業も含めた新たな教育というものに取り組んでいきたいと思っております。

例えば、今日の新聞にもありましたけれども、日本のスパコンが世界一になったと、7年ぶりに世界一になったとありました。私の関係した富士通と理研が開発したんですけれども、せんだっての、去年、その前からの仕分けにあってスパコンの予算が全部なくなるころをかるうじて残ってやりました。2位の中国の3倍の速度が出るスパコンをつくりました。こういうものは国を挙げて育てなければいけないんです。これを「何で2番じゃいけないんでしょうか」なんていうことを言っているはいけないんだらうと思います。坂城でも科学技術の大切さを大事にしたいと思っております。

それから教育について申し上げますと、私のブログに老子のことを書いていまして、これも考老会という名前で老子の勉強会をずっとやっています。ある意味ではライフワークなんですけれども、考老会、老子を考える会で老いを考える会ではないんですが、老子を考える会。老子は今から2500年前の人なんですけれども、今やっていることは、これでいいのか、人生とは何なんだというのを常に問いかけられております。こんなことを教育では今、私はライフワークでやっていますけれども、これは私の趣味の領域になりますので、あまり今日は詳しくは申し上げませんが、今るる申し上げましたように、教育問題、今まで私が関係したことをぜひとも坂城で実現していきたいと思っております。坂城はそのベースがあります。前にも申し上げましたけれども、格致学校というすばらしい学校、明治期に皆さんでつくった学校があります。そういう伝統があります。それを大切に子どもや若者を育てていきたいと思っております。せっかく塚田議員からこういう話がありましたので、ちょっと勝手な答弁になりましたけれども、こんなことでお許しいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

**6番（塚田君）** 私の質問は、特別これこれというような答弁を求めたわけではありませんけれども、山村町長の教育の一端を伺ったかと思えます。

老子ということで町長のブログに2回ばかり載っていますけれども、なかなか奥が深くて簡単には私自身もわかりませんが、中国の古典の思想とか哲学だと思うんですけども、またおおいとお勉強をさせていただきたいと思えます。

それでは続いて第2の質問に入りたいと思えます。

1. 坂城中学校開校50周年について

昭和37年に坂城、中之条、村上の3中学校が統合建設されて50年、昭和38年、第1回の卒業生としましても大変感慨深いものがあります。記念事業実行委員の皆さんには、これまでの準備とご努力に対して感謝を申し上げるわけであります。

さて私は昭和22年生まれ、たしか町長と同じ年だと思いますけれども、前年に新憲法が公布され、この22年には教育基本法が制定された戦後教育の一步を記した戦後っ子の代表とも言える世代の一人として質問します。

イ. 町として記念行事は

50周年記念の計画はあるのか。

ロ. 実行委員会の記念事業に施設整備とあるが

記念事業に施設整備とあるが、その内容はどのようなものか

ハ. 町内小・中学校の冷房設備の状況は

昨年の猛暑を受け、小・中学校の普通教室に扇風機やエアコンを設置する自治体が増えています。町内の小・中学校の状況について、できる限り詳細な説明を求めて1回目の質問とします。

**教育長（長谷川君）** 塚田議員さんからの坂城中学校開校50周年についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まずイの町として記念事業はについてお答えをいたします。

今ご指摘もいただきましたように、今回の開校50周年記念行事は坂城中学校開校50周年記念事業実行委員会、ここで計画をされている行事でございます。この実行委員会は、坂城中学校のPTA正副会長を歴任された方々を中心にPTAの皆さんで構成され、推進にあたってくださっているというふう聞いております。

教育委員会といたしましては、今回の50周年記念事業を歴代のPTAの皆さんが開校50年をひとつの節目として、さらなる充実発展を期してスタートするために、主体的に、かつ自主的に取り組んでくださっている行事と受け止めております。従いまして、どんな形であれ、今回の記念行事推進に加わることは考えておりません。また教育委員会としての記念行

事を行う予定もありません。今回のような事業は学校もPTAや地域の皆様が主体になって発議され、進めていただくことが最もふさわしいと考えております。

過去におきましても町内3小学校で行われました開校100周年事業、130周年記念事業は、いずれもPTAの皆さんによって自主的かつ主体的に結成しました実行委員会で実施していただいたところであります。今回の坂城中学校のPTAの皆さんが、生徒のために、学校のために、このような節目を祝う事業を計画していただいていることに教育委員会としても深く感謝をしているところであります。

次に、ロの実行委員会の記念事業に施設整備とあるがということについて申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、実行委員会で進めていただいておりますので、詳細についてまで理解をしておりますけれども、事務局からいただきました資料をもとにお答えをさせていただきます。

今回の記念事業は5つの事業が計画されているようでございます。

第1は、記念誌の発行事業、第2は記念演奏会事業、第3は記念式典事業、第4は記念講演会事業、第5が教育環境整備事業と伺っております。

このうち2番と4番につきましては、広く町民の皆様に公開して行われる予定であると聞いております。

今回の5つの記念事業推進のための資金につきましては、今までPTAで積み立ててきた資金があるとのことでございますけれども、不足している部分につきましては、広く町民の皆様などにご寄附をお願いして賄っていく意向と聞いております。

施設整備ということでございますけれども、教育委員会としましては、町内4小・中学校の教育施設設備の充実を図るために日々いろいろ努力をまいっております。しかし、この施設整備はいくら進めたとしても十分であると、もうこれでいいというところはありませんというふうには受け止めております。そのような状況の中で、今回のように教育環境を改善整備する内容を含んだ記念事業にご寄附をいただけることは大変ありがたいというふうには受け止めております。

今までも地域の皆様や坂城町に縁のある皆様方が坂城町の児童生徒の健全な成長を願って学習環境等のより充実を図るためにご寄附をいただけることがございました。教育委員会としましては大変ありがたく、うれしいことございました。教育委員会としましては、これらのご寄附には心より感謝を申し上げてお受けすることがご寄附くださった皆さん方のご意志に応えることであるというふうには受け止めております。

へにつきましては、担当課長よりお答えを申し上げます。

**教育文化課長（中沢君）** 私からは町内小・中学校冷房設備の状況はについてお答え申し上げます

す。

小・中学校の冷房設備の設置状況はについてお答え申し上げます。

小・中学校の冷房設備の設置状況は、小・中学校合わせますと110教室、183台の冷房設備がございます。内訳は、クーラーが15教室に合計26台設置、天井設置扇風機は57教室に合計113台、卓上設置扇風機は40教室に合計44台でございます。

教室のクーラーの設置につきましては、県内小・中学校の設置数を毎年、県教育委員会で取りまとめています。平成22年度の県内の小・中学校の教室へのクーラー設置割合は5.7%であり、そのほとんどがパソコン教室などの特別教室への設置であります。坂城中学校では、どの教室にも天井設置扇風機はなく、工場等で利用される業務用の大型扇風機1台を各教室で利用しております。以上でございます。

6番（塚田君） それでは2回目の質問に入ります。

教育長の説明によりますと、実行委員会から常々聞いているだけと、そういうことで、町は当初から記念する行事もすべてやる気はなかったと、そういうことですが、今までの小学校の場合と、私は思うんですよ、町全体の統合された中学ということで、私個人があと50年の100年後にはもういませんけれども、本当にこういう50年というけじめはちゃんと町としてもつけるべきではないかと。これは実行委員会にすべてお任せで、実行委員会から報告を聞いていますと、こういうことで果たしていいんでしょうか。この坂城中学校に対しては町がどのくらいの大きなお金を注ぎ込んで37年に建設したかと、そういうけじめであります。いまさら、6月に入りまして、これから準備をするといっても、もちろんやる気がないんですから、やらないということですから、それは結構です。

それでは町長に伺いますけれども、今議会の補正予算に坂城中学校の50周年記念事業50万円の補助金とあります。これは記念行事のものか施設整備の一部か、その認識をまず伺いたい。

そして2点目、この補助金の整合性について私は非常に疑問を感じます。昨年の坂城高校100周年記念に町は幾らの補助金を出しましたか。

この施設整備について教育長に聞きます。

一部の地域で回覧文書が出ました。そこにはしっかりと扇風機1教室に2台と、そういう具体的な数字まで入っていました。これがいつしかこの回覧文書が回収されております。この回収した意味は、どういうことで回収されたんでしょうか。

教育文化課長に伺います。

扇風機などの詳しい数を今聞きましたけれども、坂城中学校の具体的な教室と各特別教室等の設置状況を伺って、昨年の歴史に残るような猛暑の中で、各中学校、PTA、保護者などから扇風機等の冷房設備をつけてほしいとか、そういう要望はあったか、ないか。以上お

聞きまして2回目の質問とします。

**町長（山村君）** お答えします。

先ほど教育長の答弁を聞いていますと、私もいささか町は一切関係なく、勝手にPTAがやっているように聞こえましたけれども、決してそうではございません。

それから今、町が幾ら記念事業にお金で渡しているのかということ、それは50万円です。実はPTA会長はパルみやじまの宮島さんなんですけれども、何回かお話を伺いました。その中で、いわゆる学校の設備を皆さんから寄附金を集めて買うというのは、これはいささか僕は問題だろうと思いました。なぜなら学校の設備は、やはり町で揃えなければいけないと思っております。しかしながら、寄附金が今250万円の限度額ということで私がオーケーしまして寄附をやられていると思います。それから新垣さんでしたか、歌手を呼んでコンサートもやると、そういう行事をやると。その行事の中で町はどれだけご協力しましょうかということで50万円を支払いましょうということで、今調べてもらいましたら、去年の坂城高校の場合には100万円ですか、そのときご協力しているそうです。去年、100周年のときには、100周年だから100万円、50周年は50万円という単純な計算ではないと思うんですが、いずれにしても町が関係なくやっているわけではございません。そういう相談をしました。

それで実は今、回覧した紙を回収したというお話がありましたけれども、それは私の方からお願いしました。なぜならば、今申し上げたように、寄附金を集めてその中で歌手を呼んである、それはご自由です。ですけれども、その中に扇風機何台と書かれては、今おっしゃったようないろいろな問題が出てくるし、町の行政の姿勢も問われるということで、できるならばそれは回収していただいて、総額で、何といたしますか、学校の設備も買いますよというような表現にしてくださいということでお願いしたんですが、紙を回収していただくはるか前に前の紙が回っていたようで、そうしますと、今おっしゃるように、あれは何だという話になると思いますけれども、もう一回繰り返しますが、町は全くこれにはかかわりなくやっているということではございません。相談をしてきました。ですけれども、主体はあくまでもPTAです。町は幾分の何ができますかということで、金額は、これから認めていただかなければならない補正の中の金額ですけれども、50万円ということでご協力させていただいたということでございます。

あと補足がありましたら教育長から。私の答弁は以上といたします。

**教育長（長谷川君）** 1度回覧をされたビラが回収されたのはどういう意味かということでご質問をいただいたわけですが、今の町長の答弁に尽きるかなと思いますが、あと2つ付け加えさせていただきたいと思えます。

1つは、回収をお願いした紙には、その時点では寄附金の目標額が250万円というふう

に出ておりました。しかしながら、そのときにその時点で町へ申請があったのは200万円でしたので、金額的に齟齬がございますので、これはおかしいではないかという点が第1であります。

第2は、実行委員会名の最後に校長名がございました。実行委員会はいくまでもこれは実行委員会としてPTAの皆さんがつくってくださっているものでありまして、教育委員会としては学校長という形でそこに加わることはいかなるものかということで、校長はPTAの副会長でもありますので、PTA副会長という肩書で載せていただきたいということをお願いをいたしました。

この2点が回収をした意味であります。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** お答えします。

坂城中学校の冷房設備の状況はでございますけれども、38教室にクーラーの設置が12台、教室数にしますと8教室でございます。30教室に業務用扇風機30台設置しております。

それからクーラー等の設置要望があったかということでございますが、具体的にはございません。

**教育長（長谷川君）** 教育文化課長の答弁に付け加えさせていただきますが、扇風機、クーラー等の設置につきましては、昨年の9月議会だったと思いますけれども、議員さんの方からそれについてどう考えるかというご質問等も頂戴をいたしました。以上付け加えさせていただきます。

**6番（塚田君）** まず町長と教育長が大分意見が食い違っております。これは大問題じゃないでしょうか。一番根本的な行政が施設には責任を負うと、これは原則ですよね。方や教育長は、ご寄附はありがたいと、まるっきり180度違うじゃないですか。先ほど補助金の整合性も言いました。本当に行政というのは公正中立でなければいけないんですよ。50周年とか100周年の問題ではなくて。もし大事なものだしたら、これはみんなが意志を統一しなければいけないのではないかと。

そして今、補足でありましたように、教育長が学校からPTAから冷房施設の要望はなかったと、課長ですか、そういう答弁がありました。私、聞く範囲では、この50周年の記念事業を行うにあたって、いくら町に要望をしても町は扇風機を入れてくれないから、だから、この50周年記念の予算の中に組みましたよと。ですから最初の文書の回覧文書の中には200万円が扇風機として載っているんですよ。それは天井扇ですよ。業務用の扇風機はあるけれども、ただ風が当たるところだけは涼しいけれども、当たらないところは全然価値がないと、そういうことで常々要望をしても入っていなかったのが事実ではないでしょうか。そこをもう1度確認します。

そして、行政が行うべきということは、先日の『信毎』にも載っていました。長野市教育委員会は全小・中学校の普通教室1千室の天井に1教室当たり2台から4台の天井扇をつけるというんですよ。これが3,600台。これは各自治体でこういう動きが進んでいるんです。もうじき暑くなるんですよ。

それで先ほどの質問は、実行委員会は控え目な数字として1教室に2台なんですよ。長野市は1教室に2台から4台です。だから2台で果たしてその教室の扇風機が有効かどうかということを聞きましたら、2台では足りないと言いました。でも町がやらない限りは、この機会に寄附を集めてやるんだと。その辺どうでしょうか。もう1度お伺いします。

**町長（山村君）** ひとつお断りしますが、私と教育長が言っていることが違うとは私は思いません。ただ、私が申し上げたのは、これはPTAが全部やっていることだというのはちょっと言い方が言い過ぎだということを申し上げました。ですから行政も関与してやっています。

ですから今回補助するけれども、それは扇風機を買うための補助ではないんです。PTAの同窓会のためにお金を出しますということです。ですから中に何を買うかというのはわかりません、私は。ですから初めの紙には、さっき申し上げたように、寄附をやるには限度額が必要です。私は200万円と言ったのに250万円で紙が配られたと。それはおかしいじゃないですかという話もありました。何を買うかというのは、これは同窓会の行事の中で決めてくださいということでございます。今言われるように2台で足りないのかもしれませんが、4台本当に必要なかどうか、それはちょっと確認しなければわかりません。本当に暑くてしょうがないなら、それは行政でやらなければいけないと思っています。

ですから先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、町立の中学校ですから、これは一切関係ないなんていうことは思いません。だけれども、50周年行事は、これはあくまでPTAが主体でやりますよと。でも幾分のお金が足りないから、それは補助してくださいよということで、じゃあ、やりましょうということでございます。私と教育長の意見は全然違ってないと思います。表現のあり方がちょっと違ったかもしれません。と私は思っております。ちょっと補足します。

**教育長（長谷川君）** 今ご質問いただいた中で「学校の方からは再三にわたって要望をしたけれども」というお言葉がございましたけれども、私は予算がどういう要求をされているかということを詳しくつかむ立場にはありませんが、それについて教育委員会で、例えば坂城中学から扇風機をつけてくれと11月の段階で要望があって、その予算をどうしようかというようなことを議論した記憶はございません。いろいろなところでそういう声があったかとは思いますが、正式な予算要求のルートでは、そういうことは少なくともここ2年ほどの間は聞いておりません。以上です。

6番(塚田君) 表現の違いとか、聞いている、聞いていないとかいう問題ではなくて、現実問題としまして我々もうクールビズの体制に入っております。各学校は、もうじき猛暑の中で勉強をしなければならないような状況なんです。いまさらここで町長がすぐつけると言っても天井扇がもう売り切れてないかもしれません。もう各自治体は早く手を打って入れているんです。

今後この行政の責任として実行委員会とかPTAに頼ることなく、施設整備について町長の言われるとおりの責任を持って整備をしてほしいと思います。

時間ですから、これ以上は言いませんけれども、1923年に大正12年の関東大震災では5万8千人が亡くなり、震災後の帝都復興について主導した時の内相、後藤新平の手腕が高く今、評価されています。震災後数日で基本方針をまとめ、潜在化していた都市問題の人口過密と感染症を解決した。後藤には人徳とリーダーシップがありました。責任は自分がとると常に言い、部下には思い切り仕事をさせ、優秀な人材がフルに回転できた環境をつくった。

よく政治、行政は結果責任と言われます。行財政改革により小さな組織になり、仕事は増えている中で、責任ばかり気にして上の顔を見ていて手も足も出ない組織になってはいないかと大変心配をしております。民間感覚とは予算があるか、ないかという問題ではないと思います。今必要なときに緊急性の高いものについては、即決断、即実行されることを私は望んで私の一般質問を終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後2時31分～再開 午後2時44分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、7番 山崎正志君の質問を許します。

7番(山崎君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1. 下水道について

イ. 進捗状況は

坂城町の公共下水道は平成12年10月に一部供用が開始されて以来、坂城地区から中之条地区、村上地区、南条地区へと供用範囲を拡張してきています。本年度、下水道事業特別会計の予算総額は、8億220万円であります。そのうち公共下水道事業費は3億6,647万円が計上されています。平成22年度末で65.4%、町民の3分の2が利用可能な状況にようやく到達いたしました。総事業費が約200億円ですから単純に計算をすると、まだこの事業が完成するまで60億円から70億円の予算が必要と考えられます。

そこで今の予算ベースで事業が行われると、最終的に完了するのは何年先になると想定す

るのか答弁を求めます。

また下水道が利用できるようになったが、接続を先送りにしている方も多いと聞いております。接続率を上げる方策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

ロ．国、県、広域への対応は

下水道の下流域である長野市、千曲市では事業が完了に近い状況にあり、65.4%の供用率の坂城町との格差は誰が見ても歴然であります。最上流である坂城町の悲哀であります。事業の完了を早めるために、国、県、そして長野市、千曲市にはどのような対応をとっていくのか、お伺いいたします。

先日、南条の南部の地域で「これから家を新築しようと思ったら、合併浄化槽の補助金が23年度はなくなった」と話していました。私も確認したところ、今年度は予算が計上されておられません。今後、合併浄化槽の補助金は計上されないのか、お伺いいたします。以上をもちまして下水道に関する1回目の質問といたします。

**建設課長（荒川君）** 私からは1の下水道事業についてご答弁申し上げます。

まずイの進捗状況についてであります。坂城町の下水道整備は町内の汚水を集める幹線管渠の公共下水道、そして坂城町、千曲市、長野市の汚水を一カ所に集めて処理をする千曲川流域下水道の二本立てで進めております。

平成3年度から事業化の流域下水道事業につきましては、平成8年度に一部供用開始となり、22年度末では幹線管渠、終末処理場の施設整備も合わせまして約83%の整備率となっております。

一方の町の公共下水道につきましては、先ほどお話にございましたとおり、平成6年度の事業着手から平成12年12月には一部供用開始となり、やはりこの22年度末では65.4%の整備率となっている状況でございます。

坂城町には広域的に汚水処理を行う流域下水道の最上流という地理的な条件の中で流域幹線の整備とあわせた下水道整備を行わざるを得ないといった制約の中でこれまでも取り組んでまいりました。その都度国の経済対策や補正事業の導入も行い、事業推進に努めてきたところであります。

直近の平成22年度におきましては、通常3億円の事業枠というものに対しまして大型補正を加え、5億7千万円を加えました都合8億7千万円余の予算規模により下水道整備を進めてまいりました。このように昨年度の取り組み事例やこれまでも過去において10億円余の予算規模で事業推進を図ってきた経過もでございます。

こういったことから単に現行の予算枠による完了予定を申し上げる状況にはなく、これからも動向等を注視しながら計画の前倒しなど整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に接続率の向上についてであります。これまでの状況を申し上げますと、供用開始と

なりまして、おおむね1年以内で4割から5割の方が接続をいただき、そこから2年ないし3年をかけて6割強に接続が向上してくる、そういった状況でございます。

下水道への接続については、工事の際の地元説明会、広報や受益者負担金の賦課納付のご依頼など機会をとらえながらPRを行っております。加えて下水道の接続に際する費用負担の軽減、事業の取り組みやすさということで水洗化ローンのご案内も申しあげているところです。このほか各世帯へ下水道事業の説明を行い、早期に生活設計に組み入れていただきますよう、昨年においての取り組みでございますが、昨年12月、上平区のご協力により区報へ掲載をいただき、また下水道事業の計画図を作成をし、全戸配布いただきました。本年の3月には金井区からやはり下水道事業に係る出前講座のご要望をいただきまして、下水道事業の見通しについて説明をさせていただきました。

今後におきましても、引き続き事業の進捗状況や早期にご利用いただけますよう啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、口の国、県、広域への対応についてであります。

これまでも下水道事業の整備促進に向けて千曲川流域下水道の延伸や予算枠の確保、補正事業対応など国、県に要望を重ねながら取り組んでまいりました。流域下水道事業の幹線管渠は、ほぼ事業完了となったところですが、終末処理場においては汚水処理量の流入量の増加にあわせて焼却炉、ポンプ、水処理施設の増設や施設の改築工事が計画されています。また維持管理経費の削減に向けて汚泥の減量化や処理過程に生ずるガスの再資源化など施設整備が計画をされております。流域下水道の構成町として長野市、千曲市と連携を図りながらランニングコストの軽減に対しても国、県に要請をしてまいりたいと考えております。

一方、国庫補助事業の整理統合に伴い、補助金の制度もこれまでの汚水処理施設整備交付金という名目のものから社会資本整備総合交付金へと移行し、採択要件や制度の内容が変わってきております。

こういった状況の中で、この23年度から公共下水道事業の整備計画区域内にある合併処理浄化槽の設置については補助要件から外れ、坂城町で合併処理浄化槽の補助対象となるのは小網地区といった状況でございます。国や県の助成制度による仕組みの中で現状復活は厳しい状況であります。

今後につきましても、下水道事業の一層の整備促進に向けて要望を行い、予算枠の確保や、より有利な方策による整備に取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上です。

**7番（山崎君）** 今、課長よりご説明があったわけですが、一番住民が聞きたいのは、やはり自分の家の前の道路はいつ工事になるんだ、来るんだということを聞きたいのが住民の声だと思います。今、アクセス道路から旧南条保育園に向かって工事が始まっています。また酒玉神社の通りも産業道路に向かって工事が始まっていて、もう産業道路の歩道にはカッターで

アスファルトを切った跡も入っております。「あ、ここには来るんだ」と誰が見てもわかります。そうやってわかる部分はいいんですけども、じゃあ、来年はどこだ、再来年はどこだでは、どこまでやったら終わるんだ、それが一番町民は聞きたいわけです。

今の予算ベースでいくと、私の推測で、さっき70億円から60億円と言ってしまいましたけれども、多分そこまではないのかもしれませんが、工事費として使っているのが3億6,600万円ですね。このベースでいった場合に10年で36億円です。やはり10年では終わらないという計算になります。そうやってどこからどこまではいつやるという形で示してもらって、じゃあ、どこを次の年にやるんだと、そういう部分を示すことはできないか、お伺いいたします。

**建設課長（荒川君）** 今お話にございましたとおり、町民の皆さんからお問い合わせをいただくのは、うちの前でがいつ下水整備をされるか、そのようなお問い合わせが多々ございます。

ただ、現実のお話といたしまして、事業を進めていくのに国から補助金をもらう、もらうためにどの範囲を進める、これは事業認可といいます、そういったものを持って仕事を進めています。

千曲川の右岸につきましては、町横尾、泉、入横尾、そして千曲川の左岸、村上側になりますが、村上小学校周辺から上平の地域、これを現在、事業認可区域ということで国の方に事業の予定ということで補助金の要請を行い、事業化を進めている、そんな状況でございます。

今年度のお話でございますと、今お話にございましたとおり、22年度の繰越予算、切れ目なく事業を進めておりますけれども、そういう予算の枠の中で町横尾、旧道から産業道路の区間、工事発注をしてございます。

一方、村上側につきましては、先ほど申し上げました村上小学校周辺の汚水を集める幹線管渠の工事を今進めております。今年度の予算の中で引き続き、今度は面的な整備を進めてまいりたい、そんなように考えております。

実際にうちの前ではいつになるのかというお答えでございますけれども、下水は自ず高いところから低い方へ流す、下流域から上流に向かって幹線管渠を行っていくものでございまして、面的な整備というふうに申し上げておりますが、点では拾っていくことができない、そういった中では、自ず制約があるということをご理解いただきたい。

また過去の経験値のお話ではなかなかあれかもしれませんが、本年度、先ほど申し上げましたとおり、22年度においては8億7千万円の予算というのは大変大きな公共下水道の予算を確保し、事業推進を図ってまいりました。それ以前につきましても4億円強の予算規模で事業の前倒し、取り組みを進めてきている、そういったような状況の中で、なるべく早い間に早期完了に向けて努めてまいりたい、そのように考えております。

7番（山崎君） ありがとうございます。やはりいつそうやってどこまでできるということは明言はできないのだらうと思いますが、本来でしたら25年度に完了というのが当初の計画であったわけですね。その部分でいくと、やはり町民としては、そういうふうに言われている部分というのは、どうしても頭の中に入っているわけです。毎年このベースでいった場合には、どうしてもまだまだ先になってしまう、本当に南条南部、鼠の端になってしまうと、この間言われたんですよ。「上田のそこまではもう来ているのに、そっちにつなぐのが早いじゃないか」という。それは長野公共下水だからそういうわけにいかないという部分はわかっていらっしゃっても、そういうふうに言う方もいらっしゃいます。

さっき下水は高いところから低いところに流れる、それは当然のことですね。今、幹線として太いのが日精樹脂工業さんの横の線路を超えて国道の手前までいっているわけですね。それを超えた場合には、もう金井の上の方にも行ける、鼠の方に行ける、両方一遍にいける、どっちが高い、低いということは言えなくなると思うんですけども、そういうときにも結局優先順位というのが多分ついてくると思うんですけども、一遍にできれば一番いいんですが、そういう部分も含めて、どのようなふうに、本当に取り合いになってしまうわけですね。こっちが早く欲しいと。そういうのも出ると思うんですよ。

そういう部分もうまく調整していかないとまずいと思うんですけども、そういう場合、さっきの合併浄化槽ですが、まだ10年たつんだったら合併浄化槽を入れようと思う人もいるかもしれないですね。そういう部分も含めた場合には、優先順位があって、そこが早く終わるんだったらあれだけでも、遅くなるんだったら合併浄化槽をつけるという方がいらっしゃると思うんですよ。そういう部分には、やはり遅れてしまうからちょっと待ってほしいという部分で合併浄化槽の保証金を出しますよという制度があってもおかしくないんですけども、その部分をちょっとお聞かせください。

建設課長（荒川君） 合併処理浄化槽の補助制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり国の補助制度の見直しによりまして、下水で整備をするエリア、今までは事業認可に至らない区域については浄化槽の補助という制度もございましたが、ここで補助金の整理統合によって公共下水道でいずれ整備をされる区域についての合併浄化槽の補助というものは打ち切りになったと、そんな状況でございます。これは国の制度がございまして、それに対する県の上乗せ分、そして町の制度、こういった中でございますので、ご不便はおかけをいたしますけれども、現行の中で補助制度という打ち切りの中ではご理解を賜りたい、そのように考えております。

それと下水の事業の、先ほど申し上げましたとおり、現在事業認可で持っております谷川から以北、町横尾、泉、入横尾、そして村上の先ほど申し上げたエリア、ここを進めるというのが、まず第一のものであろうかなと。それが完全に終わってから次のところということ

ではございませんけれども、一定の実績を稼いで、その後、先ほどお話がございました、今、幹線が国道の東側まで来ております。それを渡って今度は新地、金井、鼠の方へ進めていく。どのような形で整備を進めていくかということは現状まだ申し上げる段階ではございませんけれども、一般論的に言えば、幹線管渠が整備をされ、今度は面整備をして直ちにご利用いただける状況をつくっていく方が投資効率が大変よろしい。となりますと、自ずその周辺からというのが順当な進め方になるかなと、そのように考えております。

**7番（山崎君）** 課長からいろいろ答弁いただきました。

ここで少しちょっとこの部分に関して町長さんのご意見もお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

平成12年から一部供用になってからここまで来ていると。当初よりも大分遅れているという部分があります。住民としては、どこに来るんだという順番の地図みたいなものが欲しいという部分があると思うんですよね。もし年度で無理だったら、じゃあ、あと幾ら、予算額でしましよ、60億円残っていたらここまで、50億円残っていたらここまで、40億円だったらここまで、ゼロになったところで全部終わる、そういうベースでもいいから何かできたらいいんですけれども、そういう策定ができるかどうか、町長さんにお伺いいたします。

**町長（山村君）** 今おっしゃるようなことが即座にできれば望ましいんですけれども、年度年度でどれだけのお金をかけられるかということで大幅に違ってきます。それから国の、あるいは外部から来る財源がどのくらいあるかということによっても違ってくるかと思えます。

しかしながら、何もないというのは大変でしょうから、内部で検討して、どのくらいの絵がかけるかというのを考えてみたいと思いますけれども、何せ今度、国からの財源がどういうふうに変まってこっちへ来るのか、恒久的な形で来るのか、いろいろなことを考えなければいけないと思っておりますので、簡単に絵をかいて、そのとおりにならないと、またお叱りを受けると思っていますので。しかしながら何も絵がないのでは困ってしまいますので、できれば、前から申し上げているように、町には10カ年計画あるいは5カ年計画、3年ごとの実施計画がありますので、できれば実施計画のレベルでは数値とともに示せるようなことを来年度以降考えてみたいなど、これは私の希望です。ただ、全体像までかけるかどうかちょっとわかりません。それはちょっと考えさせてください。私も検討します。

**7番（山崎君）** 町長も下水道に関して、いろいろこれから検討していくと、早期にできるようにしていただけるという話でした。

2. 町長の施策理念について

イ. 教育施策について

私は5人の子どもたちがいます。長男が今年24歳、一番下、末息子の三男が12歳であ

ります。一回り違うわけですが。この子たちは坂城町で育ち、そして坂城町で教育を受けてきました。以前、坂城中学校の校長をされていた先生がおっしゃっていましたが、退職後、保育園にかかわるお仕事をされて、そのときに感じたそうです。基本である幼稚園、保育園のときに団体生活のベースをつくっておかないとその後大変であると。その先生は、実は坂城中学校がとても荒れたときの校長先生でありました。それと 생각이重なったんだと思いますけれども、そこで町長の教育に対する理念をお伺いしたいと思います。

次に、小学校のハードの面の質問なんですが、町内3小学校、南条小学校の体育館の耐震化工事は8月に完了いたします。それをもって体育館の耐震工事は終わります。そこで今度は本校舎に移ると思うんですが、昭和53年に南条小学校が建設されて、それを皮切りに坂城小学校、村上小学校と建設されたわけであります。次に取りかかる本校舎の耐震化はどのように考えているのか、工事で対応するのか、それとも建て替えという話になってしまうのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

また現在、小学校、中学校におきまして、国の雇用促進事業の関係で3名の先生が加配されております。この事業は今年度打ち切りになります。来年度はどのような対応をとるのか、お伺いいたします。

昨年100周年を迎えた坂城町を多くの方が支える母校である坂城高校です。町はどのようなかわりをもって、これから先、高校とかかわっていくのか、お伺いしたいと思います。

ロ. 所信表明について

広域行政に関しては1点だけお伺いしたいと思います。

上田広域と長野広域の2つの広域行政に参加している坂城町です。上田地域定住自立圏構想が協定終結に向けて進められているわけですが、長野市もその策定を始めたようなことを聞いております。それによって長野市が、もし坂城町に対して自立圏構想の参加を求めてきた場合には、坂城町はどのような対応をとっていくのか、お伺いいたします。

ワイナリーの件ですが、私は超左利きなものですから、私にとっては夢が持てて魅力的な話だと思っております。そこでワイナリー構想の中には遊休荒廃農地の活用、そして観光にも結びつく構想なのか、お伺いしたいと思います。以上をもちまして町長の施策理念についての1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 予定してあらかじめいただいたご質問と随分違うことがいっぱいありましたので、足りない分は我がスタッフからも補足してもらおうことにします。

まず一番初めの教育施策の中で、まず感激したのは5人のお子さんがおられるということはずばらしいこととございます。ありがとうございます。24歳から一回りの12歳までおられるということで、こういう方がたくさん増えればいいなというふうに思っております。

小さいころの集団の生活、これは非常に大事だと思っております。特に人間形成で3歳か

ら10歳までの間、いわゆる3歳までは人間のことをカタカナで「ヒト」と書くんですけども、3歳から10歳以降は人間の漢字の「人」となる。本当に人間が成長していく非常に重要な時期だと思っております。その間の3歳から10歳までの教育期間にあるのが保育園、幼稚園のことだと思えます。

ご存じのように、なかなか国の施策で幼稚園と保育園の所管感情が違うということがあって、文科省と厚生労働省というのがあって、児童福祉施設であるのか教育施設であるのかというのは長年論争しておりますし、幼保一体化というのにも検討しておりますけれども、なかなかそれも進まないということがございます。

しかしながら、坂城町は3つの保育園と1つの私立の幼稚園があるということがございます。ですから、これが一緒にいっぺんになるということもなかなか現実問題ないかと思えます。今、既存の町の持っている施設の中で、山崎議員のお話にありました適切な教育が行えるように町としても全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

小学校の件ですけれども、学校の耐震化のことがございます。

実は今回の補正予算に南条小学校と村上小学校に関しまして調査費というのを予算計上させていただきました。ということは、従って耐震工事をやるということを前提でとりあえず進めさせていただきます。

先週ですか、南条小学校を見てきました。あれを拝見しますと、簡単に耐震だけで終わるというのではないような気がします。いろいろなことを考えなければいけないかと思っております。非常に昔は先進的なつくりだったと思えますけれども、なかなか大変な取り組みになると思えます。本当に耐震工事を全部やるのかどうかというの、とりあえず調査をして、それで調べていきたいと思っております。中核避難所と位置づけられている学校でもありますし、保護者の皆さんにも安心していただける施設整備が大事だと思っております。

それからソフト面のお話をされました、小学校の。いろいろ私、学校を見てみますと、私の今までの経験からしますと、坂城町は非常に遅れているなという感じがしております。特にIT教育、IT化、いきなり短期間で予算を全部つけるというわけにはいかないかもしれませんが、これは私は坂城町が新しい時代のものづくりのまちだとか、教育と企業が一緒になるといった中で考えてみたときに、もう少しIT化の施設、設備投資、それから先生に対する教育もそうですし、何といたっても子どもたちが坂城の小学校、中学校を出たら、ほかの地域に比べてITではるかに遅れているなんていうのでは困ってしまいますので、これは私なりに考えていきたいと思っております。今現実問題で、今何をどうするということは難しいんですけども、これは小学校を全部見てもそう思いましたし、児童館も遅れています。中学もそうかもしれません。これは時間を少しかけさせていただいて、教育委員会とも十分協議して、もしかししましたらIT化推進検討会みたいなものをつくって先生方や議員

の皆さんに入っただいて議論するようなことを進めていかないといけないと思っております。

いろいろ予定していたことが全然質問に出ないものですから、質問にあった中で少し答えます。

3人の先生、緊急雇用制度の話がありました。これはやはり国からの100%の事業でございますので、これも教育委員会と検討しますけれども、基本的にはその継続は難しいかなと思っております。ただ、それを補えるようなものが何かあるかというのは検討させていただきます。緊急雇用制度、この中から出ていますので、財源がないと、いきなり「はい、わかりました」というわけにはいかないかなというふうに思っております。

それから広域行政についてですけれども、坂城町は長野広域連合、上田地域広域連合という2つの広域連合に所属する、ある意味では全国で稀な自治体であろうと思っております。これは、ある意味では自律のまちとして独立して生き残るというためのひとつの方策であろうというふうに思っておりますが、先日も上田の母袋さんといろいろお話ししましたら「あなたのところは、いいとこ取りしているんじゃないか、両方から」と。私はこれでいいんじゃないかと思っております。

しかしながら、長野の方での定住圏、上田と同じようなものについては、私は具体的な提案は聞いておりませんので、よくわかりません。ご存じのように定住圏のやつはひとつひとつのテーマによって手を組みますので、それは長野でもあれば組めるかなというふうに思っていますけれども。もし、後で補足が必要なら、してください。いずれにしても上田とは今、地域医療、産業振興、地域交通、人材育成の4項目についてテーマを決めてやっています。もっともこれが増えればまた増やせばいいということでございますけれども、これも協定を結びたいと考えております。まず上田ですね。これは今回の議会の方に提案しておりますので、またご議論いただければというふうに思っております。

それからワイナリーの話ですね、これも私、大好きなんで、ご一緒に検討したいと思っておりますけれども、基本的には今お話がありました遊休地を使うか、これは検討の中に入っていくと思っておりますけれども、先日ある方の専門家に聞きましたら、山梨はもうだんだんワイナリーには適さなくなってきた。なぜならば温暖化で今はみかんが適しているという話になってきたらしいんですが、坂城の適しているところは500mから1km、和平まで、上の方までであるということでございますので、必ずしも遊休地優先というよりは適した土地でどれだけあるかということを検討していくことかなというふうに思っております。

ただ、これもまだまだ検討を始めたところでございますので、息の長い坂城町の、ある意味では生きる糧にならなければいけないと思っておりますので、もちろん遊休地も含めてですけれども、最適地はどこにあるかということを考えて決めていきたいと思っております。

以上でございます。何か補足があったら、以上でございます。

**7番（山崎君）** 今、町長から答弁いただきました。

ちょっと通告の部分であれかもしれませんが、その分はまた触れるといたしまして、いろいろ町長も子どもに対しては理解があるようで、私はうれしく思っております。これから坂城町を支えていく子どもたちが、どのようにこの町を愛し、また、この町に帰ってくるという環境をつくるというのが私は一番だと思っております。カムバック・サーモンという形だと思うんですが。その中で何が思い出に残るか、また自然とかそれもありますし、あと人柄とかそういう部分、坂城町はいいものを持っているから、それを伸ばして行って、この町に住みたい、帰ってきたいという町にしていきたいと思っております。

私もおやじがちょうど50年前に坂城中学校ができた統合中学の初めてのというか、そのときにその中学校で教職をとっていました。長野師範から朝鮮師範に渡って、それから軍隊を経て戻ってきて教員職をとったわけですが、うちの父としても恐らく坂城中学に対しても思い入れがたくさんあったと思います。残念なことに平成10年に亡くなりましたけれども、私はちょっとおやじの姿を見ていて教員というのはおれにはなれるものじゃないと思って私はちょっとそこからは手を引いたんですが、そしたら長女が今、教養学部の4年生で、昨年、南条小学校で教育実習を行いまして、来年の小学校の先生に向けて勉強しているところであります。できれば杉並区の師範館で教わったら、もっといい先生になったのかなと、これから先生になるわけですけれども、そういうところに機会があったら行かせてあげたかったなとも思っております。これから町政を担っていく町長にご期待を申し上げて私の一般質問を終わります。

**議長（宮島君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時22分～再開 午後3時33分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

会議に入る前にテレビカメラ等の使用の届出がなされております。これを許可してあります。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

次に13番 柳澤澄君の質問を許します。

**13番（柳澤君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 変化する地方自治への評価は

イ. 地方分権か、地域主権か

最初に、4月の選挙を戦って新たに町の長となられた山村町長に心からのお祝いとご期待と、あわせて「ご苦労さまです」と申し上げるものであります。

「ご苦労さまです」と申し上げるのは、今我が国は経済不況に震災が加わって混乱の中、地方自治も不透明な変化をしようとしているからであります。

本来、自治は住民自らその利害関係や公共事務を処理し、また参加するものであります。国民主権、住民自治と言われながら我が国の民主主義自治は血を流して手に入れたものでないだけに今も国家権力の意志が大きく働いています。

地方自治法は、第1条目的で国と地方公共団体の基本的関係を確立し、また地方公共団体の健全な発達を保障と言っていますが、3割自治の実態は今も続いています。地方分権は地方が受け身の感じだと言われ、地域主権という言葉を使うことにしたようですが、中身に変わりはありません。地域分権から地域主権への名のもとに総務省の地域主権戦略大綱は国による義務づけ・枠づけを見直して、可能な限り多くの行政事務を住民に最も近い基礎自治体に担わせるとして抜本的地方自治法の再改正を考えています。これは地方政府基本法を制定し、道州制にまでつながるような広域化のようです。定住自立圏構想もその走りではないかと思えてしまいます。

補助金の一括交付金化ですが、先ごろ県へは1回目の交付があったようです。市町村へも12年度から段階的に進むようです。大きな変化が始まっている地方自治の流れをどう評価あるいはどう考えておられるか、お聞かせください。

ロ. 今後、優先する施策は

町長は選挙前後、そして就任以来わかりやすく具体的な施策を幾つか発信されてきました。国からの権限委譲、財源委譲は経済収支では地方の疲弊に拍車をかけたとも言われています。そして補助金一括化も陰には国のコストカットの発想があるのだとも言われます。加えて東日本大震災の経済的影響も未知数のときですが、ライフライン整備、福祉、産業振興、教育等々について優先すべき施策はどんなことからと考えておられるか、初議会なので大まかな具体的でないことをお聞きしているんでありますが、お聞かせいただきたいと思います。

また今回提案された補正予算の中で2点について確認とお考えをお聞きしておきたいと思えます。

1点は、南条、村上両小学校の耐震化事業についてであります。

実施設計委託費が計上されました。設計に問題がなければ2校の工事はどのように行うのか、お聞かせください。

もう1点は、ソフト面での教育関係です。

英語教育関係の費用が増額されました。これはもちろん大事な貴重なことですが、子どもたちが惻隱の情といったものを持ちながらたくましく成長するため、行政や小・中学校教育の現場にそんなに長くは浸ってこられなかった町長です。何か新しい発想をお持ちだろうと思います。お尋ねしておきたいと思えます。

新町長になって初めての議会です。ごく基本的な所信を中心にお尋ねをいたしました。以上で1問目1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ありがとうございます。

まずイの方、地方自治への評価ということでございますけれども、先ほどお話ありましたように、地域主権改革というのがあります。ありますが、基本的に地方自治体の一番重要な仕事というのは、何といても地域社会において身近な共通課題を素早く処理するという政治行政の実践機関だと思えます。ですから身近なテーマがいかに早く解決できるかという、この基本的なところがないとだめだと思っております。地方自治についていろいろなポイントがありますけれども、まず私はこの点を中心に考えるべきだと思っております。

さて、地域主権改革ということについて述べます。

その理念としては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めていくという、そのために活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しているわけです。このために国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していくものと私も期待しております。

先ほどもご紹介がありました昨年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されました。国においては、地方公共団体の事務でこれまで国が法令で事務の実施や方法を縛っている義務づけ、枠づけの見直しを行っています。また基礎自治体へ権限を委譲するなどの検討がなされています。

一括交付金については、地域の自由裁量を拡大するための地域自主戦略交付金として創設され、平成23年度は第1段階として5,120億円が都道府県分として予算計上がなされました。4月に約4,644億円、6月に約220億円、合計で4,864億円が継続事業の事業量や道路延長などの客観的手法に基づいて配分なされたということでございます。

市町村分につきましては、ご案内のように平成24年度から交付されるという予定であります。詳細については今後示されていくと思われませんが、この一括交付金については、地方の自主性が高められ、使いやすい交付金になるということを切に望んでおります。基礎自治体への権限委譲を進め、国の出先機関についても改革の理念に沿って原則廃止の姿勢で見直していくとされております。これらに伴う広域的自治体制の整備や財源、人員の確保が基礎自治体に求められるものと思っております。これらの整備について国において十分な配慮をしていただきたいと思いますと思っております。

さて、平成11年以降なされてきた平成の大合併が今年3月で一区切りとなり、今後は市町村合併のほか広域連携の手法を充実させ、多様な選択肢の中から最も適した仕組みを市町村自らが選択して行政基盤を強化するとされております。以前からの広域連合に加え、今議

会で協定の締結をお願いしております定住自立圏構想についても、この一連の流れの中にあるものと考えております。

坂城町は長野広域連合と上田地域広域連合の2つの連合や千曲市などとの一部事務組合に参加しており、新たに上田市を中心とした定住自立圏構想にも取り組んでまいります。当町のような小規模自治体にとって、ごみ処理や消防、二次医療、交通網の整備など一定規模での取り組みが求められる課題に対応していく上で広域連携していくことは大変重要なことだと思っております。

所信表明の中でも申し上げましたが、今後も研究・検討する中で住民福祉の向上や町の発展にとって必要な課題であれば積極的に広域連携での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ただし、広域連携というのは相手があることであり、すべてが町の思いどおりになるわけではありませんけれども、参加の是非や連携内容の選択など自己決定できるということを大切にしながら自律のまちづくりを進める上での重要な手法であると考えております。

道州制という言葉もありましたが、道州制については、いわば完結しているのは北海道ぐらいのものでありまして、ほかのところは状況がまだよくわかりません。これについても種々検討されると思いますけれども、具体的なものがまだはっきりと出てきておりません。推移を見守っていきたいと思っております。

先ほどお話がありましたけれども、最近の国政の混乱ぶりを見ていますと、我々地方自治体というのは自らの進路をしっかりと見定め、文字通り自立していくことが重要であると感じております。その意味で地域主権改革がその理念どおり進められるならば、肯定的にこれをとらえることができるというふうに思っております。

当然そのためには財政的・人的措置が伴うことが前提であります。自己決定イコール自己責任ということになります。格差を助長しないように注視し、県や他市町村等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

ロの方のご質問ですが、基本的には私の所信表明の中で、重点的にどれを取り上げていくのかというお話の中で、ご質問の中では教育関係がかなりありました。これは教育長の方から答えていただこうと思っておりますけれども、その中で惻隱の情という言葉がありました。他人を思いやる、他人のことを自分の隣にいる人、周りにいる人にどのように手を差し伸べられるかと、こういう惻隱の情というのは、ある意味では今、日本に欠けていることではないかと思っております。これについては、教育だけではないですけれども、これから坂城町の行政を進めていく意味で坂城町の人みんな惻隱の情があると、ぜひ行きたいというような感情になればすばらしいなと思っております。

とりあえず地方分権か、地域主権かについては以上の答弁とさせていただきます。ありが

とうございました。

**教育長（長谷川君）** 柳澤議員さんからの2小学校の耐震化に関するご質問について、教育委員会という立場でお答えをさせていただきます。

今回の大震災の状況を見る中で、校舎が激震に耐えて児童生徒の安全を確保すること、また学校等の避難場所が激震にも耐えて、その機能を保持することの大切さというものを改めて強く感じたわけであります。その意味からも町内の4小・中学校の耐震化を早急に実現することが必要と考えております。

中学校は平成に入ってから建設でありますので耐震化はできておりますし、坂城小学校はすべて耐震化ができております。それから村上と南条の体育館が片方はでき、片方は進行中ということですが、校舎の方は村上と南条はまだ手がついておりません。建物がどのくらいの強さの地震に耐えられるかということは一応検査を全部終了しております。これはI S値という名前で示されていますけれども、建物の強さとか揺れたときの粘り強さでありますとか、形状やバランスなど、あるいは構造物の劣化がどのくらいかというようなことで測定したものでして、0.3以下は震度6強の地震が来たときに倒壊または崩壊する危険が高いという数値であります。それから0.3から0.6は危険があるということで、文部省としますと、0.7以上を確保するようにというような指導をいただいているところであります。

南条小学校と村上小学校の中で0.3以下の建物が1棟あります。それは南条小学校のちょうど真ん中の3番目の校舎、特別教室というところですが、ここだけ3階に天文室がついていまして、3階建てになっています。そのために2階建てであればオーケーなわけですが、3階建てというふうに見ますと、これが0.3以下になっておりまして、一番数値が低い状況であります。今、文部省から求められています0.7以上の耐震を持っているのは村上小学校の管理棟、管理棟といいますのは下駄箱や玄関がある2階建ての部分ですが、ここは0.7以上あります。あとは0.7以下という状況でありまして、耐震が必要かなというふうに思っているところであります。

今、文部科学省の方から耐震化を進めた場合の補助金がついておりますが、それは今年から5年間という約束といいますか、期限の中でという条件でついている状況でありますので、できればこの5年間の補助金がある期間の中でそれぞれの耐震化ができればいいなというふうに思いますし、先ほど南条小学校につきましては、場合によっては改築ということも考える必要があるという町長からの話もありましたが、ここは今年やります実施設計の中でどのくらいの費用がかかるというふうに出てくるかによるかと思っております。

次に、全人的子ども育成のための新しい発想はというご質問についてでありますけれども、今年度から小学校の指導要領は改定されまして新しい指導要領に沿っての授業が始まってお

ります。中学は来年から行われるわけでありましたが、ご指摘いただきました英語活動、外国語活動も、この新しい指導要領の中で取り入れられた内容であります。

今回の指導要領の目指すものとしましてキーワード的に申し上げますと、表現力、児童生徒の表現力をいかに育てるか、コミュニケーション能力をいかに育てるかということになるかなというふうに思います。これは自分で考えたことをどういうふうに相手に表現していくか、相手の表現したものをどういうふうに受け止めるか、これは言葉でもありますし、文字でもありますし、あるいは数式や図とかグラフ等もそういう部類に入ると思うんですが、そういうものを駆使して自分の意志をどう伝えるか、それから相手の伝えようとしているものをどうくみ取るか、それをくみ取って自分の中でどういうふうに新しい考えを構築していくかという、こういう力を育てること、これが表現力あるいはコミュニケーション能力というふうに受け止めております。

幸い坂城町では先生方が6年前から授業改善ということに取り組んでいただいております、教え込む授業から子どもたちが自分で課題に気づいて、それを追求していく、そしてそれを発表し合う中で何が真実かということを求めていく、そういう授業に変えていこうという取り組みを進めていただいております。ここ3年ほどその成果が上がってきまして先生方の授業は大きく変わってきたというふうに思っておりますし、このことは新しい指導要領を推進する上で非常に大きな力になると思っております。

先ほどから話題の外国語活動も今申しあげました表現力とかコミュニケーション能力という部分での外国語を使つてのという部分になるかと思えます。ですから、国語から始まりまして外国語活動まですべての教科学習の中に、この表現力、コミュニケーション能力というものを育てることが今回の指導要領の中心というふうにとらえております。

さらに昨年度から、ものづくりのまちとしての坂城町が取り組むべき課題のひとつとして相手意識に立ったものづくり教育ということを進めてまいりました。これも目指すところは同じでありまして、つまり自分がつくっているものを使ってくれる相手をどう意識しながら物をつくっていくか、つくったものを使つていただいて、その人の感想を聞いて、いかにもう1度自分がつくろうとしているものを高めていくかという学習であります。これもまさに新しい指導要領の表現力、コミュニケーション能力のひとつの発意の場であるというふうに思うわけでありまして。

次に、新しく取り組むことはないのかという部分についてお答えをさせていただきます。

これは今年からぜひ町内の学校で取り組んでいきたいということで始めております人間関係をつくる力を育てるという問題であります。

最近の子どもたちの傾向といたしますと、人間関係をつくる力というのは非常に低下してきておりまして、学級集団の中に入れない子どもであるとか、あるいはいじめを受ける子ども

も、不登校の子など、これが現在の先生方が苦勞されている問題になっていることでありますけれども、これは児童生徒の人間関係をつくる力が不足しているというふうに受け止めております。

原因として考えられますことは、各家庭での子どもの数が少なくなった、これもありますし、現在の社会自身が親が人間関係が希薄な社会に生きておりますので、そういうことをつくる場というものを子どもに示していないということもあるかと思えます。いずれにしても幼児期の家庭教育の不足とか、そういうことが人間関係をつくる力が希薄になっていることにつながっているのではないかと私は思っております。

学校では学級がひとつの小社会でありまして、この社会の中で円満に活動できるか、その社会の中にそれぞれの子どもが位置を持っているか、居場所があるかということは、その子にとって大変大事なことでありますし、その集団にとっても、それができ上がっているか、いないかということはエネルギーとして大変大きなものがあります。

今回取り組みを進めていますのは、先生方にそういう学級をつくるためにどのように学級経営を進めていけば改善することができるかということを研究していただく、子どもたちにはお互いに尊重し合っていくにはどうするかということを勉強していただく、先ほどの柳澤議員さんの言葉で言えば惻隱の情のようなこともこの中に入るのかもしれない。とにかくそういう集団をどうやってお互いにつくっていくことがいいのかということを子どもたちとともに先生方に勉強していただくということを今年度から始めたいというふうに思っております。

予算の中でもQUテストということで、これについて予算づけもしていただきました。すぐに効果があるかどうかは別でありますけれども、これも新しい指導要領のひとつの目玉というふうに受け止めて着実に取り組むように、これから進んでまいりたいと思っております。以上であります。

**13番（柳澤君）** イについては町長の所信をお伺いしたということで、それで結構なんです、地域の自由裁量に任せてというような地方主権、これは誠にいいことなんです、問題はさっき町長も触れられましたように、財源の問題であります。そういう点で1点だけ。

先ほど12年から市町村と言いましたが、2012年、すみません、来年からということであるようでありますが、その一括交付金について財務の関係の方へは何か具体的な説明なんかがあったのかどうか、通告に細かいことは書いていなかったかと思えますので、申し訳ありませんが、できたらお答えをいただきたいと思えます。

**総務課長（田中君）** お答えいたします。

現段階では、まだ情報は来ておりません。

**13番（柳澤君）** ロについてであります、教育だけでなくライフラインの整備のこんなこ

と、福祉のこんなこと、産業振興のこんなことということをもう少しお聞きしたいと思いましたが、どうも時間が大分今日はたつのが早いようですので、ちょっとやめてひとつだけ。

教育については、こういう思いで申し上げているはずなんですが、何か新しい発想をということは、長野県の南信の方の、ちょっと市町村名は忘れたんですが、その小学校で今、子どもの英語、否定するわけではないんですが、英語教育を全く否定するわけではないんですが、子どもの言葉も、大人もそうですが、大変乱れています。それは人間の乱れるもにつながっているような気がするので、そういう点で「あ、いいな」と思ったんですが、新聞を使つての授業を一生懸命やっているというのが新聞に大きく報道されました。例えばそういうこと。

それから、いつでしたか、給食センター建設のための食育の問題のときに先進地の食育センターで、私どもが子どものころやった豆腐を手の上に乗せて包丁で切ると、そんなことまでやっているというお話もした記憶があるんですが、そうすると手に傷がつくと痛みがわかると。それも食育のひとつだというような、そういった少し、ちょっと突飛もないようなお話を申し上げているかと思うんですが、そういう意味での何か新しい教育現場でのものがないかというふうな期待をしてお聞きをしたんですが、何かありましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。なければ結構ですが。

**議長（宮島君）** まだ質問事項が残っておりますので、質問者も答弁者も簡便にお願いをしたいと思います。

**教育長（長谷川君）** 今ご指摘の言葉の乱れとか新聞を使つての学習とか、こういう部分につきまして、あるいは食育の問題もご指摘をいただいたわけでありましたが、各学校でも、これらのことにつきましては考えていただいていると思っております。

特に言葉ということにつきましては、書く、読む、この2つのことを基本にして鈴木敏文さんからいただいた文庫の活用も含めて、基本的にはその辺に、つまり本を読むというあたりにあるのかなという、こういう思いで今、各学校では読書活動も進めていただいております。あまり目新しくありませんが、基本を大事にしていくということだというふうに私は受け止めているところであります。以上です。

**13番（柳澤君）** 昨日、教育長さんのお話をお聞きしていたら、坂城町の小・中学校は誠にすばらしい、申し分のない状況にあるというふうに聞き取れたので、それなら今みたいなことをお聞きしなくてもいいのかと思ったんですが、中にはいろいろあるような気がするわけです。そういう点も含めて何か新しい発想でお願いをしたいと、そんなふうに申し上げて次へ移りたいと思えます。

2. 自然の活用と災害対策を
- イ. 太陽光発電所について

実は5月22日にソフトバンクがメガソーラーへ進出、それで何人かの知事と握手をして長野県も19の市町村が手を挙げたというような話で、その内容やその後のことをお聞きしようと思っていたんですが、今朝の新聞で全くきれいに報道されていました。お聞きしたいことの、やはり問題点はまだ曖昧なようではありますが、坂城町は今日午前中でしたか、昨日も話に出ましたように、あれは土地を提供する、とりあえずは土地を提供するという問題のようですが、そういうことですので、お聞きのしようがなくなりました。今朝の新聞でも十分になりました。

ただ、通告とちょっとずれますが、この機会ですから、それにかかわったことで、たしか昨年9月の定例会で、太陽、風、水等がもっと生活のエネルギー源になるのはそんなに遠くはないだろうというふうに申し上げた記憶があります。それで町内企業の活性化の面からも町が企業を応援して、家庭用の小型水力発電機の開発とか風力にしてもある大学教授がとんぼの、そのときもそういうお話をしたんですが、波打っているあの薄い、あれをヒントにして微風で羽根が回る効率のよい羽根を考案したという報道がありまして、そんなこととか、あるいは山麓の荒廃地に太陽光パネルを並べると、そのときにそんなことを申し上げたんですが、原発事故がまだ起きる前でしたから何かあまり積極的なお答えはいただけませんでした。

その後、数人の企業の関係者とそんなことを話す機会がありましたら「いいな。問題は蓄電だな。この辺では、その技術がどうだろうか」なんていう話で大変話がもり上がったんですが、通告してありませんからあれですが、太陽光発電所のかわりに改めて町が町内の企業を応援して、こうした分野へ仕事を広げていただくような、そういった動きをされないか、それだけお聞きしておきたいと思います。

通告してありませんから簡単で結構です。何か検討するとか、それはだめなことだとか、いいことだとか、そういうお答えで結構なんです。

**議長（宮島君）** 2について全部一括やって、その後にしたいと思います。ただいまイということですので、ハマでやっていただいて、その後お答えします。

**13番（柳澤君）** すみません、太陽光発電が飛んじやいましたので、ちょっと失礼をしました。

ロ. 大規模災害への対応について

人間が山へ入らなくなり、山肌が落ち葉でシートを敷いたようになっていきます。最近は気象が乱れ、いつ、どこでゲリラ的豪雨が降るかわかりません。少し強い雨足だと出水は急に山を駆け下ります。出浦沢川も数10年前には夕方激しい夕立があっても朝方になって一番水量が増えました。今は降り始めて間もなくどんどん増えてきます。

また別に、この国は複雑なプレート上にあって、いつ、どこで地震が発生するかわかりません。東海地震は何年後だとかいろいろ言われますが、いずれにしても長野県もいろいろな

複雑な状況の上にあります。

165年前の5月8日、ご開帳が開かれていたそうですが、長野市近郊で発生したマグニチュード7.4と推定されている善光寺地震は松代藩内、これは坂城まで入っていますが、この地域でつぶれ家が9,550戸、死者が2,700人ほど、山崩れが何と4万1千カ所とされています。

町には500ページ前後の防災計画書ができています。あらゆる面を網羅していますが、細かくても大事な点、例えば使っている井戸はどこにあるかとか、独り暮らしの高齢者や足の悪い人は避難場所はあそこがいいよと示されていても、そこへどうやって行くのかといったようなシミュレーションなどが描かれたのか、お聞かせください。

また、これは地域によってであります、防災災害時の対応に非常に熱心に取り組んでいます。その中で雨の降り方は町内一定ではないと。入横尾で降ってきた雨は上平へはほとんど来ない。室賀の方から降ってきた雨は村上、特に上平へは非常に強い雨になると、そんな昔からのあれがあります。そういう特徴的な場所に雨量計くらい置いてもらいたいものだと、こういう話があります。どうでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

ハ. 松枯れが急速に広がっているが

松枯れが最近また急速に広がっています。松を枯らすマツノザイセンチュウ、それを運ぶマダラカミキリの防除のための空中散布が21年から中止されています。その年も、また昨年3月の定例会でもいろいろ申し上げたんですが、昨年の3月の定例会では様子を見ながら検討するとのことでした。健康への因果関係、佐久病院の医師の見解、薬剤のこと、あちこちの林業センターの実験等々については、その都度申し上げてきましたので繰り返しません。昨年初めから岩井堂山、自在山ですが、その南面、それから東面、また、その奥や周辺へ急激に赤い松が増えています。被害木が毎年2千万円余かけて伐倒処理されていますが、これは防除でなくて戦後処理です。状況は深刻です。改めて空中散布による防除を考えるべきです。どうお考えか、お聞かせください。以上で2問目の1回目の質問を終わります。失礼しました。

**町長（山村君）** ありがとうございます。私の方からは一番最後の松くい虫の件について答弁させていただきます。

私は柳澤澄先生と同じように、いわゆる自在山の麓に住んでいますので、毎日毎日、自在山を見るたびに、また赤くなったなというふうに思っております。何とかせねばならないなというふうに思っておりますし、今お話ありましたように、松のマダラカミキリ虫が昔は600mと言っていたのが今は800mまで飛んでいくということで、ほとんど自在山の天井まで飛んでいくという状況に被害が進んでいるというふうに思っております。

現状での対応策等一応整理させていただいて、どうするかというのをお話し申し上げたい

と思っております。

昔のこともちょっと整理させていただくと、坂城町では昭和60年に松くい虫被害が確認されて以来、一時鎮静化したものの増加傾向が続き、いまだ鎮静化の様子は見られないという状況になっております。

松くい虫防除対策事業につきましては、町の重点的な事業と位置づけて伐倒駆除と空中散布、薬剤散布の2つを柱として積極的な被害防止を行ってきたところでございますけれども、なかなか被害量は減らず、当町を含め全県的に見ましても被害は拡大傾向にあります。

町では厳しい財政状況の折、松くい虫被害対策に対する国や県からの補助金も十分に見込めない状況にあります。先ほどお話ありましたように、本年度も2,169万円の予算により伐倒駆除を実施しております。

空中散布中止に至る経緯につきましては上小地区において反対運動が高まる中、上田市が一部住民が訴えていた健康被害の因果関係について調査するよう厚生連佐久総合病院に要請しました。同病院では住民アンケートなどを実施し、空中散布の時期に喉の痛みやだるさなど体調に異変を感じたとする意見などから因果関係が疑われると結論づけました。上田市では、この調査結果を重視して中止に踏み切りました。

町におきましても、初めて町民から健康被害の訴えが寄せられ、以来、県、上田市、青木村と連絡をとりながら熟考を重ねてまいりましたが、住民の健康に影響する可能性などを考慮し、坂城町松くい虫防除対策会議での了承を受け、平成21年度から空中散布を中止させていただいているところでございます。

空中散布にかわる防除対策の検討につきましては、同様に空中散布を中止しました上田市を初め青木村、東信森林管理署などとともに上田地域松くい虫防除対策検討プロジェクトチームを設置して、新たな松くい虫防除事業の研究や、松林を健全化し、被害を予防する方策を中心に上田市の市有林において試験施行を実施し、その後の経過を観察しながら現在も検討を進めているという状況であります。

県の森林づくり推進課によりますと、県内で本年度空中散布を実施するのは7市町村、近隣では千曲市のみでございます。

昨日もテレビで千曲市の空中散布の様子をやっておりました。治山の観点から地域住民の安心のため空中散布はやむを得ないという判断により実施に至った千曲市の状況も今後の参考にさせていただきたいと考えます。

空中散布を中止して今年で3年目を迎えますが、町としましては、当面、伐倒駆除による対策を継続しながら慎重な対応をしております。費用対効果から見ても広域的な対応が必要と思われまますので、引き続き近隣の市町村との連携を図るとともに県の対応も注視し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また伐倒駆除以外の対策につきましては、間伐や樹種転換など松林を健全化することにより松枯れ被害の拡大を抑制する方策の検討を重ねております。引き続き県を初め森林組合や地域の皆さんのご協力をいただく中で複合的な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上るる申し上げましたけれども、今年で3年目経過します。まだ結論が出るに至っていないということで、しばらく状況を見ていくということをおっしゃるを得ないと、現状では思っております。先ほど申し上げました検討委員会等でさらにつめた結論を出さなければ、今年度3月まであとわずかになってしまいますので、皆様にご協力いただいて議論を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**企画政策課長（宮崎君）** 私からは、イの太陽光発電所についてご答弁申し上げます。

メガソーラー発電所の誘致につきましては、本日の新聞のとおりということで、町有地というのが基本でありまして、それで私どもは町有地といっても坂城の場合はそんなにあるわけでもない、山林の中で規制が比較的少ないということで、かつ南斜面ということから考えまして、五里ヶ峰の南斜面、これを案として報告させていただいております。ここで手を挙げないと次のステップがなかなか進まないというように考えまして手を挙げさせていただきました。

それともう1点、この3月11日以降エネルギーに対する考え方というのは非常に変わってきているんだろうと思います。原発も再稼働するということではございますけれども、やはり自然エネルギーという部分というのは、これから重要な位置づけにあるだろうと。これは逆に言うと、産業面においてもかなり有望なものになってくるだろうというふうに思います。国あるいは県がこれらの新しい自然エネルギーに対してどういう政策展開がしてくるかという、そういうところにも関係ございますけれども、やはり私どもも研究開発型の企業を育てていきたいという気持ちもございますので、これからは補助制度はもちろん重要でございますし、それらを踏まえながら、テクノセンター等でそれらに向けた講座を開くとか、技術研究会等の中でそんなお話もさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**住民環境課長（塚田君）** 私からは口の大規模災害への対応についてお答えしたいと思います。

このたび策定いたしました地域防災計画については、従前の構成から県の目標計画に準じて風水害への対策強化を前面に行っております。昨年からは気象庁による気象警報が市町村ごとに発令される仕組みとなり、1時間ごとのゲリラ豪雨の発生について予測が行われる防災情報提供システム、レーダー降水ナウキャストも稼働しております。また土砂災害情報提供システムでは、県建設事務所により網掛地区に設置されました雨量計により1時間ごとの計測結果の情報提供もされております。

これら防災情報の的確な入手と集約によりまして、風水害による災害のきめ細やかな発生

予測が可能となり、有事においては災害対策本部の設置など速やかな体制づくりや非常時には避難勧告等の発令などの的確な実施に利用してまいります。

震災対策におきましても、今回の東日本大震災では予測されていた複数の海溝プレートでの地震が同時に起きたことにより巨大な津波を発生させ、原子力発電所事故災害を初めとする甚大な被害をもたらしております。今後30年で87%の確率で発生すると考えられる駿河トラフを震源域とする東海地震のみでなく、東南海地震、南海地震と連動しての同時発生の想定についても、今後の防災計画見直しにおいて対応する必要性が生じることが考えられます。

さて町防災計画では、震度3または4の地震発生時には準1号配備として準備体制を整え、災害の発生状況等に応じ、警戒態勢を敷き、震度5の地震発生時には災害対策本部を設置、震度6以上の地震発生時には全職員、全消防団員の出動といった被害状況に応じた災害応急対策のシミュレーションを職員、消防団員間で認識するなど各種訓練等で実践確認を今後も行ってまいりたいと考えております。

日本は地震列島と呼ばれており、全国各地で恒常的に地震が発生しております。しかし、その発生予知は困難であり、残念ながら、その発生被害を完全になくすことは非常に難しいことになっております。特に東日本各地で発生している甚大な被害に見られるように、地震などによる大災害時は交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで消防や警察など公的機関による消防防災活動が地域の末端まで即応することが困難となる場合が推測されます。

大規模災害から生命や財産を守るために町はさまざまな努力を行わなければなりません。しかしながら、突発的に発生する災害に対しては行政の力だけでは限界がございます。自らの命は自らで守るという意識と住民自身が協力して自分たちの身を守る共助の意識が必要であると思います。自主防災会、婦人消防隊など地域住民による共助組織が機能することが地域での災害の被害の減少、すなわち減災につながります。

特に災害時における高齢者等の被災の多さは、かねてより指摘されているところでございます。今回の大震災においては、せっかく避難をしても避難所で亡くなられた方や大変不自由な生活に疲弊している高齢者の様子も報道されております。独り暮らしの高齢者を初め寝たきりの高齢者、障害を持たれている方、言葉の理解が十分でない外国人など、いわゆる災害時要援護者に対する災害時の支援は重要な課題であり、早急に対応する必要があります。

東日本大震災を契機として防災意識の向上とともに防災を地域単位でとらえ、平素から地域でのつながりや絆を強く持つことにより、平素から非常時に備えてのネットワークづくりを行うという機運が高まっております。今までも町内の複数の地区や自主防災会において、町の地域づくり活動支援事業をご活用いただいて、地域の世帯台帳の作成により災害時にお

ける要援護者を把握し、災害時には組合長や班長さんをサポーターとして要援護者を個別支援する体制を組織されている地域もございます。ある地域では、お話のように災害時の飲料水確保といった具体的な対策まで計画している地域もございます。地域ならではのきめ細やかな対策というふうに考えます。大変有意義な取り組みと考えております。

芽生えた地域での取り組みを大切に育みながら、消防団と連携しての各種訓練や各区に設置されました婦人消防隊活動への支援、防災出前講座の実施などを通じまして、大災害時における地域防災力の向上を全面的に支援してまいりたいと考えております。

また、こうした状況を踏まえ、町といたしましても、要援護者の対象となる方の個人情報の持ち方の課題はございますけれども、自助、共助、公助という仕組みの中で被害を最小限にできるよう、災害時要援護者の避難支援に係る全体計画の作成も進めてまいりたいと考えております。以上です。

**13番（柳澤君）** 松くい虫に対する空中散布については、1年以上前から上小地域と一緒にになって検討するというお答えがそのまま続いているわけです。それもわからないわけではありませんが、2千万円かけての伐倒駆除は、もう虫がもっと元気のいい松の木へ移っちゃった松の木を処理しているだけで、しかもこの間の洪水で上平の沢へは切った木が流れてきています。しかも切ることによって山肌がその部分木がなくなって災害が起きる可能性があるわけです。

昨年の3月のときに、そのために県から災害何とか資金をもらうことができるというお話もありましたが、それもその後どうなったのかというようなこと。

それから今のままだと、千曲市は昨日やりました、千曲市に聞きました。125haについて9千万円かかっていると。だけれども、伐倒の2千万円に比べたら価値はあるのではないかと、こう思うんです。「健康被害の届けの話はないか」と聞きましたら「今までのところ、ひとつもない」と、こういう話であります。かつて上小地区でというのも「カナリアの子どもたち」、それが影響していると言え言えるがというような形で「町内では」とそのときにお聞きしたら「心配だという話はあるが、健康に異常が起きたという話、届け出はない」という、そういうお答えだったわけなんです。

そういうことを考えても、ぜひ、上小いいです、坂城町の緑を、先ほど同僚議員が「国破れて山河あり」と杜甫の詩の一部を言いましたが、国破れて山河も破れちゃうんです。座して松の枯れていくのを待っているのか、そういう思いで申し上げているわけであります。防除の仕方によれば、そんなに遠くへ飛散することない、しかも人家の近くは手でやってもいいんです、両方あわせて。そういうことをぜひ前向きにご検討いただきたいんです。ここでお答えをと言っても先ほどの町長さんのお言葉で無理だろうと思うんですが。

次の3問目は、もう時間がありません、あったらですが、先ほど雨量計の設置のことをお

聞きしたんですが、そのお答えはなかったんですが、それをお聞かせください。

というのは、先ほど網掛に雨量計があると言いましたが、かつて、県道が1時間に20mmの雨が降ると通行止めになるわけです。ところが、雨降っていないのに通行止めになったんです。そしたら雨量が1時間に20mm以上になったからと、こう言うので調べましたら、雨量計、何と上山田の新山にあったんです。雨は尾根を分けるといって山の表と裏で違うんです。そういうことがありますから、網掛1カ所ではなくて雨量計を設置してもらえば災害対策の委員会や活動できる組織ができていても「あ、ちょっと行って見てこいや。雨量どのぐらいになった」なんていってその体制がとれると、そういう意味で雨量計の設置を申し上げているんです。以上お願いします。

**住民環境課長（塚田君）** お話のありましたように、以前は新山にあったということで、そこで網掛に新たに設けたということで大変近くに雨量計が設けられたというふうに解釈しております。

また先ほども申し上げましたように、気象庁によりますレーダー、降水ナウキャスト、これもインターネットで随時公表されております。このレーダーにつきましては、雨雲の動きとかそういうものが見れます。また、こういうものも利用しながら雨量関係については対応していきたいというふうに思います。以上です。

**13番（柳澤君）** 大変申し訳ありませんが、今日お答えをお聞きしていて実に残念であります。こっちが一生懸命考えてお聞きをしていることに真正面からお答えいただけていない部分が大分あるみたいな感じがするわけであります。

先ほど寝たきりとか歩けないとか独り暮らしだとか、そういう人、避難場所はわかっているけど、どうやってその人が行くんだということに対してもお答えいただけなかった、私の耳が悪いのか、なかったような気がするんです。

私、提案するつもりだったんです。戦時中を思い出しちゃっていけないんですが、この辺は5～6件隣近所の隣組みみたいなものをつくって、それが声をかけ合っというふうな、そういうこともひとつの方法ではないかなんていうふうに申し上げるつもりだったんですが、地区によっては、それを実際にやろうとしているんですが、そこで個人の情報の秘密だといって体がどの程度悪いか、言ってくれない、表にできないというふうな、そういう問題もあるんです。結局、隣近所で自由に助け合っという、そういう形がベターなのかなんて思うわけなんです。

雨量計についてもそうなんです。だから1カ所あるのではなくて、さっき具体的に申し上げました。入横尾と上平で、入横尾から降ってきても上平は降らないと、室賀から降ってくれば上平はひどいんだと、そうすると、そういう特徴のあるところになれば、網掛にひとつ新山から移しましたという答えでは私は実に残念でたまらないわけであります。大変申し

訳ない、失礼な言い方をしているかもしれませんが。常に本音で物を言うつもりでありますから、お許しをいただきたいと思うわけではありますが。

3問目のインフルエンザについては、実態をお聞きしたかったんですが、実際に先々週、どうも町内では最後になるらしいんですが、村上小学校が2学級学級閉鎖しています。これは確認しているんですが、それ以外の状況がどうだったのか、今、季節が順調ではなくて、いつ、どこで、どんなインフルエンザが流行るかわからない。そうすると、特に小・中学校の場合は、それに対応できることを考えてなければいけないだろうと、そんなふうに思います。それをお願いして終わります。

**議長（宮島君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日22日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時34分）

## 6月22日 日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
 

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	小 奈 千 秋 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	中 沢 恵 三 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	中 村 淳 君
企 画 調 整 係 長	
4. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 子育て支援拡充についてほか 吉川まゆみ 議員

(2) 町政運営の基本姿勢についてほか 大森茂彦 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 最初に、2番 吉川まゆみさんの質問を許します。

2番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに国難とも言うべき東日本大震災から今日で104日目を迎えました。死者、行方不明者が2万3千人あまりと今さらながら被害の大きさと、その凄まじさに身がすくみます。想定外とはいえ、私たちに多くの教訓を残しました。そんな中、被災された方々は絶望の淵から這い上がり、少しずつ少しずつ懸命に前へ前へと歩み出しております。私も今できること、節電・節約を心がけ、被災者の皆様の一助になれるよう、また一日も早く笑顔が戻るよう心を砕いてまいりたいと感じております。

さて、私の取り組みは、女性や子ども、また高齢者の皆様の笑顔輝く坂城町を目指し、ひとつひとつのことに挑戦をし、努力をしていこうと考えております。

それでは質問に入ります。

#### 1. 子育て支援拡充について

##### イ. 子どもの医療費について

今議会開会日の町長の所信表明を伺い、大変うれしく思いました。それは坂城町の未来の宝の子どもたちのために、やさしいまちづくりの推進の一環として、子育てに関する悩みについて、より気軽に相談できるよう、それぞれの保育園を子育て支援センターの分室と考え、各園長を中心に相談に対応する体制をとるよう決めていただきました。6月から早速児童相談員による相談を各園で月1回巡回でできるよう組み替えていただきました。また今回の補正予算で家庭児童相談員に加えて臨床心理士の配置も決めていただきました。そして大切

な子どもの将来のために子宮頸がんワクチンの接種が4月からは中学3年生でしたが、7月からは中学2年と1年生まで年齢の拡大をしていただきました。このように町長の子育て支援に前向きな姿勢を高く評価いたしております。

それでは本題に入ります。

最初に、昨日の同僚議員からの私と同じ子ども医療費無料化の年齢拡大に対して既に町長より「段階的に年齢の拡大を先送りしないよう検討しましょう」との答弁をいただいております。その上で私からも要望いたしますことを了承願います。

さて、我が町のここ最近の出生数は、つまり年間に生まれる子どもの数ですが、平成21年が97人、22年が109人と10年前より約30人ほど減っているのが現状であります。高齢化が進み、人口減少が進む中で少子化を食い止める必要があると思います。具体的に出生率を上げていくための施策、子育てしやすいまちづくりを推進していくことが最重要課題だと考えます。

そこで私も町民相談を受ける中で若い子育て真っ最中のお母さん方から一番多かった要望が、この子どもの医療費無料化でありました。特に小学校に上がってからインフルエンザの流行など兄弟がいれば必ずと言っていいほど感染し、検査を受けるだけでもお金がかかり、子育て家庭に経済的負担を与えております。

この少子化の中、また経済状況の厳しい中であります。他の市町村と比べることが妥当とは思いませんが、しかし、長野広域の自治体の中で坂城だけが医療費無料化の年齢が就学前のままです。こんな状況で子育て世代の家庭が坂城に移り住もうと考えるわけがありません。

現在我が町の小学1年から3年生までの児童数は407名です。昨年の医療費のデータをもとに積算をしていただいたところ、1年から3年までの医療費とレセプト代は合わせて約500万円ほど予算が必要とのことでした。

そこで私からはぜひ、この500万円を9月の補正予算の中でやりくりをしていただき、子どもたちのために生み出していただけないでしょうか。中学までとは言いません。小学3年生までで結構です。拡大を早急にやってほしいと考えます。町長の答弁を求めます。これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ありがとうございます。吉川議員にお答えいたします。

まず冒頭、今回の大震災から104日目というお話がありました。もう104日と言うべきか、まだ104日と言うべきか、まだまだこれから長い復興の期間があると思います。できることがあれば何でもやろうということで思っておりますけれども、この前もお話ししましたけれども、たまたま私が属しております坂城ライオンズクラブに陸前高田のライオンズクラブからの要請がありまして、今週の土日、陸前高田で避難されている方に、基本的にはお食事の炊き出しですね、それを5人のメンバーがこちらから行きましてやる予定にしてお

ります。今回も坂城のばらを400本持って行って被災者の方にお渡しすると、ばら祭りの期間中にパネルに応援のメッセージを書きいただきました。そのパネルも持参しようということしております。私は金曜日の夜から車で行って土曜日に帰ってくるというスケジュールで参ります。今後も、これもそんなに大それた大きなことではないかもしれませんが、できる限りのことをやっていきたいと思っております。

さて、子育て支援の拡充ということでございます。子ども医療費についての質問にお答えいたします。

先ほど吉川議員の方からお話がありましたが、今回の議会におきまして既にお2人の議員から子どもの医療費に対する福祉医療の助成拡充についてご質問をいただき、私といたしましても、検討してまいりたいというふうにご答弁をさせていただきました。

ご指摘のとおり、近隣の市町村、例えば隣の千曲市におきましては、この4月から子どもの外来医療費に対する福祉医療の対象を中学卒業までに引き上げたということでございます。また上田市では小学3年生までを対象としているということでございます。

昨日の入日議員さん、それから今、吉川議員からお話がありましたように、当町における小学校1年生から3年生にかかわる入院外の福祉医療経費について、先ほどお話がありましたけれども、福祉健康課長からの計算では大体500万円程度だろうというような推計をいただいておりますし、そのように申し上げました。町長選挙を通しまして、また町長として町民の皆様からのいろいろな声をお聞かせいただくにつけ、限られた町の財政事情の中ではあっても優先的に取り組まなければならない多くの課題があることを実感し、子育て支援もまさにそのひとつであると認識しております。

ご質問いただきました子どもの外来医療費に対する福祉医療支給年齢の引き上げにつきましても、段階的に拡充したいというふうに申し上げました。ご提案にあります小学校1年生から3年生までは、その段階のひとつの区切りになろうかというふうに理解しております。今後その段階を支給対象拡充のひとつの目安として検討を早急に進めていきたいと思っております。ご理解をお願いしたいと思っております。

また町の福祉医療費給付事業につきましても、少子化対策における重要な子育て支援策として拡大・拡充・充実を図られるよう、これも積極的に働きかけていきたいと思っております。

そういうことでなるべく早期に実施できるように取り組みたいと思っておりますので、以上でお答えいたします。

**2番(吉川さん)** 震災地への町長の取り組みに大変感動いたしました。気をつけて行ってきていただきたいと思えます。

ただいま「優先的に子ども子育て支援に取り組んでまいります」というご答弁をいただき

ました。ぜひ子育て世代が安心して子どもを育てられるよう、早い段階で対応を希望いたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

## 2. 防災に強いまちづくりについて

### イ. 被災者支援システムの導入について

東日本大震災から3カ月がたちました。被災地においては、いまだ8千人近い方が行方不明のままです。そして災害発生時は何より人命救助が最優先であります。誰もが想定もしなかった大きさの被災状況に行政が一番混乱をいたしました。

その中、確実に威力を発揮したのが、この被災者支援システムです。ちょっと耳慣れない言葉ですが、これは1995年の阪神淡路大震災のときに壊滅的な被害を受けた兵庫県の西宮市が独自で開発をしたものです。その後、他の地方公共団体も有効に活用できるよう、また災害時に円滑な被災者支援ができるようにと2009年には総務省がこれをCD-ROMとして全国の自治体に無償配付いたしました。

避難所などで不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体によるいち早い被災者情報の把握とさまざまな行政サービスが求められます。そこで膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスに一役買うのがこの被災者支援システムとされています。

まず家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。この証明書がなければ、例えば保険金の請求、また支援金の請求、固定資産税の減免などの請求ができません。

行政の側では罹災証明書を発行するにあたり、自治体の職員が、ひとつ目として、発行を受ける世帯が被災時に住民であったこと、2つ目として、この世帯が住んでいた家が存在していたこと、3つ目は、住んでいた家が実際に被災していることを確認しなければなりません。このとき、ひとつ目の被災住民であったことの確認は印鑑登録などに利用する住民基本台帳でいたします。2つ目の実際に住んでいたと証明するには、固定資産税業務に利用する家屋台帳で確認をいたします。3つ目の家が被災していたかどうかは、実際に職員が現場を確認して新たに作成した調査結果のデータで確認することになっております。

被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災者状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理ができるシステムです。

例えば震災後に同システムを導入した宮城県山元町では罹災証明書の発行がスムーズに行われ、申請件数に対する発行件数は9割に上り、同保健福祉課は「1度情報を登録してしまえば、一元管理により義援金支給などについても再度申請の手続は要らない。行政にとって

も住民にとっても助かる」と効果を語っております。

我が坂城町においても事前に確認をしましたところ、住民基本台帳は住民課、家屋台帳は総務課と2つのデータベースが独立しております。仮に、このたびのような大きな災害が起きた場合、坂城町においても大量の罹災証明書の発行が必要となると思われます。今のままでは確認作業に大変手間取り、被災者を長時間待たせる等負担を強いることになりかねません。このシステムを導入するお考えはあるか、町長にお尋ねいたします。

ロ. 「救急医療情報キット」の配布について

少子高齢化が進む中、当町では特に住民の皆さんが住み慣れた坂城で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、福祉サービス等の充実に努めていると伺っております。独り暮らし世帯、また老々介護世帯等大変な世帯が増えつつあります。

そこで安心して暮らしていただくためにできたのが、この救急医療情報キットです。東京港区で平成20年5月、全国で初めて実施したもので、別名、命を守るカプセルと言います。これは自治体により対象の違いはありますが、高齢者世帯や独り暮らしの方などに配付して、万が一のときに20cmほどの筒の中にかかりつけ医や持病などの医療情報を入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。救急隊員が駆けつけたとき、それを見てすぐに適切な処置を行えるようにするのが目的です。

これが実物であります。すみません、ちょっと説明いたしますが、このようになっておりまして、救急情報ということで本人の名前、生年月日、血液型、またかかりつけの病院、担当医師、かかっている病気、また救急の連絡先、支援事業者等明確に書くようになっております。そして、これはシールなんです、冷蔵庫にマグネットと、それから玄関にこれを1枚、中にありますが、掲示しておくようになっております。ひとつ350円ぐらいで、たくさん購入しますと200円ぐらいで購入ができます。そういうことで現在どこの地域でも少子高齢化が進む中、みんなで支え合うことが求められております。

三重県の東員町では65歳以上の高齢者や障害者に無料配付をして「もしものときに安心です」と大変喜ばれているそうです。当町でも安心のためのキットを導入できないか、町長の答弁を求めます。

ハ. 原子力発電所事故の対応について

東京電力福島第一原発事故の深刻度は史上最悪とされる旧ソ連チェルノブイリ原発事故と同じレベル7、放射能物質の放出量ははるかに少ないとされておりますが、終息までには長期にわたることが明らかになっております。また目に見えない放射能汚染は考えていた以上に生活への束縛と混乱を招きました。

そして考えてみましたら私達も200km圏内に新潟の柏崎刈羽原発がありました。現在は7基あるうち2基のみ稼働しているそうですが、万が一大きな地震で今回のようなことが

あり得るかもしれません。そのときのために町として放射能汚染に対する対策はどうお考えか、地域防災計画でも触れておりませんが、これから新たに計画を策定する考えはあるか、町長にお尋ねいたします。以上で2度目の質問を終わります。

**住民環境課長（塚田君）** ありがとうございます。私からは防災に強いまちづくりについて避難者支援システムの導入についてお答えしたいと思います。

このたびの東日本大震災におきましては、6月14日現在、宮城県から2名、福島県から4名、千葉県から1名の計9名の方々が被災地から坂城町に避難されております。町では福祉健康課を窓口避難された方々の相談支援にあたっているところではありますが、町として避難状況が把握できるのは被災先からの転入など住民票の移動などが行えるほかは、ご本人からの申し出あるいは受け入れをされた親族からの情報提供以外にないのが現状であります。避難されている方には避難元の県などから災害義援金の申請手続に関する情報や今後の生活再建に向けたお伝えすべき大切なお知らせがございます。震災により町に避難されている方の情報がございましたら、ぜひ町にお知らせいただきたいと存じます。

把握された避難者の皆さんの情報につきましては、総務省自治行政局により構築されております全国避難者情報システムにより坂城町に避難されている方の情報を全国共通のデータフォーマットにより集約し、県を通じて避難元の市町村へ情報提供を実施しており、避難元の被災自治体が避難者支援システムを導入している場合は、提供データが被災者への給付事業等に活用されることとなります。

ご質問の避難者支援システムについてご説明いただきましたけれども、このシステムは阪神淡路大震災の際に西宮市職員が自ら試行錯誤を繰り返し、システムを構築し、実践でも使用されたものでございます。このシステムは、被災者台帳、被災住家等台帳を管理する被災者支援システムを中核とし、そのほか避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、復旧復興関連システム、倒壊家屋管理システム、この6つのシステムから構成されております。この被災者支援システムは、住民基本台帳システムから住民データを取り込み、ほかのシステムのデータと関連づけることで、お話のありましたように罹災証明書の発行、災害弔慰金の支給や仮設住宅の入居手続などを比較的短時間に行うことができるシステムでございます。

このシステムの導入の見通しはというご質問でございますが、現在、当町で使用しております住民基本台帳システムは、この被災者支援システムとの連動ができない状況でございます。住基システムの委託業者におきましては、オプションとして独自の同様システムの構築またはこの被災者支援システムと連携させる方法を現在検討しているというような状況であるとのことでございます。

なお住民基本台帳のデータを町独自で加工しまして被災者支援システムに取り込ませるこ

とで当該システム単独での稼働は可能ではございます。それには、ある程度専門知識を持った職員が必要となります。また住民基本台帳データの更新、プライバシーや個人情報保護、データ管理等の業務にかかります組織体制づくりも課題となってまいります。

これら幾つかの課題等も含めまして、被災者支援システムの導入につきましては、坂城町がもし被災自治体となった場合に、災害復旧計画の中にあります被災者等の生活再建等の支援活動として、被災直後の住民の生活支援やその後の災害復興支援がよりスムーズな形で進められる方法のひとつとして関係機関等と調査研究を行ってまいりたいと考えております。

続いて口の緊急医療情報キットの配布についてでございます。

千曲坂城消防組合管内におきましては、平成22年中の救急出動件数3,203件のうち高齢者に係る出動が1,905件ということでございます。前年に比べまして174件の増加となるなど高齢者への救急出動数が年々増加しているという状況でございます。

特に高齢者や障害者などへの救急出動の場合は、この救急医療情報キットに保管される個人の病歴、かかりつけ医等の医療情報を確認することにより適切で迅速な措置が可能となり、また救急搬送時間の短縮により救命率の向上につながるものと考えます。

しかし、これらの情報を継続的に更新すること、正確性を保つこと、救助・救出など災害現場においても有効な情報手段となるかなど幾つかの検討課題がございまして、これらを含め高齢者や障害者から医療情報などの緊急情報がより正確に表示され、有効に伝達される仕組みについてを調査研究していきたいと思っております。

なお、現在独り暮らしの高齢者の方々には、ご家族や主治医といった緊急時の連絡が想定される皆さんの連絡先などを一覧できる緊急連絡表を配付し、電話の近くへ掲示をお願いしております。また、そういう情報につきましては、ご本人の同意を得る中で担当の民生委員さん、独り暮らし訪問員さんが共有いたしまして、万一に備えるという仕組みがございます。また町内の地域では助け合いマップを作成し、向こう三軒両隣、地域住民がお互いに気遣い、助け合う仕組みをつくって活動しておるところもございます。

緊急医療情報キットの配付につきましては、高齢者や障害者の方々の同意の上で地域での支え合いの中で医療情報等が定期的に更新され、それらの情報が有効に活用される、そんな仕組みが構築された上で実施することが一番望ましいと考えております。

続いてハの原子力発電所事故への対応についてをお答えいたします。

町地域防災計画は風水害や震災などの大規模災害時における安全体制の構築など地域の安心・安全を確保するための基本的な考え、骨子として、この4月に発行しております。

東日本大震災における東京電力福島原子力発電所での原子力災害は想定外の津波発生が被害をより拡大させておりますが、広範囲で今だ終息の見えない大きな被害をもたらしております。企業が被災することにより地域へ与える影響の大きさを重要視し、今回の防災計画に

おきましては、防災体制の確立を速やかに行うべく震災対策編中に事業所等対策計画を定め  
ているところでございますが、本防災計画は震災発生前に計画策定され、発行に至っている  
経過がございます。原発事故への対応については記載がされてございません。防災計画の策  
定は国や県の安全指針に基づいて地域の計画を定め、県との協議を経て発行されます。原子  
力災害対策を盛り込んだ防災計画は原発立地地域では策定されておりますが、その他の地域  
では防災計画にもり込まれてはいないと考えます。

新潟県の柏崎刈羽原発から直線距離で約120kmの当町でございます。長野県防災計画も  
北部で新潟県と境を接していることから今後見直しが進められることと思えます。原子力発  
電所事故災害のみならず、今回の東日本大震災を踏まえた内容で国、県の防災基本計画との  
整合を図りながら速やかに対応し、町防災計画に活かしてまいりたいと考えております。以  
上です。

**2番（吉川さん）** ただいまは担当の課長より、るる説明をいただきました。期待してはおりま  
したが、現状の中では進められないという状況のようで、この中で今回の震災を見ましても、  
とにかく我が当町でも調査検討していただき、情報システムを取り入れていただきたいと思  
っております。

今議会でも飯綱町でも今回このシステムを、導入まではいかないんですが、取り入れると  
いう、そういう同意を決めたそうであります。また我が県におきましては、今回のシステム  
のインストールキーというのを取得するところから始まるわけなんです、長野県といたし  
ましても3月11日以降で11の自治体が、導入まではいっておりませんが、取得をしたと  
伺いました。そういう意味でも本当に環境的にはすばらしい坂城であります、今回のよう  
に想定外の地震、また大雨や洪水、そういうことについて、いつ来るかわかりません。そう  
いう意味でも、ぜひ今後課の方で検討、また調査をし、進めていただきたいと考えておりま  
す。

口の救急医療情報キットですが、本当に小さな町であります。そして今もるるお話の中  
には各家庭で電話のところには全部救急の場合の情報を備えてあるというお話もありましたが、  
本当にその中でこれからはどんどん高齢化が進んでまいりますので、時期を見てまた導入を  
していただけるとありがたいと思っております。

最後のハの質問であります、これも本当に安心のまちづくりのために、いつ今のように  
災害が起こるかわかりませんので、国や県との協議のもとでなければ策定できないというお  
話がありましたが、その辺もまた検討していただき、前向きに防災計画を立てていただきた  
いと考えております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

### 3. 国民健康保険証について

#### イ. 保険証のカード化について

平成13年4月の健康保険法の改正で健康保険証が世帯で1枚の交付から被保険者1人につき1枚のカード式の保険証として交付できるようになり、既に千曲市でも切り換えられ、裏にはジェネリックの表示も入り、それを見せればいいので大変便利だと伺いました。また、お隣の上田市でも平成19年10月からカード化に切り換えております。現在、県では77自治体のうち45と6割の自治体がカード化が済みました。

私も今回、何人もの方から「坂城町はどうしてカードにならないのか」とか、また「早くカードにしてほしい」との声が寄せられました。カード化の利点は家族一人一人がそれぞれの病院に行く場合や仕事や旅行に行くときなど便利になることや遠隔地の申請の必要がなくなるなど大きなメリットがあります。ただ、カードになったときに紛失の恐れが懸念されますが、また、町としてこのカード化を導入するお考えはあるでしょうか。町長の答弁を求めます。質問を終わります。

**福祉健康課長（塚田君）** それでは、私の方から吉川議員さんのご質問にお答えをしてみたいと思います。

国民健康保険証のカード化についてということでございます。

坂城町国民健康保険の被保険者証につきましては、原則といたしまして納税義務者であります世帯主の方宛に加入者の方全員を1枚の被保険者証にお名前を記載させていただき世帯単位での交付をさせていただいておるところでございます。

被保険者証につきましては、ただいまご指摘がございましたように、平成13年に改正されました国民健康保険法施行規則の中で被保険者証はその世帯に属する被保険者ごとに作成するものとされております。ただし、同規則の附則におきまして、保険者の財政状況等を勘案し、当分の間、従来の世帯単位での被保険者証を交付することが認められております。

当時の坂城町国保の財政状況を勘案した際、高齢化にあわせ前年度から始まりました介護保険制度に対する拠出のための財政負担が生じ、40歳から64歳までの被保険者の皆様からも新たな保険税のご負担をいただいたところでもあり、個人カード化を導入するために要する多額の経費、当初算出したところ、およそ300万円ほどかかるということでございましたが、これを拠出できる状況ではございませんでした。

このカード化に要する経費につきましては、システムの改修に係る経費がその多くを占めておりまして、その金額についてシステム委託業者と幾度となく交渉を重ねてまいりましたが、後期高齢者医療制度の創設など国保制度の改正による保険給付の財源の変化などに伴いまして厳しい運営状況などから導入には至らず、近隣の市町村保険者で構成する保険者会議などでも導入に向けた保険者間の意見交換を行ってきたところでございます。

そのような状況の中、平成21年には国による社会保障カードの導入に向けた政策目標が

掲げられました。この社会保障カードにつきましては、医療受給者証や国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳などを統合したカードで、具体的には当時の社会保険庁のオンラインシステムの更新にあわせ、平成23年度からICチップが組み込まれたカードを全国民に配付する計画のものでございました。

坂城町におきましても、国の予算により平成21年度において長野県国民健康保険団体連合会を通じまして社会保障カード対応端末の配置がされ、被保険者証の機能をあわせ持つ社会保障カードへの対応について具現化に向けた動きが見え始めたところでもございました。

しかしながら、ご案内のとおり政権も変わりまして、この社会保障カードの導入につきましても行政刷新会議の事業仕分けで他のIT関連事業施策との見直し、再検討が決定され、平成23年度からの導入も見送られた経過がございます。

これを受けて厚生労働省では、全国の国民健康保険団体連合会の医療費の支払いシステムの統合を図る国保総合システムが今年度、平成23年度に稼働することから、このシステムにおいて個人カード化した被保険者証の作成が可能となるよう、業務委託を含めた対応を要請したところと聞いております。

町の国保といたしましても、社会保障カードの導入や国保総合システムにおけるカード型個人証の作成などの状況を注視いたしながら、それらを大きなタイミングととらえ、カード化に向けた時期を見極めてまいりたいと考えているところでございます。

また平成20年度に創設された後期高齢者医療制度につきまして廃止の方向が決定され、会社などへお勤めの方を除く大半の皆さんが国保に編入することが打ち出され、今後それに対応したシステムの改修などの対応が必要となってまいります。後期高齢者医療制度の被保険者証につきましては既にカード化がなされておりますことから、こちらにつきましても大きなポイントになるものと考えております。

先ほど県内の状況も議員さんの方からございましたので、21年の8月現在では、先ほどご質問いただきました45市町村でカード化が実施されております。昨年の8月、22年の8月現在では、10の市町村が増えまして、現在55市町村というふうに認識をしております。市町村の数も合併によって減りましたので、現在把握しております実施率71.4%というふうになってございます。

いずれにいたしましても被保険者の皆様の利便向上を図る目的で被保険者証の個人カード化に向けた検討を進めておりますが、厳しい国保財政の状況でございますので、より財政負担の少ない方法やタイミングなどを図りながら、できる限り早い時期に対応してまいりたいと考えております。以上です。

**2番（吉川さん）** ただいま担当課長から詳しい説明をいただきました。

早いうちにといい今お話がありましたが、時期的にいつごろとか、そういう具体的なご返

答はいただけないものでしょうか。担当課長、お願いいたします。

**福祉健康課長（塚田君）** カード化の時期についてのご質問でございます。

ご質問の内容とはちょっと違った観点からのお話になるかもわかりませんが、このカード化については、先ほど申し上げましたように、後期高齢者についてはカード化がなされているということでもあります。

現在の保険証とカードにした場合のそれぞれいい面と悪い面とあるのかなというふうにも考えております。後期高齢者については非常に薄い紙で字も小さく使いづらいとか紛失する件数も毎年結構あるということでもあります。現在お使いいただいているものは世帯全員の方が記入されておりますけれども、大きなもので存在感があるといいますか、保険証と一目してわかるということで紛失については非常に少ないというふうに思っております。

カード化にあたりましては、まだ多額の費用がかかるという部分もございますし、これにはシステムを変更しなければならないという部分もございます。この辺の、どのくらいの費用がかかって、どのくらいの期間を要するというのも検討のひとつかというふうに思いますし、それからもうひとつの考え方として、現在の形の中で個人個人にお一人お一人のお名前で今の形のを交付するというのも、それほど大きなシステム改修をしないで印刷代、用紙代等でできることも考えられるということがございます。それらを含めて担当の方で早急に検討してまいりたいと思います。

毎年10月が更新のタイミングということでございますので、この10月には今の状況を考えますと、予算の関係、それからシステム改修の関係含めても、この10月は非常に厳しいかなというふうに思っておりますが、次回以降に向けて可能かどうか、早急に検討してまいりたいと思います。以上です。

**2番（吉川さん）** 大変的確な答弁ありがとうございます。

今のお話の中に、ただいま使っております健康保険証をそれぞれに交付できたというお話をいただきましたが、そんな形でも結構だと思います。財政事情もありますので、その中で町民が少しでも暮らしよくなるよう取り組みを早急に課の方でお願いしたいと思っております。

今回ばら祭りも19日で終わり、3万8千人の方が訪れ、大変盛況でした。私も毎日、町長のブログとばらの開花状況を見るのが大変楽しみでした。ばらの町坂城にとって重要な観光スポットであります。ぜひこの次は回遊性を重視した観光施策を望みたいと思っております。

話は変わりますが、昨夜、私の家の前の川に今年もホタルが5匹舞う姿を見ました。大変感動いたしました。自然豊かなこの坂城町をいつまでも残したいと私自身、再確認をいたしました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（宮島君）** ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時46分～再開 午前10時57分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番(大森君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1. 町政運営の基本姿勢について

地方自治体の第一の責務は、住民の福祉や暮らし、教育、安全を守ることです。地域には多種多様な要望や意見があります。一部の地域、階層の意見でも政治に反映でき、利害を調整する、こういう仕組みも必要です。しかも条例制定や監査請求、首長の解職や議会の解散など国政にはない住民の直接参加のこの制度が地方自治には設けられています。

イ. 地方自治のあり方は

町長は招集あいさつのところで民間視点ということでお話がありました。これについては、これまでの何人かの議員から質問があり、町長もお答えになっておりますが、一応記憶に残っているのは1万6千人の町民はお客様だと、こういう立場で町政を進めるべきだというお考えです。この点で私なりに別の言葉に置き換えるといいますと、住民視点ということに置き換えていいかどうか、この辺について町長の住民視点と民間視点の違いが、もしあればお話を伺いたいと思います。

次に、地域主権改革についてであります。

昨年6月に閣議決定されました地域主権戦略大綱では、まず地域主権改革の全体像で住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む、こう決めています。

また一方で、国の役割については、外交や防衛に特化していくということで、国と地方の役割分担を明確にいたしました。防衛や外交、それ以外を地方へすべて投げ出すということについては、特に憲法25条は国民の生存権を具体的に保障すること、そして国の責務だと定めています。

福祉や教育などの公共サービスは国が全国共通の最低基準を決め、その実現と保障に責任を果たさなければなりません。そして地方自治体は、その地域で一層充実させるための上乗せを行っていることであります。国と自治体が二人三脚の体制で国民の生活の保障を進むべきと考えるわけです。

しかし、地域主権戦略大綱は、この社会保障は地方でという方向には国の社会保障に対する責任放棄、このように考えるわけですが、町長の見解を求めます。

次に、二元代表制についてであります。

鹿児島県阿久根市の元竹原市長の専決処分事項などの連発で議会を無視した市政運営がありました。また名古屋市の河村市長は、自らの政策である市民税の10%減税の恒久化を認めない議会に対し、首長の主張を議会の妨害なく実現するため地域政党の減税日本を立ち上げ、大阪では橋下知事の掛け声で大阪府と大阪市の解体再編して大阪都のような動きがありまして、地方自治の根幹である二元代表制が今揺らいでおります。二元代表について町長の見解を求めます。

ロ. 自律のまちづくりについて

平成の大合併が荒れ狂う中、我が坂城町は自律のまちを選択いたしました。特に千曲川右岸では地形的には鼠地区と苅屋原のどちらも山や国道、千曲川で狭められており、地域的には長野広域と上田地域の結節点であると同時に、どちらから見ても端にあたるわけでありませぬ。産業の面では近隣の市町村にない工業集積地でもあります。コンパクトで住民の顔のわかる町として今後も継続すべきと考えますが、どのような見解か、お尋ねいたします。

次に、自律には魅力ある町が必要ではないか、この点であります。自律のまちであれば何でもよい、これでは何の意味もありません。この間の一般質問の中でも明らかになったように、子どもの医療費の無料化が県下最下位では隣の市と合併した方がよりましたと、こういう住民も出てきます。このように、これまで住民への助成制度や住民サービスが貧弱では自律をしている意味が全くありません。自律には近隣市町村の人が「坂城で住みたい。坂城の人はいいね」と、こう思われる魅力あるまちづくりが欠かせませぬ。特に町長が重点的に取り組む施策は何か、お尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ありがとうございます。

まず地方自治のあり方ということでございます。先日も一部申し上げましたけれども、私が思う地方自治体に課せられた重要な機能は何かということをちょっと整理したいと思っております。

先日申し上げましたけれども、まず1番目に最大に重要なのは、地方自治体としては、地域社会において身近な共通課題を素早く処理するという政治行政の実践機関であると思っております。

これは国や県が待っていてもできないような身近な問題を早く処理するというのが、とにかく地方自治の重要さだと思っております。これは逆に、これが速やかに実現できないようでは地方自治体としては失格になるのではないかなというふうに思っております。

2番目に、今、憲法のお話もありましたけれども、地方自治というのは何と云っても民主主義を直接実践する場であるというふうに理解しております。

逆に言えば、地方自治において民主主義が十分に確保されていない社会では国家そのものの民主主義も確保できないであろうというふうに思っております。非常に重要なことだと思

っております。

それから3番目、これも大切ですが、地方自治は国家の混乱に対する安全装置であるというふうに理解をしております。

昨今のことを思いますと、特に思うわけですが、中央政府が混乱しているというような状況の中では、特に地方自治体の機能が最後の安全弁になるであろうというふうに理解をしております。

それから4つ目なんですけれども、これも非常に重要なことだと思っております。地方自治体が地域ごとに特色のある多様な魅力を形成すること、これによって国民生活全体が豊かになって特色を出すことができるということだと思っております。

つまり日本国の特色は何ですかと、これはなかなか言いにくいんです。でも、長野には坂城町があって、こういう人が住んでいると、こういう文化があると、これがひとつひとつの積み重ねで日本国というのがあると思います。従って、先ほどの話の中にありましたけれども、今こそ地方自治体、特に坂城町がしっかりしなければいけないというようなことを今の4点の中でお話ししました。

さて、今回の町長選挙に立候補するにあたりまして「民間視点で坂城に新風を！」ということをご公約に掲げて町民の皆様のご支援を賜り当選をさせていただきました。今もご質問ありました「この民間視点は何ですか」ということで先日もお話ししましたが、初めて登庁した日に「役場で働く人たちにとってわかりやすく言うとすれば、あなたたちの民間視点というのは1万6千人の町民の方をお客様と思うことだよ」というふうに申し上げました。

今、大森議員のお話がありましたように、じゃあ、住民視点と民間視点はどう違うのかということですが、私は今、町の役場の皆さんに申し上げたように「1万6千人の人をお客様と思う心だよ」と。これはお客様と思うことは全住民の立場になって考えるということだと思っております。ですから、100%イコールとは申し上げませんが、かなりの部分、民間視点と住民視点とイコールだろうというふうに思っております。

さらにもうひとつ、私、長年民間企業で働いておりました。民間で行っていることがすべて正しいとは申し上げませんが、今1年半以上になりましたけれども、やはり行政に立ち向かってみますと「昔からやっていた」と。あるいは「当たり前になっていますよ」という業務に対するこういう固定観念に疑問を投げかけ、もう1度考え直すということが、ある意味では民間視点、私にとって課せられたことではないかなというふうに思っております。

町長に就任以来、各課長を初め職員との話し合いを行ってきました。それから先日もお話ししましたが、初登庁の際に役場職員全員にお願いした提言書も、ほぼ全員から回答をいただきました。今日の朝「遅れまして」と持ってきた人もいました。あと数人がばらば

らあります。しかしながら、ほとんどの人からいただきました。内容は大変素晴らしいと思います。しかるべきタイミングで整理をして皆様にもお話ししたいと思っておりますけれども、近々テーマごとの組織横断的なタスクフォースをつくってつめていきたいと思っております。つまりこういうことになりますと、組織にこだわっていた縦割を無視すると、そういうことでプロジェクトを立ち上げていくということになるかと思っております。

さらに副町長に皆様方の厚いご支援をいただきまして行政経験の豊富な宮下君を選任いたしました。これまた、ありがとうございます。こうした中で民間で培った経験というのをうまく形で町政に生かしていけるか、職員の皆様とも研究して新たな坂城町をつくっていきたいと思っております。

次に地域主権改革についての考えでございますけれども、地域主権改革は地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくることを目指しているということでございます。前にも申し上げました。昨年6月には地域戦略大綱が閣議決定され、国と地方のパートナーシップと地域の自主性の尊重のもとで国と地方が共同して新しい国の形をつくるということが求められております。

地域主権戦略大綱では、義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限委譲、国の出先機関の原則廃止が検討されております。一括交付金については、本年度から都道府県の配分がなされているということでございます。今後、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

それから大森議員から非常に重要なテーマのお話がありました。二元代表制についてでございます。

現在、地方公共団体の長と議会の議員につきましては住民がこれを直接選挙するということが定められております。このように地方自治体は執行機関の長と議事機関である議会議員を直接選挙で選挙する二元代表制をとっております。執行機関と議会は、ある意味では対立する、ある意味では対等の関係に立って協力して自治体運営にあたる責任を有しております。

しかしながら、先ほどお話がありましたように、昨今、市長が議会を招集せずに専決処分を乱発したり、首長が主導して議会解散請求、リコールですね、運動を展開するなどの報道がされており、実際に動いております。私は、これはいかなるものかなというふうに考えております。今日の新聞にも名古屋の減税日本についても非常にうまく動かなくなってしまうというようなことも報道されております。二元代表制は、お互いを尊重し、住民の負託に応えるべく議論を重ねながら補完し合い、行政を進めていく必要があると考えております。

続いて、自律のまちづくりについてお答えします。

平成の大合併の中で坂城町は合併せずに自律していくことを選択いたしました。私は、工業を初めとする産業や歴史、文化、自然といったほかに誇れる貴重な資源があり、またこの

1万6千人規模の町の中で町民の顔が見える中でスピーディーに自治が進められるということは誠に素晴らしいことであり、引き続き自律のまちづくりを進めていこうと思っております。

今回の議会におきましても、種々議論がありました。それからあさって補正予算についてご議論いただくわけですが、私は今までだめであったのではないかと、それから長年検討したけれども、できなかったということは、財源の許す範囲で速やかに進めていきたいと思っております。今回でもいろいろ何点かについてお話し申し上げました。しかしながら、速やかにできないこともあるかと思っております。それは時間をかけて議論させていただければと思っております。

坂城の素晴らしい町、実は今日、午前中、議会の前に、個人名を出してもいいかもしれませんが、長野大崎さんにお邪魔しまして大崎社長とお会いしました。長野大崎というのは大正12年の9月、関東大震災の直後に設立された会社で、ある意味では疎開ということで坂城に入ってこられましたけれども、社長さんと長い時間お話ししました。本当に坂城を愛している、坂城にあってよかったというようなことをいろいろお話ししていただきました。こういう素晴らしい、ありがたい会社がたくさんあります。こういう企業の方に、もう1度、戦後いろいろなところから入ってこられて坂城のエネルギーをつくった会社の皆さんと、もう1度坂城の町としての企業としての連携プレーができないかということをもう一回お話ししたいなというふうに思っております。今日は、そういうことで議会の前に大変いい話を大崎社長から伺いました。

こうした坂城が誇れる部分というのは、いかにして今度は住民福祉の向上につなげていくかということも重要だと思っております。特に私がこれから押し進めたい施策については、所信表明でもお話しさせていただきましたが、緊急性を初め町民の皆さんのご協力や財源の確保など事業環境の整ったものから実施計画等にもり込み、進めていきたいと考えているところです。財源に限りがある中で小規模自治体が自律していくことは大変厳しいものでありますけれども、広域連携を積極的に推進することによって一定規模での取り組みが求められる課題にも対応していけるものと考えております。

先日も申し上げました。近隣のある市長さんによれば「坂城町というのは、いいとこ取りをしている」と言われます。まさにいいとこ取りでいいと思います。両方の広域の中できちっと自律していくことができればなと思っております。基礎自治体としてしっかりした意志を持ち、独立した考えの中、方向を定めていくことが重要であると思っております。

先ほども触れましたけれども、最近、国政が目をつぶるばかりの混乱に陥っているのを見ていると、いかに自律あるいは自治が大事であるかということを感じられます。自治体が、坂城町が、市町村が元気であるから日本が元気になる。日本が元気になるためにも坂城町が

ら元気を発信するためにも頑張りようではありませんか。ということで大森議員のお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

9番（大森君） ただいま町長より私の質問に対する基本的な考え方についてご答弁いただきました。

住民視点ということで、正確ではないが、ほぼそれでもいいだろうというお話でありましたので、そういう点では私の見方とちょっと似ているかということでもあります。

また二元代表について非常にきちっとした決意を述べていただいたということで、この尊重する立場をやはりこのまま持ち続けていっていただきたいということで、議会と行政とのチェック・アンド・バランスをきちっと整えていくということを要望しておきたいというふうに思います。

また自律についても、やはりこのまま今の自律を、より坂城のエネルギーをまた再度発揮される方向で企業の皆さんの連携等もとり、そして住民の皆さんとの活力も呼び起こしていくということであるわけでありまして、また事業環境を整え次第いろいろな事業を実施していくということで、そういう点では、とりあえず今日は触りの部分ということでありまして、今後細かいいろいろな諸施策についての問題点・疑問点については質問の中で質していきたいというふうに思いますので、これについては再質問はちょっと控させていただきます。

時間もありませんので、次の問題に移らせていただきます。

## 2. 防災のまちづくりについて

### イ. 町地域防災計画について

今回これが全面改定されました。この間、平成14年に作成されて約9年ほど特別なマニュアルがない状態できていたような気もするわけですが、この間人命にかかわる大きな災害がなかったということは幸いだったなというふうに思います。

これをずっと読んだわけですが、非常に気になることは、防災計画の具体化すべき工程表が必要ではないか。例えば地区別の防災マップの作成あるいは要援護者への体制など、いつまでに、どこの地域へ、どういうふうにつくり上げていくかと、こういう工程表が必要ではないか。そしてまた、その進捗状況がどうなっているか。誰がチェックするのか。このことが明確でなければ、見直して「この赤い本を出しましたよ。次の見直しまで、どうぞ」というだけで、さて見直した場合に、この問題について、どこまで来たかという、その目標もなければ、全然進んでいない。じゃあ、これをまたのせておきましょうという安易な気持ちになってくるということで、組織として、誰がその進捗状況についてチェックしていくかということは明確にしていきたいというふうに思います。

次に、町民への緊急通報についてであります。先般も質問の中でありましたが、町の有線放送、これについても老朽化しているというお話があります。東日本でも有線の場合、電

柱が倒れれば、もう通信不能ということがあります。これについては今、検討中という答弁があったわけですが、これについても早急な対応が求められておりますが、これについて、どのようにご検討されていくのかということでもあります。

ロ. 学校の防災対策は大丈夫か

各学校の防災対策について非常に心配するところでもあります。これについてご答弁を願いたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（塚田君）** 私からは2の防災のまちづくりについて、イの町地域防災計画についてお答えいたします。

地域防災計画策定の最大の使命は、町民の生命と財産を災害から守ることにございます。災害対策基本法第42条では、町防災会議は防災基本計画に基づき、町防災計画を作成し、修正しなければならないと定めております。また、この場合において町防災計画は防災業務計画または長野県地域防災計画に抵触するものであってはならないと規定してございます。

今回の町防災計画の見直しにあたっては、平成14年7月に策定以来8年あまりが経過していることから計画の現在化及び新規個別計画の追加などを行い、国や県計画との整合性を図りつつ内容の充実を図ることといたしました。防災計画は、風水害対策、震災対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策それぞれの災害発生の種類ごとに時間的経過を追って対応すべき内容の骨子をあらわしております。

防災計画を具体化していく工程表をというご質問でございます。

常備消防の充実、広域化、消防団の強化、総合防災体制の充実、そして災害に強い行政計画の推進といった4つの項目を体系とした第5次長期総合計画の潤いのある快適で安全なまちづくり、生命を守る消防防災を推進するために、基本構想及び基本計画に示した施策を具体的に組み込んでいく実施計画の策定の中でも行ってまいりたいと考えております。

また、ご質問にございました地区別防災マップの作成につきましては、自主防災会等地域住民の皆さんの協力が必要と考えます。地域でマップづくりに取り組まれる場合には、町の地域づくり活動支援事業や防災出前講座、町社会福祉協議会、福祉健康課による説明会の開催などが活用できますので、ぜひ多くの地域で取り組んでいただきたいと思いますし、こちらを啓発してまいりたいと考えております。

要援護者への支援体制確立に係る全体計画につきましては、要援護の対象となる方の個人情報を持ち方等の課題がございます。しかしながら、自助、共助、公助という仕組みの中で被害を最小限にできるよう計画の作成を進めてまいります。

具体的な災害予防や災害対策は、住民の生命、財産を守る上で大変重要なものと考えます。災害発生時において迅速かつ適切な対応ができるよう、災害対策本部設置時等での協議検討事項に限らず、随時課長会議等の庁内会議において防災災害対策等の情報を常に各課が共有

し、連携を図りながら災害に即応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。これらの経過は防災計画の見直しに当然反映してまいりたいと考えております。

有線放送電話についてのご質問でございますが、現在、火災を初め風水害、犯罪予防、気象注意報などの情報を迅速かつ適正に住民の皆さんに伝達するため、屋外スピーカー設備等を持つ坂城町有線放送電話が災害時の緊急放送の一翼を担っております。こちらの面からも、また東日本大震災や長野県北部地震での教訓もございますので、防災あるいは緊急時情報通信の面からも有線放送がどのような役割を担うのか、そのために必要となる施設整備の方向性はどうか、そういった面からも検討していきたいと考えております。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** 防災のまちづくりについてのうち、ロの学校の防災対策は大丈夫かのご質問についてお答えいたします。

町内の各小・中学校には学校で作成いたしました防災計画を定めております。どの学校でも年度当初の職員会で防災計画を読み合わせ、想定した災害発生時の対応マニュアルを確認しております。

想定しております災害は、学校によって若干の差はありますが、おおむね次のような災害を想定しております。

1、交通事故が発生した場合の対応でございます。これは登校下校時と休日・夜間に分けて対応を決めております。2といたしましては、不審者への対応でございます。これは学校に不審者が侵入したときの対応であります。3といたしましては、学校火災発生の場合の対応でございます。これは児童生徒が学校にいる時間帯の対応と休日や夜間に起きた場合との対応を想定しております。4、児童生徒の家が火災になった場合の対応でございます。5といたしまして、地震発生時の対応です。6、台風や大雨の場合の対応。7といたしまして、脅迫電話、脅迫文書の場合の対応でございます。8、食中毒等発生の場合の対応。9といたしまして、怪我をしたとき、病気のとき、プール等での水の事故の対応などがございます。どの学校も発生を想定できる災害に対する対応を定めてございます。

これらの想定のうち学校火災の発生、地震発生の場合の避難場所として、第1避難場所はどの学校も校庭と決めております。各教室には避難する場合、教室からの避難経路が決められた位置に掲示し、備えております。また避難の訓練は新しく入った教室からの避難経路を確認するため、年度当初の訓練と防災の日にあわせての訓練、ストーブ使用開始時の訓練を行っております。また水泳学習が始まる前には救助訓練を行っております。職員だけではありませんが、不審者が侵入した場合の訓練、また各学校に設置されているAED、自動体外除細動器の使用講習会も行っており、もしもの場合に備えております。

今回の大災害発生を機にもう1度各学校の防災マニュアルを見ますと、学校ごとに対応の違いがありますし、想定の違いがありますので、再度共通化を図ることが必要であると感じ

たところでございます。さらに学校、地域の皆さんの避難場所になった場合の対応についても、町の防災計画と照合しながら想定にあわせての対応を確認する必要も感じたところでございます。

学校の防災対策は大丈夫かとのご質問でございますが、今回の東北地方を襲った大災害での学校の対応などの情報を聞くにつけ、2つの点において改善が必要ではないかと感じております。

第1には、児童生徒の親の手元にどのように帰すかでございます。通信網が分断された場合でも児童生徒を学校に迎えにきていただける体制を家庭と相談しながら事前にしっかりつくっておかなければならないこと。迎えにきていただけない児童生徒を学校でどのように保護していくのか、この想定を見直す必要があるのではないかと思います。

第2に、学校から避難しなければならない災害として何が想定できるか、その想定に基づいて第2避難所をどこにするのかの検討が必要ではないかということでございます。これらの問題については、町校長会等で検討し、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

学校は児童生徒の生命の安全を守ることが使命であります。その観点から再度防災マニュアルを点検するとともに、もしもの場合に迅速かつ安全な対応ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**議長（宮島君）** 質問者も答弁者も時間がありませんので、簡明に答弁をお願いいたします。

**9番（大森君）** それでは2回目の質問に入ります。

町の地域防災計画の見直しでございますが、14年につくられて、今年の2月ですか、発表になりましたが、この間は県は見直しをしていなかったのかどうか、まず1点。

それから進捗状況についてどうするかというお話をしたんですが、課長会議等で共有化していくというお話。誰が責任を持って、この点についてはどこまで進んでいますか。これは誰が掌握するんですか。この点についてご答弁願います。まずこれについてお願いします。

**住民環境課長（塚田君）** お答えいたします。

県の方では見直しはどうであったかということでございます。

県の方では見直しは随時行われていたと、そういうふうに承知しております。

また、どの部門で責任を持って仕分けするのか、チェックするのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、防災計画をご覧のとおり各課にわたっております、内容的には。

**9番（大森君）** 私は進捗状況を尋ねて歩くのは各課を回らないとだめだったんですよ。どこがつかんでいたんですか。それで、さて、災害ですから、皆さん集まってくださいと。これは今どこまで来ていますか。じゃあ、この見直しについて今年度中にやりましょうと。あるいはその課で決めたことが、どこまで進んでいるんですか。ということは、町の地域防災計画

が県では随時見直されているのに、我が町では9年も見直されなかったということですよ。  
こんなおんきな防災計画ってあるんですか。その点についてきちっと反省すべきであります。  
このことを指摘して町長の見解を求めます。

**町長（山村君）** ありがとうございます。

私は5月に町長になりましたので、過去8年あまりのことは承知しておりませんが、今お話を伺いますと、県がその辺は速やかに見直しているならば、お金のかかることかもしれないけれども、効率的なやり方で検討するように指示いたします。やはり1カ所に聞いた方がわかりやすいというのがありますので、副町長ともちょっと相談しながら、ずっと事情を知っている副町長がいますので、相談しながら対応していきたいと思っております。

**9番（大森君）** 今、町長より、本当に町長の責任ではないわけでございますけれども、これからこの町を担って行っていただくということで、過去のまずい点もきちっと見直して住民視点でひとつやって進めて行っていただきたいというふうに思います。

次に学校の点でございしますが、見直するのが親へどう帰すか、あるいはもうひとつは、第2避難所をどうするか見直さなければいけないということであるわけですが、私は各学校の防災マニュアルを見せていただきました。まず教育文化課長がそのマニュアルをお読みになったかどうか、各学校の。それについて、まず確認したいと思います。

もう1点、それと各学校には地域防災計画書は配付されているのでしょうか。この2点お聞きいたします。

**教育文化課長（中沢君）** お答えします。

各学校の詳細なマニュアルについては、まだ詳しく読んでおりません。

それから各学校には防災計画が全部配付されております。以上です。

**9番（大森君）** 防災計画は各学校に配付されているということですが、確認とりましたか。確認されたかどうか、答弁を求めたいと思います。

**教育文化課長（中沢君）** お答え申し上げます。

各学校に配付されております。

**議長（宮島君）** 注意をしておきますが、議長を通して質問をしてください。

**9番（大森君）** 私は中学へ行きまして先生とお会いしたら「こういう赤い本は見たことがない」とおっしゃいました。住民環境課長にお聞きしたら配付されているはずだというお話ですが、ところが、差し替えでは残っているようですね。だけど、それは最後まで追求していないじゃないですか。どこが差し替えられているか、替えていないのか。とことん追求して全部を明らかにしていくということではないでしょうか。このことを指摘しておきます。

それと教育文化課長のお話ですと、だらだらと話しているんですが、この小学校と中学校の4校の中で、どこのマニュアルが一番すばらしいと思われましたか。お答え願いたいと思

ます。

教育文化課長（中沢君） お答えします。

基本的な安全に避難する緊急時の対応については、すべての学校で定めておりまして、どこが悪いという性格のものではないというふうに理解しております。以上です。

9番（大森君） すみません、あまりこれに時間をとってられないんですが、最後に1点だけちょっとお話ししたいわけですが、最後に1点だけちょっとお話ししたいわけですが、坂城小学校は災害があつて坂城小学校が避難所になった場合のマニュアルまでできているんです。そして体育館の鍵をあける、チョークを何本用意する、ストーブを用意する、夏は扇風機を用意する、電気をつける、全部マニュアルになっています。中学はどうなっていますか。中学は全くそれができていません。そういうことを指摘して次の質問に入ります。

時間がありませんので、ちょっとはしょって、言っていることは少し飛んじゃうかもしれませんが、行いたいと思います。

### 3. 脱原発から再生可能エネルギーへの転換を

#### イ. 原発の安全神話について

原発事故というのは他の事故には見られない異質の性質があります。1度重大事故が発生すれば放射性物質が外部に放出され、もはやそれを抑える手段は存在しません。被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって被害を繰り返す可能性があります。また地域社会の存在さえも危うくします。被害がどうなるかを空間的・時間的・社会的に限定することは不可能であります。このような事故は他に類を見ない災害であります。

歴代の政権が電力業界とともに日本の原発は安全、こう考え、安全神話が自らも縛られ、繰り返し国会で質問され、警告されたにもかかわらず、それを無視し、重大事故へと備えをとらなかつたことが、このような過酷な事故になったのであります。これについて、どのようなお考えか、原発事故の安全神話について簡潔にご答弁願いたいと思います。

#### ロ. 町新エネルギービジョンの現状は

地球温暖化は世界的な問題となり、1997年、平成9年に京都会議が開催され、2005年に京都議定書が発効、そして日本では2008年から2012年、この間に温室ガス排出量を1990年比で6%削減すると、このことが義務づけられました。

これを受けて当町では平成17年2月、坂城町地域新エネルギービジョン策定事業報告書が出されております。新エネルギー導入目標は2010年とし、導入目標は町内エネルギー需要の3%となっております。しかし、もう既に過ぎております。これについての検証についてどうだったという報告はまだ1度もありません。これについての検証を行ったかどうか、質問をいたすわけであります。

#### ハ. 自然エネルギーへの転換を

これも今まで質問であったわけですが、ソフトバンクの孫正義社長の提唱などでメガソーラー構想を行うと、県も参加して行うということで、これに36の市町村が意欲を示していると報道されました。この計画に参加する意義は何かお尋ねいたします。

次に、地域でのエネルギーの地産地消、この取り組みはできないのでしょうか。このこともご答弁願いたいと思います。

最後に、ものづくりのまちとして新エネルギーの開発あるいは低エネルギーの研究開発、これに町は積極的に指導や支援が必要と考えますが、これについてのお考えを求めます。以上で1回目の質問を終わります。

**企画政策課長（宮崎君）** 私から脱原発から再生可能エネルギーについてご質問、項目でいただいております。順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、原発の安全神話についてでございます。

大森議員さんから全体の説明がございましたので、時間の関係で省略させていただきますけれども、ことに原発のような厳格に安全性が求められるようなものに対して想定外というようなことは本来あってはならないことというふうに認識してございます。結果として、原発は地震に対しての十分な安全性を有していなかったという部分でございます。これについては誠に残念で大変に遺憾というふうに言わざるを得ない状況です。

次に、ロの町新エネルギービジョンの現状についてでございます。

このビジョンにつきましては、これも議員さんが言われたように、京都議定書を受けて町としても策定するというところでございます。現在は東日本大震災を受けてエネルギー政策は原発問題も含め、大転換を迎えておりまして、ビジョン策定時と現在では状況も変わってきているということ、まずご理解をいただきたいと思っております。

問題の検証はどうかということでございます。

検証については、専門家を入れて検証まではしてきてございません。と申しますのは、新エネルギー導入について3%というようなことでございますけれども、政府等の、私どもがつくったのが17年ということでございますけれども、17年の政府の見込みでも現実的な部分、環境省で評価する中では5.4%ぐらい増えてしまうのではないかとというような状況の中で、町としても非常にそこまでできるのかという部分で評価はしてございません。

ただし、町として目標を設定するという部分でございます。これについては具体的に6項目を定めておりまして、太陽光発電、太陽熱利用、ハイブリッド自動車、ハイブリッド街路灯、小水力電力、省エネ活動ということで、ただし、このうち99%を占めるのがハイブリッド自動車と太陽光発電ということでございます。

これについて申し上げますと、ハイブリッド自動車の導入目標は205台、それに対して現在の導入につきましては、県全体のハイブリッド車導入数から按分推計ということになり

ますけれども、町の中では350台ということでございます。

次いで電力につきましては、太陽光発電の発電能力の目標値が1,100kWに対して2010年の発電能力は590kWということで53.6%というようなことでございます。

これらの項目においては何とかトータルすると、具体的な部分での達成は言えるんですけども、3%というような数字からはちょっと遠いかなと言わざるを得ない状況でございます。

次に、自然エネルギーの転換についてでございます。

これについては、るるソフトバンクとの関係につきましては、坂城もそれに手を挙げているということで、市町村との共同による自然エネルギー推進研究会に町としても入って参画していきたいということでございます。

福島第一原発の事故によりまして原発の安全性に疑念を抱く知事さんたちも非常に多いということで、これが崩壊しているという部分でございます。エネルギーの安定供給が揺らいでいる中で自然エネルギーの普及拡大の重要性はますます高まっている。そして、これからは地域エネルギーは地域で確保するという考え方も必要になってくるのではないかというふうに思います。そのような意味合いからすると、今後を見据えて大規模太陽光発電計画へ参画することは大変意義深いというふうに思います。

また新エネルギーにかかわる研究開発支援につきましては、企業の参加が前提ということになります。テクノセンターなどを通じてエネルギーのセミナーの開催や技術支援を長野県工業技術総合センターあるいは時としては独立行政法人産業技術総合研究所等あるいは信大、そんなところと連携しながら取り組んでいければと思います。これらの進める環境とすれば、この国会の中でいけるのかどうか。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調査に関する特別措置法案が出ております。これらの動きの中で再生可能エネルギー、自然エネルギーのいろいろな施策がまた出てくるのではないかと期待もしているところでございます。以上です。

**9番（大森君）** それでは2回目の質問をいたします。

原発の安全神話、これについて過酷な事故になったと、これについては想定外ということがあってはならないことということで大変遺憾だということをしていただきましたので、同感でございます。

次に、町新エネルギービジョンのことでございますけれども、専門家を入れて検証はしていないということでございますが、3%行ったかどうかについてもちょっとパーセントが少なく、6つの取り組みの中で実際どうだったかということとはわからないというふうにあるわけですが、しかし、同じ冊子の中で一番最後、ここについて気になることがあります。

それについては、これは109ページ、6-3のまとめ、ここで「これらの6つのことを

すべて実施したとしても目標とした新エネルギー導入量は達成できない。特に製造業が盛んな坂城町では事業所での新エネルギー導入や省エネ活動、モーダルシフト等が効果的であることから事業所の理解と協力が不可欠である。従って、素案としての列挙した事業も視野に入れ、ソフト事業とハード事業を相互に連携させながら長期的・継続的な施策展開が必要である」と結論づけているわけですね。ここでできないと宣言しています。できないから最初からやらなかったのではないというふうに思うんですが、こういう状況の中で事業所に理解と協力が必要だということで、そういう働きかけをされたのかどうか、あるいはそういう文書なり会議なり開かれたかどうかについてお尋ねいたします。

**企画政策課長（宮崎君）** ご答弁申し上げます。

事業所関係への対応という部分でございますけれども、これにつきましては、坂城テクノセンター等のセンター長も委員の中で策定されたということの中で、センターとして省エネ等の中で事業所を回るとか、それに向けた研修会、こんなことを進めてきてございます。以上です。

**9番（大森君）** 今のご答弁ですと、テクノセンターへ丸投げというふうに私はとることになっちゃうわけですが、やはり行政として責任を持って追求していくという姿勢を求めていきたいと思えます。

時間がありませんので、最後になりましたが、最後の質問であります。

#### 4. 坂城駅にエレベーターの設置を

坂城駅にエレベーターの設置をお願いしたいというのが多くの町民の皆さんの声であります。今、坂城にエレベーターが欲しいということで、いろいろな方々が現在、署名の行動を始めております。町長は、笑顔のまちづくりのひとつとしてセントラルステーションである坂城町にエレベーターの設置を挙げております。昨日の質問で一步前進というようなお答えもあったわけですが、このエレベーター設置への実現の可能性はあるのかどうか。そして、昨日の質問では任期中にはというようにあるわけですが、できるだけ早く実現できるような方向性について町長の決意を求めたいと思えます。以上です。

**建設課長（荒川君）** 昨日、入日議員さんからいただいたエレベーター設置の一般質問の中で町長からご答弁申し上げましたとおり、可能性を考える中で事業化に向けての諸調整や町民の皆さんとの協力体制づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

**9番（大森君）** エレベーターについては町長の決意であるし、また重要な施策というふうに考えておりますので、ぜひ応援して実現に協力していきたいというふうに考えております。

特に新しい町長になりまして民間視点で町政運営を行っていくというご決意をいただいております。これについて私の住民視点とほぼ似たような意味合いということがありますので、

住民視点ということをちょっとお話し申し上げるわけですが、今、私が質問した災害にしろ、あるいは学校等そういう問題について、やはりきちっと、いつまでにどうやってやるか。発表したものについてはきちっと報告を出していく。こういう姿勢が私は必要ではないかというふうに思います。その点について今後それぞれの施策の中でまた質問し、質していきたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（宮島君）** 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたします。

お諮りいたします。

ただいまから23日までの2日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（宮島君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまから23日までの2日間は委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

今回は6月24日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時56分）

## 6月24日 日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
 

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	小 奈 千 秋 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	中 沢 恵 三 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	中 村 淳 君
企 画 調 整 係 長	
4. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 請願について

第 2 議案第 3 2 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について

第 3 議案第 3 3 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 発委第 2 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 2 議案第 3 5 号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

追加第 3 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第 1 「請願について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 1 号 通学路の安全確保について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（宮島君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る 6 月 13 日の会議において提案理由の説明を終えております。

---

### ◎日程第 2 「議案第 3 2 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

13 番（柳澤君） 1 点だけお尋ねをしておきたいんですが、締結には賛成なんですが、別表におよその内容があるんですが、そのうちの医療の関係です。

医療の関係、この協定は中心市の上田市と坂城町の協定であります、医療の関係の内容は、ほとんどというか、100%近く上田広域連合の中で行われております。

例えば、具体的に言えば、そこで教育センター云々と出てきますが、これについても上田広域の母袋連合長は信大への話も上田広域の連合長として信大へ伺っていろいろ相談をしていると、こういう言い方をしています。そうすると、これは上田市と上田広域連合の問題かもしれませんが、上田広域で予算をもってやっていることを上田市の名前で坂城と締結する、そのことで差し障りはないのかどうなのか。具体的に上田広域へも坂城が参加してしまして、その議会へも出る。そこで何か決まること、そのことがこの協定へも影響するというような、何かどこでどうなるのかというような、ちょっと感じがあるんで、その辺問題がないというふうに言っていただければそれでいいかと思うんですが、ただ、形としては上田広域連合でやっていることを上田市と坂城町がその内容にそのまま取り込んでという、それが動いていく間に何か差し障りないかどうかということをご心配するわけです。長くなりましたが、その1点お聞かせください。

**福祉健康課長（塚田君）** お答え申し上げます。

まず問題はないということで最初に申し上げたいというふうに思います。

現在進めております上小地域医療圏の医療再生計画につきましては、広域連合が主体ということではなくて、それぞれの中で進められている事業であります。基本的に広域連合に参加する市町村がかかわってということでもありますけれども、広域連合の事業ということではないということをご理解をいただきたいなというふうに思っています。基本的に、その計画は粛々と進めていくと、25年度までの計画ということで進められております。

別表ご覧をいただきまして、それぞれ甲の役割、乙の役割というふうに書かれているわけでもありますけれども、この協定の中身といたしますと、地域医療再生計画の事業効果の検証、それから計画期間終了後の地域医療教育センターの運営方法及び具体的支援内容の検討ということになってございます。医療計画とは、この中で区別する形で表示されているというふうに思っておりますので、ご確認をいただければなというふうに思います。以上です。

**13番（柳澤君）** 問題がないというお答えでしたので、それで結構なんですけど、ただ、そうすれば今度、上田広域の中では、上田広域が中心になって上田広域が運営しているというふうに今まで言われてきているはずなんですけど、その辺はまた上田広域の中で聞くことにいたします。

**9番（大森君）** 別表でありますけど、この別表の圏域マネジメント能力の強化という点のところではありますが、ここで職員の研修並びに企画立案、運営に関する補佐並びに職員の参加という部分があるわけですが、これについて、これは対等・平等の関係で交流が行われていくのかどうか。ひとつ研修会を町の職員単独でやるということは相当な費用負担もかかると思いますので、これは合同で研修会をするというのはいいと思うんですが、それぞれの自治体が長期総合計画、まちづくりの計画がある中で、こういう上田市と協定を組んで、そういう政

策を学ぶということはいいかもかもしれませんが、これに対して相互の対等・平等の関係が持てるかどうか、そしてもうひとつは、上田市の計画に基づいて町がそれを取り入れてやっってしまうという可能性はあるのかどうか、その点についてご答弁願います。

**企画政策課長（宮崎君）** お答えいたします。

人材の育成交流部門ということの中で対等の関係でいけるのかどうかという、これについては上田市と対等の立場の中で協定を結びますし、事業についても上田市がつくるということではございますが、意見の中で私どもも参画してお互いに納得できるところで計画づくりを進めていくということでございますので、そこら辺は懸念される必要はないというふうに考えております。当然職員の交流、これからどういう形となるか、検証はともかくとして、ありますけれども、これについても、仮にこれが進むような事態になっても、それはあくまでも対等というようなことで考えてございます。以上です。

**9番（大森君）** 対等・平等というか、この事業は一応おおむね5年間ということで予定されているわけですが、破棄をしたいというときには申し出て破棄されるわけですが、しかし、2年間継続されるわけです。ですから、契約した内容については2年間は守らざるを得ないということになるわけですね。ですから、締結して5年間の期間でやる中で2年間やってきたが、3年目からちょっと強制的な面もあらわれてきたという点で、これについては拒否して破棄しようとしても実際にはそのままの状態を継続していかざるを得ないということになるわけですね、その2年間は。だから、その点について担保されるものは何かあるんですか。

**企画政策課長（宮崎君）** お答えいたします。

これは私どもと上田市との、あくまでも紳士的な協定ということの中でやっている話でございます。この協定、確かに破棄するには2年間かかりますよということでございますが、その前に共生ビジョンの作成、さらにもっと言うと、それに対して事業を新たなものに取り組む場合については議会の議決も当然予算審議ということの中で必要というような部分です。ですから、それに確かに2年というものはありますけれども、現時点の中で、それによって、例えば私どもの意向を無視した形の中で、例えばいろいろな部分が進むというのは、そこまではちょっと想定していないと。お互いにやはり独立した地方自治体の中で進めているわけですから、そこら辺は仮にそういう事態になったとしても、紳士協定の中で進めているわけですから、それは自治体としての意向を十分通せるというふうに私は考えております。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第33号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第34号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

3番（西沢さん） 私からは2点お伺いいたします。

20ページの教育費、款10教育費、項1教育総務費、目2のところの学力向上事業の中のQUテスト業務委託、これについて、その内容と、どのように学力向上に生かしていくかという点。

それからもう1点は、その下の項2小学校費、目1小学校総務費の耐震化事業の実施設計委託について、この実施設計の委託される内容と、それからもう1点、この実施設計については、どういう目的というか、どういう意図を持って委託をされるかということなんですが、それにつきましては今後の3小学校をどうするかという計画を立てた中で、これをどのように考えているか、位置づけているか、そういう点についてお伺いいたします。

教育長（長谷川君） 20ページの13003のQUテスト業務委託の内容についてというご質問にお答えをさせていただきます。

これは一般質問の中でも申し上げましたが、今年の新たな取り組みとして学級経営力をつけていただき、子どもたちが人間関係をつくっていく、そういう力を育てるための事業であります。

中身としますと、QUテスト、これは学級での人間関係がどういうふうにつながっているかというようなことを調査するテストでありまして、これをテストして、それを分析していただく内容。それから、その分析結果をどういうふうに取り取って、それを自分の学級の内容改善、学級経営の改善にどうつなげるかということを勉強する会の講師の委託、これが主なものであります。

テストは4年生から中学2年まで2回行えればと思っています。それから先生方の講習会につきましては、まだ細部は決まっておられませんけれども、少なくとも2回または3回そういう会を持てればなと思っています。

次に、13003の、同じ番号ですが、教育費、小学校総務費の方の実施設計委託についてであります。これを校舎改築とはどういう関係になっているかということでもありますけれども、今度行います実施設計は、南条小学校の校舎、それから村上小学校の校舎全部であります。これも一般質問でご答弁をさせていただきましたが、実施設計の結果を見ながら今後どういうふうに耐震を進めていくのか、あるいは改築ということも考えなければいけないのかということを検討し、さらに全部で村上小学校が3棟、南条が7棟あるわけですが、どういう順番でやっていくかというようなことも実施設計の結果を見て決めていきたいなとい

うふうに考えております。以上であります。

**3番（西沢さん）** Q Uテストについては今の答弁で結構です。

実施設計の委託についてのお話ですけれども、南条小学校、村上小学校の校舎全部をという内容ですが、実施設計の結果を見て今後の計画というよりも、実施設計に入る前に今後の計画をしてから実施設計に入るのが順序ではないかというふうに私は考えました。

というのは、同じ時期に3小学校がつくられていると。そうすると、同じような形でやっていると、やはり同じ時期にまた改築なり建て替えの時期が来るのではないかというふうになってしまいますよね。この実施設計では耐震補強をどのようにやるかという部分が出てくると思うんですが、例えば小学校の教室の壁に1本耐震補強の柱を入れるとすると、その壁を剥いで柱を入れて、その部分だけは新しく塗り直す。だけど、あとの部分はそのままよという耐震の仕方をするのか、あるいはこの学校はもうちょっと長くもたせたいので、その周りの部分も壁を塗り直していくかと、そういうところまで考えてこの実施設計を委託されるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

**教育長（長谷川君）** 今回の実施設計は、耐震工事を行うための実施設計ということでありまして、そういうつもりでおります。ですから、今の例で言えば、その部分だけということになるかと思っています。

**1番（塩入君）** 2点質問したいと思います。

第1点は、16ページ、款8土木費、項目は8土木費の1の道路橋梁総務費、その一番右側にあります町単補助事業のことについてお聞きします。

今年度は町単工事について、どのくらい申請があったか。それから、そのうちの幾つぐらい実施の見込みであるか。また新規の事業はどのくらいあるかという点をお聞きしたいと、これが第1点です。

次に第2点ですけれども、20ページです。先ほど西沢議員が言われたところともちよつと関係しますが、20ページの款10の目2のところで、学力向上事業というのがあります。学力向上事業は今どのような効果が実際あらわれてきているのか。どう評価しているのか。教育長にその点をお聞きしたいと思います。

そして、これについて今後の見通しも含めてお聞きしたいと思います。以上2点。

**建設課長（荒川君）** 町単補助事業の関係でございますが、今年度、自治区からのご要望は、すべて合わせまして138件のご要望をいただいております。現在、当初予算で予算の関係がございまして、箇所決定をしてある箇所が33カ所、各区長さんの方に町単の箇所づけを申し上げてございます。

うち新規の関係でございますが、今年度新たにということによろしいですか。

申し訳ございません。当初予定の中で今、15カ所が新規の箇所になります。以上ござ

います。

**教育長（長谷川君）** ご質問いただきました20ページの教育費の学力向上事業の成果はということでもありますけれども、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、今年度新たに始めた事業でありまして、まだ成果は上がっておりません。先ほどの説明のとおりですが、講師等謝礼として、つまり学級経営力を高めるために講師を呼ぶ謝礼、それからQUテストの実施というのが中身であります。以上です。

**4番（塩野入君）** 久しぶりに予算書を見ましたので、いっぱい質問したいと思いますが、まずひとつは、歳入の5ページであります。

款20町債、項1町債、目2土木債、3消防債が載っておりますが、今現在、町債の総額どのぐらいか。そして、これは人口で割ればいいのかもかもしれませんが、1人当たりの金額。そして、今あります起債のピークはおよそ何年ぐらいになるのかをお聞きをいたしたいと存じます。

続いて、12ページから13ページにかけてであります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、010655直売所整備事業であります。まずこの中で15011の舗装水路工事が570万円、そして16004の舗装用原材料が117万1千円、どこをどのように行うのかということでもあります。お聞きをいたしたいと思います。

次に16ページであります。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費であります。17001の用地代であります。現況道路、どこの場所をどのぐらいの面積で、どんなふうな値段で購入するのかどうかをお聞きをいたしたいと存じます。

続いて17ページであります。款8土木費、項2道路橋梁費、目4道路新設改良費であります。13001橋梁点検委託とは、ここに効果促進事業の国庫補助金等、それから土木債を使っての事業であります。どういうことをするのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

続いて19ページであります。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費であります。これは第三分団等水防資材倉庫というふうに聞いてはおりますが、これは建物ひとつでそれぞれ分離して使うのか、2棟つくるのか、あるいはそこに15011ホースがけ設置等で100万円計上されてはいますが、等もあるからいろいろあるんでしょうが、どういうものなのか、これをお聞きをいたします。

そして22ページであります。款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費であります。04023臨時職員労働災害保険料が当初4千円ありました。ここでまた7千円計上されております。多分人数が増えたのかなという気がしますが、その辺のところはいかがでしょうか。

それから07031に作業員が126万2千円計上されております。これも当初では臨時

職員という形で109万円ほど計上してありましたが、新たにここでは作業員という形で計上しております。その作業員の126万2千円、これは何でしょうかということでもあります。

それから、その下011076の町横尾遺跡発掘調査費であります。これは今回初めて補正でのっておりますが、その内容ですね、場所とかどうなっているのかと、そこをお聞きをいたしたいと思います。以上お願いします。

**財政係長（柳澤君）** 私からは歳入に関する部分についてお答え申し上げます。

1点目の現在の町債残高という部分でございます。22年度末の一般会計の町債残高につきましては、73億3,300万円あまりという状況でございます。

それから一人当たりはどれくらいかという部分であります。3月末人口が1万5,976人ということがございますので、1人当たりにつきましては45万9千円というような状況になります。

それから公債費のピークということがございますけれども、この部分につきましては平成24年度まで国の保証金免除繰上償還という制度がございます。この制度が活用できることを予定をしております。そうしますと、平成24年度の約8億1千万円がピークというような状況で、現段階では試算をしているところでございます。

**産業振興課長（小奈君）** 私の方からは直売所整備事業にかかります道路15011舗装水路工事、その下の16004舗装用原材料について申し上げます。

直売所の整備事業ということで今回、今年度、元気づくり支援金の支援をいただく中で新たに駐車場の舗装及び排水工事、これを実施したいということでございます。これまで未舗装で区域線もなく、雨水もたまることから来場者からの要望も高かった懸案でありますので、こちらの方、きちんと線引きをし、また水路をきちんと整えて約40台ほど駐車場の区画を整理したいというものでございます。

また原材料の方でございますが、舗装工事用の採石、生コン、グレーチング側溝、またあわせて人の入りやすい施設という形をとっていきたい中で、ばら植栽をここで整えてまいりたいと、そのばら苗、丸太、培養土ということで原材料費をもらせていただきました。以上でございます。

**建設課長（荒川君）** 私からは16ページ、道路新設改良の関係からご答弁申し上げます。

まず、この用地費でございますけれども、場所は坂城町字四ツ屋地籍、国道西側、旧大規模店舗が開発をされたあのエリアの中にある町道になります。

ちょっと経過を申し上げますと、あそこは実は平成6年に大型な開発行為が行われまして、なおかつ大店法の絡みで接道が10mなければ開発が行えない、そんな関係で、現状道路になっておりますけれども、地目的には民地のままで隣接の駐車場敷地と一体で賃貸借契約によって開発が行われてきたと。今回その関係を整理をつけたいということで開発事業者が

ら町の方にそんな申し出がございまして、財源をいただき、地主さんとの折衝は町の方で町道に買い上げいただきたい、こういった経過がございまして、財源的には町でその他雑入ということで351万4千円余を歳入で見込み、権利者の方から土地を買い上げる、こういった案件になります。

面積につきましては、総面積で595.71㎡ございます。権利者の方は4名いらっしゃいます。なお、買収の単価につきましては、町の単独事業単価ということで5,900円をお願いを考えております。

続きまして、17ページの効果促進事業の関係でございます。

まず、これは、そもそも効果促進事業というお話になるわけなんです、これは道路特定財源の一般財源化に伴いまして国の方の制度も大分変わってきております。今まで道路整備は地方道路整備臨時交付金というような事業で行っておいりましたのが、21年度から地域活力基盤創造交付金事業、今年度に至りましては社会資本整備総合交付金事業というのに変わってきていますけれども、21年度、一般財源化に伴いまして地域活力基盤創造交付金事業というものが始まり、これを基幹事業といたしまして、その投資効果をさらに高めていく、そういった意味合いで効果促進事業というメニューが加わり、それについて取り組んできている、そんな状況でございます。

経過を申し上げますと、22年度におきましては、坂城町では効果促進事業といたしまして防犯灯の整備を行ってまいりましたが、この23年度では、このメニューに従い、橋梁の長寿命化に向けての点検整備で行ってまいりたい、そんなような形で今回、補正予算に計上をさせていただいたものでございます。

前置きが長くなりましたが、内容につきましては、町で管理をする橋梁が160基ございます。まずこれについて点検項目に従い、現状の調査を行う、その調査結果に基づいて橋梁の改修計画を立案をし、その後に事業採択をいただきながら橋梁の整備に向けていくと、その手始めの第一歩の橋梁点検というのがこの事業でございます。以上です。

**住民環境課長（塚田君）** 消防団拠点施設新設工事につきまして、ご説明申し上げます。

第3分団消防コミュニティセンターの建設工事でございますが、こちらの方では1階が積載車2台が入ります資機材倉庫、43.81㎡、それと2階が15畳の研修室、それと湯沸かし室、トイレもついてございまして50.53㎡の、これが基本タイプと呼ばれるものですが、こちらに1級河川でございまして谷川が隣接しているということで、水防用の資材を入れる倉庫ということで50.17㎡の倉庫を併設するという形のものでございます。

続いて消防ホースのホースがけ設置等でございます。100万円でございますが、こちらにつきましては、通常、各分団、使用したホースを干す場合には、それぞれ火の見櫓等を使って干しておるわけですが、第3分団の場合、火の見櫓がございませんので、そちらにホー

スガケ、ホースを干すためのポールを建てたいと考えております。地上高で12mのホース、竿がけというようなものでございます。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** 22ページ、文化財保護一般経費130万円の中の臨時職員労働災害保険料7千円でございます。それと、その下、作業員賃金126万2千円ということでございます。

この事業は、光を当てる補助金を得て民具、古文書の整理作業をする事業でございます。民具整理作業と申しますのは、過去寄贈いただいた民具、唐箕とか、あるいは機織り機、脱穀機等約300点を洗浄、分類、台帳化、それから活用へと進めていく作業をするものでございます。その中の7千円は作業員の労働災害保険料ということで0.5%の保険料で7千円を計上させていただいております。作業員は民具整理作業を実施するための作業員賃金を計上させていただきました。約3カ月で4名の方、1日5.5時間くらいの作業時間の中で整理をしていただくものでございます。

それから、その下の町横尾遺跡3発掘調査事業でございます。99万3千円の内容でございますが、町横尾遺跡の3というのは、南条保育園の跡地を土地開発公社が宅地造成事業6区画を開発しておりまして、それに伴う試掘を実施したところ、住居址跡が発見され、その発掘を行うものでございます。3ということがありますけれども、1というのは南条保育園の少し上の右手の宅地造成地、これも土地開発公社で造成したところが町横尾の1で、2番目は坂都1号線の旧交和物産の道路敷を調査したのが2で、今回、南条保育園の跡地が遺跡3ということでございます。以上です。

**4番（塩野入君）** まず歳入のところではありますが、当初予算ベースで減債基金の繰り入れ5千万円を含めて公債費が7億9,600万円、約8億円を返済しなければならない。そこには利子分だけで1億1,900万円、約1億2千万円が消えてしまうということでもあります。

町長は所信表明や一般質問で、あれもこれもどれもこれもやりたいと申されているように私には聞こえましたが、もちろんこれもどれもこれも必要がありますし、やってもらわなければ、それは困ることでもあります。しかし、事業の多くは、それに伴ってお金がかかります。収支の不足は借り入れなどの借金で賄わなければならないわけではありますが、一番心配するのは、その借金は我々町民に回ってくると、こういうことでもありますから、かつての夕張市のように再建赤字団体になることは絶対に避けなければならないわけでもあります。

そこで今の坂城町の財政レベルで、こういう規模で起債の許容量、借金の許容量がどのくらいまでがいいのか。どのくらいまでしかだめですよということになるのか、そのくらいまで何とかということになるのか、あるいはこれからの財政運営をそういうものを含めた中で、どんな方向に進めていくのかどうかをお聞きをいたしたいと思っております。

それから直売所の関係ですけれども、これを見ますと、この事業は地域発元気づくり支援

金の県費を得ての事業であります。地域づくりやら農業振興に、これでどういうふうに貢献をして具体的にどうやって進めるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから16ページの道路橋梁であります。大規模店舗の形の中で今まで民地のものをきれいに道路として行うんだということでもあります。

結構あの道、前お薬屋さんがありまして、私も母親のおむつなんかであそこの店を使った、今はもうなくなっていますけれども、結構広いんですね。国道と同じぐらいの大きさがある。だから、それはさっき言うように10mないと大規模に該当しないと、こういうことでありまして、ただ、その道を、今あそこはS企業の会社と倉庫があその道に隔ててあるんですが、あその道は4mぐらいしかないんですが、その人が使うのが大部分で、あとはそんなに価値がない。10mも上げて。今、廃止になっていて、ここで用地を買い上げます。それだけのものかなということでは。だから、せっかくあそこで大規模で撤退をしまして、あそこに国道から入って左側、空地がありますので、そこをできるだけ公共的なものにあわせて何かうまいものを入れながら、せっかくの用地代、これだけかけるんですから、そういう形のものも考えていただきたいというところではありますが、その辺はいかがでしょうかということでもあります。

それから橋梁の関係ですが、今160基ということでもあります、調査の予定でございます。160基というのは、これは幹線道路を基本にやったのか、160基と選んだ。いっぱいあると思うんですね。その中でどういう、多分、幹線道路はそんなものを選んで優先というか、利用量にあわせて、きっと160基を調べる予定になっているのかなと思いますけれども、その辺のところはどんな形でやったのか。

そしてバラ公園に行く堤防道路があるんですが、あその橋もかつて、今、廃止になりましたけれども、砂利屋さんがやっております、ちょっと心配な部分がありますから、その辺のところもこの中に一緒に入っているのかどうか。

それから昭和橋の関係も、今、河床といいますか、舗装してなだらになっておりますが、あれで全部終わりなのか、そのままほかにあるのかどうか、その辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから19ページの消防庫であります、内容はわかりました。

1棟建てでそれぞれで分散して使うと、こういうことでもありますので、それはそれでいいんですが、村上地区には上五明にそういう倉庫がありますし、それから坂城地域のすぐそのB・Iプラザの横に、やはり同じような施設がありますから、そういう形の中で、村上は上五明のそこですよ、坂城地区はB・Iプラザの横ですよ、今度は南条地区の中でこういう同じようなものをという考えで、こういうものができているのかなと思うんですが、その辺基本的にはどういうふうに行っていくのか、私の言っていることでいいのかどうか、その辺

をちょっとお聞きをしたいと、こういうことであります。

それから発掘関係です。

よくわかりました。民具ということでもあります。特に町横尾3の発掘調査事業であります。これは公社の関係で予算を見ますと公社から全額収入が入ってきていますので、それはそういうことではあります。試掘をおやりになって住居址が出たと、こういうご答弁でございますが、試掘はどんな状況ですかね。わかる範囲でいいですが。例えば、この住居は弥生時代だとか縄文時代だとか、きっとそんなものは試掘でいろいろ出ていると思いますが、状況はどんなところの形が今、試掘の中で出ているか、わかったらお願いしたいと、こんなように思います。以上でございます。

**財政係長（柳澤君）** 地方債に関する部分と、それから財政運営に関する部分ということでございます。

地方債の許容額というようなお話であったんですけれども、地方債につきましては、町が取り組むべき建設事業と、それから国が定めます地方財政計画によります臨時財政対策債の借り入れ可能額というような部分で地方債の借り入れを行っている状況でございます。単年度ごとに借り入れの計画を立ててやっているというような状況でございます。

このうち臨時財政対策債ですけれども、この部分につきましては、各年度の地方財政計画によりまして増減が大変大きい状況で、普通建設事業の地方債の借り入れを少なくしても伸びてしまうというような状況が場合によっては出てまいります。

例を申し上げますと、22年度でありますけれども、一般会計における地方債全体でおおむね5億5千万円ほどあったんですが、普通建設事業に充てたものがおおむね4千万円でございます。残りの5億1千万円あまりが臨時財政対策債というような状況になっております。

これらの状況を考えますと、町のハード事業を抑えたとしても、国の地方財政計画によります臨時財政対策債の借り入れが増えまして地方債の残高が大きく減少しないというような場合もございます。こういうような状況でございますので、地方債の許容額という部分を設定するのはちょっと大変困難な状況であるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから町の財政運営、今後の財政運営、健全財政という部分の取り組みということでございます。

この部分につきましては、ひとつとしますと、地方債残高の減少というところで、先ほどもちょっと触れたんですけれども、国の公的資金の保証金免除繰上償還の制度が平成24年度まででございます。当町の利率から利用ができるものは、おおむね24年度に一括償還ができるというような状況がございますので、この制度を使いまして地方債残高の減額に取り組

みたいという部分がひとつであります。

それから、もうひとつが後年度負担の抑制を図るためという部分で、地方債の新規の借入れにつきましては極力その年度におきます元金償還額の範囲内にとどめることを目標としていきたいというふうに考えております。それから地方債を財源とする普通建設事業の取捨選択を行うと。

これらの取り組みを行う中で必要最低限の起債の借入れに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

**産業振興課長（小奈君）** 私の方から直売所の支援をいただく元気づくり支援金、これとの仕組みの中で、どのような反映をとということでございます。それについてお答え申し上げてまいります。

元気づくり支援金につきまして、今回私どもの方からお願いしてきました内容がご質問に答える部分になるかなということで、その部分を若干朗読も踏まえてやらさせていただきますが、事業名につきましては、地域協働による直売所魅力向上プロジェクトということで整えさせていただきます。そういう中で直売所、こちらの方、現在、国道18号線と坂城インターチェンジ入り口との結節点という立地を生かした直売所の観光資源化や小規模流通による農産物の生産振興、またこちら、同時に予算の中でも組ませていただいておりますが、イベント的なもの、これを開催する中で、さらにそこに農業体験など入れる中で、地域を巻き込んだ機能強化を図って産業活性化という中でのひとつの拠点として展開をしていきたいと考えるものでございます。

さらに今後、直売所、現在そちらの方に出荷会員ですが、設立時には50人でありましたものが今広がって、現在93人、一般の方が87人で法人が6団体というような広がりも見せているわけでございます。そういう中で今回、来場者が入りやすく利便性が高い周辺環境の整備、これを必要ということの中で県の方にお願ひし、採択をされる中で整えていきたいということで計上させていただいたものでございます。以上でございます。

**建設課長（荒川君）** 私からは道路新設改良の開発に向けてのお話でございますが、ちょっと今回この道路を町で買い上げるに至った背景を若干申し上げますと、今まで駐車場用地と一体で開発者が地権者と賃貸で行ってきた。しかしながら、今度、空き店舗になっているところに町外から製造業を進出をしたいというご要望がございます。そういった中で、まず町道としての権利関係を明らかにしていく。そういったものが今回の背景にあるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから橋梁の関係でございますけれども、先ほど160基をというふうに申し上げたのは、町が管理をする橋梁台帳というものがございまして、そこに載っている橋梁の数が160でございます。今回それについてすべて点検を行っていく、その中で点検の結果、改修が必要な

ものについて優先順位をつけながら改修計画を立案をして事業に結びつけていくという、そんな段取りになります。

バラ公園に行く橋梁につきましては、町が管理する橋梁には入ってはおりません。

あともう1点、昭和橋の改修は、先般、国の経済対策、当時21年度の予算でございましたが、地域活性化きめ細やかな臨時交付金という事業をいただいて改修整備に着手、実質的には22年度、この3月までかけて繰越事業ということで改修・改良をいたしたところでございますが、あれですべてではなくて、取り急ぎ鉄筋とか見えている箇所に応急補修という形が行ったところでございます。まだ橋のつなぎ目でございますとか床板ですとか、それらにつきましても今回の点検の中で作業を行い、改修計画にもり込んでいく、そんな段取りになろうかと思えます。以上です。

**住民環境課長（塚田君）** 当町の備蓄資機材につきましてですが、坂城町防災センターが平成17年度に、村上地区備蓄庫が平成19年度に建設されております。そして今回、南条地区ということで第3分団のコミュニティセンターに併設という形で水防資機材の備蓄ということで考えていきたいということでございます。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** 町横尾遺跡の内容でございますけれども、当該地域は千曲川によって形成された扇状地でございます。周辺では縄文時代から平安時代にかけての住居址が多数発見されております。今回の試掘調査でも平安時代と思われる住居址が発見されておりますので、本調査をする中で、さらに明らかにし、報告書まで作成させていただきますので、それまで詳しい内容についてはお待ちいただきたいと思います。

**議長（宮島君）** 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩といたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時07分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいまの提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（宮島君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

引き続き、質疑を続けます。

**8番（入日さん）** 15ページ、款7商工費、項1商工費、その中の目2の商工振興費で、説明の一番最後、19045駅前活性化事業補助金、これはどんな事業をするのでしょうか。

それから、その下の目4の商工企画費の中で、19042財団法人さかきテクノセンター運営補助金300万円、当初予算で1,750万円なんですよね。22年度予算も1,750万

円で、22年度、23年度当初予算は同じだったんですが、この300万円増額した理由は  
何でしょうか。以上です。

**産業振興課長（小奈君）** 入日議員さんのご質問の、まず駅前活性化事業補助金の方から申し上げてまいります。

駅前のにぎやかさが欲しい、そういうお話、町長着任以来さまざまな総会等、会議等の中  
でもお話をしているものでございます。そういう中で駅前の活性化にどのようなことをやっ  
ていったらいいのか、あわせてさきにさまざまなところでお話ししてございますが、けんし  
ん前のところに新たにいろいろな、今回ばら祭りの看板というか、写真をポスターとして掲  
示いたしました。これから町の方で行われますさまざまな事業についてあそこで掲示しな  
がらお知らせする、できれば常設型の看板設置というようなことをこのお金の中で展開をし  
ていきたいということで調査費を兼ねて設備ということの中での補助ということで新たに活  
性化事業というものを展開していくものでございます。

またその下、さかきテクノセンター運営補助金でございます。こちら300万円につきま  
しては、歳入の方でございます地域活性化住民生活に光を注ぐ交付金基金という中で、こ  
の300万円、これは町の条例の方にもあったかと思いますが、知的なもの、そういうもの  
を振興していく、そういう部分に基金を活用するというで、この基金の中でございます。

そういう中で産業振興の分野、こちらの方の新たに事業として展開していくものとして、  
これも調査の中にもございましたが、町の産業そのものを、例えばどのようなところとつな  
がりがある、どのような仕事をやっていると、そういうひとつの体系的なもの、こういう  
ものも新たに調査をしていきたいと。そういう中で基金を活用する中でプラン作成みたいな、  
そのようなことも含めて調査事業を展開していきたいというもの、あわせてこれまで実施も  
してございますが、国補助というような中で展開をしておりました人材養成、特に次世代育  
成、こういう部分も新たに基金の中で展開したいということで今回新たに追加をさせていただ  
いた次第でございます。以上でございます。

申し訳ございません。補助の先について、こちらについては商工会ということで考えてお  
ります。以上でございます。駅前活性化事業の補助金については、商工会と考えております。

**議長（宮島君）** 答弁は落とさないようお願いをいたします。

**8番（入日さん）** 看板をつくる費用ということでしたが、駅前活性化は人通りをいかに生むか  
ということで、私もあそこ、本当に私の小さいときはお店がば一と並んでいたのに、今ほ  
とんどなくて、お店と言えるものは本屋さん、木香屋さん、あと食べ物屋さんが3軒です  
か、あと床屋さんですか、そんなものしかなくなっちゃって非常に寂しい思いをして、実際  
若手の商工会の人にも話したんですが、「今から町のそういう中で商売をするのは非常に難  
しいですよ。私だって自分のお店はやっているけれども、安いものはやはり、日用品や何か

は安いお店へ買いに行っちゃってほとんど町のお店は使っていませんよ」と言われて本当に、今特に後継者もいませんし、お店自体が経営をやっているほどのお客が一番来ないといいますか、だから利益が上がらないし、自分の代で終わりだという、そういうお店ばかりで、そういうところをいかにお金を注ぎ込んでも、私自身も年老いたらやはり身近で買えるお店があるのが一番ベターなんです、そこまで持っていくというのは非常に困難だと思うんですよ。

町内の人も近くにお店があればということは言うんですが、じゃあ、どのくらい使っているか、例えば衣料品なんかほとんど坂城町は高いからほかのところに行っちゃうとか、そういうものがあつたりするので、その辺の兼ね合いが非常に難しいと思うんですよ。

看板だけで果たしてそういう活性化、いわゆる横立町の人通りがほとんどなくなってしまうことを、どうやったらそこへ人通りが戻せるかということは、町もそうですし、にぎわい坂城ですか、そういうところと提携してどのようにやっていくか、やはり全町規模で討議して、やはり坂城町の産業も私たち町民が守らなければだめなんだという意識を高めないと、お店を開いてもだめだと思うんです。今、問屋さん自体がなくなって個人がお店を開いても仕入れる先がないというんですよ。だから「入日さん、今なんかお店開くのは無理ですよ」とはっきりその後継者にも言われたんですが、そういう点、町はどういうふうに関後、身近に買い物できるお店が欲しいという町民の要望に応じていくのか。

それから先ほどテクノセンターの補助金は今後の企業の若手の育成だとか新しいものづくりの方に充てたいということでやっていますけれども、テクノでは、ござるの会ですか、あつたりして、そういう交流だとかいろいろな共同開発だとかやっていますし、B・Iプラザも新規創業者を育てるということで立ち上げてはいるんですが、なかなか自立できる、あるいは新たな産業が芽生えるというふうにはいっていないんですが、そういうところをB・Iプラザとかテクノセンターあるいは産学官の連携でということで、信大、長大、そういうところとも提携しながら、そういう頭脳のああいうのもかりながら坂城らしさの製品を生み出していきたくてずっと言っているんですが、なかなかそれが実際のものに結びついていかないと、成果がなかなか上がってこないというところで、その辺をどのように考えているのか、以上についてお伺いします。

**産業振興課長（小奈君）** 再度のご質問についてお答え申し上げます。

駅前活性化、こちらにつきましては、先ほど議員さんのご質問の中にもございました、にぎわい坂城、またはまちづくり坂城、これら地域の団体、または私ども町の方でかわり、また商工会もかわりながら展開をしている団体がございます。そちらとともに町の方として地域の皆様と話をすることで、駅前の活性化、どのようにしていったらいいのか、これは今回の事業の中で展開をさせていただきたいと考えております。

先ほどお話がございました全町的な、そういう部分もこのような展開を考えていく中では当然必要なことと考えます。それら皆様のお声も頂だいする中で展開をしていきたいと考えております。

またテクノセンターの方の成果、確かにテクノセンターの成果というお話になりましたときに、どんな形で成果が出ているかというお話かと思ひます。

平成21年度に、ものづくり試作品等補助金という国の緊急経済対策の事業がございました。このときには坂城町で、この小さな町と言ったら申し訳ないんですが、1万6千人という規模の町の中にある事業所、こちらは270社ございますが、6社が採択された、これは東北地区の秋田とかいうところであれば県レベルに近い数値と聞いております。当然このものづくり試作品の補助金を頂だいし、結果まで求めていく、そのような動き、これはテクノセンターのみならず、先ほどお話もございました信州大学の先生方、またテクノセンターを通じての産業技術総合研究所、こちらの研究員さん、これらの力をかりて実際には展開をして結果に向けて努力してきたひとつの成果としては私の答弁として申し上げるものでございます。以上でございます。

**6番（塚田君）** 13ページの款6農林水産業費、項1農業費の前のページの農業振興費ですか、先ほども質問ありましたように、農産物直売所の駐車場の舗装の件で、まず1点ご質問したいと思ひます。

これは昨年の11月に建設竣工しまして、その後今年の4月に入りましたか、トイレができて、そして今回この舗装ということで、それぞれいろいろな工事がされているわけですが、当初計画の中にこの舗装も入っていたのかどうか。

そして地域発元気づくり支援金、これは毎年こういう施設に対して県から受けられるものか。

その点をまず質問して、もう1点、その下の目5農地費の中での説明、農道等基盤整備町単事業2、319万円、この工事の場所と内容を聞きたいのと、それとその下の町単補助事業373万円、この内容と件数をお願いします。

**産業振興課長（小奈君）** 塚田議員さんのご質問についてお答え申し上げます。

まず最初に、直売所の舗装工事、こちらについては当初計画では確かに整えたいなという要望もいただいている中でございましたので、順次というお話になったと記憶しております。

あと元気づくり支援金、これを毎年このような施設へ受けられるのかという質問につきましては、元気づくり支援金については毎年受けられるというわけではございません。応募する中での採択という県の方で応募を受け、それをこの事業、地域の元気をつくっていくんだと、そういう中で、これはぜひというお話になってきたときに採択され、初めて得られるものという形で聞いております。

続いて農地費の町単工事の場所というお話でございます。

町単工事につきましては、ひとつ農道整備的なもの、こちらの方を六ヶ郷または込山という中で、さらに2カ所対応していきたいというものがひとつございます。あわせて村上地区の通学路、こちらの方、かつてパチンコ屋がありました横から村上小学校へ向けて月見区の子どもたちの通学路がございます。こちらの用水路の危険箇所の改修、これについて使用していきたいということで、これについての新規要望について応えるものでございます。

町単補助工事につきましては、17区2団体23カ所について今回、補正にあわせて補正とともに実施をしていきたいということで今回補正も計上させていただき、各区の団体の方に随時連絡をし、整えていきたいというものでございます。以上でございます。

**6番（塚田君）** 直売所の舗装の件ですが、非常に計画性がないと。私は朝起きれば直売所、夜寝るときにも直売所と、そこに住んでいますから非常に関心もあるし、心配もしております。特に町民の方も「これは大丈夫か」と。なぜ最初からちゃんとした建物をつくって、トイレもつくって、そして舗装もして、すぐ開店できるようにと、そういうことが全然ないんですよ。

それでは聞きますけれども、この舗装については40台という先ほどの説明もありました。また、そのほか砂利を敷く、植栽ではばらの苗を植えると、そういうことがあります。私もあそこに勤めているボランティアの方に聞きますと、この夏が非常に心配だと。要するに西日が当たって、今でもよしずで何とかしのいでいますが、この西日というのが、ましてや舗装をされると照り返しで想像以上の暑さの中で、あの直売所の運営をしなければならないと。

ですから私はあそこに、今さら建てた場所を云々という気持ちはありませんけれども、今度この舗装をするにあたって排水も含まれていますけれども、あの排水は前沢川に流すのか、それとも南側の排水の方へ流すのか。そして、その舗装の種類は排水性の舗装になるのか。そして40台のスペースは、どのくらいの舗装のスペースになるか。私はこの際ぜひ大きな日陰になるような大きな木を植えなければならないと。ばらならば全然日陰にならないですよ、はっきり言って。南側には桜の木が6本ばかり植わっています。しかし、西日の対策には全然ならない。ですから今度の舗装をするにあたって、どのような設計がなされているか。

それともう1点、町単工事の関係ですが、最近のゲリラ豪雨とか、この梅雨時期の長い雨とかそういう関係で、中小の用水路とか、それが非常に氾濫するという声を非常に多く聞きます。そして今話が出ました前沢川、これについても建設課の方に一応申し入れてはありますが、あの泉団地を建設するとき、あの小さな中之条へ下る前沢川へ多くの排水を流しているから、今非常に雨が降ると水田がダムようになって雨水が流れ込んできていると、そういうことが非常に多く聞かれています。その中で、先ほども言われましたように、前沢川へさらにまた舗装の関係の水路も流すのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

**産業振興課長（小奈君）** 直売所の舗装工事につきまして、どのような設計内容かというものについて申し上げます。

設計につきましては、先ほど議員さんの方のご指摘もございました排水路、これについては今現在の排水路の計画は排水側溝を4.5m中央にあける中で、今現在、こちらから行きますと北側になりますか、あちらに向けて展開をさせていただき、道路側溝の方へというような流れを考えているところでございます。

また舗装部分については1千㎡ということで、これについて浸透性のある、当然水がそのような話もございます、そのようなアスファルト剤を使う中で進めてまいりたいということで考えておりますし、また日陰という部分、これについても現在もあそこで、よしずというんでしょうか、ビラを下げるような形の中でも展開しておりますが、そのような部分を今後、よりあそこに置くものが傷まないような、そんな仕組みの中でやってまいりたいと考える次第でございます。

舗装につきまして、といたしますか、外構につきまして以上でございます。

**9番（大森君）** 2点についてお伺いいたします。

1点目は、20ページの款10教育費、項1教育総務費、目2の説明では学力向上事業ということで先ほど説明があって、今年初めてということで成果については、まだ出ておりませんということであるわけですが、学力向上事業というのは、もう何年かやっているわけですよね。その点については質問に対して答えることができたのではないかというふうに思うので、私が再度お尋ねいたします。

それから、この学力向上をやる上で、一般質問でもありましたが、先生の負担が非常に多いということでの先生の声聞いて一般質問でも取り上げたという経緯があるわけですが、先ほど説明では、この講習会を2～3回できればということですが、これは時間内でやるということの判断でいいんでしょうか。

2つ目、次の問題ですが、文化財保護一般経費の点であります。

22ページの目4文化財保護費の中の文化財保護一般経費というところで、先ほど説明がありました、民具等を台帳に記載登録していくということですが、これは何点あるのかということと、いつごろまで、これを台帳として登録し、その後の民具はどのような扱いになるのか。公開されるのか。もし公開すれば、どこへどのように公開するのかという点についてお尋ねいたします。

**教育長（長谷川君）** 20ページの教育総務費の学力向上事業についてということでご質問をいただきました。

先ほど「ここに掲げてあります学力向上事業の中身は今年初めてのことで成果が上がっておりません」というふうに申し上げましたけれども、以前から続けている学力向上事

業につきましては、一般質問の中で塩入議員さんからのご質問にも、それから柳澤澄議員さんからのご質問にもお答えを申し上げましたように、成果が上がっております。今年で6年目ですけれども、非常に授業はよくなってきたと私は評価しておりますし、子どもたちが主体的に活動できる授業が、どの教室でもだんだん構築できてきているという意味では大変ありがたいなと思います。

ただ、今後も、この計画はあと2年あるわけですが、2年間の中でさらに発展させていければということをお願いしております。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** お答えします。

民具について何点あるかということでございますけれども、現在まで寄贈いただいている民具、唐箕とか機織り、脱穀機等約300点がございまして、文化センター北側のプレハブあるいはふるさと歴史館駐車場のプレハブ等収納しておりまして、これを洗浄し、分類して台帳化、それから活用へと作業を進めていきます。

当然どこへ展示するかということについては、これから具体的に検討させていただきますけれども、小・中学校等にも巡回で展示することができるかどうか、今後検討してまいりたいと思います。

**教育長（長谷川君）** 大変失礼しました。1つ答弁漏れがございました。

先生方の分析の講習会ですけれども、もちろん時間内でやっていくようであります。

**9番（大森君）** 学力向上の関係ですけれども、先生は数年ごとかわっていくわけですよね。そのたびに新しい先生が学校へ赴任されて、また一から始まるわけですよね。だから、これは永久に続けるという判断でいいのかどうか。

それから文化財保護の関係ですけれども、ひとつ答弁漏れもあるんですが、いつまでにこの台帳を仕上げるかということについてご答弁なかったもので、それも含めてですけれども、どういうふうを活用するかについてはこれからということですので、それは期待するしかないと思うんですが、いつまでに仕上げるかということについて工程を答弁願いたいと思います。

**教育長（長谷川君）** お答えをさせていただきます。

もちろん先生方は毎年かわっていくわけでありまして、こういう事業を続けてくることによりまして、6年目の中で、先ほど申し上げたような成果が上がってきているのは、6年間先生がいてくれたわけではありません。どんどん変わっていく中で、学校としてそういう力をつけてきたということでもあります。もちろん先生がかわったから、おいでいただいた先生にそういう面では不足している部分があることは当然あるかと思いますが、学校の中で今までいた先生方が、あるいは学校運営の中での姿勢がそういう方向へ向いていければ、当然その先生も頑張っていただけのものであります。

いつまでという点につきましては、先ほど申し上げました、あと2年この事業は続けさせていいただくということではおりますが、その後について、願いとすれば、ここまでできればいいなというところまで行っていただければありがたいという願いは持っております。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** 答弁漏れ、失礼いたしました。

光を当てる補助金を活用しての作業でございます。23年、24年度の2年間の補助金を活用しての作業ということで、本年度、重点的に民具整理作業を実施してまいります。その後、24年度は古文書の整理作業も順次進めてまいりますので、本年度中を目処に作業を進めてまいりたいと思います。

**産業振興課長（小奈君）** すみません、貴重なお時間を頂戴しまして申し訳ございません。

先ほどの塚田議員さんのご質問の答弁中、直売所の舗装について浸透性の舗装というような答弁を申し上げてしまいました。いわゆる浸透性舗装ではありませんが、粗目の舗装により排水性に配慮していきたいということで、申し訳ございません、答弁の方、訂正させていただきたいと思います。

**12番（池田君）** 最初に7ページの款2の中の庁舎の間仕切りということで、どのようにやるのか、説明をお願いしたいと思うんです。

次に、款9の消防費の中の節の説明に消火栓工事の負担金というのがあるんですけども、これはおおよそのことは私もわかっておりますけれども、それについて説明を受けて、その後また提案等も私にあるものですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから22ページですが、款10教育費の中の節の説明の中に分館施設整備事業補助とあって3千万円ほどのっているわけですけども、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

**総務係長（青木君）** それでは私の方から総務費、庁舎間仕切り等改修工事についてご説明申し上げます。

この改修工事につきましては、庁舎内2カ所予定してございます。まず1カ所目につきましては、企画政策課北側のあいているスペースのところを間仕切り及び扉をつけまして小会議室として、また住民の方との懇談及び内部の会議等に使用できるように整備をするものでございます。

それともう1カ所、1階、収納推進係東側、裏側になりますが、現在相談室ということでスペースとして使っている部分でございますが、この部分につきましては、現在扉がない上にパーテーションで仕切った上の欄間の部分、上の部分があいているというようなため、税ですとか福祉などの個人相談など行う際には内容等が外に漏れるというようなことがございまして、以前からプライバシーが保たれないというようなことのご指摘がございました。今

回その扉の設置と欄間の部分をふさぐ工事を行うものでございます。よろしく願いいたします。

**住民環境課長（塚田君）** 消火栓工事負担金150万円につきましてですが、主なものは、予定しておりますのは、横町通りの入り口でございます消火栓の移転を計画をしております。そのほか消火栓の水漏れ等で修理が必要な部分がございます。そちらの方で充てたいということでございます。以上です。

**教育文化課長（中沢君）** 分館等施設整備事業補助金3千万円でございますが、これは鼠公民館の整備事業の補助金でございます。現公民館が大変老朽化いたしまして雨漏り等生じているということで鼠公民館で建設の計画がされておまして、今回、自治総合センターコミュニティ助成金ということで1,500万円の補助をいただき、また町単独で1,500万円、計3千万円を補助するものでございます。

**12番（池田君）** 庁舎の間仕切りというのは大体的に説明でわかったわけでございます。

それから、今、公民館の建て替えというような中でのことで、これも理解ができたと思います。

それから最後でございますけれども、消火栓の工事負担金というところで横町の今、水道工事をやっているところの消火栓を多分取り替えるというか、何か地下式にするとかというお話を聞いているわけでございますけれども、あそこの消火栓というのは歩道上にあるんですよね。あれは室賀坂城停車場線という県道であるところの歩道上にある消火栓でございます。それで地下式にすると言うけれども、あそこの場所のところには何か埋め込み式のやつをやるといっただけけれども、角でもってちょうど坂になるもので冬になると滑るから場所的にちょっと移動させてもらいたいというようなお話も聞いているんです。

それから消火栓につきまして、その箇所のことについてですけれども、角のところに電柱と町の街路灯があるんですよね。あれがあるために非常に交通に不便をきたしているようにお聞きするんですよね。あのことについても何とか、この消火栓には関係ないけれども、やってもらいたい。

また歩道上の角のところに元宮坂さんという店があって、その店さんがどういうふうにしてあそこへつくったかわからないけれども、道というか、歩道の上に家というか、建物があるんですよね。あれがあるばかりに横町方面から坂城駅へ来るお客さんというか、人というのは歩道として県信の中を通っているんですよね。あれ、個人の道路だったら多分意地悪して通させないようにしたと思うんですけれども、ああいう公の場所ですから、公というか、企業でやっているところだから黙って通させているんだと思いますけれども。だから、あの歩道も消火栓はあるわ、建物はあるわで全然半分以下になっちゃっているんですよね。そのようなことから、あの建物を何とかしてもらわないと、県の仕事だと思っただけけれども、大

変なところに建物が出ているというようなことでございます。

それから、ついでもございますからお話し申し上げますけれども、先般のばら祭りのときに町長さんが「あそこの県信のあそこの土留のところに、ばら祭りの看板になる横断幕をやったら大変よかった」というお話を聞いたわけでございますけれども、あそこのところはああいうふうにはただ暗くなっているから、県信さんの支店長さんが言うに「あの部分、町で明るくつくれるんだったら貸してもいいですよ」というようなお話も聞いているんですよ。だもんで、あそこへ絵を書き込んじゃえば、そのままの絵になっちゃうんだけど、あそこの部分に大きな額的なものをつくって、そこへ絶えずリースか何かでもって、いつもというか、四季折々というか、年に4回ぐらいリースで張り替えてもらったりしてやれば立派な駅前になるのではないかというようなことも提案をしたいと思うわけでございますけれども、ちょっと道から外れたあれになりますけれども、私とすれば、いい提案になると思うんです。ですので、ここでお知らせ的に話しているわけでございますけれども、そのようなことでちよっとどのように考えられるか、お答えをお願いしたいと思います。

**住民環境課長（塚田君）** 消火栓の移動につきましては、安全性をよく考えて設置に向けてやっていきたいというふうに思います。以上です。

**産業振興課長（小奈君）** ただいまのご質問の中、駅前の活性化という部分のご提案でございます。本当にありがとうございます。

そういう中で、今お話もありましたこともご提案の中で、これから活性化事業を展開していく中で、また検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（宮島君）** 追加日程第1「発議第2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第3「議案第36号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」まで3件を一括議題として議決の運びまでしてまいります。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（宮島君）** 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

**9番（大森君）** 発議第2号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、依然として厳しい状況が続く社会経済情勢等を鑑み、町議会議員の議員報酬の額を平成23年7月から平成24年3月まで減額するため、議員報酬の特例に関する条例の一

部を改正をいたすものでございます。

減額の内容は、議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が4%をそれぞれの報酬月額から減ずるものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**町長（山村君）** それでは、私の方からは議案第35号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、私が選挙中のときから選挙公約といたしまして限られた財源の中で教育であるとか福祉であるとか、そういう面にいささかでも原資に充てていただこうという思いで提案するものでございます。町長の給与に限り減額することについて条例を制定いたすものです。

内容につきましては、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、町長の給料減額を20%減額いたすものです。1年9カ月分ということになります。ひとつよろしくお願いたします。

では続きまして、議案第36号「平成23年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」も引き続きご説明申し上げます。

本件は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億4,163万円といたすものです。

内容につきましては、歳出において町長の給料の特例減額で145万8千円、議員報酬の特例減額で124万2千円それぞれ減額でございます。

また夏季の電力需要対策による保護者勤務先の勤務日の変更に伴う日曜保育に関する経費といたしまして42万円を増額いたすものです。これに関連しまして、歳入においては財政調整基金からの繰り入れを228万円減額するものです。

よろしくご審議の上適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

**議長（宮島君）** 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後1時30分）

**議長（宮島君）** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「発議第2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

---

◎追加日程第2「議案第35号 町長の給料の特例に関する条例の制定について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

8番（入日さん） 町長が、公約なので私は20%下げたいと。それは非常に結構なんですけど、そうすると副町長が67万円で町長が64万8千円と逆転現象が起こってしまっていて町民はどんなふうにするか。そういうことも考慮して副町長なり教育長なりにも一応打診をして「私はこういう意向ですけれども、皆さんどうでしょうか」ということがあったんでしょうか。その点についてお伺いします。

町長（山村君） お答えいたします。

当然そういう議論といいますか、そういう話がありまして、私はほかの特別職、いろいろな職にある方に影響させないということを私は前から言っておりました。

それから、もっと言いますと、別のところで現在、国家公務員に対する報酬の削減ということが議論されております。これは地方自治体には影響させないとは言っていますけれども、全般的な議論として、また全体の議論があり得るかなと思っていますので、今回はとにかく私に限定してということで提出させていただきました。以上でございます。

8番（入日さん） 私に限定してという非常に町長の潔いんですが、それは私たちもわかるんですけれども、もちろん私は職員に対してまで減額というのは、ここずっと職員に対しては減額させていますので、それはやはり大変申し訳ないというか、それはやるべきではないと、私も思っていますが、三役に対しては、やはり呼びかけて、三役が20%は多いですから、私5%、私10%とそれぞれこのぐらいならというものがあつたと思うんですよね。だから、その辺については、やはり打診をして、もうちょっと話し合いの中でやった方がすっきりしたのではないかと私は思うんですが、その辺、副町長はどうお考えでしょうか。

副町長（宮下君） ただいま町長が申しましたが、町長も選挙公約という形の中で、私はこういうふうにしたいというお話をいただきました。私としましても、今、議員さんがおっしゃったとおり、当然逆転現象になるわけですから、そういった部分についてはいかがなものかということで話し合いもしていきましたが、今回につきましては、そういった中で今お話がありました、国家公務員、地方公務員の給与が流動的な状況にもあると、そういう状況の中でもある中で、そういった部分を含めて今後の検討の中で考えましょうということでありますので、今回につきましては私もそれで通したということでありますので、よろしく願いいたします。

8番（入日さん） 今回は町長の強い意志であつたので、そういうことにしますと。だけど、今後の中で検討していきたいということですので、いろいろなこれから補正や何かも出てきて財源的にも不足してくる面もあると思いますので、この1年間の中で検討して、途中からで

も減額ということができれば私はその方がよろしいと思いますけれども。意見として言うておきます。

**13番（柳澤君）** この特例の期限を25年度末とされた訳は何かありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

**町長（山村君）** 私は当初2年とっていました。それは私の公約の中で、いろいろ大変な大きな額ではないかもしれませんが、全体の政策の中では。しかしながら、私が前から訴えていました教育問題とか福祉問題だとか、そういうものに直接この減らしたものを充てるということとはできないと思うんですけれども、気持ちとしては2年間ぐらいの間に私の施策がある程度見通しがつくかなと思って2年というふうにしました。実際には始まっていましたので、7月から1年9カ月ということにさせていただきました。ですから、そこから先はまだちょっとわかりません、どういう状況になるか。単年度だけということもありますけれども、それでは私が思い描いていることを9カ月だけということになってしまいますので、25年の3月というふうにさせていただきました。以上でございます。

**13番（柳澤君）** 町長のお気持ちもよくわかりますし、先ほどやりとりが済んでしまいましたので申し上げる必要はないかと思うんですが、私の考えたのは、公約があった、それから町長さんのお気持ちがあった、それにしてもちょっと下げ幅が大きいわけでありまして、減額の幅が、20%というのは。そういうことで、ひとつのきちんとした条例の中でのバランス的なもの、整合性というのは適当ではないか、バランス的なものがどうなんだろうと、そんなふう感じたわけです。これは多かれ少なかれみんなそんなふう感じてしまう。その場合に「これが15%だったらよかったのにな」なんて、こんなふう思うわけなんです、それで期限のことも聞いたんです。だから25年度末というふうにしたということは、当然その時点でまたお考え直しただけのらうと思うんですが、今さら20%を15%には申し上げられませんが、その20%が条例の中でどうなのかという、ちょっと心配を感じるわけですが、できたらもう一言その辺をお聞かせいただきたいと思います。2年後にどうするかということも含めて。

**町長（山村君）** 2年後のことはよくわからないと思っています。坂城町の情勢、業績はどうなっているのか。企業の立ち上がりがどうなっているのか。全体の許す財源がどうなっているのか。それは今から1年先を予測するのも難しいかもしれません。ですから、とりあえず1年9カ月後、25年3月ということにさせていただきました。これ以上あまり論理的に説明することはなかなか難しいと思うんですけれども、そういう気持ちでスタートしましたので、その時点になってまた考えるということになると思います。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第36号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

8番（入日さん） 4ページの款3民生費、項2児童福祉費で、町長の説明で夏場忙しくなっているの、日曜保育を始めたいと。そのための補正として職員の時間外勤務手当20万円、臨時保育士22万円、合計42万円がもられたわけですが、この日曜日というのは基本的には何時から何時までをやって、その場合は休日保育と同じ、延長保育的な金額でやるのでしょうか。その辺のことについてお尋ねします。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。

現在、日曜保育は行っておりませんが、今回の、いわゆる原子力発電所の事故、それに伴う停止というようなことを受けて、夏場の電力が不足するという心配から、それぞれ事業所の皆さんも操業時間をスライドしてということの中で、日曜日に保護者が勤務するということが子どもを見る人がいなくなるという中で、7月から9月に限定をして日曜日に保育をいたすということです。時間は午前7時30分から午後7時まで、19時までということを実施をいたします。

基本的に保育日の振り替えといいますか、いわゆる勤務日が振り替えになるということで、保育日を振り替えるという形で、日曜日保育で保育所に登園した場合には翌週の平日の中で代休、休園をしていただくということでございますので、通常の時間の保育については特別料金をいただかないで実施をするということになります。ただ、午前7時30分あるいは夕方7時までというのは通常の延長保育ということになりますので、そこまでの保育の希望の方には日常行っております延長保育という中で料金をいただくようになります。以上です。

8番（入日さん） 一遍に聞けばよかったです、坂城保育園だけということは、かなり人数があまり多くないということだと思えますけれども、今のところ一応こういう日曜保育を希望している子どもは何人いらっしゃるのでしょうか。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。

事業所の対応についても、まだ決めかねている事業所さんもあるということで、確実に何名ということは申し上げられません。

ただ、保護者の皆さんに事前にアンケート調査をした段階では10数名の方からそんなご希望が出ております。以上です。

1番（塩入君） 今と関連した質問になるんですけども、一応企業に関係したお子さんの保育ということで限定されているのか。それとも自営業で、どうしても日曜日忙しくて預けたい

と、そういう方も含めて考えられているのか、その点です。

**福祉健康課長（塚田君）** お答えをいたします。

あくまでも今回の電力不足ということの心配の中で、この需給調整をするということで操業日をスライドした事業所にお勤めの保護者、現在、町立の3保育園に登園されている子どもさん対象ということで、7月から9月、3カ月限定の特例ということでありますので、対象の方も限定をさせていただくということでおります。以上です。

**9番（大森君）** 民生費の坂城保育園の休日保育についてお尋ねいたします。

地元の保育園へ入れないで勤務先で預けているという親御さんも何人かいらっしゃると思うんですが、そういう自治体では、こういう制度を取り入れているかどうか。もし取り入れていなければ、この坂城の方でお子さんをお預かりするということは考えていらっしゃるのでしょうか。

**福祉健康課長（塚田君）** お答えが食い違っておりまして、お許しをいただきたいと思いますが、現在、町立の3保育園で子どもさんをお預かりしている方が対象ということであります。企業さんの方で現在、通常の中でお預かりいただいているというものについては承知をしておりますので、現在、あくまでも坂城、南条、村上の保育園に通園されているお子さんが対象であります。

**9番（大森君）** 質問と答弁がちょっと違うんですが、坂城の親御さんで勤務地に近いところに保育園があれば、そちらの方へお預かりしているという制度がありますよね。まずそこを確認しなければいけない。それで、その自治体で、もし休日保育をしていない場合は、そこで預かっているお子さんは坂城保育園でも預かることができるのかということですか。

**福祉健康課長（塚田君）** お答えをいたします。

現在、広域入所という制度がございますが、坂城に住所があるお子さんを、例えば隣の上田市あるいは長野市の保育園に通園されているお子さんがおりますが、そのお子さんは、あくまでも上田市の保育園に入園されているということになりますので、該当にはなりません。

ただ、現状の中で、そのお子さんがどこに行かれているかわかりませんが、現状の中でも日曜保育を実施されている自治体もございますし、それから今回この関係につきましては、多くの自治体で新たに日曜保育を実施するような形で取り組まれているというふうに聞いておりますので、今現在通園されている保育園の所在市町村の制度の中で行われるものというふうに認識しております。

**議長（宮島君）** 規定というものがございまして、そういう判断をしたいと思いますが。

進行させていただきます。

これにて審議を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（宮島君） 各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の委員会継続審査調査の申し出があります。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することに決定をいたしました。

---

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（山村君） ありがとうございます。おかげさまで平成23年6月の議会定例会、滞りなく皆様のご意見を伺いながら終了する段取りとなりました。

平成23年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

町長となりまして初めての定例会は、本日までの12日間の長きにわたり、ご審議を賜りました。提案いたしました条例の新設、一部改正、一般会計補正予算を原案どおり、ご承認、お認めいただきました。誠にありがとうございます。いよいよ新しいまちづくりのスタートと考えております。

さて、第6回ばら祭りが6月4日から6月19日までの16日間開催され、薔薇人の会の皆さんや企業オーナーの皆さんの思いが見事に開花し、県内外から約3万8千人の大勢の方が来園され、交流、観光の拠点となりました。さらなる町全体への活性化へつなげることができるよう、皆さんとともに頑張りたいと思っております。

また来園者の皆様から「ばらの気持ちを被災地へ」という合い言葉に被災された方々への応援メッセージを書いていただきました。明日6月25日ですが、陸前高田市へ私が直接お届けしたいと思っております。

さて明後日、26日、日曜日ですが、この日には町ポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団員が有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたします。多くの皆さんの応援をお願いいたします。

なお、この大会の優勝分団とラップ分団は7月10日、日曜日に同会場で行われる埴科ポンプ操法大会に出場いたします。

また同日となりますが、26日、午後、日本食育協会理事の引地ユリ先生が「21世紀を

生きるために」と題してさかきふれあい大学の教養講座が文化センターにおいて開催されます。これからの未来を培っていく子どもたちを親が地域がどのように接し、また子どもたちの個性をどのように伸ばすかを講演されます。子育て世代の皆さんなど大勢の皆様に参加いただければと思っております。

また町民祭り坂城どんどんを8月6日、土曜日に開催いたします。今回は東日本大震災による被災地を離れ、坂城町に避難されている方々もご招待したいと思っております。また踊りコンテストの商品には被災地の産品をとということも先日の実行委員会でお認めいただきました。大勢の皆様にご参加いただき、坂城町から元気を発信しようではありませんか。

さて私の町政運営に向けての考え方、方向性につきましては、所信表明や一般質問の答弁で、その一端をお示しできたかと考えます。

メガソーラー発電につきましては、クリーンなエネルギーを坂城からという思いで手を挙げております。クリーンエネルギーにつきましては、いろいろな方法があるかと思えます。あらゆる知恵を使っていきたいと思っております。ものづくりのまち坂城として私たちの日常生活にとって電力の安定供給は欠くことはできません。この点につきましても皆様と一緒に研究を続けたいと考えております。

何回も申し上げますが、3月11日以降、私たち日本人の価値観に大きな変化があったと思います。防災に対する考えであったり、エネルギーのあり方、国家、自治体、いろいろな視点が生まれていると感じます。また中部電力浜岡発電所の停止が当町へどんな影響を及ぼすのかも懸念されております。日本国政府におきましても、一刻も早く長期的な新エネルギー政策を確立されるように切に願うところであります。

日本全体が重苦しい暑い夏を迎えます。議員各位におかれましても健康にご留意され、ご活躍されんことを心からお祈り申し上げまして閉会のごあいさつを申し上げます。ありがとうございました。

**議長（宮島君）** これにて平成23年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

「東日本大震災」及び「長野県北部地震」に対する被災者支援  
並びに坂城町災害対策の推進に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

「東日本大震災」及び「長野県北部地震」に対する  
被災者支援並びに坂城町災害対策の推進に関する決議

3月11日に発生した「東日本大震災」及び12日の「長野県北部地震」は、日本の歴史上最悪の被害をもたらし、被災者、死者が計り知れない大災害となりました。

ここに坂城町議会は、亡くなられた皆様とご家族に対し、哀悼の意を表します。被災されたすべての皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様方が一日も早く立ち直られ、復興されますことを願うものであります。

今回の大震災は、国難というべき未曾有の災害となり、地震と大津波による被害、さらには福島原子力発電所の一連の事故により、壊滅的な被害を受けた被災地が東北地方を中心として広範囲で発生しました。

被災された皆さんの支援と被災地の復興には国民的な支援が必要であり、継続的な取り組みが求められています。

坂城町においても、震度3を記録するなど、決して予断を許しません。行政におかれては、支援活動とともに改めて災害対策を再検討し、町民の皆様方におかれては、一人ひとりの被災地支援協力とあわせて、日ごろから災害に強い地域の絆づくりもお願いするものであります。

本議会は、今回の大震災に対して、惜しみない支援活動を積極的に行うとともに、国、県、市町村が一丸となり、一人ひとりの被災者が失った生活基盤の回復に向けた取り組みを継続的に推進していくよう求めます。

以上、決議します。

平成23年6月 日

坂 城 町 議 会

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 子育て支援について イ. 子育て基本姿勢について ロ. 保育料の値下げを ハ. 村上保育園の一時保育を ニ. 子どもの医療費無料化の年齢引き上げを ホ. 不安定雇用の見直しを 2. 子どもが輝く学校づくりについて イ. 小・中学校の子どもと教職員の実態は ロ. 教職員の健康と勤務実態は	1 番 塩入弘文	町 長  教 育 長  福祉健康課長
2	1. 山村町政の民間視点のまちづくり イ. 民間視点からの産業振興、産業活性化について 2. 住民にやさしい福祉と健康のまちづくり イ. 福祉、介護、保健、医療ネットワークを構築し、総合的福祉サービスの充実を ロ. 高齢者へのきめ細かな介護サービスの提供と健康寿命の延伸について ハ. いつでもどこでも適切な医療を受けられる広域な医療体制の整備を	4 番 塩野入 猛	町 長    福祉健康課長
3	1. 空間放射線の測定について イ. 独自調査への考え方は ロ. 情報公開を迅速に 2. 鼠マレットゴルフ場の環境整備について イ. 簡易水洗トイレと手洗所の設置を ロ. 道路の舗装について	5 番 窪田英子	町 長   教育文化課長
4	1. 町長の選挙公約について イ. 活力あふれた元気な町 ロ. 人の輝く町 ハ. 笑顔の町 ニ. 誇れる町	10番 中嶋 登	町 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 大災害に耐えられる町づくりを イ. 町はどのような支援をしてきたか ロ. 町内避難場所の再点検を ハ. 自然エネルギーの推進について 2. 有線放送電話について イ. 加入者状況について ロ. 加入者減少後の有線放送は	11番 塚田 忠	町 長 住民環境課長 企画政策課長 まちづくり推進室長
6	1. 地域医療について イ. 現状とその問題点について ロ. 定住自立圏形成協定の締結をふまえて 2. 浜岡原発停止を受けて イ. 停止受け入れについて評価は ロ. 省エネと自然エネルギーについて	3番 西沢悦子	町 長 福祉健康課長 企画政策課長 総務課長 教育文化課長
7	1. 子育て支援について イ. ながの子育て支援家庭優待パスポート事業に参加を ロ. 福祉医療費の子どもの年齢引き上げを 2. 駅のエレベーター設置について イ. 坂城駅にエレベーターを 3. 文化の輝く町について イ. 町の施設をギャラリーに	8番 入日時子	町 長 福祉健康課長 教育文化課長
8	1. 選挙公約について イ. 民間感覚とは ロ. これまでにかかわった教育問題とは 2. 坂城中学校開校50周年について イ. 町として記念行事は ロ. 実行委員会の記念事業に施設整備とあるが ハ. 町内小・中学校の冷房設備の状況は	6番 塚田正平	町 長 教 育 長 教育文化課長
9	1. 下水道について イ. 進捗状況は ロ. 国、県、広域への対応は 2. 町長の施策理念について イ. 教育施策について ロ. 所信表明について	7番 山崎正志	町 長 建 設 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 変化する地方自治への評価は イ. 地方分権か、地域主権か ロ. 今後、優先する施策は 2. 自然の活用と災害対策を イ. 太陽光発電所について ロ. 大規模災害への対応について ハ. 松枯れが急速に広がっているが 3. 流行性感冒への対応は イ. 小・中学校の対応は ロ. 高齢者への対応は	13番 柳澤 澄	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 住民環境課長
11	1. 子育て支援拡充について イ. 子どもの医療費について 2. 防災に強いまちづくりについて イ. 被災者支援システムの導入について ロ. 「救急医療情報キット」の配布について ハ. 原子力発電所事故の対応について 3. 国民健康保険証について イ. 保険証のカード化について	2 番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長 福祉健康課長
12	1. 町政運営の基本姿勢について イ. 地方自治のあり方は ロ. 自律のまちづくりについて 2. 防災のまちづくりについて イ. 町地域防災計画について ロ. 学校の防災対策は大丈夫か 3. 脱原発から再生可能エネルギーへの転換を イ. 原発の安全神話について ロ. 町新エネルギービジョンの現状は ハ. 自然エネルギーへの転換を 4. 坂城駅にエレベーターを イ. 坂城駅にエレベーターの設置を	9 番 大森茂彦	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長 企画政策課長 建 設 課 長